

# 松江市歴史叢書17

2024年2月

## 松江市史研究 15号

- 松江市西浜佐陀町・大墓石塔について ..... 岡崎雄二郎・稻田信・高屋茂男 (1)  
松江藩御用窯における布志名焼の特徴 -土屋窯の出土資料から- ..... 小山 泰生 (11)  
松江市矢田町 勝負遺跡群の調査 ..... 岡崎雄二郎・丹羽野裕 (21)  
松江市矢田町 矢田遺跡の調査 附・来留美第4遺跡 ..... 岡崎雄二郎・丹羽野裕 (39)  
松江市東生馬町 平ノ前廃寺について -2023年報告の訂正・補訂と再検討- ..... 丹羽野 裕 (55)  
松江藩における村役人制度について (2) -近世中期の下大野村を例として- ..... 奥原啓三・小山祥子 (79)  
報告 地域調査(松江市古文書悉皆調査)について ..... 面坪 紀久 (89)

### 【行列特集】

- 特集にあたって ..... 小林 深士 [1]  
「武鑑」に見る大名行列 -松江松平家の行列道具の変遷と家格- ..... 小山 祥子 [5]  
享和三年の松江藩主松平出羽守(治郷)の帰国道中における幕府法令違反に関する史料紹介 ..... 小林 深士 [13]  
伏見-西宮間における松江藩参勤交代路の変更 ..... 西島 太郎 [19]  
松江藩主の領内出郷にみる御鷹と本陣利用 ..... 春日 瞳 [35]  
三谷内蔵之助の旅 -三谷家文書の行列史料紹介- ..... 高橋真千子 [45]  
本陣における御成座敷(書院)周りの特徴について  
-「駅々御本陣御間取絵図」を通して考察する- ..... 和田 嘉宥 (93)



松江市

(松江歴史館蔵「道中図」)

## は　じ　め　に

本市では、「松江開府400年祭」を契機として、平成21年4月から市史の編纂事業を開始し、令和2年3月に全18巻の『松江市史』を出版しました。11年間にわたる編纂期間中、本市域の歴史に関する調査研究が多くの研究者との連携の下で進められ、その成果は、「松江市ふるさと文庫」「松江市歴史叢書（市史研究）」「松江市歴史史料集」などの各種出版物や、市史講座などで逐次紹介してまいりました。

『松江市史』の編纂などを通じて明らかになっている通り、本市域の最大の特徴は、古代から現代に至るまでの長きにわたって、出雲地域・島根県域の政治権力の中核機能が置かれたことにより、そのため本市には、松江城を始めとするきわめて貴重な歴史史料が多数残されています。

本市では、これまでの学術的な研究や史料の蓄積を活用して、引き続き市史にかかる調査を進めてまいります。

さて、今号の『松江市歴史叢書17』では、参勤交代から領内巡郷まで、松江藩主などの旅にみる多彩で幅広い「行列」の形態を、「行列特集」としてまとめました。併せて、考古学、近世史などに関する研究成果も掲載していますので、ご高覧ください。

今後とも、歴史叢書の編集に多くの地域史研究者の方に携わっていただくことで、本市の歴史がより一層鮮明になるとともに、その成果が私たちの生き方に有益な示唆を与えてくれるものと確信しています。

2024年2月

松江市長 上 定 昭 仁



# 松江市西浜佐陀町・大墓石塔について

岡崎雄二郎・稻田 信・高屋 茂男

## 1. 大墓石塔について

松江市西浜佐陀町の国道143号沿いに、<sup>にしづまさだ</sup>大墓<sup>おおはか</sup>と呼ばれる来待石製の石塔がある。来待石製の筒（塔身）に笠を載せたもので、松江・善光寺の佐々木高綱石塔<sup>(1)</sup>など、同様な形態を持つ石塔は松江市内でもいくつか知られているが、銘文が残り、由来の明らかなものとして、大墓石塔を紹介したい。

大墓の由来については、銘文や伝えられるところ<sup>(2)</sup>によると大筋次のような出来事があったようである。

「宝永6年（1709）6月3日の夜、68人の旅人を乗せた舟が金代の沖を航行していた。ここは難所として知られていたので、船頭は浅瀬を避け遠回りをして舟を進めていた。その時、俄に搔き曇り暴風雨となった。舟は波風にもてあそばされ浅瀬に乗り上げひっくり返り、全員宍道湖に放り出された。やっとのことで岸にたどりついたのは、わずか27人で、残り41人の人が亡くなった。41人の内、18人は身元がわかり引き取られていったが、石州出身の男女23人については身元不明で無縁仏となってしまった。寺津の人々は、悲しくて大変むごい災難に心をいため、近くの山へ葬り、靈をなぐさめ、23名の方を併せ祀る供養墓を造り手厚く供養した。」これが最初の「大墓」である。

その後、文化4年（1807）百年忌にあたり寄付を募り、供養塔を新調し、お祀りして犠牲者の靈をなぐさめた。これが二代目の「大墓」である。

さらに、二代目の供養塔を建ててから50年目にあたる安政5年（1858）に再び寄付を募って新しい供養塔を建て、百五十年忌のお祀りをした。これが、現在見ることのできる三代目の「大墓」である。

昭和47年（1972）、供養塔背後の宍道湖を望む丘陵に「島根県農業協同組合学校」が建設された際、塔の周辺はコンクリートブロックなどで区画整備され、石塔も改めて供養された。その折りの趣旨を記



図1 大墓石塔位置図（●大墓石塔）

した石碑が塔の西側に設けられている。

## 2. 大墓石塔について

通称「大墓」と呼ばれる石塔は来待石製で、宝珠、笠、本体（二段）、基礎（二段）に加工し、組み合わせている。石塔の総高は253.5cmである。

宝珠は、高さ43cmで上段に宝珠、下段に円柱状に簡略化した請花を一石で表している。上段宝珠の最大径24cm、下段円柱の径25.5cmである。

笠は緩やかな円錐形で、高さ35.5cm、最大径91.5cm、頂部に段をもち、下方の縁は幅（高さ）8cmである。

塔身は、外見円柱で、上下二段に重ねている。上段は高さ59cm、径58.5cm、下段は高さ60.5cm、径58.5cmで、周囲に石塔建立のいきさつと、供養者の戒名・俗名・出身地・年齢などが刻んである。石塔内部は確認できないが、大墓石塔の脇に井筒に似た来待石製の加工品が置いてあり、外面には銘文が刻まれていることから、古い石塔の塔身ではないかと思われる（写真3）。この形状から推測すると、現在の石塔本体も同様な井筒状の加工品で、二段重ねのズレが無いことから、接合部は印籠蓋状に加工されていると考えられる。本体表面には、上段、下段とも銘文が彫り込まれている。また、本体の下段は二か所で縦に割れ目が入っており、そこから内部に別の石材片が見えることから、古い石塔類などを内部に納めたのであろう。

基礎である台石は、二段に重ねられており、上段は高さ34.5cm、径91.5cmで、円柱状に加工されている。下段は高さ21cm、幅120cmで、約7本の長方体を並べている。

なお、塔身には風化による表面剥離が認められ、刻まれた銘文の剥落も生じている。銘文については既にいくつか紹介されているが<sup>(3)</sup>、石塔全体に風化が進んでいることから、下記のとおり翻刻を行い、松江歴史館に所蔵されている拓本（松江郷土館旧蔵資料）を掲載した。

### 大墓 塔身銘文

（上段）

涼屋妙薰信女 石州安濃郡は祢村 はつ  
寂而妙照信女 同国同所 もん  
宝岸妙珍信女 同国同所 くに  
法雲妙喜信女 同国那賀郡都治村 なつ  
大法玄空信士 同国同所 五郎  
松室玄貞信士 同国同所 吉  
天中妙天信女 同国同所 みや  
月峯妙圓信女 同国同所 たま  
惠林玄智信士 同国浜田領たはせ村 長亀  
孝室玄忠信士 同国同所 鶴若  
湛底玄澄信士 同国同所 松亀

右拾一人ハ助りたる石州ノ三郎いまなつ三人之者夫々のかほを見しりたるゆへしだり  
樹山玄涼信士 是ヨリ十人之者俗名不知年の頃を書記十八九  
禪溪妙泉信女 同 十四五  
徳林妙功信女 同 廿三四

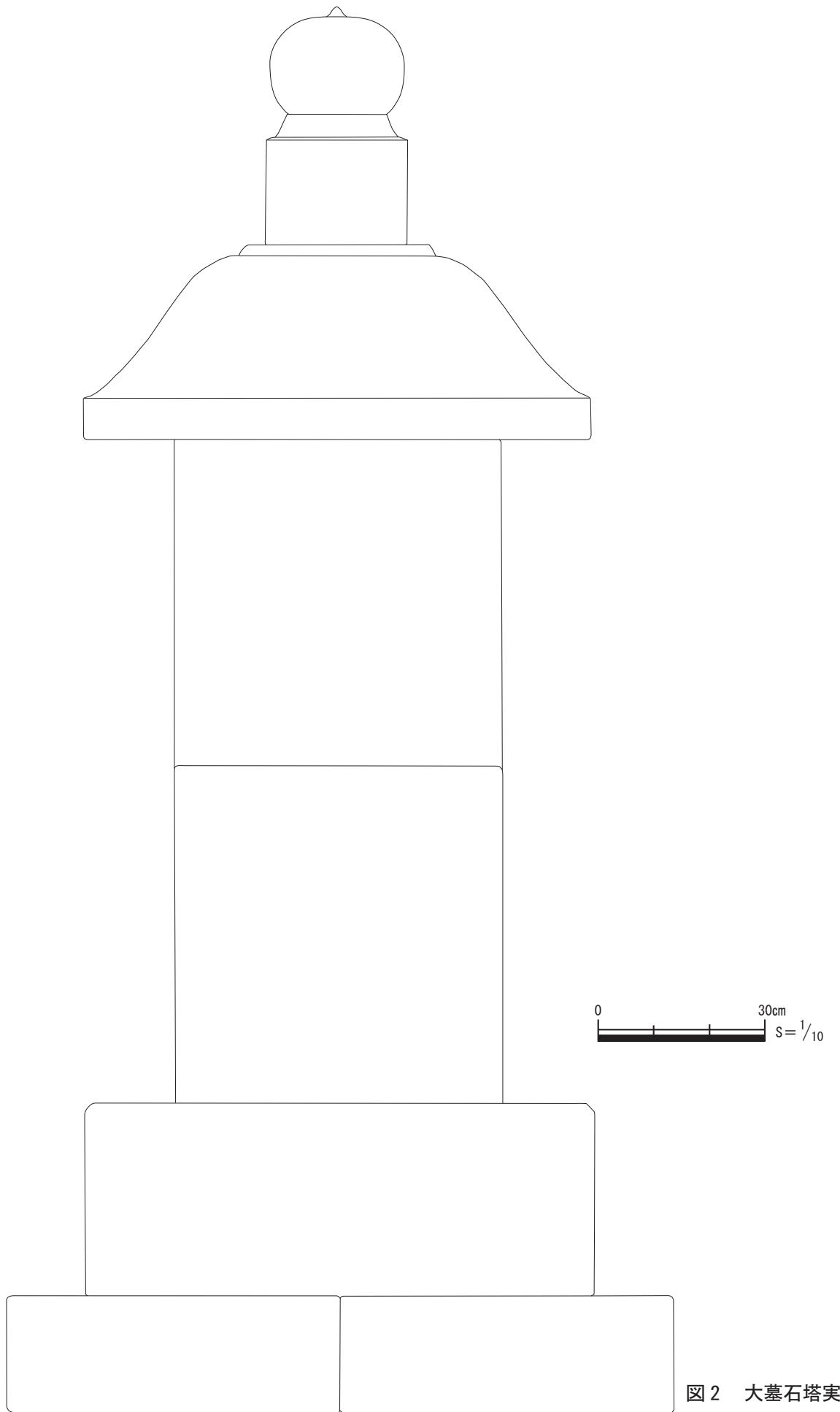


図2 大墓石塔実測図

倒岸妙舟信女 同 五十斗  
一屋妙槐信女 同 四十斗  
樹栄妙柏信女 同 十六七  
丹洞玄鶴信士 同 十四五  
一甫玄心信士 同 廿四五  
良玉玄光信士 同 二十二三  
見覚玄性信士 同 二十ばかり  
夏菊玄芳信士 生国紀州年頃五十斗  
宗峯玄旨信士 神門郡大土地村徳右エ門

### 右二十三人此山葬給

水雲妙隨信女 意宇郡林村といふ所へ死骸上りて其所へ葬  
清巖智水信士 石州浜田領たはせ村次郎右衛門死骸しぬ  
林巻貞鏡信女 死骸不上戒名斗書記  
慈空宗舟信士 右同所  
勤修水陸會薦各靈冥福  
寶永六己丑六月三日  
文化四丁卯六月百年忌再建  
安政五戊午七月百五拾年忌再建

(下段)

二十三人亡靈、寶永己丑年」六月三日の夜疾風暴雨、釜」代沖にて船破れり時溺死せ」る四十一人共に都で乗合六十八」人、死をまぬかれし者二十七人也、「自國溺死の人ハ各其家へ死」骸を持帰り親族相集懇(にいか)■■■となむへし、あハれなるハ石州■■男女二十三人むなしく他■■■となり故郷の人とてハ水祭■■■人そ無し、就中悲むへきハ□■■■人もなく姓名もしれず、只年■■■もて記し全く亡靈なり■■■外ニ死骸の所在しれさる■■■亡靈遺恨祭へし、令茲■■■丁卯百年忌に当り村人其■■■のかくごとくなるを化縁■■■に募り一錢半錢の喜捨■■■石塔を新にして佛事■■■なみ亡靈の追薦菩提■■■するあり、其後年古り■■■て字々疎にして見に□■■今茲安政五戊午百五■■■忌に当り益に村の人昔■■■むかし■■■慕ひ四方に募化して喜捨」を集メ重て石塔を新にし」佛事をいとなみ亡靈の追薦」供養を修る者也」

願以此功德 豊主  
普及於一切 寺津村中  
我等与衆生  
皆共成佛道

經曰  
具一切功德慈眼視衆生  
福聚海無量是故應頂禮  
(適宜、句読点を付し、改行を「」で示す)

## 注

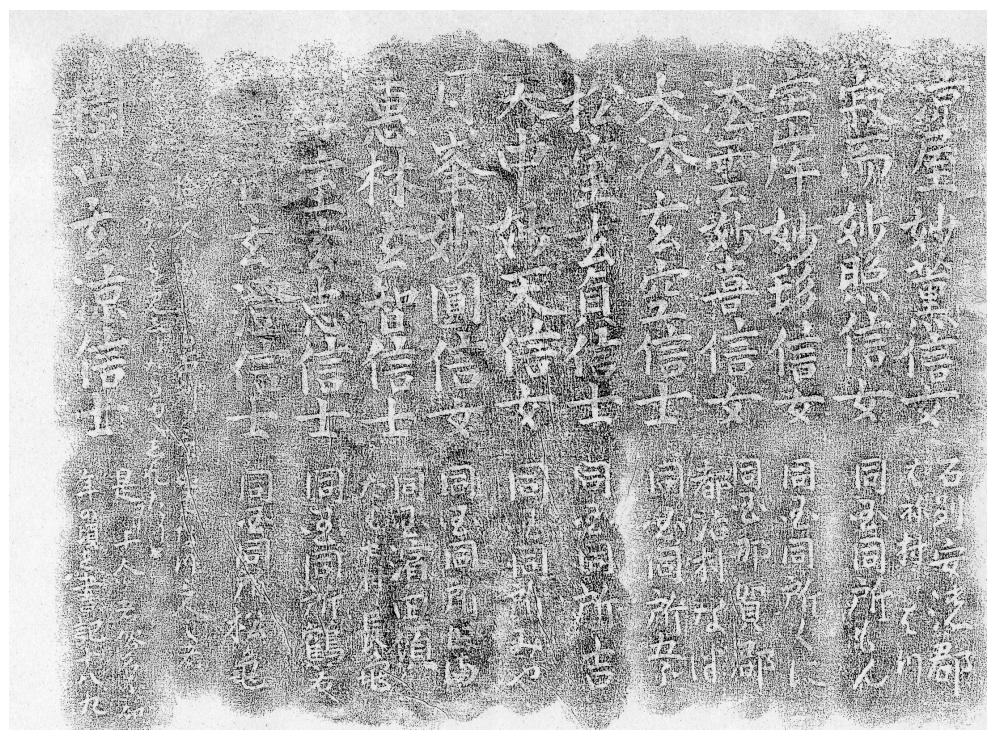
- (1) 岡崎雄二郎・西尾克己・稻田 信・高屋茂男2019「松江・善光寺に所在する来待石石塔群について」『松江市歴史叢書12（松江市史研究10号）』松江市、岡崎雄二郎・西尾克己・稻田 信・木下 誠・樋口英行2020「松江・善光寺に所在する伝佐々木高綱五輪塔について」『松江市歴史叢書13（松江市史研究11号）』松江市
- (2) 周藤吉郎編1949『古江村誌』八束郡古江村立古江中学校、鳥谷芳雄1999「宍道湖をめぐる二つの水難供養塔－近世庶民信仰の動向と水運との関連で－」季刊文化財92、多根令己2000「紀年銘をもつ来待石製品」『来待ストーン研究』3、古江まちづくり推進委員会編2008『ふるさと古江のむかしばなし』古江公民館など
- (3) 注1に同じ

[本稿は、平成19年10月14日に、岡崎雄二郎、稻田 信、高屋茂男が松江・西浜佐陀町において行った大墓石塔の調査に基づく。調査実施日より時間を経たが、石塔の風化が進み再建計画が進んだことから記録として報告するものである。]

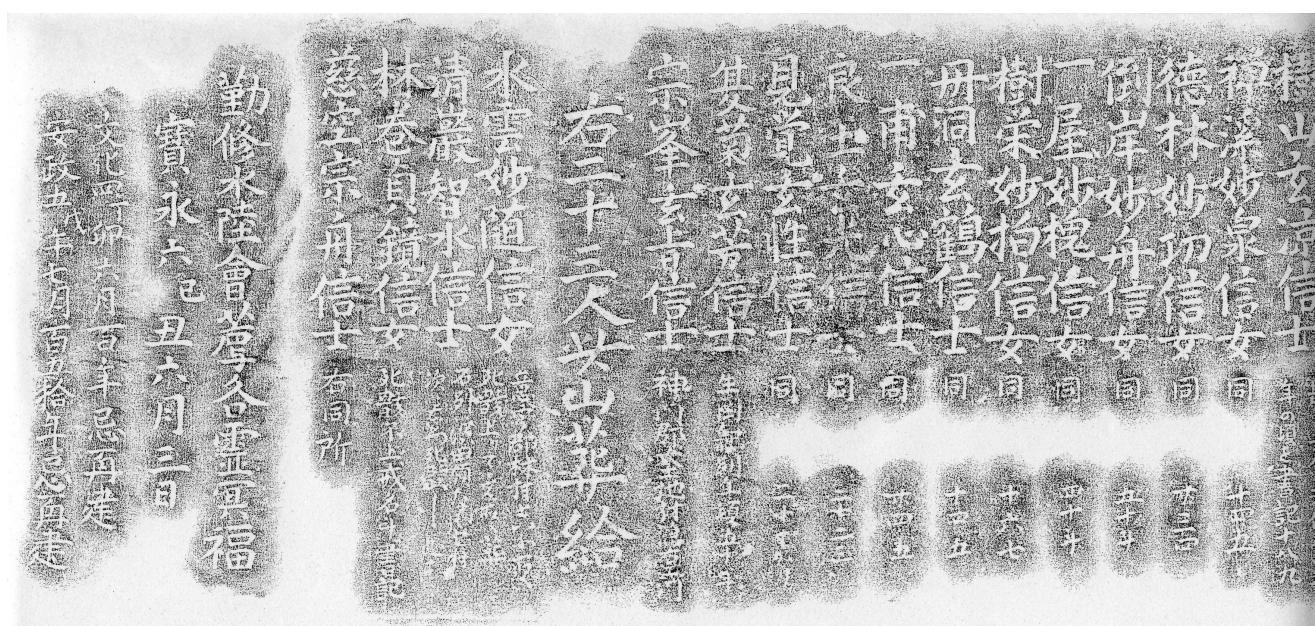
## 謝 辞

大墓石塔の調査にあたり、曾田弘之氏、曾田一郎氏、長野正夫氏、西尾克己氏、古川寛子氏のご協力をいただきました。銘文翻刻では高橋真千子氏のご協力を得ました。記して感謝申し上げます。

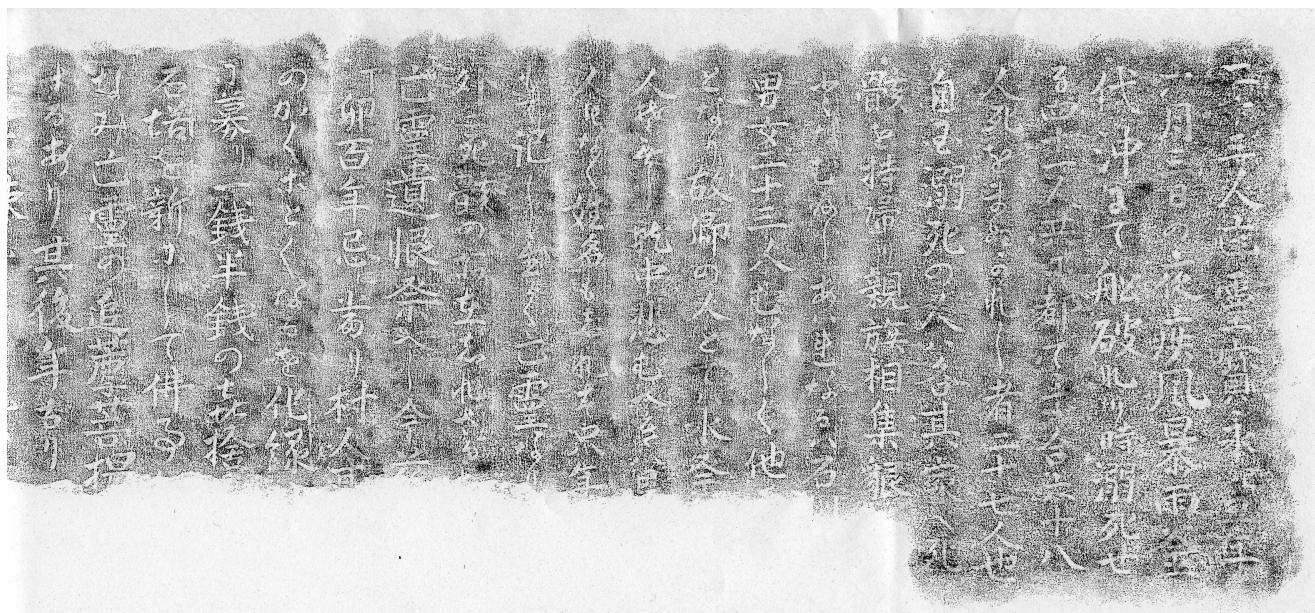
(おかざき ゆうじろう 元松江市文化財課長)  
(いなた まこと 松江市松江城・史料調査課副主任行政専門員)  
(たかや しげお 八雲立つ風土記の丘所長)



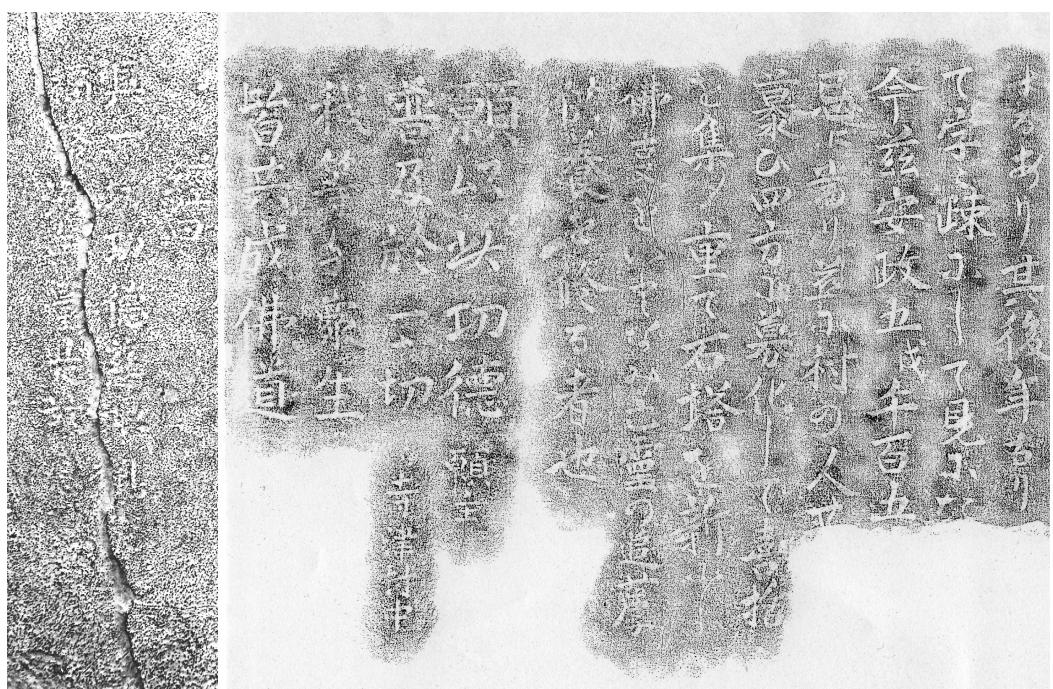
拓本 大墓石塔塔身上段 (1)



拓本 大墓石塔塔身上段 (2)



拓本 大墓石塔塔身下段 (1)



拓本 大墓石塔塔身下段 (2)

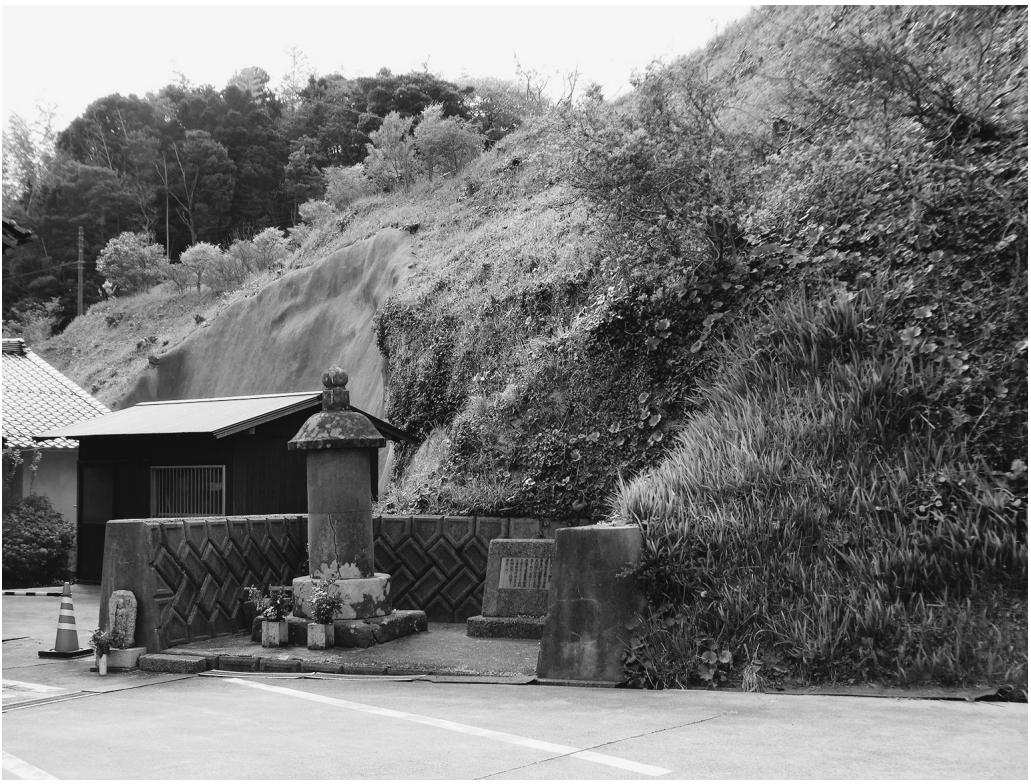


写真1 大墓石塔（1）



写真2 大墓石塔（2）



写真3 大墓石塔脇に置かれた古い石塔塔身の一部



写真4 塔身に刻まれた銘文（上段中央）



写真5 塔身に刻まれた銘文（上段）

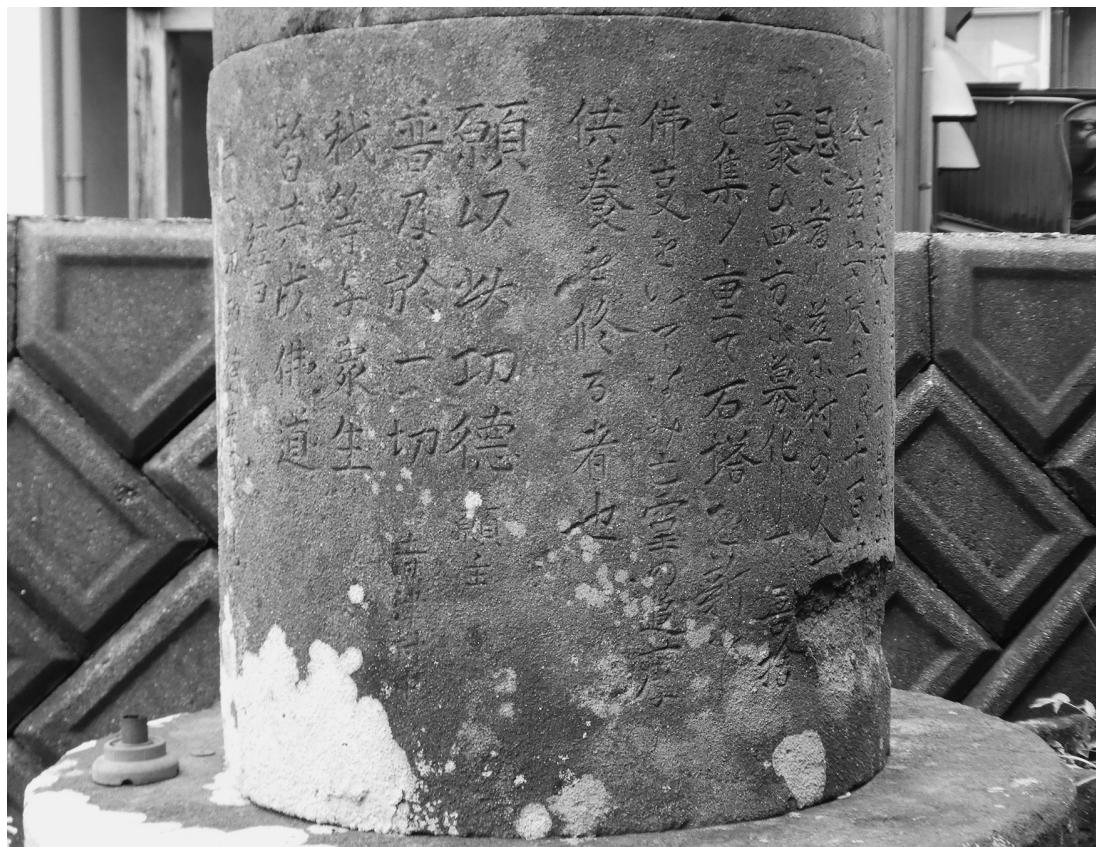


写真6 塔身に刻まれた銘文（下段）

# 松江藩御用窯における布志名焼の特徴

－土屋窯の出土資料から－

小山 泰生

## はじめに

松江市玉湯町布志名に所在する布志名焼窯では、江戸時代中期以降に松江藩の庇護のもと御用窯を務める「土屋窯」<sup>つちやがま</sup>と「永原窯」<sup>ながはらがま</sup>が操業していた。この2つの御用窯は、藩主や家臣からの受注品であるお好み物や茶道具類の作陶に加えて、幕府や大名への献上品や贈答品として数々の優品が参勤交代の街道を通じて上方（京都・大阪）や江戸に届けられるなど、その陶器生産の役割を担っていた。

令和2（2020）年度に布志名地内において布志名焼窯跡群の発掘調査が行われ、調査の結果、松江藩御用窯のひとつと考えられる「土屋窯」の窯跡であることが明らかとなった。この窯跡から検出した遺構と出土遺物によって、これまでの先行研究ではその実態が解明されていなかった御用窯の存在について、考古資料からのアプローチが可能となったのである。

本稿は、布志名焼窯跡群の発掘成果を基に、前段では布志名焼の概要と遺構を中心に19世紀前半の土屋窯の窯構造について触れる。後段では窯跡の出土資料を用いて、考古学的な視点で遺物を中心とした年代の位置付けと当該期の土屋窯における布志名焼の特徴および技術的系譜について検討を試みたい。

## 1. 布志名焼窯跡群の位置（図1・2）

松江市玉湯町布志名は、松江市の中心市街地から南西へ約5km離れた宍道湖沿岸の独立丘陵地に位置する。基盤層は、今から約1500万年前～700万年前（中・後期中新世）に形成された堆積岩を地盤とし、微地形は砂礫洲に分類される。

布志名焼窯跡群は、宍道湖の南東岸に僅かに突き出た標高約18mの「若山」<sup>じやくさん</sup>と呼ばれる丘陵地周辺に所在する。令和2年度に実施した発掘調査で見つかった窯跡（土屋窯）は、宍道湖岸から直線距離で南側へ約40m向かった若山丘陵上の東側にあたり、そこからさらに南東側へ約60m向かった丘陵裾部には「若宮神社」<sup>わかみや</sup>と呼ばれる社が存在している。

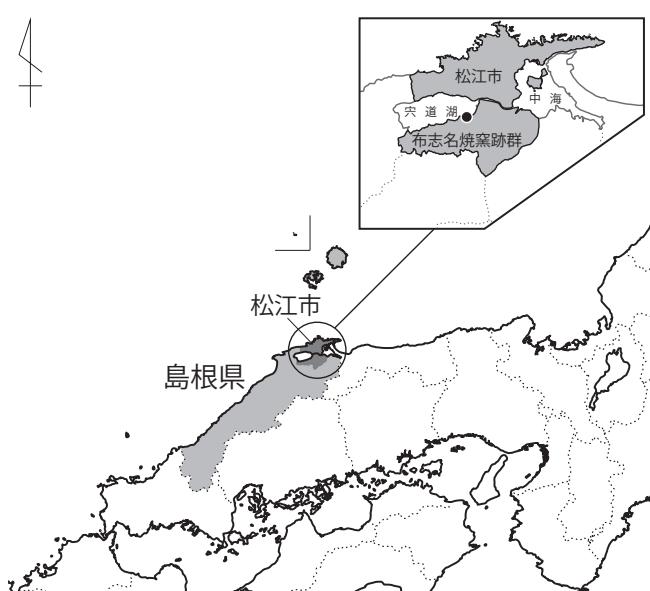


図1 島根県・松江市位置図



図2 布志名焼窯跡群位置図

## 2. 布志名焼の概要と布志名地区の御用窯（図3）

布志名焼窯跡群が所在する若山周辺では、江戸時代後半～近代の布志名焼窯跡のうち 12 窯が窯業関係の生産遺跡として周知されている（図3）。若山は、布志名地区の集落がある沖積低地から宍道湖岸に存在する独立丘陵で、布志名焼窯跡群以外の遺跡は知られていない。この布志名地区から南西側へ約 1.5km の場所には碧玉や瑪瑙を産出することで知られる花仙山があり、その裾野には弥生時代末期～古墳時代にわたる墳丘墓・玉作工房跡・古墳などの遺跡が所在している。以下では、布志名焼の概要と布志名地区の御用窯について概観しておきたい。

### ①布志名焼の概要

「布志名焼」は、現在の松江市玉湯町布志名で焼成された焼物の総称である。その歴史は諸説あるが、江戸時代中期（18世紀後半）に始まったとされ、布志名焼の窯元の系譜は舟木系・土屋系・永原系の3系統に大別されている。寛延3（1750）年頃に舟木与次兵衛村政が宍道湖畔の布志名に開窯し、後の舟木系諸窯が日用品を焼成して繁栄する。安永9（1780）年に松江藩7代藩主松平治郷（不昧）が土屋善四郎芳方・政芳父子（土屋窯）や永原与蔵順睦（永原窯）を登用したことにより、地方窯としては稀な雅陶を製作する。この土屋窯と永原窯は、幕末まで松江藩の御用窯として数々の優品を焼成している。近世の布志名焼は、日用品を生産していた舟木系諸窯の民窯と松江藩からの受注生産を行っていた御用窯の二本柱で構成される。

明治維新後は、御用窯と舟木系民窯は共同で会社組織を設立するなどして競争力を高め、布志名焼の販路を海外にも広げて明治末から大正にかけて最盛期を迎えることとなる。そして、現在の布志名焼の窯元として、雲善窯・灘舟木窯・湯町窯の3窯がその伝統を今に伝えている。

### ②布志名地区の御用窯

**土屋窯** 土屋家に伝わる『土屋家年数書』などによると、初代土屋善四郎芳方は、現在の松江市横浜町に居住していた土器屋であったが、楽山窯4代加田半六が不首尾により任を解かれた際にその後任として、宝暦6（1756）年の松江藩6代藩主松平宗衍の治世中に「御給米拾俵二人扶持、帶刀御免、茶道支配御坊主並」を仰せつけられ、御立山（楽山）焼物御用を勤めたとされる。

明和4（1767）年に襲封した松江藩7代藩主松平治郷は、安永9（1780）年に善四郎芳方を現在の松江市玉湯町布志名へ移して焼物御用ならびに教方に命じ、布志名周辺の陶工の指導にあたらせた。

2代善四郎政芳は、父である初代善四郎芳方と同様に優れた名工であった。藩主松平治郷は善四郎政芳をことのほか重用して「雲善」の号と瓢箪形の「雲善印」を授けた。善四郎政芳は轆轤技だけでなく釉薬技にも秀で、高麗・青磁・織部・瀬戸など治郷の命に応えて様々な写し物を焼成している。特に黄釉は善四郎政芳が、それまでの濁った黄味を帶びた平瀬釉から布志名焼の特徴となる美しい黄釉を完成させたとされる。

その後は、3代善六起徳・4代善六啓助・5代傳太郎・6代武次郎・7代定好・8代善四郎と続き、9代幹雄が雅陶を墨守している。土屋窯は雲善窯として現在も操業されている。

**永原窯** 初代永原与蔵順睦は、享和2（1802）年に布志名で開窯し、文化元（1804）年に初めて松平治郷の御用焼物を製作した。文化13（1816）年に「帶刀御免、御茶碗師」を仰せつけられ、天保8（1837）年に家格新組となる。

初代与蔵順睦は「雲与」と号し、「八雲順睦」や「雲與」の印を用いた。3代永助房則は、「房太郎」や「永助」の名がある名工といわれ、「雲永」の印を用いた。元治元（1864）年、永助房則は先代を継いで松江藩10代藩主松平定安に仕えて好み物を作陶し、明治維新をむかえて黄釉の金彩色絵などの輸出陶も焼成した。明治末頃、4代由五郎の時に永原窯は閉窯となる。

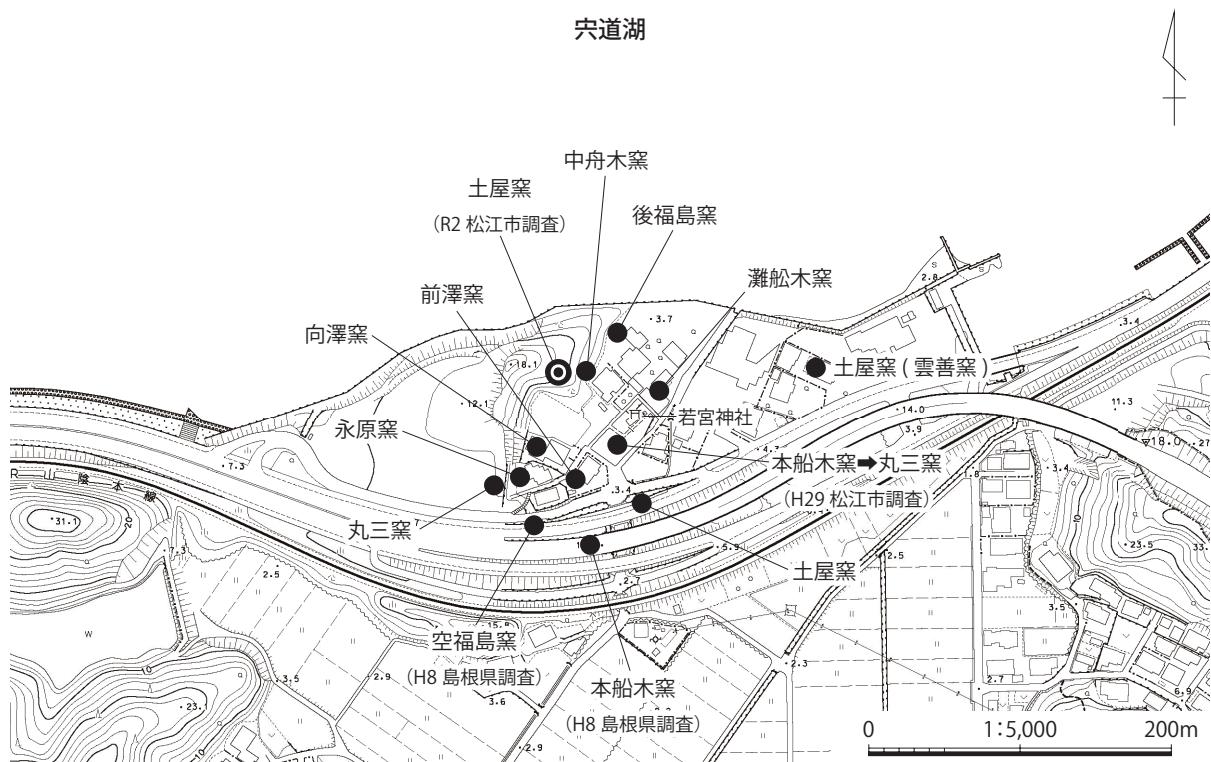


図3 布志名焼窯元分布図（松江市玉湯町布志名地区）

### 3. 松江藩御用窯（土屋窯）の窯構造（図4～7）

#### 窯体

窯体は、調査区内南東側に位置する標高11.40～12.25mで検出した、南から北へ向かって登る連房式登窯である（図4～6）。窯体の検出全長は、東西最大幅3.2m以上、南北最大長7.0m以上を測り、主軸方位は南北でN-4°-Wにとる。窯体の天井部は遺存せず、基底部および窯壁と狭間（通焰孔）<sup>さま</sup>の一部を検出するに留まっている。布志名焼窯は、概ね3～4室程度の焼成室からなる窯体構造とされているが、発掘調査では窯体上方で焼成室・素焼室の2室と最上部に煙出が遺存し、いずれも窯体の3分の1～3分の2程度を検出した。窯体下方の大口（焚口）や焼成室は、窯体の検出位置から調査区外となる南側に存在していたものと想定される。焼成室と素焼室の西側には小口が1箇所ずつ設けられており、窯体の全体形は明らかとし得ないものの、窯体の遺存状況から片側小口の連房式登窯である可能性が高いものと考えられる。

窯体の傾斜は、縦断面図に図示したように、焼成室から煙出までの傾斜角度は9～11°の範囲内である。窯体の床面は、東壁土層図（図7・A-A'間）に図示したように、黄橙色土（第16層）の整地層上面まで掘り下げながら検出している。焼成室から煙出の範囲内では、赤褐色土（第8～12層）を主体とする焼土と、その直下で暗赤褐色粗砂（第13・14層）の砂床の堆積を確認している。

また、焼成室と素焼室の西側で検出した焚庭と小口の周辺は、調査時に新旧があることを確認している。この新旧については、破損した焚庭と小口の周辺を補修しながら使用していた痕跡と捉えており、窯体の造り替えや時期差を示すものではないと考えている。

窯体の西側には、各室内の前方にある焚庭（作業通路を兼ねる溝）と同じ高さのテラス状の平坦面をもつ作業場が付属する。作業場は3箇所検出し、後方の平坦面との間には10cm前後の段差がつき、階段状を呈している。作業場各段の平坦面は東西幅2.2～2.4m、南北奥行1.8～2.4mを測る。

以下では、焼成室・素焼室・煙出・物原の規模と形態について個別に詳述する。

## 焼成室

検出した登窯下方に位置する焼成室は、天井部や狭間が取り付く隔壁のほとんどを欠損しているが、焚庭（火床）・狭間（通焰孔）・小口側の側壁の一部が遺存する。焼成室内前方にある焚庭は、東西長 1.2m 以上、南北幅 70cm、深さ 12cm を測り、浅い溝状に設けられている。

焼成室床面の検出規模は、全体形の 3 分の 1 程度と考えられ、東西幅 1.5m 以上、南北奥行 1.3m を測る。焼成室は調査区外となる東側へ続き、平面形は東西方向に幅広の長方形になるものと想定される。焚庭から後方へ向かって 9° 程度上傾させてフラットに設けられた正座は、暗赤褐色を呈する粗砂を焼成室内の全面に敷き詰めた砂床となっている。<sup>(4)</sup>

各室を連結する狭間は、東西長 1.8m 以上、南北幅 35cm を測り、厚さ 20 ~ 25cm の直方体煉瓦を 1 ~ 2 個体ほど段積みとして横一列に配置した横狭間式である。通焰孔（狭間穴）の規模は、平均値で東西幅 20cm、南北奥行 30cm、高さ 25cm を測り、5 穴以上で構成される。

小口側の側壁は基礎部が遺存し、焼成室床面からの残存高 40cm、厚さ 6cm を測る。側壁は粘土を叩き締めて構築し、藁スサ混じりの粘土を用いて塗壁に仕上げているが、著しく剥落している。

## 素焼室・煙出

検出した登窯上方の窯尻部に位置する素焼室・煙出は、焼成室と同様に天井部や狭間が取り付く隔壁のほとんどを欠損しているが、素焼室では焚庭（火床）・狭間・小口側の側壁の一部、煙出では通煙孔（煙道）の一部がそれぞれ遺存する。素焼室内前方にある焚庭は、東西長 2.2m 以上、南北幅 70cm、深さ 15cm を測り、浅い溝状に設けられている。

素焼室床面の検出規模は、全体形の 3 分の 2 程度と考えられ、東西幅 2.8m 以上、南北奥行 1.7m を測る。素焼室は調査区外となる東側へ続き、平面形は東西方向に幅広の長方形になるものと想定される。焚庭から後方へ向かって 11° 程度上傾させてフラットに設けられた正座は、暗赤褐色を呈する粗砂を素焼室内の全面に敷き詰めた砂床となっている。

煙出の構造は、原形を留めていないが、基本的には奥壁基壇上に直方体煉瓦を横一列に並築して煙道を設けた吹抜け式と想定される。煙突状施設の有無については不明である。

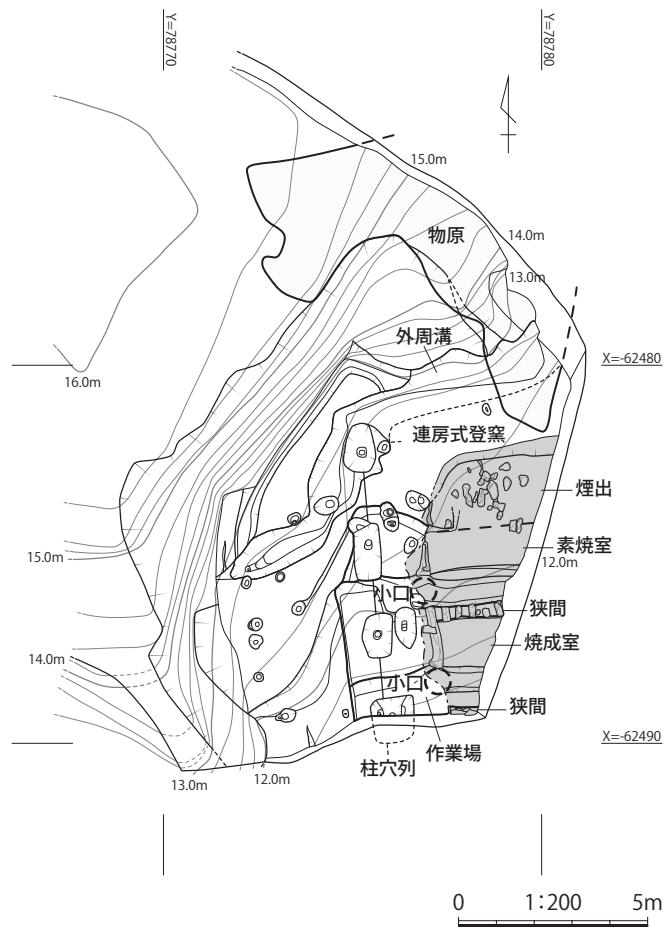
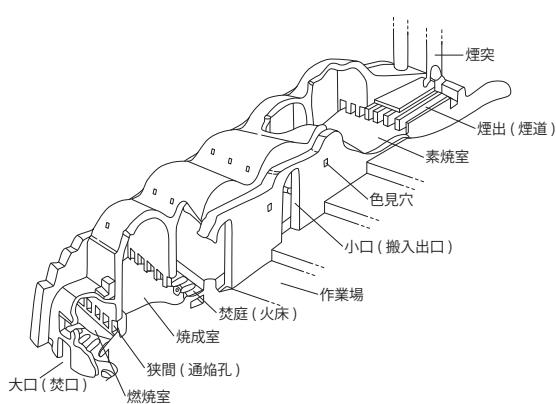


図4 連房式登窯概念図

図5 布志名焼窯跡遺構配置図

## 物原

物原は、調査区北側の丘陵斜面上に位置し、東西 5.0m 以上、南北 7.5m 以上の範囲で L 字状に検出した。物原の範囲は、さらに調査区外の北東側へ広がるものと考えられる。物原には黒褐色土が堆積し、層厚は最大で 80cm を測る。この黒褐色土については調査時に上層と下層に大別することができず、単層で堆積したものと捉えている。物原の下位に堆積する地山面は、標高 12.64 ~ 15.36m で検出し、北西から南東方向に向かって傾斜をもつ。

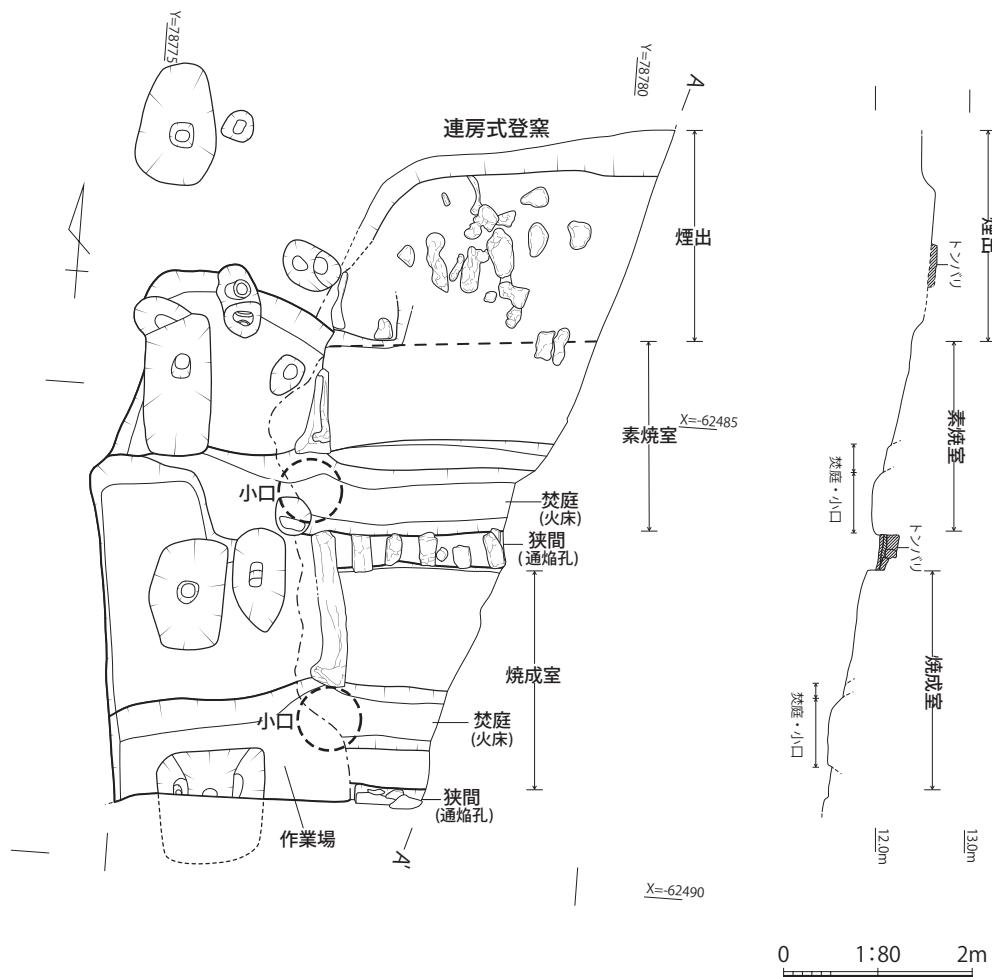


図 6 布志名焼窯跡平面図・縦断面図

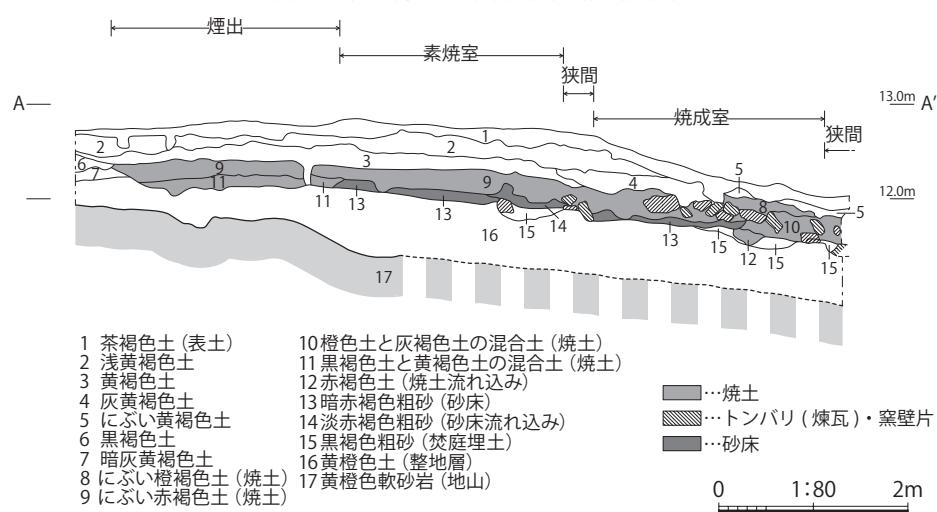


図 7 布志名焼窯跡東壁土層図

#### 4. 松江藩御用窯（土屋窯）の年代と窯元の変遷（図8）

検出した窯跡は、窯体上方を構成する焼成室・素焼室・煙出からなる連房式登窯の一部と覆屋に伴う柱穴列の一部が遺存し、窯体北側の丘陵斜面上では物原を確認した。遺物は、焼成室および素焼室内に堆積する焼土と砂床・煙出内の焼土・物原・窯体を覆う黄褐色土から出土した。

出土遺物は、布志名焼の陶器には碗・皿・鉢・擂鉢・壺・甕などがあり、焼損品に加えて施釉前の素焼品が多く含まれていることが特徴的である。窯道具には粘土紐・足付トチン・足付輪トチン・丸トチン・鼓形トチン・丸ハマ・匣鉢・棚板などがある。

窯跡の年代は、焼成室・素焼室・煙出・物原の出土遺物から 1830～1850 年代が主体となるものと考えられ、このうち窯体内と物原から松江藩御用窯に関わる御用品や窯道具が出土している点が注目される。

布志名焼の御用窯には「土屋窯」と「永原窯」の 2 窯があり、このうち永原窯は若山の丘陵南側に窯場が存在していたことが知られている（図3）。そのため検出した窯跡は、若山の丘陵東側に位置する土屋窯に比定するものと考えている。土屋窯は、18世紀後半の安永9（1780）年に布志名で開窯し、現在までに 3～4 回移転しながら操業していたと伝えられている。<sup>(5)</sup> 発掘成果から 19世紀前半（1830～1850 年代）の土屋窯は、若山の丘陵東側で登窯を操業していたことが明らかとなった。

松江藩主と土屋系の系譜は図8に図示したように、当該期の松江藩主は松平氏<sup>なりたけ</sup>9代斉貴で、土屋窯は3代土屋善六起徳～4代善六啓介の時期に該当するものと考えられる。布志名焼の御用窯は、松江藩御用方（御用所）の命を受け、松平氏 7代治郷以降、代々藩主のお好み物や高麗・青磁・南蛮・織部・瀬戸などの様々な写し物を焼成して、松江藩の庇護のもと明治維新まで作陶を続けたとされる。

そして、窯体内に堆積する焼土を覆う黄褐色土（図7第3層）は、登窯が廃絶した後の堆積層と捉えている。この黄褐色土から出土した遺物には、黄釉を施した鉢や急須に「本」の窯印をもつものが含まれ、これらは近代（明治10年代～大正頃）の本船木窯の製品と考えられる。また、明治以降の布志名焼窯は、明治10（1877）年に布志名焼諸窯が合同して若山陶器会社を設立し、その後は製陶社・黄陶社・舟木合名会社・丸三陶器商会と離合を繰り返し、海外にも販路を広げる。

このほかにも灘船木窯の製品の可能性がある半磁器の鉢、永原窯や向澤窯の窯道具と考えられるトチンが出土するなど、他の窯場の製品や窯道具の移動が認められる。このことは土屋窯が移転した後に、若山の丘陵東側付近に共同窯が存在していたことを示唆している。

以上の検討から、当窯跡における窯元の変遷は、19世紀前半（1830～1850 年代）には松江藩御用窯である土屋窯が操業し、その後の 19世紀後半～20世紀初頭（明治10年代～大正頃）には民窯の本船木窯（共同窯）が操業していた可能性が高いものと想定している。

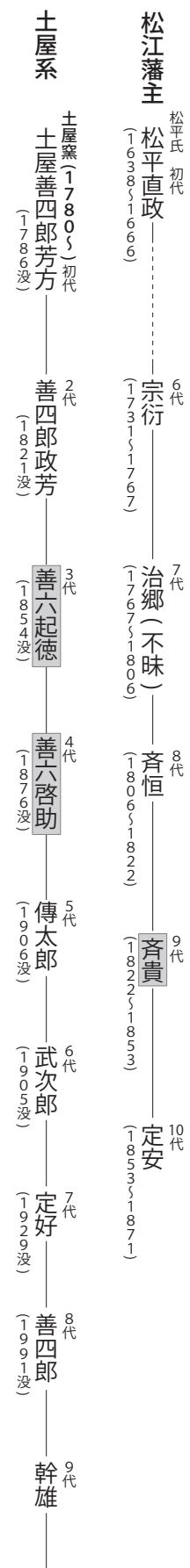


図8 松江藩主・土屋系の系譜

## 5. 松江藩御用窯（土屋窯）における布志名焼の特徴および技術的系譜（図9～10・写真1～3）

ここでは発掘調査で出土した松江藩御用窯（土屋窯）における陶器・押型・窯道具について整理し、19世紀前半（1830～1850年代）を中心とした布志名焼の特徴についてまとめておきたい。

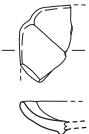
当該期の御用窯である土屋窯に関わる遺物は、松江藩御用窯関連出土遺物として図9と写真1に掲載した。出土遺物について詳細を述べると、陶器は輪花皿の素地（1）・黄釉皿の色絵素地（2・3）・交趾写の緑釉四方皿（4）・交趾写の緑釉皿（5）・織部写の向付（6）・素焼品の花生（7）の7点があり、これらは胎土が精緻で釉薬の使用が日用品とは異なるもので、一般向けの製品ではないことが考えられる。陶器を成形する際に使用された押型は、八角皿の押型（8）・輪花皿の押型（9）の2点がある。窯道具は、胴部側面に「御用」の刻書をもつ匣鉢（10）・底部内面に「御」の刻書をもつ匣鉢（11・12）・底部内面に「用」の刻書をもつ匣鉢（13）の4点があり、これらは御用品を焼成する際に使用された匣鉢と考えられ、御用窯の存在を如実に示す遺物として位置付けられる。

御用品の陶器に用いられている陶土は、雲南市加茂町三代で産出される白色～乳白色を呈する三代土を主土としている。この陶土は「御留土」といわれるもので、<sup>(6)</sup>松江藩御用窯（楽山焼・布志名焼）でしか用いることができなかった陶土とされ、日用品に用いられる陶土とは土質や成分が異なる。

特筆すべき点として、出土した窯道具に窯詰め技法のひとつである「貝目積み」の痕跡が見られる点を挙げておきたい（写真2）。貝目積みとは朝鮮系の窯詰め技法で、目としてアサリ・サルボウ・ヤマトシジミなどの二枚貝の貝殻を用いる。日本国内では、唐津焼（佐賀）・高取焼（福岡）・萩焼（山口）などで確認されている窯詰め技法のひとつである。<sup>(7)</sup>主に壺・甕・鉢などの大形品に用いられる技法だが、萩焼古窯群（松本窯・深川窯）では皿や擂鉢にも用いられている。布志名焼の系譜を考えた場合、これまでの陶磁器研究において「朝鮮陶技を伝承する山口の萩焼を源流として、出雲の楽山焼から布志名焼へと萩焼の技術が伝承される」という系譜が指摘されており、萩焼の窯詰め技法である貝目積みは、まず楽山焼に取り入れられ、そこから布志名焼へと伝播した技術であることは十分に推察されるところである。また、布志名焼の陶器生産は、布志名焼の開祖である舟木与次兵衛村政が萩焼の陶工を雇って始めたと伝えられ、萩焼と初期の布志名焼を比較すると「萩白」といわれる藁灰釉の使用や半球碗といった器形などに共通する部分が認められる。このように、窯詰め技法や釉薬の使用など特徴から、布志名焼の源流は萩焼の陶工による技術の伝播にあるものと考えられ、出土した窯道具に見られる貝目積みの痕跡がそのことを裏付けている。

次に、発掘調査で一定量の出土を確認している19世紀前半（1830～1850年代）の布志名焼の日用品である陶器の碗と擂鉢の特徴について述べておきたい（写真3）。当該期の碗は、「高台が露胎で、高台端部の面取りをほとんどしない」という特徴をもつ。碗の施釉については、内外面に藁灰釉・灰釉・鉄釉・長石釉・飴釉・青地釉などが施され、バリエーションが多い。このほかにも灰釉と青地釉の重ね掛けが施された碗も確認している。調査時には窯体内および物原から内外面に黄釉が施された碗の出土を確認していないため、黄釉の碗はこれらの時期よりも後出するという点が指摘できる。一方で、石見焼の碗は高台端部の面取りをするものが多く見られるため、今後は高台端部の面取りの有無によって布志名焼と石見焼の碗を判別する際のひとつの指標となるであろう（図10）。

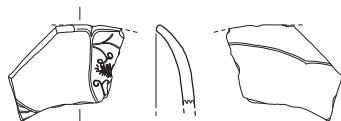
当該期の布志名焼の擂鉢は、「胎土が赤褐色～橙褐色を呈し、スリ目単位は概ね8～10条を1単位として上端を揃え、口縁端部を折り返して玉縁状におさめる」という特徴をもつ。高台端部の面取りをするものとしないものが混在する。擂鉢の施釉は、内外面に鉄釉または来待釉が施されている。以上のような状況から、布志名焼の松江藩御用窯（土屋窯）については「御用品を焼成しながら、日用品も焼成していた」ということを考古学的な知見から指摘しておきたい。



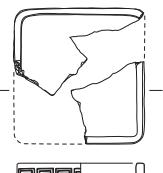
1 輪花皿（素地）



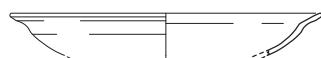
2 色絵皿（素地）



3 色絵皿（素地）



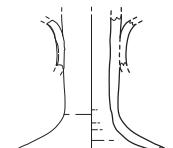
4 交趾写四方皿



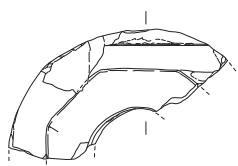
5 交趾写皿



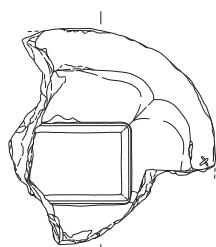
6 織部写向付



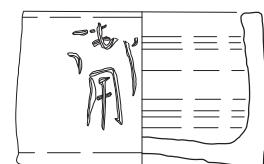
7 花生（素焼）



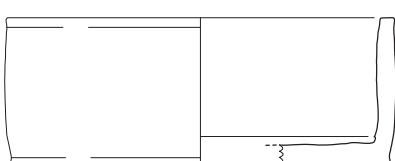
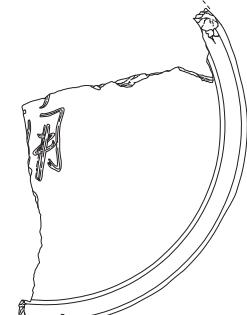
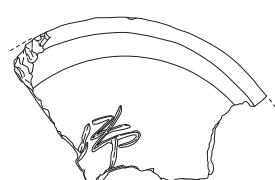
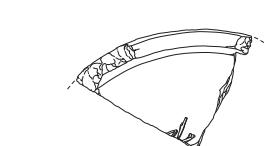
8 八角皿の押型



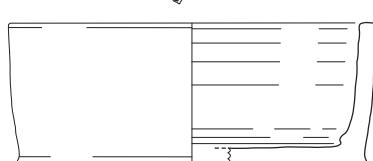
9 輪花皿の押型



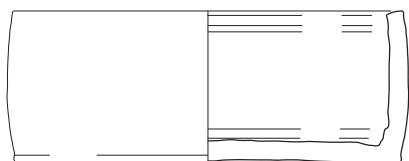
10 匣鉢「御用」の刻書



11 匣鉢「御」の刻書



12 匣鉢「御」の刻書



13 匣鉢「用」の刻書

0 1:6 20cm

図9 松江藩御用窯（土屋窯）関連出土遺物



写真1 松江藩御用窯（土屋窯）関連出土遺物（陶器・押型・匣鉢）



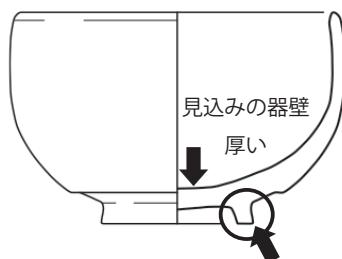
写真2 貝目積みの痕跡をもつ窯道具（焼台）

●布志名焼（土屋窯跡出土）

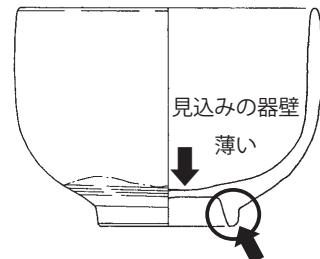


写真3 物原から出土した布志名焼の日用品と窯道具類

▲石見焼（大田市古志屋窯跡出土）



●布志名焼丸形碗…胎土はやや粗くモサモサする。



▲石見焼丸形碗…胎土は緻密でキメが細かい。

図10 布志名焼と石見焼の丸形碗の特徴と判別指標

## おわりに

布志名焼窯跡群の発掘調査では、遺構の遺存状況から連房式登窯の全体形は明らかとし得なかったが、松江藩御用窯である土屋窯の1830～1850年代に比定される遺構と遺物などの資料が得られたことが大きな調査成果となっている。既往の調査や文献等で検証がなされてきた百年来続く出雲焼研究において、これまでにその実態が解明されていなかった布志名焼の御用窯の検出は、そこで焼成されていた御用品・日用品・窯道具などの出土遺物と共に新たな資料を追加したものと評価ができる。

そして、窯詰め技法（貝目積み）や釉薬の使用などの特徴から、布志名焼の源流は「萩焼の陶工による技術の伝播にある」ということが文献のみならず考古資料からもその検証が可能となった。出土した布志名焼の窯資料は、今後の段階で陶磁史・美術史・産業史を含め、これらの相互関係を踏まえながら総合的に検討していくことが求められ、出雲焼研究において重要な意義をもたらすものと考えている。

## 注

- (1) 布志名焼窯跡群の発掘調査は、令和2（2020）年4～5月に実施した。発掘調査成果の詳細については、松江市・松江市スポーツ・文化振興財団『布志名焼窯跡群』松江市文化財調査報告書第207集に掲載。
- (2) 島根県埋蔵文化財調査センター阿部賢治氏の御教示による。検出した窯跡は、窯体上方に位置する焼成室と素焼室の2室が遺存し、最上部は煙出である。出雲地域では、煙出のことを「あだやき」とも呼ぶ。
- (3) 窯体内に設けられる焚庭は、小口から薪を投入して追い焚きをする場所である。また、小口から入って焼成品の搬入出をするための作業通路でもある。平面形は溝状を呈する。
- (4) 窯体内に設けられる正座は、焼成品を窯詰めする場所全体のことである。砂床は正座に敷き詰められる。
- (5) 布志名焼雲善窯九代土屋幹雄氏の御教示による。
- (6) 布志名焼の御用窯に用いられる陶土は、18世紀後半には出雲市今市町・松江市鹿島町手結で産出される「赤土」を使用していた。19世紀前半には松江市八雲町西岩坂・松江市東出雲町下意東・雲南市加茂町三代で産出される「白土」を使用し、明治中頃以降から、島根県西部の石見土や松江市古志原の古志原土を多用するようになった。日用品に用いられる陶土は、松江市玉湯町湯町の報恩寺土を使用していた。なお、松江藩では藩の奨励策として、1833年に肥前磁器をはじめとする陶磁器の輸入を禁止するなどして藩内で陶磁器を管理するために磁器窯である意東焼を藩営（藩窯）としている。しかし、この磁器窯の操業は軌道に乗ることができず、1844年に廃窯となる。
- (7) 貝目積みは、萩焼初期の坂古窯群や深川古窯群の出土資料に多く見られる特徴的な窯詰め技法のひとつである。これまでの陶磁器研究において、貝目があれば17世紀代の製品とされていたこともあったが、近年では18～19世紀代の製品にも貝目をもつ資料が確認されているため、現在はこのような見方は成り立たないものと考えられる。
- (8) 布志名焼の系譜は、1980年代の陶磁器研究において既に指摘されているように、楽山焼を萩焼の分流とする陶技術的系譜上の位置付けがあり、その系譜に続く布志名焼へと技術が伝播している。発掘調査で出土した遺物は、考古学的な知見からその裏付けとなる窯資料が得られたものと考えている。

## 参考文献

- ・河野良輔 1989 『日本陶磁大系 第14巻 萩・出雲』 平凡社
- ・島根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査センター 2016 『在地陶磁器集成1（石見部 陶器編）』
- ・松江市史編纂委員会 2020 『松江市史 通史編4 近世II』
- ・山口県教育委員会 1986 『萩焼 長門深川古窯』

（こやま たいせい 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団松江市立図書館業務課係長）

# 松江市矢田町 勝負遺跡群の調査

岡崎雄二郎・丹羽野 裕

## 1. 調査に至る経過

昭和45年（1970）、松江市は矢田町地内に「松江市内陸工業団地」の建設を計画し、同年7月2日付、商第164号で、県教育委員会へ埋蔵文化財の有無について分布調査を依頼した。分布調査は、当時島根県教委の門脇俊彦が担当した。昭和45年7月28日付、島教社第228号、県教育長名、松江市長宛通知文書によれば、調査の結果、造成区域内には1（地区）の方墳群、2（地区）の方墳群、3～5（地区）の横穴群が所在することが判明した。

1の方墳群は昭和45年1～3月に山本清が発掘調査した「来留美古墳群」で、3か所の古墳推定地の内、北西側の1か所は、弥生時代後期末の四隅突出型墳丘墓であることが判明した。学術上極めて価値が高いことから現状保存の考えであった。今回の分布調査では上記3か所の南方にも古墳が推定されたため、3本のトレーナーを入れて調査した。（「来美第4遺跡」又は「来留美B古墳」と呼称された。別途報告書参照）

一方、2の方墳群と3～5の横穴群は、県と市の教育委員会が協議して、適切な措置を講ずること、つまり事前に発掘調査を実施してみることになった。

2の方墳群は、分布図では1基しか書かれていない。発掘調査の対象にならなかったことから、結果として造成区域から外れたと考えられる。

3の横穴群は、尾根上に3基の円墳が描かれ、その両側の斜面に多数の横穴が描かれている。この内、南西斜面の横穴群は、昭和41、42年（1966, -67）に山本清と島根大学考古学研究会の学生が調査した「十王免横穴墓群」15穴である。昭和46年（1971）に松江市教育委員会ではその東西斜面を調査し、さらに22穴を確認した。反対側の北東斜面の横穴推定地については、何ら調査を行っていない。

4の横穴群は、本報告書で詳述する「勝負横穴墓群」である。尾根頂部に古墳1基、西側斜面に複数の横穴が推定された。しかし、調査の結果、横穴推定地の多くは、近代以降に構築された「監的壕」と呼ばれた大砲の射撃訓練場の施設であることが判明した。

5の横穴群は、後に調査した「矢田遺跡」又は「矢田土師器散布地」と呼称している遺跡で、横穴ではなかった。

以上の分布調査の通知を受けて、松江市では発掘調査の担当者を門脇俊彦に依頼し①来留美B古墳1基、矢田町来留美515番地の2、80m<sup>2</sup>、③十王免横穴群 5穴、山代町字十王免932番地の1, 920m<sup>2</sup>、④勝負横穴群 5穴、矢田町勝負521番地の3、735m<sup>2</sup>、の発掘調査を実施した。又当初は予定していなかった⑤矢田遺跡については幹線道路の拡張に伴い昭和47年度において調査した。調査組織は以下の通りである。

調査主体者 松江市教育委員会教育長

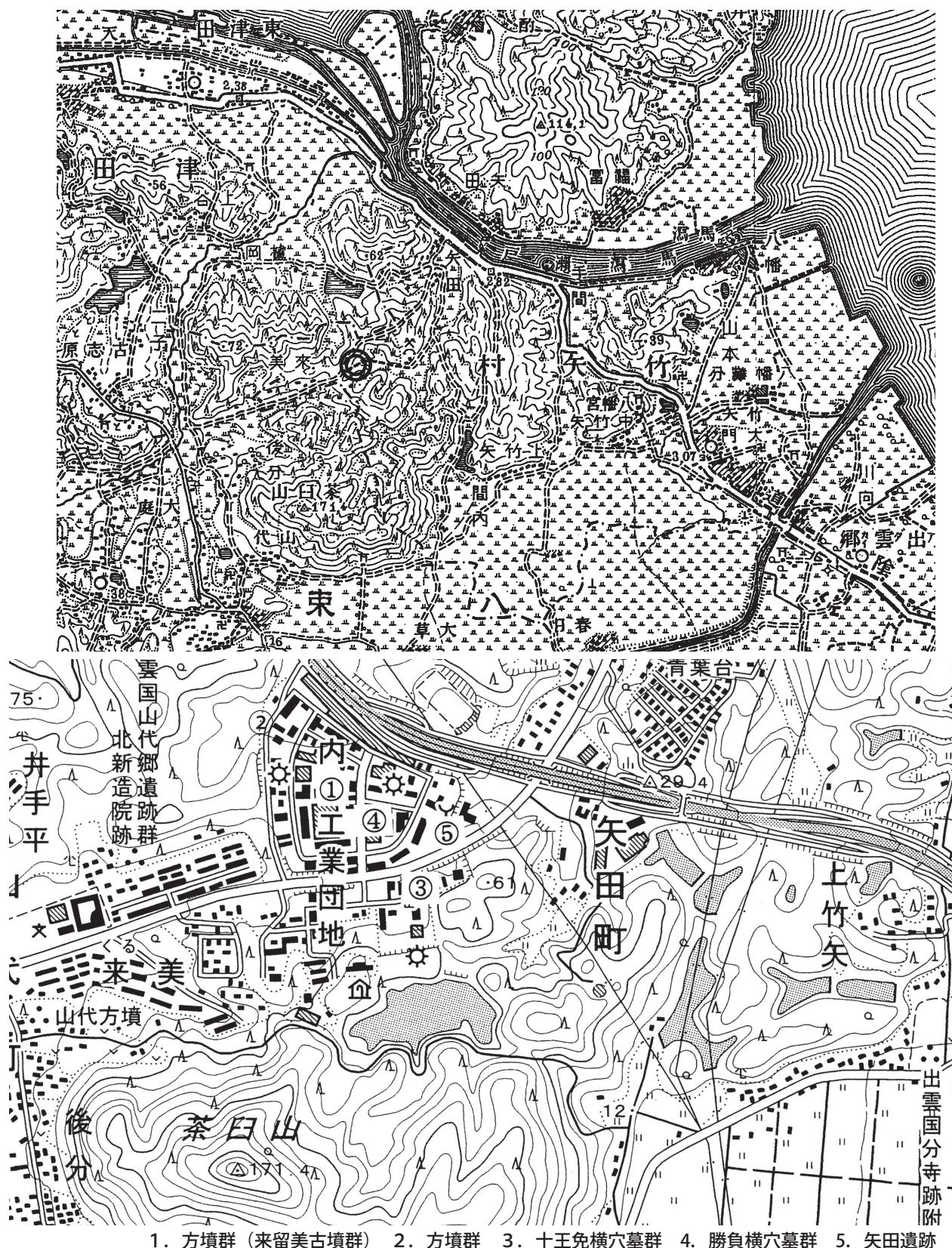
調査担当者 日本考古学協会会員 門脇俊彦（当時島根県教育庁社会教育課）

調査員 岡崎雄二郎（当時松江市教育委員会社会教育課主事）

調査協力者 西尾克己（当時島根大学生）

本稿では、それらの遺跡のうち、④勝負遺跡群について概要を報告する。事実報告は岡崎が執筆し、丹羽野は岡崎が中心となって整理した図面を挿図として編集し、現況との時点修正等を行うとともに、

岡崎と協議しながら4章、5章、6章の内容に一部加筆や改編を行った。



第1図 遺跡の位置（上:1/50,000、明治34年地形図）と内陸工業団地内の遺跡（下:1/12,500）

## 2. 内陸工業団地造成地の位置と歴史的環境

松江市内陸工業団地は、松江市街地の南郊、茶臼山の北に広がる低丘陵地を造成し、開発したものである。東側に山を越えると、大橋側に至る矢田町の谷にいたり、戦時中の第63歩兵連隊の射撃場跡地(現在の松江湖東中学校、松江市営住宅)の東に隣接する。予定地内の遺跡の概要は以下の通りである。

### 矢田遺跡（第2図5）

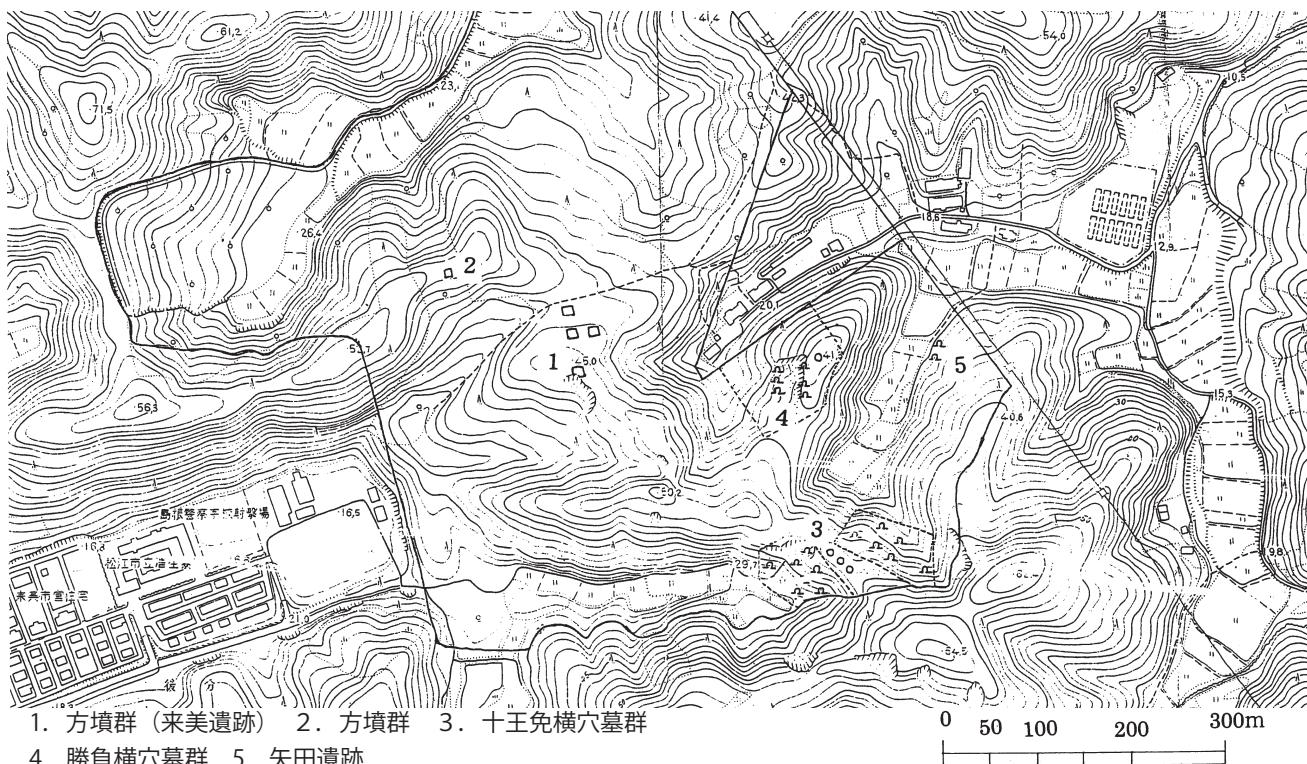
十王免横穴墓群や勝負横穴墓群と同様、「松江市内陸工業団地造成工事」に伴い昭和46年（1971）7月に調査した。平成7年度に（財）松江市教育文化振興事業団が発掘調査を行った寺山小田遺跡の西側隣接地に当たる。図面、写真など所在不明のため、詳細はよく分からぬが、遺物は滑石製勾玉形模造品1、両刃の石斧1、熱を受けた砥石1、磨石1のほか、初期須恵器の高坏脚部片1、土師器の高坏、壺、甕が出土した。土師器では寺山小田遺跡と同様、高坏が圧倒的に多いことが注意される。時期も同じであることから両遺跡は連続した一体の遺跡であると判断される。

### 来留美墳丘墓（第2図1）

昭和45年（1970）に山本清（当時島根大学）が担当者となり島根大学考古学研究会所属の学生らが調査した。3箇所の古墳推定地の内、1か所から突出部を含む一辺13.5m×10.5m、高さ1.2~1.5mの四隅突出型墳丘墓が確認された。埋葬施設は7基の土壙墓である。時期は、弥生時代後期末頃と考えられる<sup>(1)</sup>。

### 十王免横穴墓群（第2図3）

昭和39年（1964）夏の豪雨による崖崩れで初めてその姿を現した。昭和41、42年（1966、1967）、山本清を担当者として島根大学考古学研究会が計15穴を調査した。その後、勝負横穴墓群や矢田遺跡と同様、「松江市内陸工業団地造成工事」に伴い昭和46年（1971）7月に、島根大学調査済の東西両側斜面を調査し新たに22穴を確認した。壁画を有するもの、積石施設を有するもの、石棺を有するものなど極



第2図 内陸工業団地予定地内の遺跡

めて多彩、特異な内容をもつ横穴墓群として、保存された29穴が昭和50年2月12日付で島根県の史跡に指定された<sup>(2)</sup>。

### 3. 調査の概要

調査は昭和46年6月21日から同年7月31日まで行った。遺跡の名称については、当初勝負横穴墓群としていたが、地元の方々の聞きとりで大半が近代の監的壕と呼ぶ戦争遺構（遺跡）であることが判明したので、全体を「勝負遺跡群」とし、内訳を「勝負監的壕群」と「勝負横穴墓群」に分けた。

#### （1）勝負監的壕群

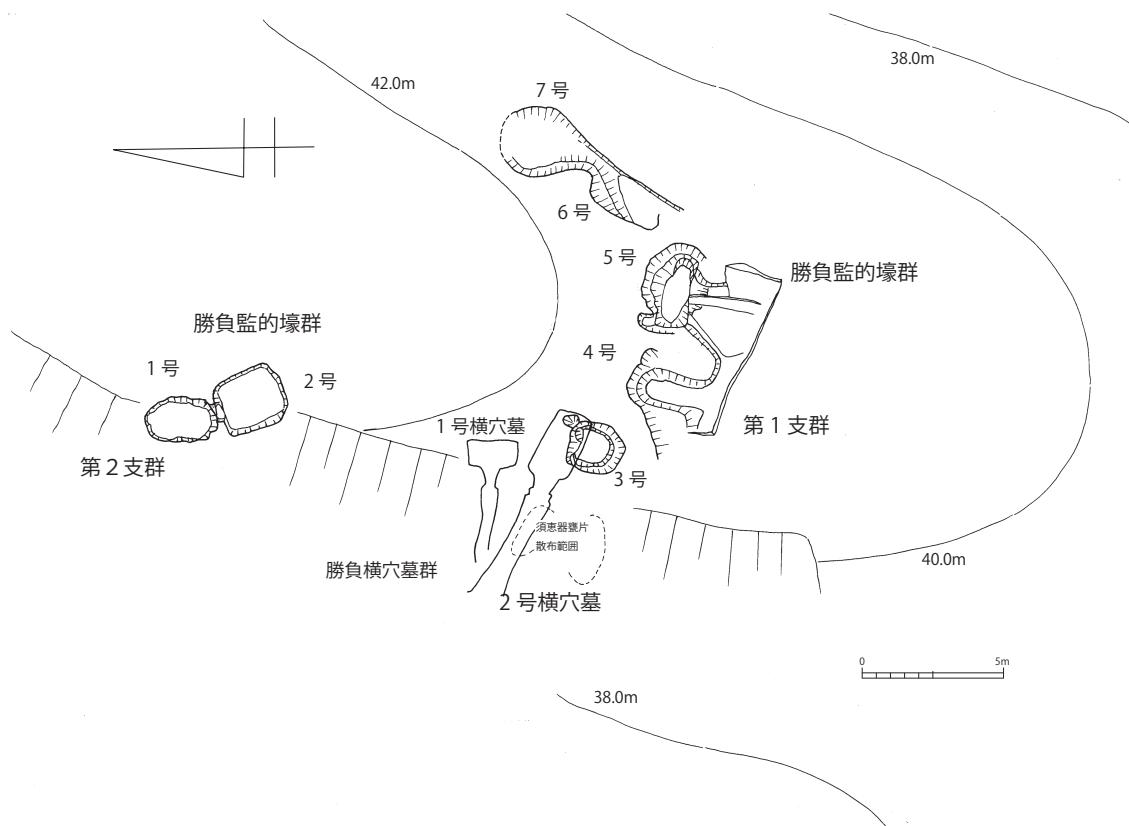
調査対象地は、造成予定地の中央やや東寄りにあって、南側の山稜から北東方向へ約250mほど突き出た丘陵の頂部である。頂部の最高所は標高約42mで、かなりの部分、地山面が露出していた。頂部の西方は急な斜面の崖となり、当初横穴墓の残骸と思われたくぼみが頂部西（第2支群）、頂部南（第1支群）と西側崖面下方の地山露出箇所（第3支群）に確認された。

##### 第2支群 1号壕

南北2.1m、東西1.3mの楕円形を呈し、床面は平坦で、高さは約1.7mを測る。厚み15cmの表土から掘り込んでいる。1号と2号は地山を削り下げられた長軸部で連結されている。その連結部は平面が台形で横幅52cm、奥行24cm、高さ36cmの段を形成し、そこに十能のような鉄製品が置かれていた。恐らく、壕内の堆積土や排水の為、常置していたものだろう。

##### 第2支群 2号壕

南北2.1m、東西1.8mの隅丸長方形を呈する。床面は平坦だが1号壕より深く、その段差は60cmを測る。表土から掘り込んでいる。1、2号壕の西側は自然斜面だが、径30～40cm、深さ不明のピットが2



第3図 勝負遺跡群遺構配置図

穴確認された。テントなどの覆いものの支柱に使用したものと思われる。

#### 第1支群 3号壕

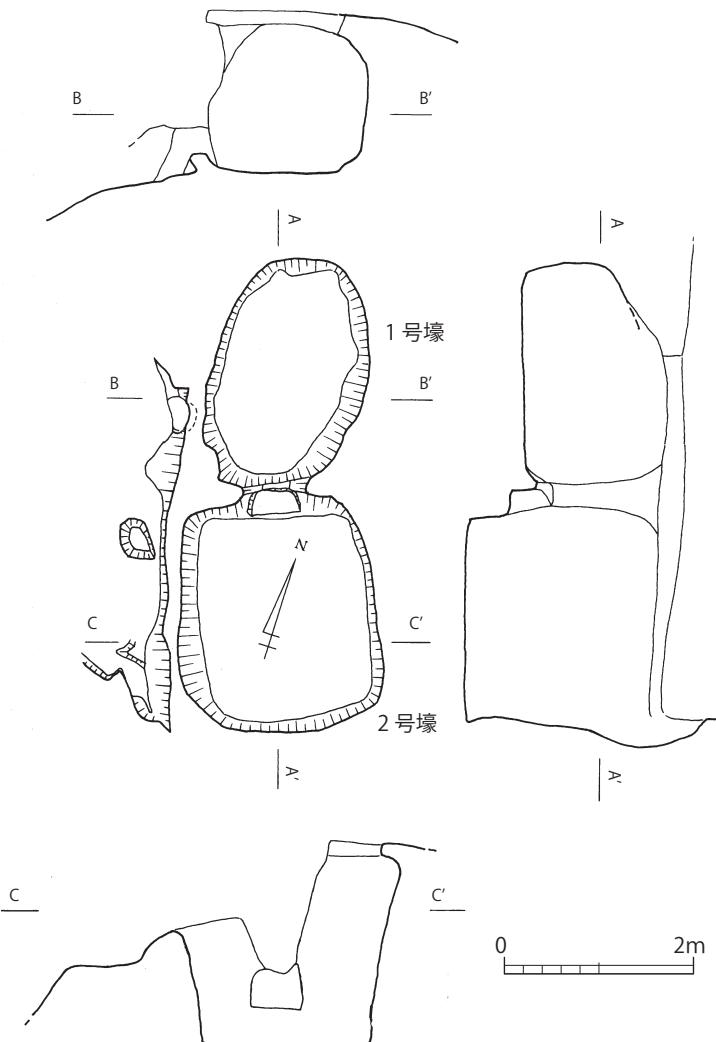
第2支群2号壕から南方に約10m離れて構築された。平面形は略五角形を呈する。東西1.8m、南北2.0m、深さは1.1m前後を測る。南壁の床面から0.5m余の高さに奥行き、高さ共15cm、横幅30cmの掘り込みが3か所あった。この穴へ出入りするための足掛かりと思われる。一方北壁には床面から約25cmの高さで奥行き25cm、高さ10~13cm、横幅50~70cmの段が設けられていた。これは要員が座る台座と思われる。壕内の堆積土は床面から中位までは地山のブロックを含んだ茶系から褐色の砂層が堆積し、上層は橙色系の粘質土層であった。覆い屋も無い施設で廃止後すぐに埋まったようである。

#### 第1支群 4号壕

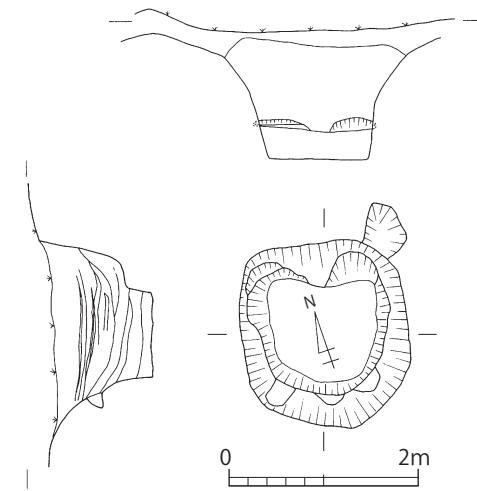
尾根南部を北方向へ2.5m切り崩し、南北長約2.10m余、下端の東西幅0.7~0.8mの南北に長い平地を形成している。高さは北壁で1.5mを測る。入口は南側で、床面は東西両側に広がる。

#### 第1支群 5号壕

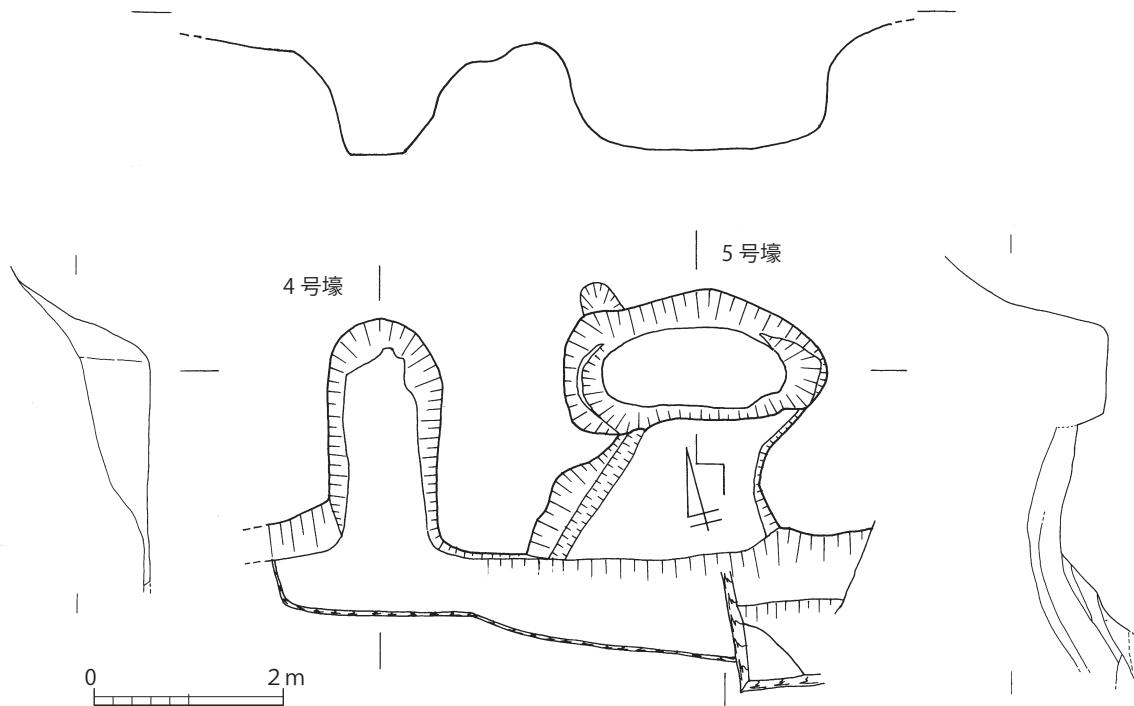
4号壕から東へ約1.3m離れて構築されている。平面形は東西方向に長い楕円形である。床面は、東西長1.95m、南北長0.8m、深さは4号壕側で1.1m、東側で1.4m、北側で1.7mを測る。南端から1.35mの地山面はほぼ平坦に削られ、南方へハの字に広がる。西部には幅0.2m弱の排水溝らしき溝もある。やはり入口は南側からであろう。その先は幅0.8mに亘って整形された斜面を成し、その南はほぼ平坦となる。この区間の堆積土は地山のブロックを多く含む砂質土で下層は構築時あるいは使用時に壕内の堆積土を掘り出して南の斜面に廃土したものであろう。上層は機能停止後に堆積した土層である。



第4図 勝負監的壕第2支群1号壕・2号壕実測図



第5図 監的壕第1支群3号壕実測図



第6図 勝負遺跡群監的壕第1支群4号壕・5号壕実測図

### 第1支群 6号壕

5号壕から東へ1.5mの尾根部の南東方向に開口している。尾根から最大40cm掘り込み、床面で1.5×1.0mを測る略長方形の壕を形成するが、手前のほうは東隣の7号壕へ通ずる溝と一体となり同レベルである。覆土は厚み6～10cmあり橙色粘土の薄層を挟む褐色砂質土で、下部に地山のブロックを含む。

#### 6号壕と7号壕の間の溝

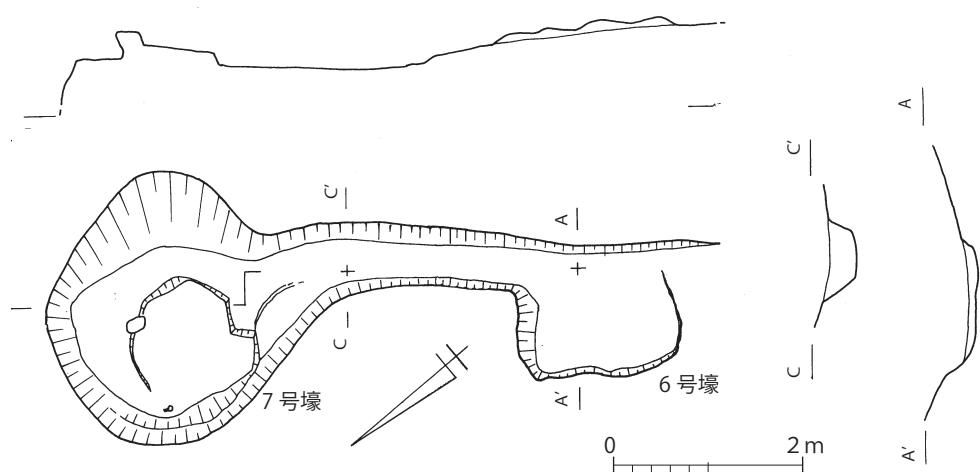
長さ2m余、上端幅0.6～0.9m、下端幅0.35～0.5m、深さ約0.3mを測る。6号壕と7号壕を結ぶ通路であろう。

### 第1支群 7号壕

6号壕から東へ2～3m離れているが、6号壕方面の溝と7号壕との境界は判然としない。尾根の東側斜面を差し渡し約2.5m、深さ0.5m余切削し、径約1.6mの床面を形成する。この床面は中央部でさらに15～20cm掘りく

ぼめられその差し  
渡しは1.1～1.2m  
となっている。北  
寄りに径20×15  
cm、深さ20～30cm  
のピットが1つ確  
認される。壕内か  
らは須恵器の甕片  
若干や鉄製品（不  
明）が出土した。

この内、須恵器の



第7図 勝負遺跡第1支群監的壕群6号壕・7号壕実測図

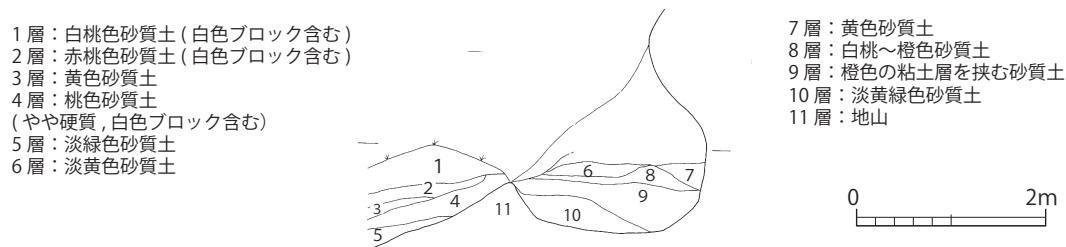
甕片は6片とも古墳時代後期の通有のものである。

### 第1支群 8号壕

平面的な位置関係は不明で、実測図も無いが、砂と鉄紛を入れたポリ袋に、「北側丘陵 8号ピット内」とマジックで注記されたものがある。このことから第1支群3号壕又は7号壕からさらに北へ離れた箇所に8号壕があったかもしれない。又題名が記載されていないピットの平面実測図があり、8号壕の可能性もある。

### 第3支群 1号壕

平面図が無いので、正確な平面形は不明だが写真から判断すれば橢円形のようである。高さは奥壁で底面から約2.0m、手前で底面から地山頂点まで約0.5m、奥行きは約2.0mを測る。内部には厚み約0.7mの砂質土層が堆積していた。機能廃止後に堆積したものと考えられる。又、穴の手前には厚み0.8m余の地山のブロックを含む土層が堆積していた。壕を掘りあげた際の発生土が盛られたものであろう。遺物は無かった。



第8図 勝負遺跡群監的壕第3支群1号壕土層断面実測図

### 第3支群 2号壕

平面図が無いので、正確な平面形は不明だが写真から判断すれば橢円形のようである。高さは奥壁で底面から約1.2m、手前で底面から地山頂点まで約0.4m弱、奥行きは約1.2mを測る。壕内には約0.3mの砂質土層が堆積し、穴の手前は砂質土層が薄く堆積していた。1号壕に比べ一回り小さい。遺物は無かった。

#### （2）斜面の甕片群

尾根部の監的壕の最も西にあった3号壕の西側は急斜面となっていた。直下の斜面一帯は、周辺と違う堆積土が認められた。このため試掘のトレンチを入れてみることになった。斜面に直交して入れた1-1トレンチは、幅0.7m、長さ約5.5mで、暗褐色～暗黄褐色土層が堆積し、表土から地山面までの厚みは1.0m前後あった。これらの堆積土層から須恵器の甕の破片が多量に出土した。その分布の在り方は、直前に調査した近隣に所在する十王免横穴墓群中、17号穴などで顕著に見られ、横穴墓の追葬最終段階で使用した甕を忌み、故意に破碎して前庭部上層に散布するというものである。こうしたあり方から、甕片の下方には、横穴墓の存在が強く想定されたのである。そこで1-1トレンチの南側を1-1調査区として約2.0m拡張して掘り下げたところ、須恵器・甕片は多く散布していたが、その下の地山面はやや凹凸が見られるものの横穴墓の前庭部のような極端な落ち込みは認められなかった。

そこで、今度はトレンチの北側に畔を残しながら約2.0m拡張し、1-2調査区として斜面を調べた。その結果、拡張区の中央部に須恵器・甕片が斜面の上下方向に帶状に散布している状況が把握できた。そして、この甕片に平行するような形で南側から北方向へ地山が落ち込んでいる様子であった。この落ち込み部分を掘り下げたところ、後述する2号横穴墓の前庭部を確認したのである。

### (3) 勝負横穴墓群

#### 1号穴

**玄室** 平面は横幅約1.7m、奥行き約1.0mの横長の長方形を呈し、高さは天井部の大半が崩落しているので不明だが、左壁の高さは0.5mで左壁と天井部との境界は明確であるのに対し右壁では床面から内傾し、残存高は0.7m余を測り天地根元造りとなっている。実測の中軸線は磁北に対してN95° Eで、奥壁方向はほとんど東向きである。

**羨道部** 奥行き0.6~0.7m、横幅は羨門側で0.37、玄門側で0.66m、高さは0.3~0.4mまで残存する。

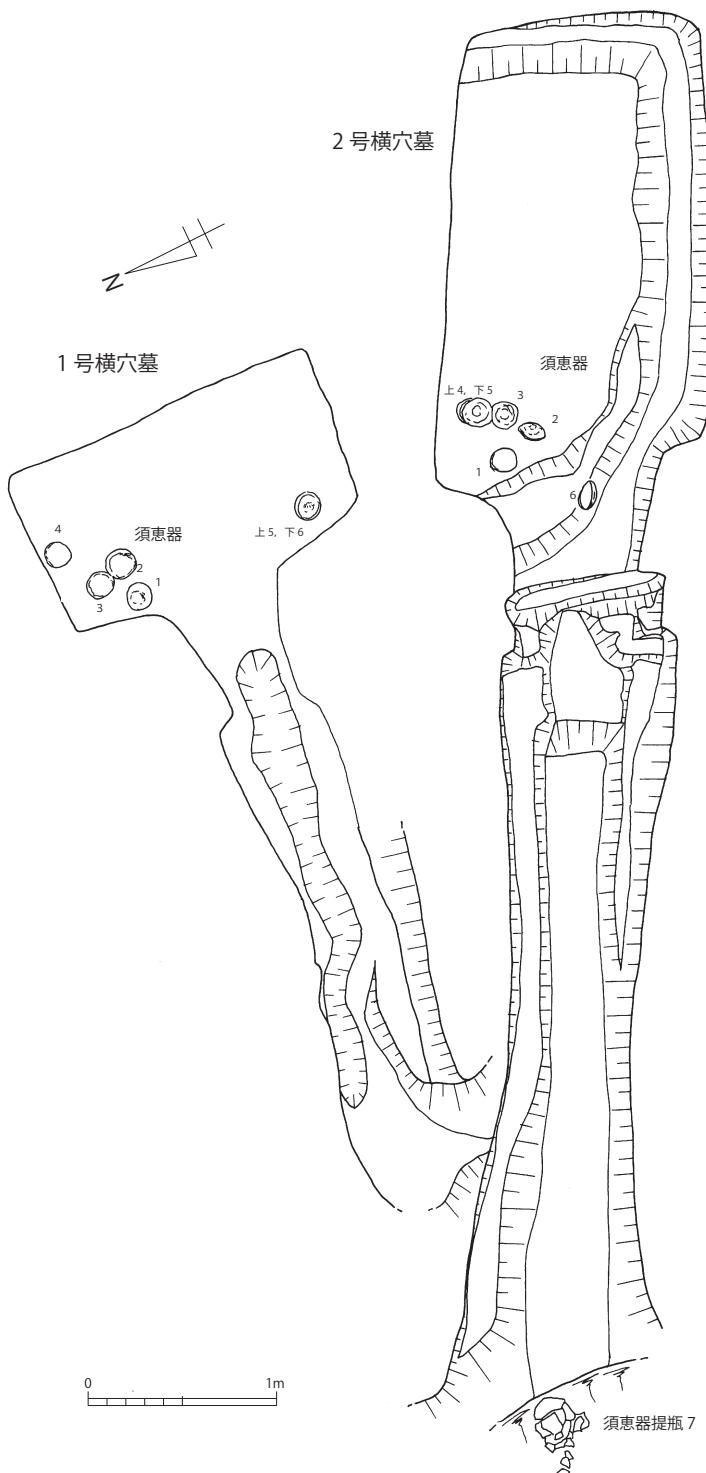
**前庭部** 横幅0.4~0.55m、長さ約2.8mを測る。中央部に幅0.1~0.25m、深さ0.12mの排水溝が掘られている。先端部で左へ蛇行する。

#### 2号穴

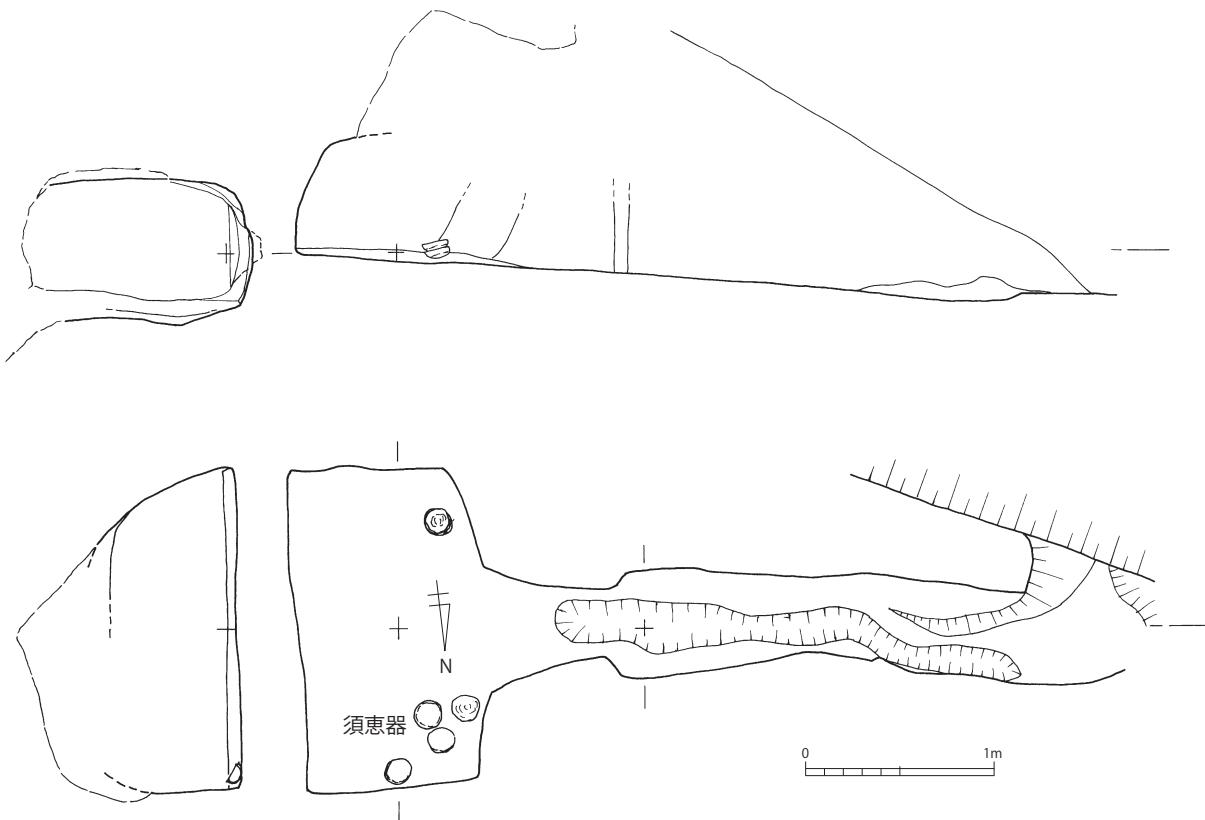
**玄室** 平面は奥行き約2.5m、横幅約1.4m、高さは推定1.3~1.4mを測る。1号穴とは逆に奥に細長い縦長の長方形を呈する。実測中軸線は、磁北に対してN115°Eである。床面には厚み5cmほどの黄緑色粘土が堆積していた。門脇俊彦は自然堆積土ではなく意識的に床に盛られたのではないかと考えていたようだ。この平面範囲は図示されていないが、断面図により奥半部のようである。周縁には幅30~35cm、深さ20cmの排水溝が廻るが、左壁側には掘られた形跡がない。横穴構築の途中で、地盤が崩落などして中止を余儀なくさせられたのか。又、この排水溝は、羨道部に向かい斜めに2段となり企画性が感じられない。

天井部は崩落し原状を伺うことができないが、平天井型になるのではないかと考える。

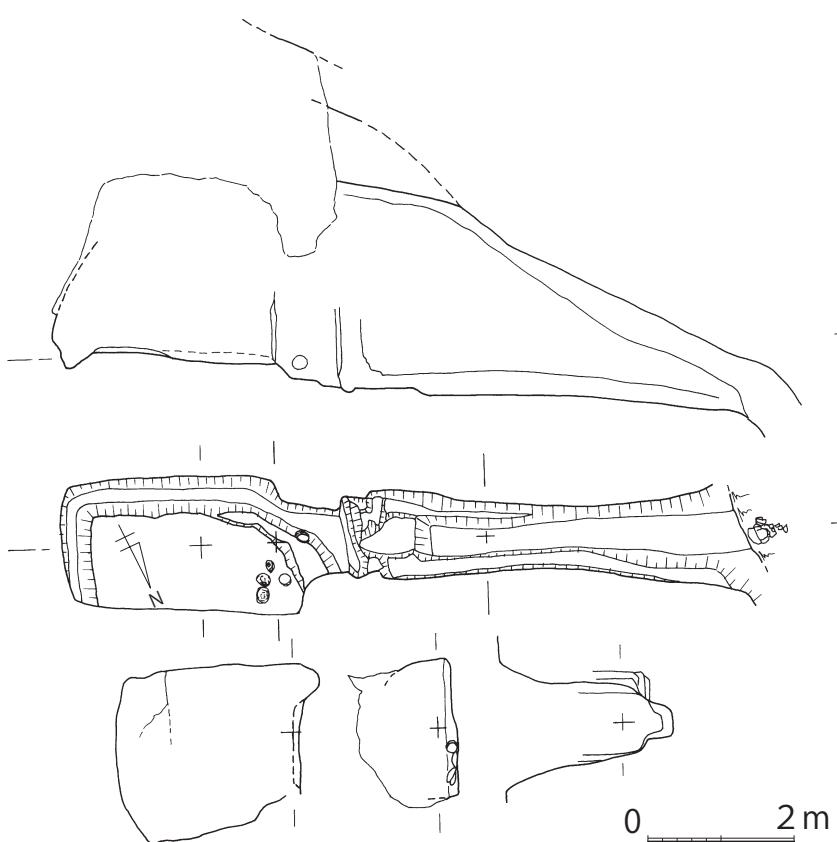
**羨道部** 横幅0.6m、長さ右壁で0.65m、左壁で0.5m、高さ0.9m



第9図 勝負1号・2号横穴墓配置図



第10図 勝負 1号横穴墓実測図



第11図 勝負 2号横穴墓実測図

以上を測る。羨門は、横幅0.85m、幅0.13m、深さ0.12mの溝を掘る。封鎖板を固定する機能があったであろう。

**前庭部** 長さ4.25m以上、横幅0.65~0.9mで羨門から0.3m外で横幅が一段と開く。中央が一段と深くなる。両側の地山の上端まで1.8mを測り、異様に高くて細長いことが注意される。

#### (4) 遺構の検討

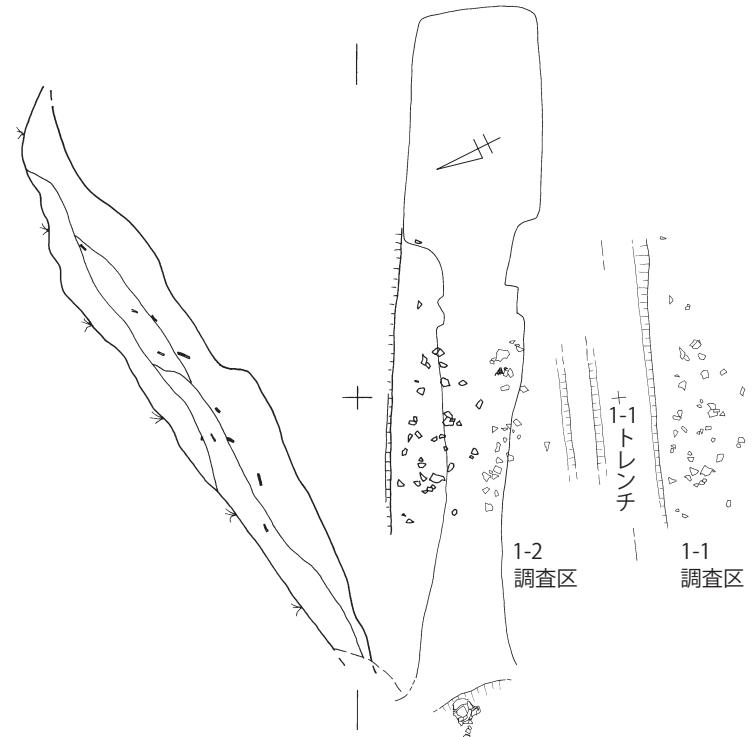
##### ① 勝負監的壕群について

監的壕とは、大砲射撃の着弾地点を観測して、砲弾の命中率、性能効果を監察するもの。当初は壕だったが昭和時代以

降、半球状のコンクリート製に変わつていった。陸軍の射撃演習場に構築された。島根県内では大田市の三瓶山、西の原にあるという。近くでは、山代町の陸軍射撃場跡地の北側山麓に所在する「山代郷北新造院跡（来美廃寺）」の発掘調査で、南向き斜面から掩体壕（装備や戦闘機、戦車などを覆い隠す施設）が発見されている。

## ②勝負横穴墓群について

両横穴墓の構築時期の新旧関係については、副葬された須恵器類からは、判断できない。いずれの蓋坏類も2号穴前庭部出土の提瓶についても6世紀後半頃のものとみられる以外に極端な差異は無いのである。又、鉄製針についてもおおむね古墳時代後期に通有のものであるという以外に細かい年代観を示すものは無い。



第12図 勝負2号横穴墓上方斜面須恵器片出土状況実測図

そこで、両横穴墓の構築関係を見てみよう。1号穴の床面レベルは、2号穴のそれより68cm高く設定されている。主軸の方向を見ると19度の振れがある。玄室の平面形は、1号穴は横長タイプで規模からすると单葬墓であってもおかしくない。一方2号穴は縦長タイプである。とりわけ玄室の周溝の在り方に特異性が認められる。すなわち、周溝は向かって右手のコの字の部分に形成されているが、左手の壁側には形成されていない。このことをどう考えるか。左壁側に溝が形成されていないのは、軟弱地盤や1号穴の存在を意識した結果ではないだろうか。溝を設けるためこれ以上左壁を拡大すれば、左壁や天井部の落盤や1号穴への影響が考えられたため、構築中途で中止した可能性が高い。実際、1、2号穴共に天井部の大半と側壁の一部が崩落していた。又、調査中にも豪雨で埋没してしまったくらいである。

以上の想定からすれば、1号穴が古く、2号穴が新しいという結論に至る。2号穴は1号穴に平行に造ればこのような問題は生じなかつたかも知れない。しかし、前庭部或いはその先端にあったであろう墓道を共有しようという強い意志があったのであろう。

隣接の斜面にまで調査範囲を拡大していないので、果たしてこの2穴で完結していたのかどうかは不明だが、追葬最終段階で横穴墓前庭部上層を中心に故意に破碎した須恵器の甕片を散布した葬送儀礼の決まり事に注目するならば、この類例は近隣の南西部丘陵に所在する十王免横穴墓群の1号穴、17号穴、小倉見谷横穴墓などに見受けられ、今のところ大庭、乃木地区の横穴墓に限定されるようである。大まかには、十王免横穴墓群の集団に包括されているが、より奥深い丘陵の西向き斜面の地盤が決してよくない場所にあえて構築されたという点は、何か特別な事由を考えざるを得ないのでないかと思う。

## (5) 遺物の検討

### ①須恵器について

#### ・勝負 1 号穴出土の須恵器・蓋坏類について

玄室内に坏蓋が 3 個 (No. 1、5、6)、坏身が 3 個 (No. 2、3、4) 副葬されていた。これらは 3 合のセットとなるものである。出雲 4 期か。

#### ・勝負 2 号穴出土の須恵器・蓋坏類について

玄室内に坏蓋が 2 個 (No. 1、No. 6)、坏身が 3 個 (No. 3、4、5) が副葬されていた。No. 2 は現物不明であるが、遺構実測図や出土状態の写真から坏蓋と判断できる。これらも 3 合のセットとなるものである。出雲 4 期か。

#### ・勝負 2 号穴出土の提瓶について

さらに細長い前庭部の拡張部中央から大形の提瓶が 1 個出土した。高さ 26.2cm、胴部が  $18.9 \times 22.4\text{cm}$  を測るもので、胴部は左右対称的に膨らむ。把手は上部を太くししっかりと接合しているが、下部は細くなる。出雲 3 期の新か。

#### ・甕の破片について

2 号横穴墓の前庭部床上や周辺に堆積した土層中から多量の甕の破片が出土した。最終追送時に故意に破碎され散布されたものと考えている。接合出来た破片は、2 号穴の前庭部地山面から出土したものと 2 号穴の上部黒褐色～褐色土層中から出土したものがある。追葬時に前庭部の一部が掘り直された結果、地山面や上層に同一個体の破片が散布される結果になったと考えられる。口縁部はわずかに 1 片しかないが、口径 33.8cm を測り、直下は長さ 1.5cm、厚み 8mm の肥厚帯がある。その下方は長さ 2.6cm の波状文帯がある。波状文は 9 条単位で上下 2 段に施す。さらにその下方は 3 本以上の凹線を施す(第 14 図 1)。

胴部の破片で一番多数を占めるものは、外面に平行叩き目が残り、内面は同心円押当具痕を残すがその後全体的に横方向のカキメを施して最終調整をしている。外面は、自然釉がかかり “ごま” のような黄褐色状を呈するものが特徴的である。黒色の自然釉が垂れた窯しづくのような箇所もある。胴上半部の破片には、灰被りで黄褐色状の分厚いものが多い。

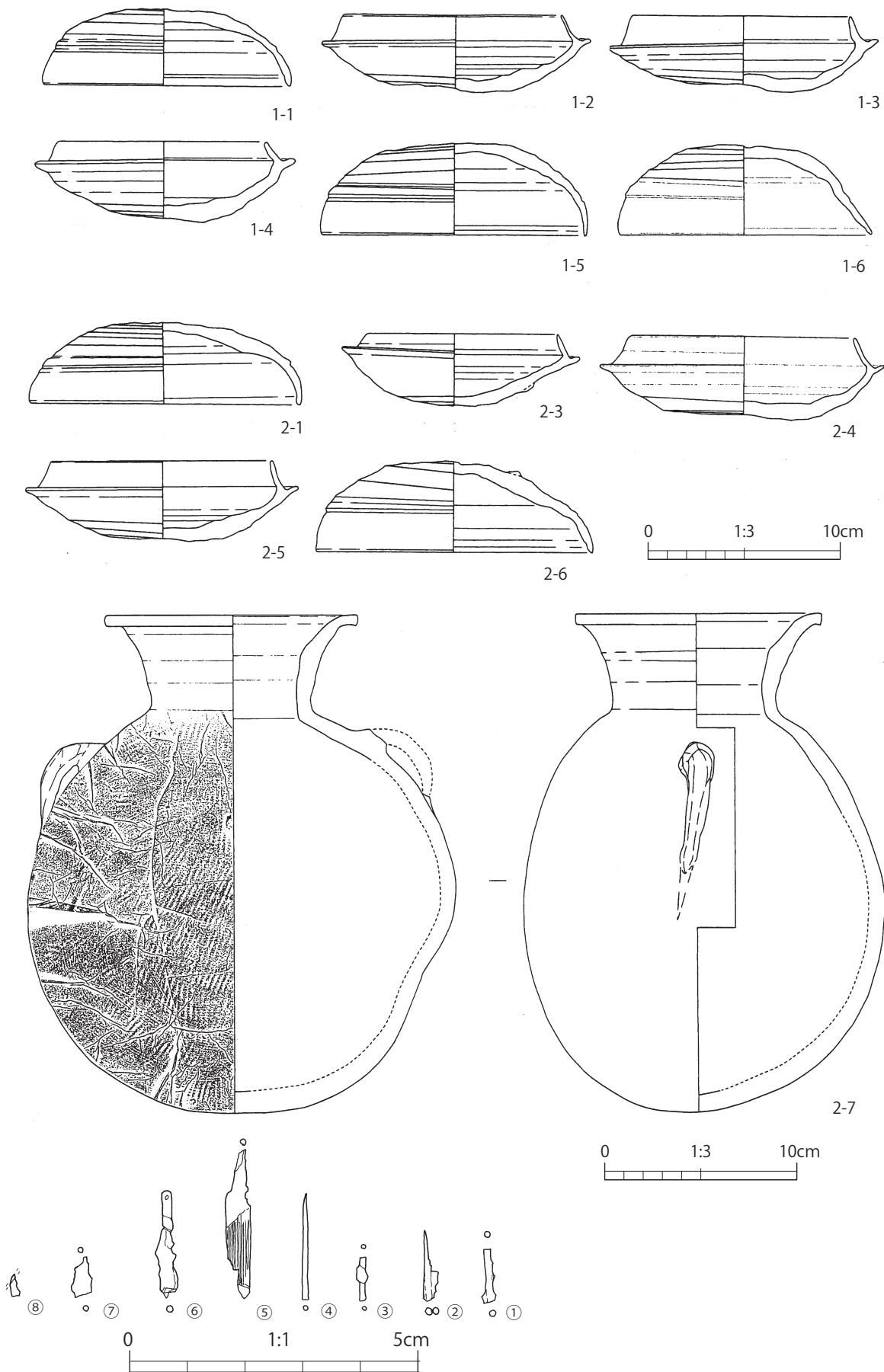
胴下半部は窯内で変形した部分が多い。底部は、中心部で厚み 1.6cm を測る。外面は青灰色である。口縁部から底部まで接合するものが無いので、今のところ複数の甕が破碎・散布されたものと解釈しておく。

甕片が散布された範囲には、少量の蓋坏類の破片も含まれる。坏蓋 1 は口縁直上に沈線を 1 条設けるもので出雲 4 期頃のものである。3 は歪んでいる。坏身 2 は蓋受の拡張部が無い。忌み穢れた土器として徹底して破碎した結果であろうか。

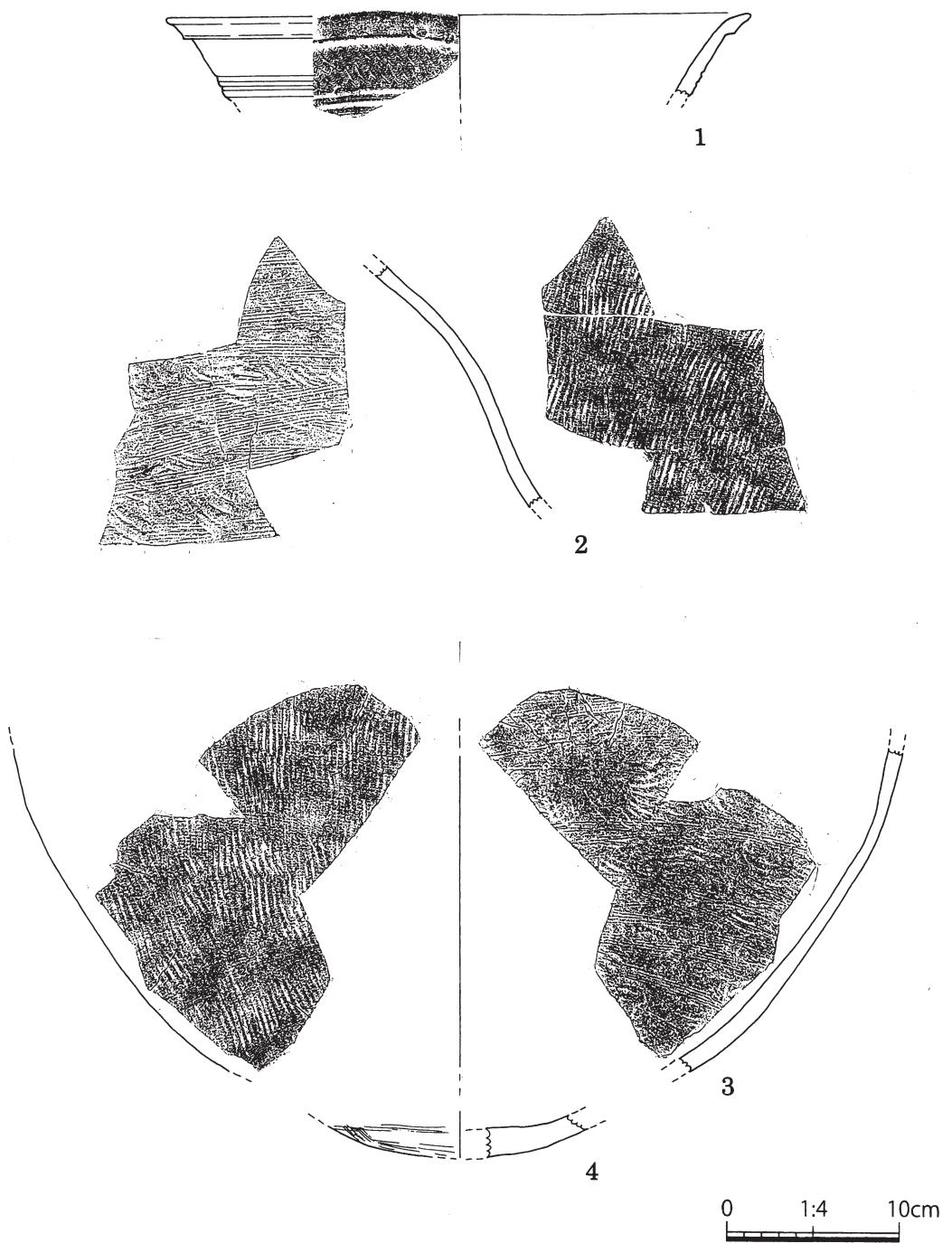
### ② 鉄製針について

横穴墓の玄室から出土したことは間違いないが、平面図他記録に無いので 1 号穴か 2 号穴かは定かではない。岡崎の記憶では、2 号穴の玄室出土と思っている。調査直後は、写真のように細い竹筒に複数の鉄針が納められた状態だった。全長は 5 cm 余であろうか。当時の埋蔵文化財発見届によれば、3 本と記載されている。

しかし、その後長らく現物が行方不明だったので、詳細な観察や実測が出来なかった。このほど島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館で所蔵される十王免横穴墓群の出土品を点検していた時、土器収納コンテナから再発見された。それは、小さなマッチ箱の中に綿にくるまれた状態であった。形状は、当初のような 1 個体ではなく、既に 8 つの小さな破片に分かれていた。以下、図面と同じ番号順に説明す



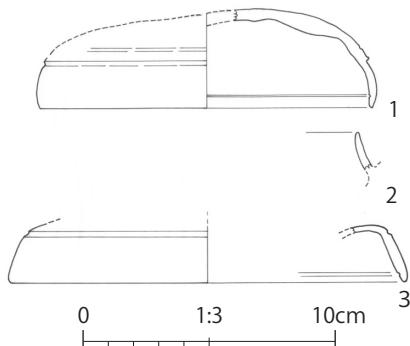
第13図 勝負横穴墓群出土遺物実測図



第14図 勝負 2号横穴墓上層斜面出土遺物実測図

る。

- ①長さ0.9cm、径1mm程度の破片で、両端共新しい割れ口である。針1本の中途部分の破片である。針本体は径1mm前後であろうと思われる。
- ②長さ1.2cm、径1mm程度の破片で、一方の先端は細くなり針先である。もう一方の端は、古い割れ口で針2本が密接した状態である。針の径はやはり1mm前後であろうと思われる。右側の針は先端まで残るもの。左側の針は長さ0.5mmで一方の端部は新しい割れ口である。
- ③長さ0.75cm、径はやや細く1mm弱である。針先に近い部位であろうか。
- ④長さ1.8cm余、径は割れ口で1mm前後、もう一方の先端は細くなり、針先である。



第15図 勝負横穴墓群甕片散布範囲  
出土須恵器実測図

- ⑤長さ2.6cm、中央部に木質部を残し、径は最大0.45cmを測る。木質部は、キメが細かく竹の可能性がある。上下両端共割れ口があるが、下の割れ口は新しく径1mm前後である。
- ⑥長さ1.85cm、径最大3mmを測る、上端部は割れ口で径1mm前後の針の断面が見える。下端部は、径1mm弱の針孔があり針の頭部である。頭部は平たく打たれ幅2mm、厚み1mm程度である。
- ⑦長さ0.7cm、幅最大0.35cmを測る。上下両端部割れ口に径1mm前後の針の断面が見える。
- ⑧長さ0.4cm、幅0.15cmの破片である。大半が鉄サビで、一方の側に径1mm弱の針の一部の割れ口が付着する

以上が破片の概要だが、針の頭部は1本しか確認できない。針の先端部は2本しか確認できなかった。1本の針の長さは例えば④と⑥の破片が接合したとすれば、3.65cmとなる。他の破片も接合できたとしても4.5~5cm余りであろうか。接合を試みたが極細で困難であった。発見当時確認したように3本の鉄製針が小さな竹筒のような容器に収納されていたようである。

静岡県埋蔵文化財センターの大谷宏治氏は、全国の古墳出土の金属製針について集成と分類をされている。それによれば、本例は、針の長さからおおむねa類（長さ5cm未満のもの）、接合次第ではb類（5cm以上10cm未満）に含まれるもので、断面は円形、材質は鉄製である。針の保管方法は、甲類（篠竹や笹竹などの筒状の植物を針筒とし、その中に針を1~数本納めるもの。古墳時代前期から後期まで最も一般的な古墳への副葬方法である。）に該当する<sup>(3)</sup>。

山陰地方では鳥取県内で7例、島根県内で4例あり、決して多くはない。時期的には前期3例、中期が1例、後期古墳や横穴出土例が4例を数える。副葬品として直刀、刀子や玉類など豊富な内容をもつ有力古墳が多いが、島根県安来市田頬町の小丸子山横穴例のように須恵器のほかは鉄製針のみ副葬するものがあり、類例として参考になる<sup>(4)</sup>。

この横穴墓に針が副葬されていたことの意味は、大谷氏の言葉を借りれば「針を用いた手工業（服飾あるいは皮革製品）生産に携わった、あるいは管掌した集団が自らの職掌を示すとともに、技能の向上や生産品の多産が願われていた可能性が高い。」とされている。

#### 4. まとめ

3つの点について注目したい。

- (1) 6世紀後半頃の勝負横穴墓2穴を調査した結果、甕片散布という点について近隣の十王免横穴墓群と共に通性を有する横穴墓群ではあるが、基數の少なさや隔絶したその立地や、横長と縦長タイプの玄室平面形を有する点について、極めて特異な状況を考えざるを得ない。
- (2) 2号穴に副葬されていた鉄製針については、非常に稀有な副葬例であり、副葬された意味については、被葬者の職能も考慮しながら今後の類例の増加を待って検討したい<sup>(5)</sup>。
- (3) 当初、横穴墓を想定していた尾根部の8つの壕群は近代以降に構築された監的壕であることが判明した。斜面下方の2つの壕については機能面で尾根部の壕とは異なり使用目的は不明であるが、やはり近代以降の戦争関連の遺構であろう。明治時代末期に古志原町に六三連隊や茶臼山北部に陸軍射撃場が建設されたことからその周辺山麓で鉄砲や大砲の実弾射撃訓練が行われた。これら監的壕はその実態を示す貴重な戦争遺跡（遺構）の一つとして注目される。

## 注

- (1) 山本清1988「松江市矢田町来美の四隅突出型方形墳丘」『間内越1号墓・間内越遺跡』松江市教育委員会
- (2) 岡崎雄二郎1975「十王免横穴群」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』島根県教育委員会
- (3) 大谷宏治「古墳出土の金属製針について」(静岡県埋蔵文化財センター研究紀要創刊号、2011年度所収)
- (4) 長さ3.1cm、直径1mmを測る。表面にごく細い糸の巻き付いた痕跡がある。また黒い鏽化がみられ、漆黒色の光沢がある。報告者の近藤正は革製などの筒に収納されていたのではないかと推測している。近藤正、IV 安来・小丸子山横穴(島根県埋蔵文化財調査報告書、昭和44年3月、島根県教育委員会)所収
- (5) 横穴墓出土の須恵器は1号・2号ともに、大谷編年出雲3期の様相と出雲4期の様相のものが混在する。築造期を古い出雲3期とするならば、天井がドーム形で狭長な墓道をもつ古いタイプの横穴墓の一例となるだろう。玄室の平面形は、出雲東部では通例横長だが、きわめて近接した位置関係によって、2号横穴墓を縦長に整形したと考えられる。

## 参考文献

大谷晃二1994「出雲地域の須恵器の編年と地域色」『島根考古学会誌』11集 島根考古学会  
松江市教育委員会・(財)松江市教育文化振興事業団1996『寺山小田遺跡発掘調査報告書』

## 付記

出雲東部の中海・宍道湖沿岸部では、大谷編年出雲3期に横穴墓が築造され始め、その形態は狭長な墓道をもつものと考えられる。一方で出雲4期以降の横穴墓の多くは、玄室の前に玄門と羨道構造を持ち、その前面にはやや広がる前庭部を有しており、勝負横穴墓群の羨道前面の構造とは異なる。よって本稿でいう「前庭部」は「墓道」と呼ぶ方がふさわしいと思え、導入期の横穴墓構造の影響を強く受けた横穴墓と理解できる。出土須恵器には出雲3期と考えてもよい個体が含まれ、4期でも古層と考えられる。横穴墓構造の変遷を考えるうえで重要な例となると考えている、天井は落ちていて不明だが、類例から考えてドーム形丸天井の可能性が高い。注(5)に加えて付記しておきたい。

(丹羽野)

(おかざき ゆうじろう 元松江市文化財課長)  
(にわの ひろし 松江市文化スポーツ部文化財総合コーディネーター)



写真1 調査後遠景 (南から見る)



写真2 第2支群 左:1号壕 右:2号壕

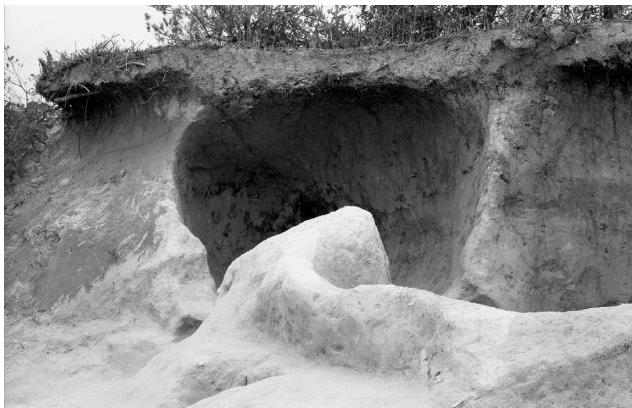


写真3 第2支群 1号壕



写真4 第2支群 1号壕

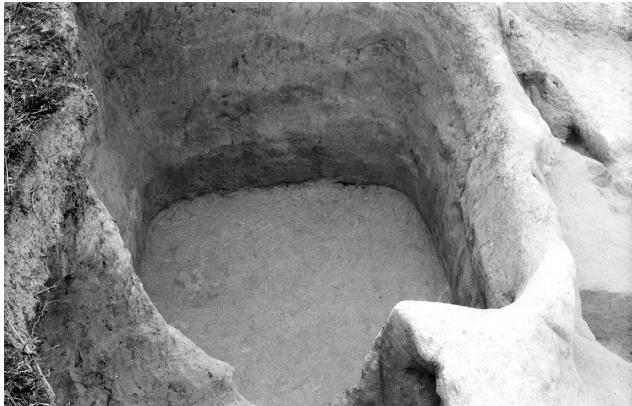


写真5 第2支群 2号壕



写真6 2号壕の十能出土状況



写真7 第2支群 左:1号壕 右:2号壕 調査後



写真8 奥:1号壕 手前:2号壕



写真9 4号壕 (調査後)



写真10 第1支群 3号壕検出状況(上はトレンチ)



写真11 5号壕(上は4号壕)



写真12 第3支群 1号壕(左)、2号壕(右) 調査後全景



写真13 豊片散布状況

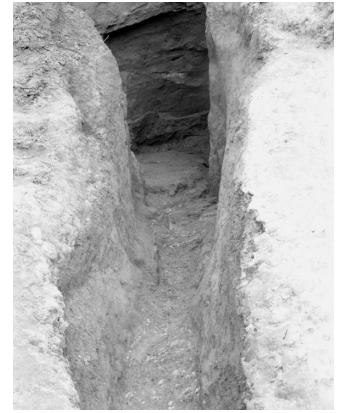


写真14 2号横穴墓前庭



写真15 1号横穴墓(左)と2号横穴墓(右)



写真16 1号横穴墓蓋杯出土状況



写真17 2号横穴墓蓋杯出土状況



写真18 2号横穴墓前庭拡張部の提瓶出土状況



1号横穴墓 1



1号横穴墓 2



1号横穴墓 3



1号横穴墓 4



1号横穴墓 5



1号横穴墓 6



2号横穴墓 1



2号横穴墓 3



2号横穴墓 4



2号横穴墓 5



2号横穴墓 6



取り上げ直後の鉄製針



2号横穴墓墓道拡張部出土の提瓶



鉄製針の破片（現状）

## 松江市矢田町 矢田遺跡の調査 附・来留美第4遺跡

岡崎雄二郎・丹羽野 裕

## 1. 調査に至る経過

昭和45年（1970）、松江市は矢田町地内に「松江市内陸工業団地」の建設を計画し、同年7月2日付け、商第164号で、県教育委員会へ埋蔵文化財の有無について分布調査を依頼した。

分布調査は、当時島根県教委の門脇俊彦が担当した。昭和45年7月28日付、島教社第228号、県教育長名、松江市長宛通知文書によれば、調査の結果、造成区域内には1（地区）の方墳群、2（地区）の方墳群、3～5（地区）の横穴群の所在することが判明した。5の横穴群は、後に調査した「矢田遺跡」又は「矢田土師器散布地」と呼称している遺跡で、横穴ではなかった。

以上の分布調査の通知を受けて、松江市では発掘調査の担当者を門脇俊彦に依頼し①来留美B古墳1基、矢田町来留美515番地の2、80m<sup>2</sup>、③十王免横穴群 5穴、山代町字十王免932番地の1、920m<sup>2</sup>、④勝負横穴群 5穴、矢田町勝負521番地の3、735m<sup>2</sup>、の発掘調査を実施した。

県教委の門脇俊彦が当時の分布調査で示した⑤の横穴群推定地付近が、後に調査した「矢田遺跡」と考えられる。横穴墓を示唆するくぼみがあったかどうかは定かではない。十王免横穴墓群の所在する丘陵の裏手で、北に開いた谷の出入り口付近の北向き斜面であったと記憶する。

工業団地内の西南西から北北東へカーブしていく幹線道路（今の都市計画道路矢田山代線）の南側を拡幅する変更計画により、急遽調査することになったものである。標高は約20mで、北側は元水田地で



第1図 遺跡の位置 (1/50,000) 明治34年地形図 (国土地理院)

あった。

本稿はその矢田遺跡の発掘調査の概略を報告するとともに、来留美第4遺跡の概要と来美古墳群の取り扱いの経緯を附編として掲載するものである。

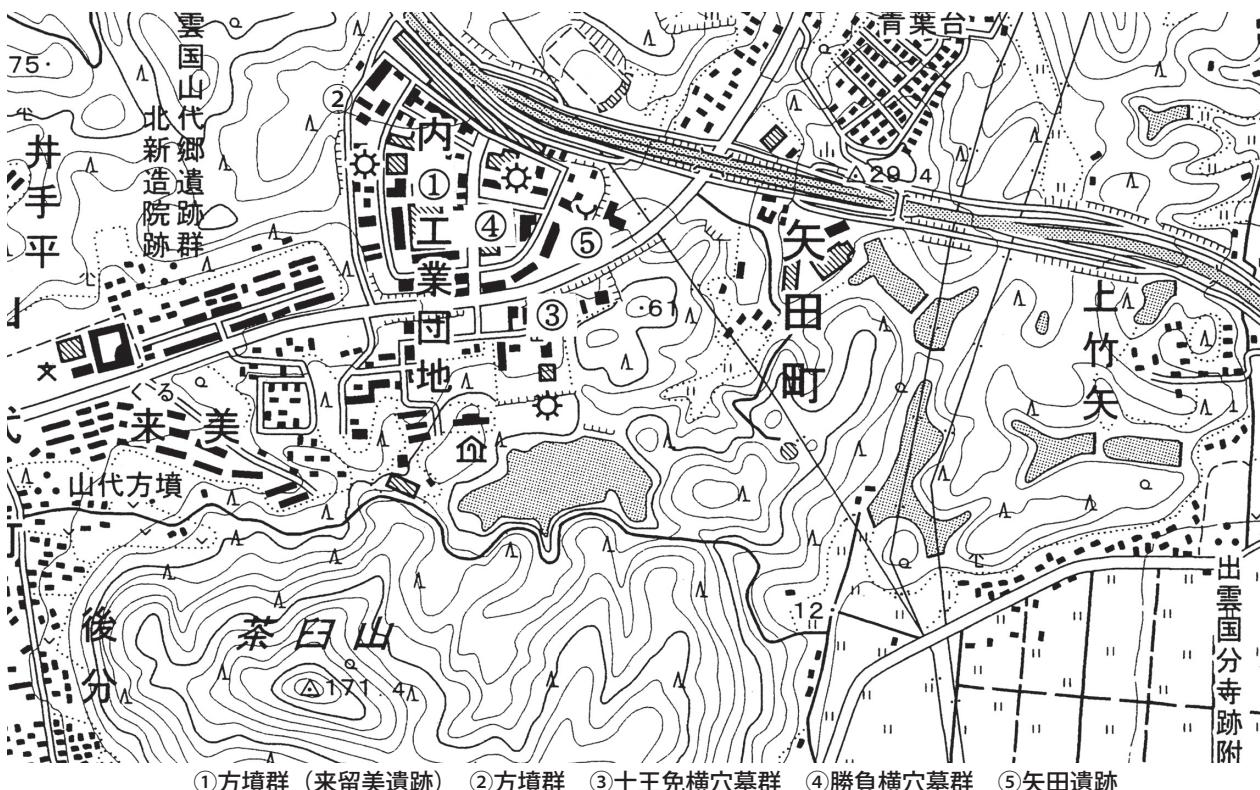
調査組織は以下の通りである。

調査主体者 松江市教育委員会教育長

調査担当者 日本考古学協会員 門脇俊彦（当時島根県教育庁社会教育課）

調査員 岡崎雄二郎（当時松江市教育委員会社会教育課主事）

調査協力者 西尾克己（当時島根大学生）



第2図 内陸工業団地予定地内の遺跡

## 2. 調査の概要

### (1) 調査資料の整理

調査資料としては、調査区の平面図2枚と遺物を収納したポリ袋外面に記された出土地区、土層、日付がわずかな手がかりである。

調査区の平面図1は、実測日の記載は無いが、焼土ブロック、石、段などが記入されており、調査当時の平面図である（第3図）。

同平面図2は、1/200の平板測量でケント紙に書かれており、表題が「矢田土師散布地」、日付が「730602」、担当者は「岡崎雄二郎のほか当時の島根大学考古学研究会の学生2名の名前」が記載されている。平面図1と調査期日、調査範囲や内容が異なるので、調査区が近接していたため同じ遺跡名にしていたようである。しかし、それ以外の実測図などが無いので恐らく工事中の立会調査で須恵器片や土師器片を採集したのではないかと思われる。遺物は全く確認されていない。

## (2) 遺構の概要

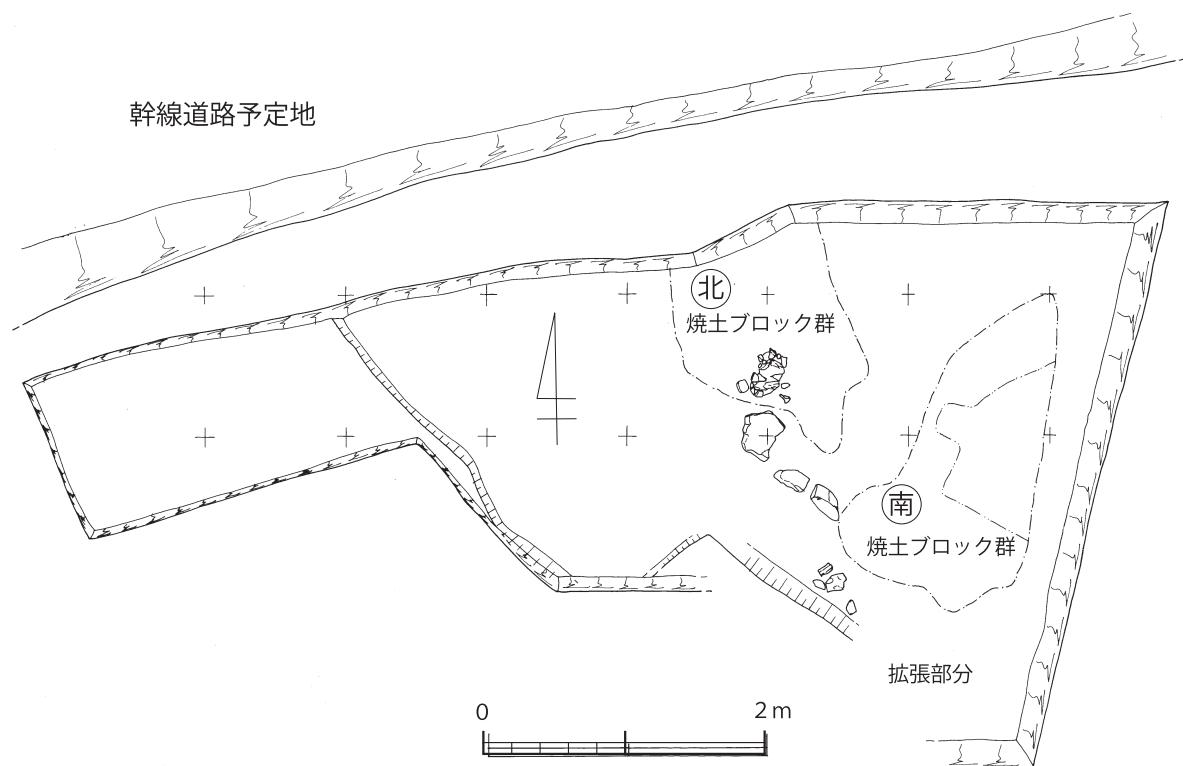
ポリ袋の表記から判断すると、調査区は大きく北区と南区に分かれており、遺物包含層は北区は暗褐色土層、南区は黒褐色土層であることが分かる。北区では焼土ブロック、炭混り暗褐色土層があり、地区は不明だが焼土面や焼土下という表現もあり注意される。

又、第3図を見ると、北の中央部に炭化物を混じえた焼土ブロック群と石が4、5個、南北方向に連なっている。その東側にも少し離れて「土師器、焼土、炭化物の包含層が厚み20cm」とあると記載している。

平面図の西部には、略断面図（第4図）が記載してあり、表土層は黒褐色土だが炭化物は極めて少ない。第2層はやや黒色の土層で炭化物や焼土、土師器片を多く含む層である。その下、表土から50cmで地山面に達するが、落差20～35cmの段が作られている。段下の土層は炭化物混じりの黄褐色土層である。

## (3) 土層と遺構の検討

全体的に見ると、焼土や炭化物を含む土層が広がり、特に中央部と東部に焼土ブロックを大量に含む1群が2か所ある。ポリ袋に記載されたU字溝は平面図では見当たらない。土師器片が大量に出土したことから、一つの考え方としては、土師器を焼成した野焼きの跡ではないかと考えた。もう一つの考え方には、滑石製勾玉形模造品が出土したことから、祭祀遺跡ではないかということである。既に祭祀遺跡の一覧表にも記載されている。近年、近隣の「寺山小田遺跡」が調査され、斜面を加工した掘立柱建物跡などから赤瑪瑙製の勾玉1、碧玉製切子玉1（S I 01）や滑石製臼玉60個以上（S B 02）、碧玉製勾玉1（S X 02）が出土した。担当者は生活の匂いが少なく、土師器の高壙の出土が異常に多いという特徴はあるものの、一様に祭祀遺跡であると判断するには絶対的な根拠が無いとし、断定を避けている。



第3図 矢田遺跡遺構全体図

本遺跡も、土師器を見ると高坏の破片が多いのが目に付くが、壺、甕の類も結構出土している。滑石製勾玉形模造品の出土状態が不明であるのでこれ以上の考察は難しい。西側の段が加工段であれば、居住空間を想定することも出来る。しかし、最も特徴的なことは、焼土や焼土ブロックが広範囲に見られることであろう。これらのことから検討するなら、やはり土師器を焼成した野焼きの跡ではなかったかということである。

#### (4) 遺物の概要

##### 滑石製勾玉形模造品（第5図1）

道路と調査区の間の畔上に置いてあったのを発見した。原位置や出土土層は不明である。灰色を呈し、残存長3.0cm、幅1.4~1.8cm、厚み2~3mmを測る。勾玉形の中央部分の破片と思われる。尾の方向にカーブする部位の破片で、厚みのある方が頭になる方向であろう。石材は滑石で、両面とも薄く削って磨いた後、3方向以上から多数の条線を刻んでいる。両側面は2、3段の面取りを施している。

##### 敲石（第5図4）

正確な出土場所は不明である。発見届では「磨石」と表記されているが、他の出土例から「敲石」が適当であろうと思われるので、以後この名称に変更する。石材は軟質の凝灰質砂岩（いわゆる来待石）で、茶褐色を呈し、重量は720gで重たい。径9.7×8.6cm、厚み4.5~4.7cmを測る。上面、下面及び2か所の側面を打ち欠いて凹面を形成する。上面の凹面は、径4.7×4.0cm、深さ8mm、下面の凹面は径4.5×4.4cmで、深さ5mmを測る。

##### 砥石（第5図3, 5, 6）

残欠が3片出土している。1は、最大の破片で上面と片方の側面の2面が研磨面である。上面には研磨した時に付いた条線が残る。細かく見ると側面の研磨面は2面接続している。

一方の側面と下面是、粗い割面をそのまま残している。石材は淡灰色の火成岩系の硬質のものだが、不明である。2、3も同質の石材であり、1の破片であろうと思われる。3片ともに表面が火熱を受けたような状態であり、1、2が北区中央部の焼土下から出土し、3も地区は不明だが焼土面から出土があるので、二次的に被熱したものと思われる。

##### 磨製石斧（第5図2）

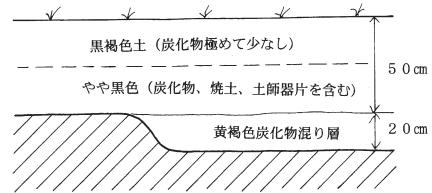
北区中央部焼土下から出土。長さ8.2cm、横幅3.1cm、厚み1.5cm、重量66.05gの小型で、基部にも刃部を形成する両端刃の磨製石斧である。石材はまだらで淡緑色の色調を呈する。变成岩系の石ではないかと思われる。

##### 須恵器（第6図1）

古式の須恵器で高坏の脚部の破片である。底径11.0cm、接合部付近の径5.0cm、高さ6.3cmを測る。底端部は丸味を帯びて、外上方に鋭く尖る。透かしの下幅は2.1~2.2cmで透かし間の下幅は3.4cmを測る。焼成は非常に硬く、内面黒灰色、外面茶褐色、断面は淡い紫灰色を呈する。なお、内面に「十王免」と墨で注記されているが、これは誤りである。

##### 土師器（第6図2~25）

2、4は単純口縁となる。壺、甕類の3、10は、退化した複合口縁を有する壺、甕である。24、25は低脚坏の坏底部であろう。5~14は口縁部がさらに退化し、端部がやや屈曲する程度である。26~49



第4図 矢田遺跡 西側の段付近の  
土層模式図

は、高坏の破片であるが、破片の数はかなり多いように見受けられる。

### (5) 遺物の検討

#### 弥生時代の遺物

**敲石** 類例は、松江市古志町の戸崎遺跡の竪穴住居S I 2-01（弥生時代中期末～後期初頭）出土<sup>(注1)</sup>、鹿島町の鵜瀧山遺跡の遺物包含層出土<sup>(注2)</sup>、同町の大勝間山城跡の竪穴住居S I 04（松本編年IV-2の古段階）出土<sup>(注3)</sup>、西川津町の堤廻遺跡のS I 06（堤廻Ⅲ期、古式須恵器を伴う段階）北側斜面出土<sup>(注4)</sup>、法吉町の白鹿谷遺跡（時期不明、遺物包含地）<sup>(注5)</sup>、手角町の夫手遺跡出土<sup>(注6)</sup>、西津田町の石台遺跡出土<sup>(注7)</sup>のものがある。

堤廻遺跡や白鹿谷遺跡出土例は時期が特定できないが、その他の例はおおむね弥生時代中期～後期であり、本例も同じ時期の頃の所産と考えておきたい。

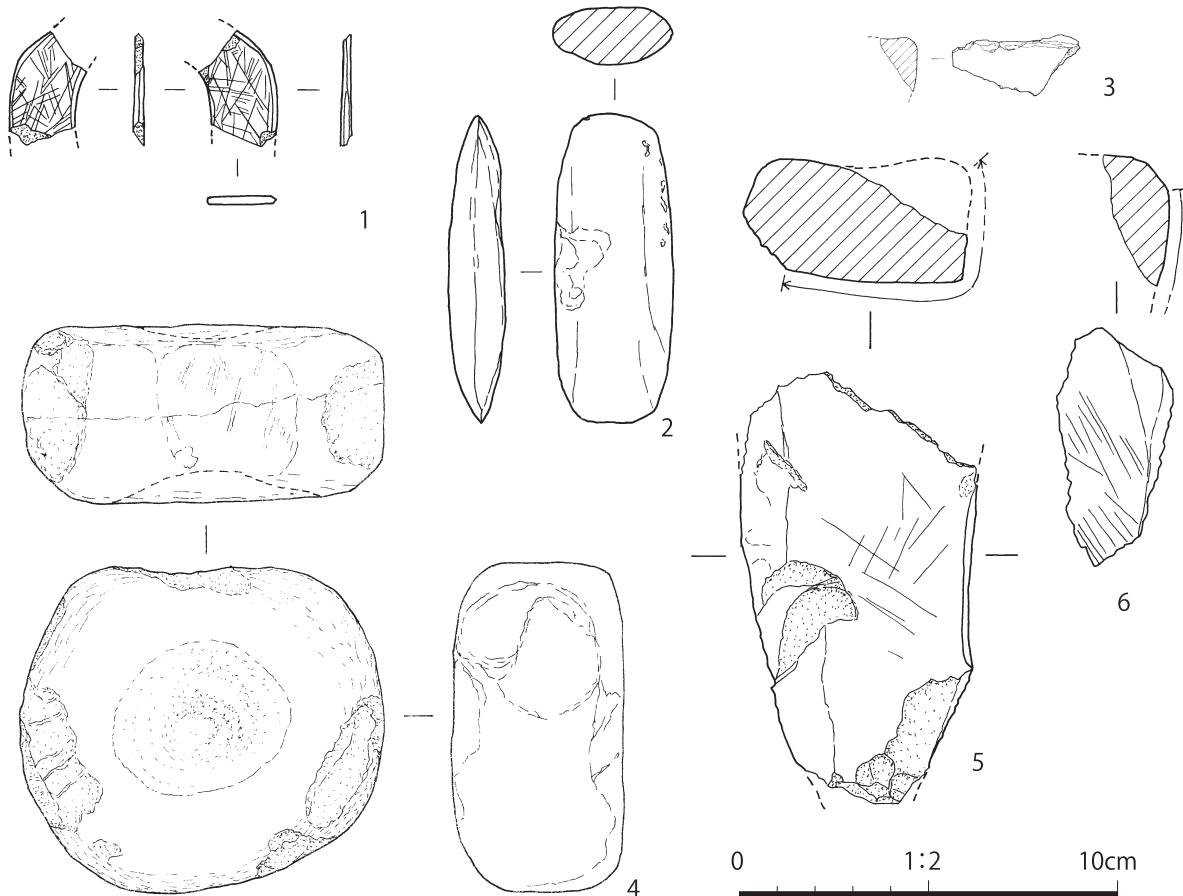
(注1) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「戸崎遺跡発掘調査報告書」2008年10月

(注2) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「鵜瀧山遺跡他発掘調査報告書」2007年3月

(注3) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「大勝間山城跡発掘調査報告書」2009年1月

(注4) 松江市土地開発公社、松江市教育委員会「堤廻遺跡」昭和61年3月

(注5) 岡崎雄二郎、坪倉武久「松江・白鹿谷遺跡について（2）」（松江考古学談話会「松江考古」第9号 2001年3月所収）

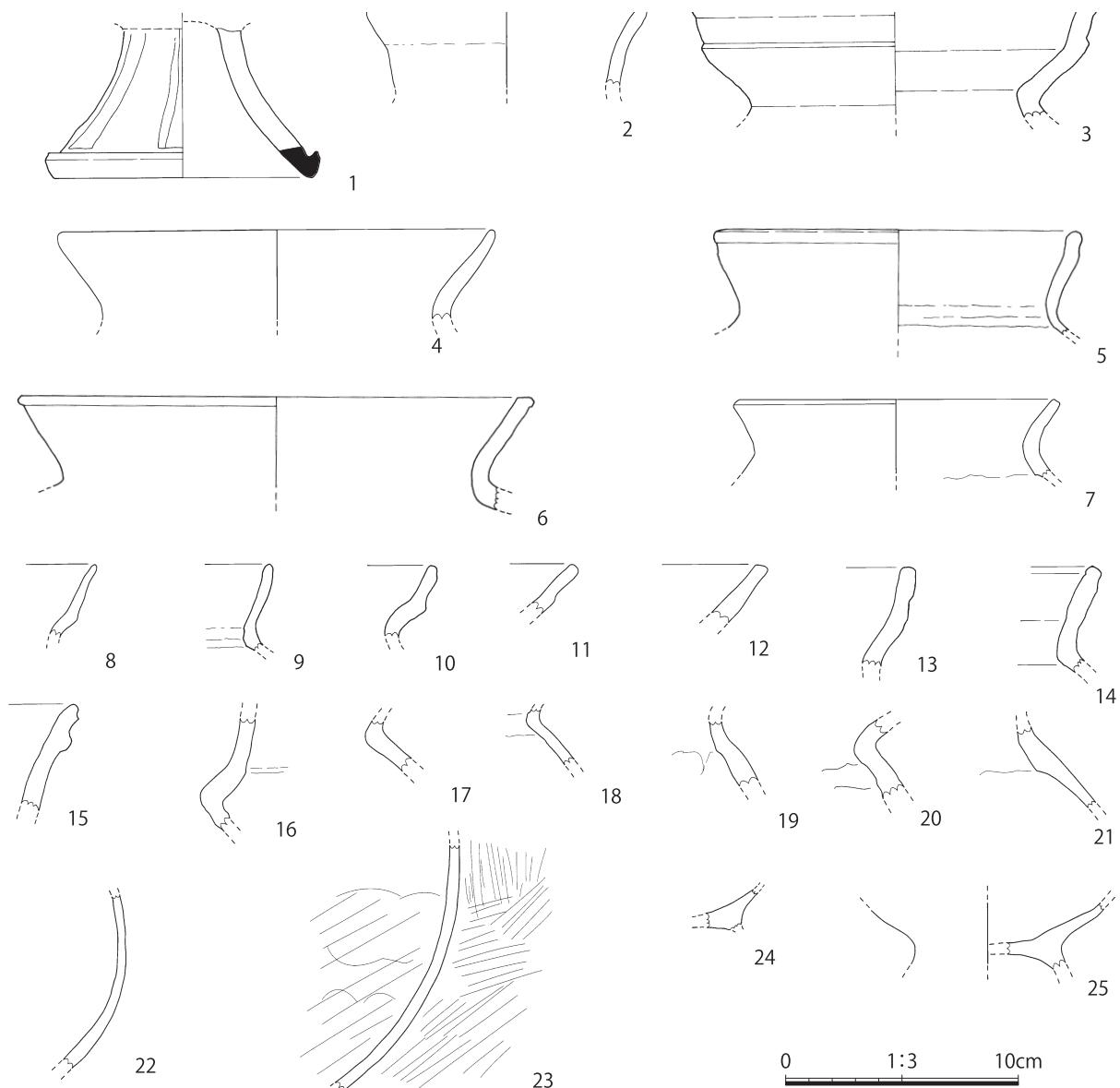


第5図 矢田遺跡出土石製品実測図

(注6) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「夫手遺跡発掘調査報告書」2000年3月

(注7) 島根県教育委員会「石台遺跡－馬橋川河川改修に伴う発掘調査報告－」1986年3月

**両端刃の磨製石斧** 弥生時代の遺物であろう。伐採具、加工工具として使われた石斧は大きく4種に大別される。すなわち、両刃石斧、柱状片刃石斧、扁平片刃石斧、小形方柱状片刃石斧である。太形の両刃(蛤刃)磨製石斧は、弥生時代前期から中期にかけて最も多く出土しており、農工具の発達に伴い、数多く製作されたことが指摘されている<sup>(注1、2)</sup>。その種別は大形両刃磨製石斧のほか、小形両刃磨製石斧、片刃磨製石斧、小形扁平片刃磨製石斧などがある。しかし本例のように小形のものは出土例が少なく、わずかに布田遺跡で知られる程度である<sup>(注3)</sup>。さらに刃部の反対側端部は、本来基部となり、柄に装着するか<sup>(注4)</sup>、露出していても使用しない部分であるが、本例では反対側の端部にも両刃の刃部を作り出している。このような例は、今のところ島根県内では皆無である。なぜ両端部に刃部を形成したのであろうか。小形であることから木製品を細かく加工・調整する工程で使用されたことが考えられる。今後、類例の増加を待って検討したい。



第6図 矢田遺跡出土須恵器・土師器実測図

- (注1) 島根県古代文化センター「弥生時代の磨製石器」同センター調査報告書13 2003年3月
- (注2) 島根県土木部河川課、島根県教育委員会「朝酌川河川改修工事に伴う西川津遺跡発掘調査報告書V（海崎地区3）」平成元年3月
- (注3) 建設省松江国道工事事務所、島根県教育委員会「一般国道9号松江道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書VIII（布田遺跡）」1991年3月
- (注4) 西川津遺跡では木柄に装着した状態のまま大型蛤刃磨製石斧が出土している。島根県教育委員会「朝酌川河川改修工事に伴う西川津遺跡発掘調査報告書－II－」昭和57年3月

### 古墳時代の遺物

**土師器** いわゆる大東式の範疇に含まれる。器種は大別して壺、甕、高坏の3種である。壺、甕類のうち、第6図3、10は松山Ⅲ期に含まれる<sup>(注1)</sup>。中には単純口縁もしくはそれに近いものもあり、時期的に少し幅があるようだ。

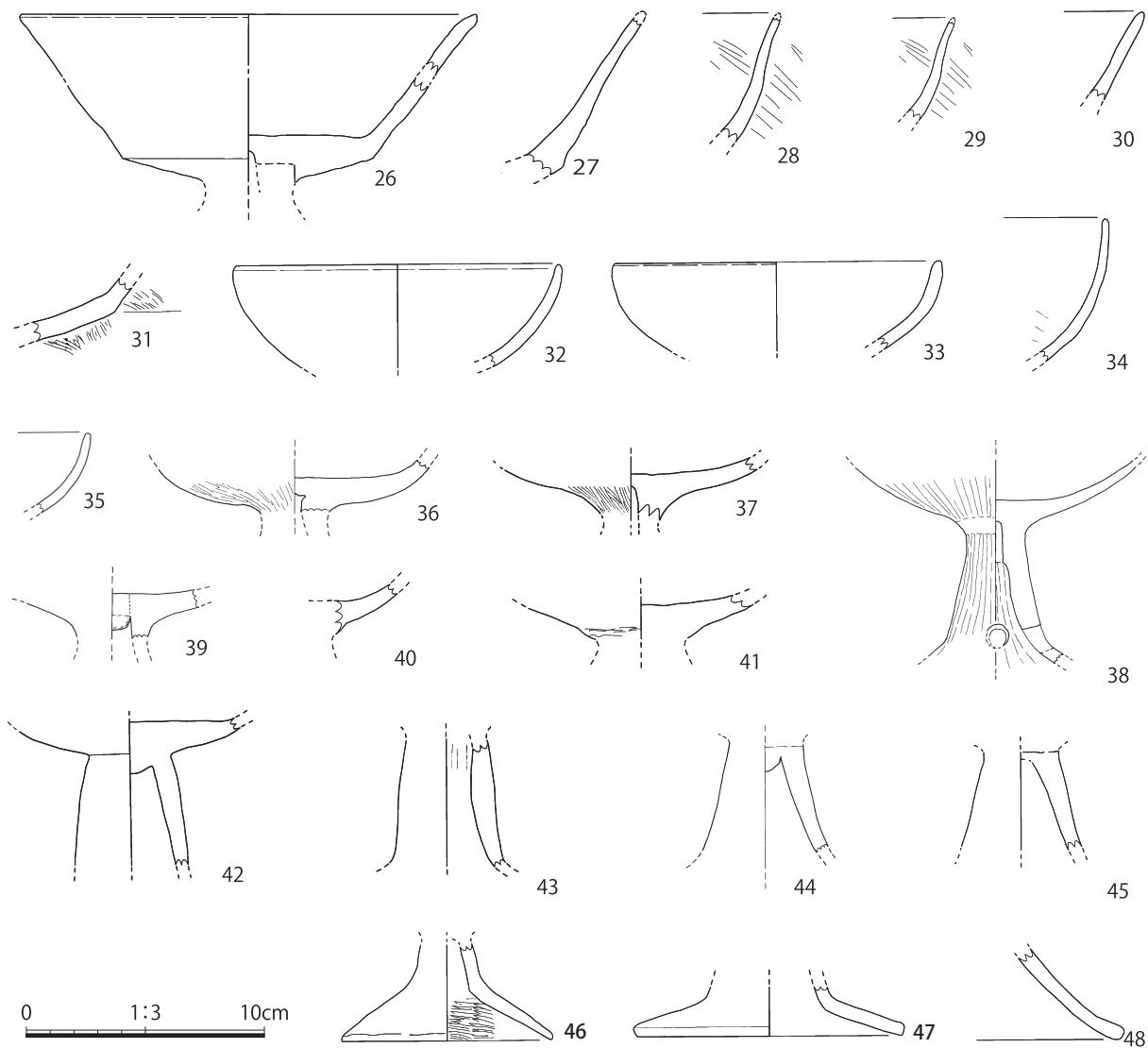
高坏は、坏部と脚部の接合方法から3つのタイプが認められる。26、38は松山分類接続法αである。39、42、44は松山分類接続法βである。37は松山分類接続法γである。新古関係は、 $\alpha \rightarrow \beta \rightarrow \gamma$ だが、これら3種の接続法が見られる。坏部の形状は、碗形のもの（32、33、36、37、38、42）と段を付けるもの（26、27、31）の2つのタイプに分かれるが、同時並行で存在したものと考える。脚部は一様に下半部で角度を緩めて外方へ開くタイプ（46～48など）である。松山編年ではⅡ～Ⅳ期であろうか。いずれにしても、古式須恵器の登場前後ということになる。類例は、矢田町の寺山小田遺跡<sup>(注2)</sup>、大井窯跡群中の山津窯跡<sup>(注3)</sup>、乃白町の田和山B遺跡<sup>(注4)</sup>、西川津町の堤廻遺跡<sup>(注5)</sup>などから出土している。

- (注1) 松山智弘「出雲における古墳時代前半期の土器の様相－大東式の再検討－」（『島根考古学会誌』第8集、島根考古学会、1991年3月所収）
- (注2) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「寺山小田遺跡発掘調査報告書」1996年3月
- (注3) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「大井窯跡群 山津窯跡・山津遺跡発掘調査報告書」2006年3月
- (注4) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「田和山遺跡群発掘調査報告2 A・B遺跡」平成17年（2005）3月
- (注5) 松江市土地開発公社、松江市教育委員会「堤廻遺跡」昭和61年3月

**須恵器** 陶邑・田辺編年I期<sup>(注1)</sup>、大谷晃二の出雲1期<sup>(注2)</sup>に属するものであろう。透かしは、単純に割り付けると6方透かしとなるが、この時期には不揃いの透かしもあるので、4方透かしの可能性もある。

- (注1) 田辺昭三『須恵器大成』1981年 角川書店
- (注2) 大谷晃二「出雲地域の須恵器の編年と地域色」『島根考古学会誌』11号 1994年

**滑石製勾玉形模造品** 古墳時代中期の遺跡に集中していることが分かる<sup>(注1)</sup>。また、勾玉形についていえば、経塚山方墳、堤廻遺跡、忌部・大谷遺跡、薦沢A遺跡例は、全て厚みのある形状であるが、本例は扁平である。今のところ近隣の遺跡では類例は無いが、全国的な位置づけから考えるならば、古墳時代中期（5世紀後半頃）のものであろう。その他、砥石は外面全体に被熱の痕跡があり、焼土ブロックが確認されていることから、野焼きの際に被熱したと考えられる。この遺跡の示す古墳時代中期頃の遺物であろう。



第7図 矢田遺跡出土土師器実測図（2）

(注1) 新原佑典「出雲の祭祀とその道具（予察）」(『國學院大学伝統文化リサーチセンター研究紀要』第1号2009

### 3. まとめ

当時の調査記録が極めて限定されており、調査の成果なり遺跡の概要を詳しく述べることは難しいが、主な出土遺物を見ながら本遺跡の特徴について述べたい。

出土遺物の中には敲石や両端刃の磨製石斧のように弥生時代中期から後期にかけてのものがある。付近に住居跡があったのかは調査範囲では確認できなかった。

須恵器や大量の土師器が示す年代は、古墳時代中期頃である。遺構の状況から見てみると、平面図やポリ袋の注記内容から判断すれば、著しく火熱を受けて土が焼けた区域が少なくとも2か所あった。焼土ブロックの下にも炭混り暗褐色の土層があって、土師器などの主な遺物はこの層から出土している。炭混り暗褐色の土層が堆積する過程で、土師器の野焼きが行われた可能性がある。とすれば、上に被さっていた焼土ブロックは一体何を指すのかということになるが、野焼きする土師器を土で覆ったかも

知らない。古墳時代中期の5世紀後半頃に、この辺りに土師器を製作する職能集団がいたのであろう。彼らの居住空間は、北東側に近隣していた「寺山小田遺跡」の斜面周辺ではなかっただろうか。

次に、滑石製勾玉形模造品が出土したことで、この遺跡を祭祀遺跡と呼んでよいかどうかという問題であるが、表採品で他に関係遺物も無いので、これ一つをもって祭祀遺跡とは言えないのではと考える。例えば、堤廻遺跡では、3つの住居跡などから滑石製臼玉が1～3個ずつ出土している。又、寺山小田遺跡では、堅穴建物や加工段の掘立柱建物跡内外から勾玉や切子玉、臼玉60個以上が出土している例からすると、当時の集落の家屋単位での祭祀（家屋内祭祀とでもいう）が日常的に行われていたと考えるのが妥当である。もちろん、集落全体で執り行われた祭儀などいろいろな段階での祭祀、祭儀も考えられよう。

本遺跡の場合、野焼きの場と推定したわけだが、そういう場所で祭祀が行われたとすれば、土器の焼成がうまくいきますようにと祈願したのかも知れない。しかし、本遺跡は祭祀が主体ではなく、あくまでも土師器の野焼きの場であったと考えたい<sup>(注3)</sup>。

(注1) 松江市教委期員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「寺山小田遺跡発掘調査報告書」1996年3月

(注2) 松江市土地開発公社、松江市教育委員会「堤廻遺跡」昭和61年3月

(注3) 土師器を焼成する場合にしばしば焼成坑が設けられることが早くから指摘され、遺構としても検出例が多い（窯跡研究会1997『古代の土師器生産と焼成遺構』）。一方覆焼による生産もあり得るものと考えられる。

## 付記

隣接する寺山小田遺跡の性格については、岡崎氏とは異なる解釈をしている。砥石の多出、特に孔が開いた個人持ち砥石の存在や、複数種の鉄製品が出土している。また報告書によると、焼土や大量の炭化物が検出されていることから、鍛冶に関わる遺構が含まれると考えている。矢田遺跡が寺山小田遺跡と一体となると考えるなら、強く被熱した焼土やたたき石、砥石の存在から鍛冶関連の遺跡の可能性もある。また寺山小田遺跡からは滑石製臼玉60点が連で出土し、勾玉などの玉類も見られることから、本遺跡出土の石製模造品も寺山小田遺跡の状況と絡めて理解できるだろう。鍛冶工人集団が古墳時代中期に祭祀を行った痕跡であろうか。

（丹羽野）

## 附 来留美第4遺跡

### 1. 調査の概要

調査地の測量平面図やトレンチの配置図、実測図が見当たらないので、正確かつ詳細な検討は出来ないが、まず遺跡の名称については、少し複雑な経過がある。それはポリ袋の注記と山本清の「来留美古墳調査日誌」からある程度の推測が可能である。

ポリ袋の注記では、遺跡名を「来留美第4遺跡」と呼んでいる。来留美遺跡は、当初近藤正の柿園造成による古墳の存在の指摘により、島根大学の山本清氏が当該北向き斜面で3か所の古墳と思われる高まりを確認され、昭和45年1～2月に調査された。

その結果、1か所の高まりから四隅が突出した「来留美の墳丘墓」が確認された。この3つの高まりを3つの遺跡とみなし、1号～3号遺跡（墳）と呼んだ。昭和45年7月、門脇俊彦は松江市内陸工業団地内の埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施し、3つの古墳をA古墳とし、それらの南側に少し距離を隔てて古墳らしき高まりが見つかったので、それをB古墳と命名している。松江市でこのB古墳を調査した時は「来留美第4遺跡」と名付けて調査した。

門脇俊彦の分布調査の成果図を見ると、第4遺跡は来留美墳丘墓を含む3基の古墳から、南へ15～20mの尾根部にあたり、南西部が崖となり一部墳丘が欠失しているように伺える。発掘調査は昭和47年（1972）7月21日の実質1日間ではなかったかと思われる。ポリ袋は全部で4袋ある。内、1袋は付近の表採品、との3袋が各トレンチの出土品である。以下、ポリ袋の表記を示す。

出土場所の名称	収納した日付	遺物の内容	風土記の丘記入のラベル
北東部斜面表採	7 2 0 7 2 1	土師器の壊（底部糸切）、弥生土器底部	5 6 - 2 4 1 A
第1T表土下	7 2 0 7 2 1	須恵器蓋環片2 窯壁塊小片？1	5 6 - 2 4 1 D
第2T黒色土層溝中 -20cm	7 2 0 7 2 1	須恵器壺又は瓶の底部大片1、須恵器細片1	5 6 - 2 4 1 B
第3T黒色土層下(溝の肌)	7 2 0 7 2 1	須恵器細片1	5 6 - 2 4 1 C

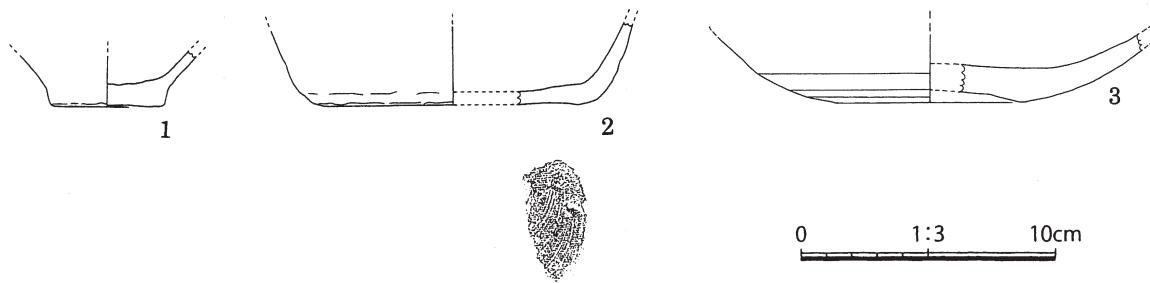
上表によれば、トレンチを3本設定し調査したことが分かる。しかしその長さ、幅、間隔については図面などなく不明である。又、調査地点の北東部斜面から遺物を表採していることも分かる。

### 2. 遺構について

第2～第3Tについては溝があったことが分かるが、その規模や内容は不明である。

### 3. 遺物の検討

- ① 弥生土器 小形の壺の底部である。底部の厚み9mm、底径4.3cmを測る。砂粒を多く含み内面はヘラでなでて調整している。（第8図1）
- ② 土師器片 無高台の壊である。底径10.0cm、残存高3.2cmを測る。底外面に回転糸切痕がある。奈良時代のものであろうか。（第8図2）
- ③ 須恵器片 壺又は瓶の底部である。底径7.6cmを測り、ヘラ削り調整を施す。底面は約4mm程上げ底となる。第2T黒色土層溝中-20cmから出土。（第8図3）
- ④ 須恵器片 第1T表土下出土。一つは壊身の破片で小形である。7世紀代のものか。もう一つは無高台の壊で、底部には回転糸切痕がある。奈良時代のもの。3つ目の破片は外側が凸面で赤黒く



第8図 来留美第4遺跡出土土器実測図

焼けている。内面は石粒を混じえた割れ口である。窯壁の一部とも思えるが不明。

- ⑤ 須恵器片 第2T黒色土層溝中-20cmから出土。壺の底部であろう。回転糸切痕は確認できないが、概ね奈良時代頃のものではなかろうか。
- ⑥ 須恵器片 第3T黒色土層下（溝の肌）から出土。壺の底部であろう。回転糸切痕が確認できる。概ね奈良時代頃のものであろう。

#### 4. まとめ

3本のトレンチを設けて調査したが、古墳や墳丘墓の形跡は無かった。来留美の墳丘墓に関連するものとしては、唯一表採品の小形壺の底部が挙げられる。器形からしても弥生時代後期頃のものである。遺跡の北側には古来、出雲国造の本貫地であった黒田地区から大庭・山代古墳群を経由して矢田地区の大橋川へ出る山越えの道があったと思われるし、西方には一部の建物は7世紀後半頃に建立され、『出雲国風土記』（733年成立）にも記載され12世紀頃まで存続する「山代郷北新造院」があったので、この遺跡の周辺も人の往来が盛んではなかっただかと思われる。

#### 5. 来美古墳群の取り扱いについて

来美古墳群は、分布調査後に団地内の公園として保存することとなっていたが、その後遺跡地内に亀裂が入るなどして、取り扱いが変更になった。その経緯は次ページの「来美古墳群の取り扱いについて」でまとめられたとおりである。

付記：本稿は基本的に岡崎が執筆したものを丹羽野が編集、並びに若干の注書きを行った。岡崎が整理をした時点と、編集時点が離れており、図版編集ソフトのバージョン違いによる、図版の不具合が生じていることをご容赦願いたい。

（おかざき ゆうじろう 元松江市文化財課長）

（にわの ひろし 松江市文化スポーツ部文化財総合コーディネーター）

## 来美古墳群の取り扱いについて

- 1 昭和45年、門脇俊彦の分布調査により、極めて重要な遺跡であることから、団地内の古墳公園（東西約50m、南北約40m）として現状保存することになっていた。
- 2 昭和47年11月30日付、松教社第476号で島根県史跡として指定されるよう県教委当局に申請した。
- 3 昭和48年4月15～17日にかけて降った30～40mmの大雨により、翌18日昼から夜にかけて古墳保存区域の殆ど全面に亀裂が入り、その幅は最大20cm、段差は最高100cmを測った。特に北半部においては約1m北の方向へ地滑りが生じた。
- 4 そこで文化財担当の岡崎が現場の被害状況を調査・確認した。北側斜面にコンクリート擁壁を設置したとしても、亀裂や段差がついており、古墳の保存は困難であり学問的価値も減少したと判断した。
- 5 昭和48年4月25日付、松教社第64号で、県教育長宛、「埋蔵文化財保護にかかる経過報告書の提出について」と題した文書を提出し、「現状保存は困難となった。今後は県教委の指導を受け処置いたしたい」旨、協議した。
- 6 昭和48年5月23日付、島教文第79号で、「松江市矢田町所在来美古墳群の取り扱いについて」と題した文書が、松江市教育委員会教育長宛に通知され、現地視察したところ当該古墳は今後の保存にたえ得ない現状にあることから、取り扱いについては下記によりすすめるよう指導があった。

### 記

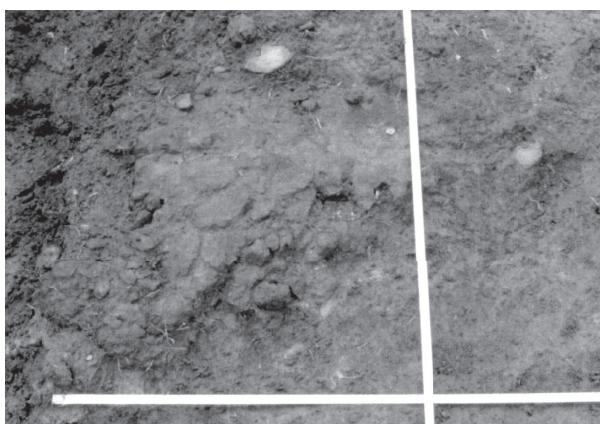
1. 当該地は、今後の保存にたえ得ない現状であるので、古墳の消滅もやむを得ない。
2. ただし、古墳が消滅した後においては、標示板等を設置して、古墳の位置やその内容を示すことを考慮する必要がある。



加工段の状況（1）



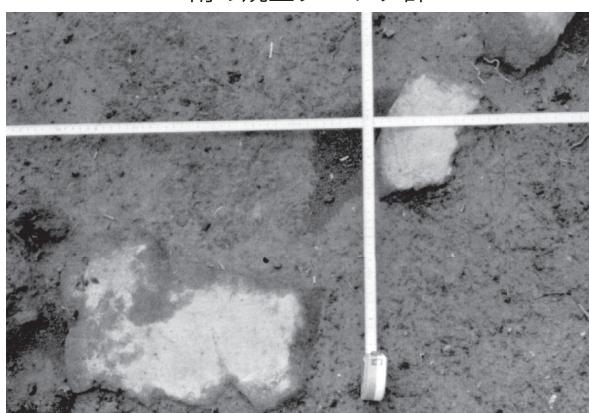
加工段の状況（2）



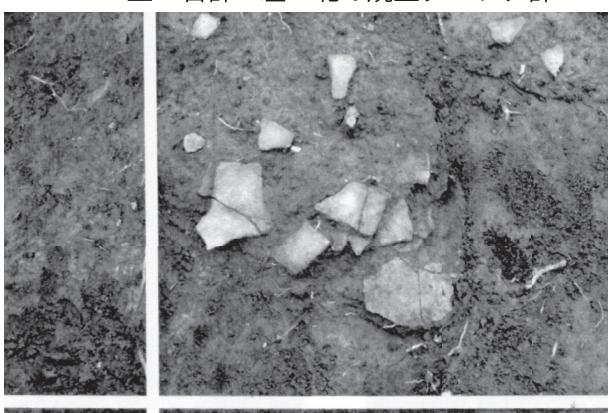
南の焼土ブロック群



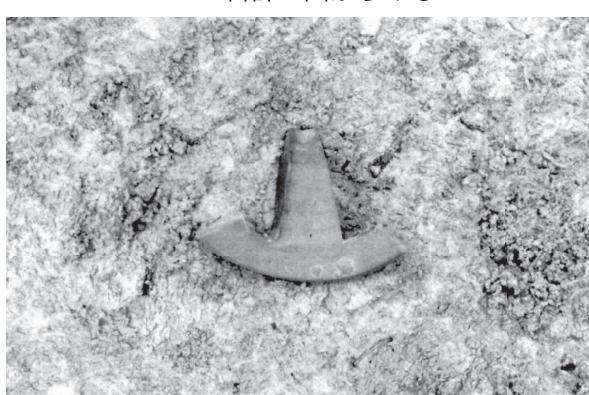
上：石群 左・北の焼土ブロック群



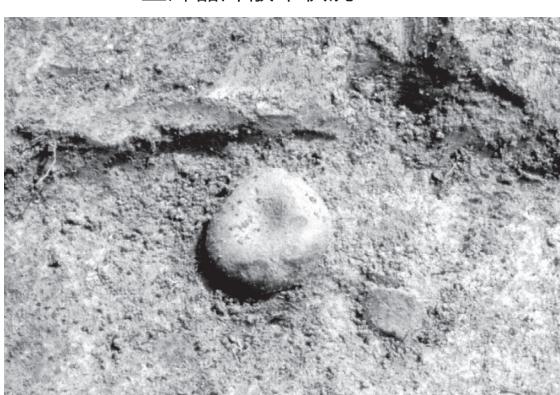
石群 西からみる



土師器片散布状況

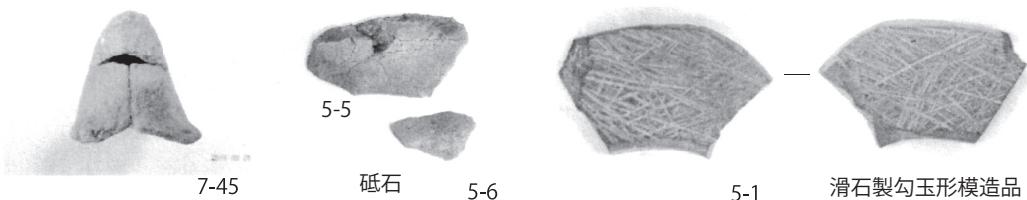
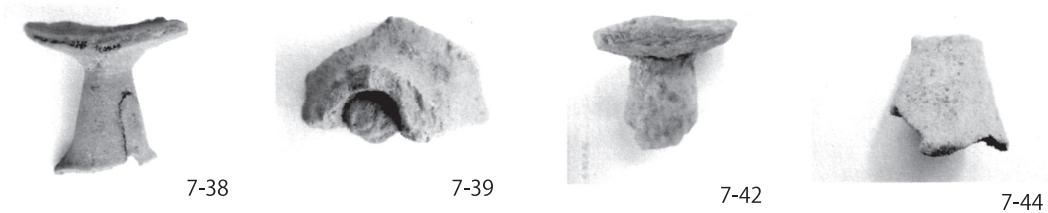
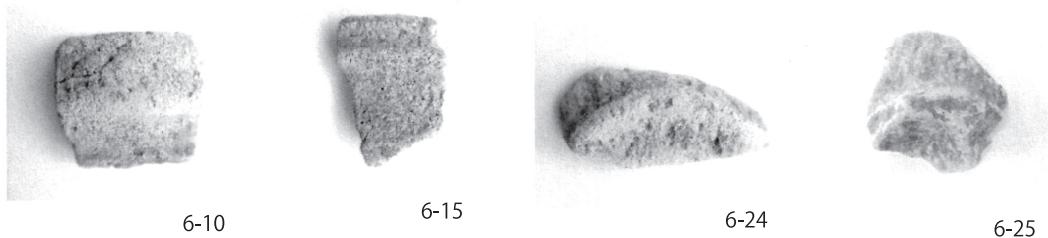
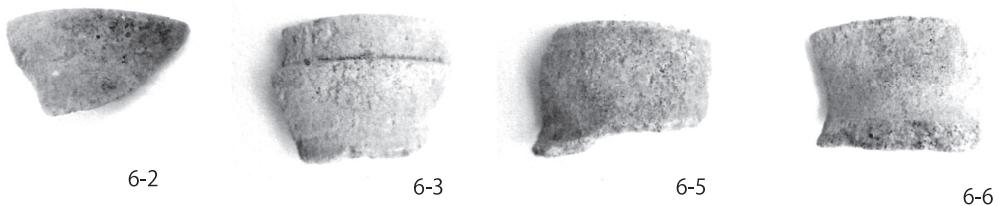
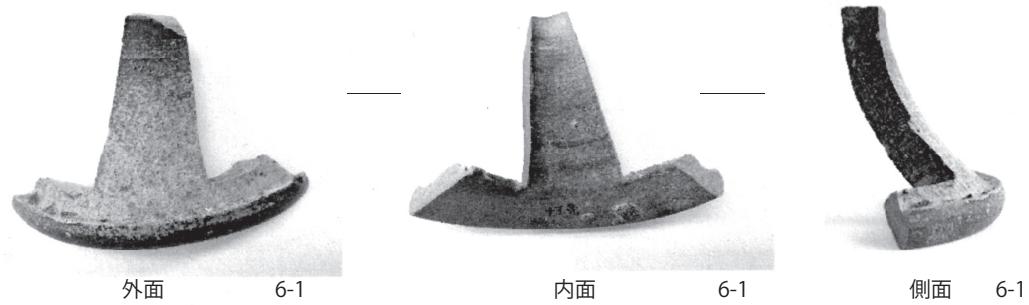


須恵器・高壇片出土状況



敲石出土状況

写真図版 1 矢田遺跡検出遺構



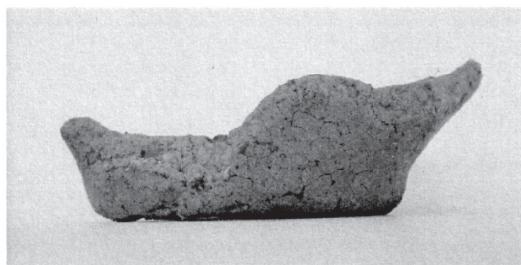
写真図版2 矢田遺跡出土遺物



来留美第4遺跡 全景 南西からみる



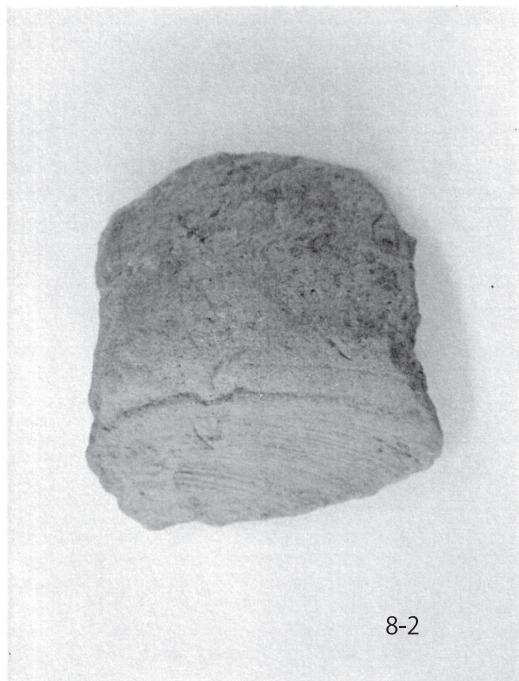
来留美第4遺跡 近景



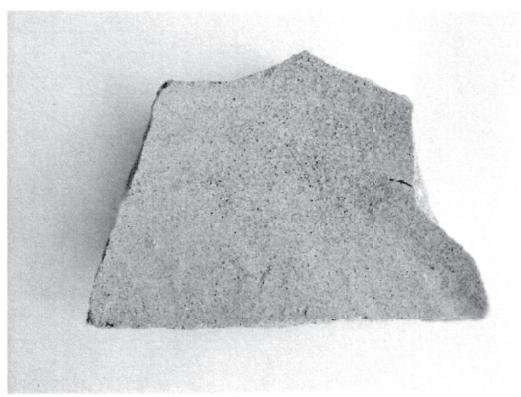
8-1



底部



8-2



8-3



8-3

### 写真図版 3 来留美第4遺跡及び出土遺物



東側法面



東側法面 近接写真



西側法面



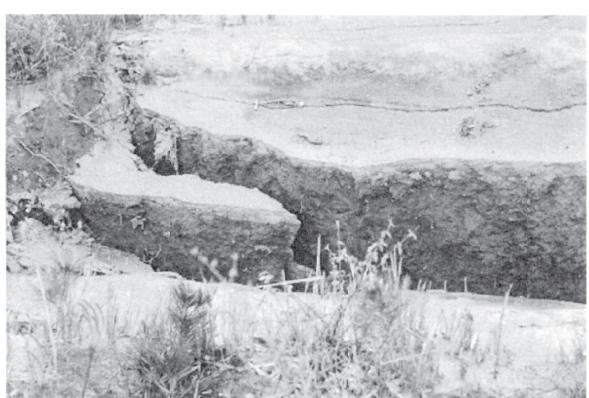
北側法面



上面南部



上面中央部



土壤墓付近



土壤墓付近

写真図版 4 来美古墳（当時）被害状況

# 松江市東生馬町 平ノ前廃寺について

－2023年報告の訂正・補訂と再検討－

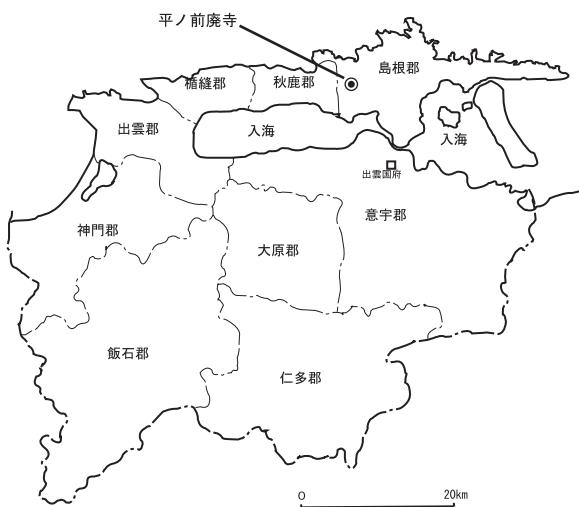
丹羽野 裕

## はじめに

平ノ前廃寺は、松江市街地北西部の、松江市東生馬町に存する。日本海と宍道湖の間を東西に縦断する「北山山地」の南麓にあたり、小規模な谷底平野の奥部に位置する。島根県庁から北北西に約3.7キロと市街地からさほど離れていない郊外地にあたる。

1973年、当遺跡周辺の圃場整備が実施されるにあたって、田の畔に祀られた礎石状の石材の取り扱いについて松江市教育委員会に連絡があり、工事施工前に発掘調査が行われることになったという。調査体制も不十分ななか、緊急な対応で一部のトレンチ調査が行われ、遺構の一部と多くの遺物が発見された。この調査概要は、当時松江市教育委員会嘱託で発掘調査を担当された岡崎雄二郎氏と筆者が、松江市歴史叢書16号に概略（岡崎・丹羽野2023）を報告した（以下「2023略報」と呼ぶ）。

概略の執筆にあたっては、事実報告は調査を行った岡崎氏の見解をほぼ変えることなく掲載し、発掘調査報告の原典としての役割を果たせるように配慮した。丹羽野は移設されて現存する礎石状の大型石と、岡崎氏の記述の中で不明な部分の聞き取りをして、補充や注書きを行った程度である。一方図や写真を挿図、図版としてまとめていく過程で、筆者なりの問題意識や岡崎氏とは異なる見解も生じてきた。さらに令和5年度に入り、データ整理等をしていく中で新たに見つかった配置図があり、前記略報には誤りや不都合があることもわかってきた。そこで、2023略報での報告や挿図について、発見した配置図をもとに、現段階での訂正を行う。そのうえで新たに岡崎氏からの聞



第1図 平ノ前廃寺の位置（左：『出雲国風土記』の郡配置、右：国土地理院1/50000）

き取りや写真、遺物等の分析を行い、平ノ前廃寺のさらなる検討を行うこととした。

## 1. 平ノ前廃寺の発掘調査の概要

平ノ前廃寺および隣接する宮ノ下遺跡の調査は、短期間の間に3次に分かれて実施されたことがうかがえる。最初は圃場整備施工前に、礎石状の石を中心にトレーナーを配置して行われた「トレーナー調査」。次は、おそらく調査中かその直後に掘削された、幹線的水路工事で発見した宮ノ下遺跡の遺物採集と断面確認調査で、南北2か所で包含層（遺構）が見つかっている（A地点、B地点）。最後が圃場の造成を行っているときに平面検出された、トレーナー南東部の調査と推測される。

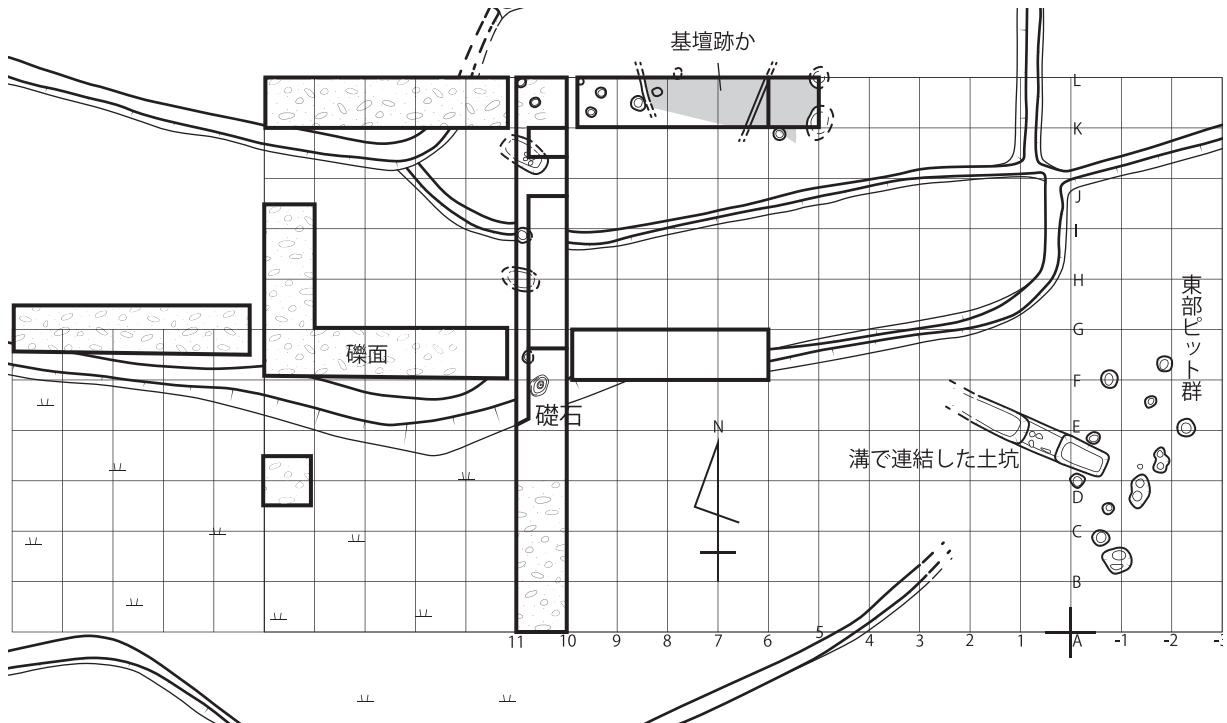
### 1) トレーナー調査

発掘調査は、大型の石を中心にして東西と南北のトレーナーが設定され、南北トレーナーの北端にも東西方向のトレーナーが設定されて調査が行われている<sup>(1)</sup>。

**礎面の広がり** まずトレーナーを大局的に眺めると、「礎面」と記される小礎が面的に集中している部分が、東側から南側にかけて広がっている。写真を確認すると、拳大以下の小礎に限って集積していることがわかる。礎はやや摩耗しているように見え、密度が高い。礎の間には遺物が噛んでいるようなので、人工的に敷き均されたものの可能性が極めて高い<sup>(2)</sup>。礎面部分から集中して瓦が出土している箇所があるので、寺院にかかるものとも考えられる。

一方で礎がない部分からは、土坑や溝状の遺構などが検出されている。また礎敷部分が切れてから、礎石のあった畔部分に向かって、高まっていることが写真で確認でき、低い部分に礎敷がある可能性がある。調査者の岡崎雄二郎氏は、礎面がない部分に何らかの堂宇が存在していたものと推測している。

**遺構** 幅の狭いトレーナーながら、少なからず遺構が検出されている。土坑もしくは柱穴が15穴認められ、柱痕が残る柱穴が複数認められる（写真で確認）。北側のトレーナーでは細い溝状の遺構が2本検出



第2図 平ノ前廃寺の遺構等配置図（岡崎・丹羽野2023から引用、一部改変）

され、その東側には瓦等が集中して出土しているようである。現状で、個別の遺構の時期は不明と言わざるを得ないが、南北軸のトレントの北半（F-10～K10とK11～K13付近）からは、瓦や奈良時代以降の須恵器が多量に出土しており、寺院にかかる何らかの施設が存在した可能性が高い。一方でJ軸10付近の「長方形ピット群」から弥生時代終末期の各種土器がまとめて出土しているよう、当該期の土壌墓の可能性がある<sup>(3)</sup>。

**出土遺物** 遺物の中で、突出して数多く出土しているのが、「灯明皿型（形）土器」と称されてきた須恵器である（林2000、川原2010）。のちに林健亮により、平城京の土器分類に沿って、須恵器皿Eと呼称されるものが大部分で（林2020）、その機能については議論があるところだが、詳細は後述したい。2023略報では、実測89点、破片287点と報告しており、少なくとも130～140個体の存在を予測している。本遺跡を最も特徴づける遺物である。仏教系の遺物としては、ほかに鉄鉢形土器や瓶類などの須恵器も出土している。

須恵器は6世紀後半から9世紀ころに至るもののが出土しているが、一般器種としては6世紀後半～7世紀前半頃の資料が目立つ。

7世紀以降の土師器や土師質土器は出土しているものの、かえって弥生時代後期～古墳時代初頭の土器の方が目立っているのも特徴である。

瓦は大きな破片を含む丸瓦、平瓦が出土しており、軒瓦は小片ながら複数出土している。軒丸瓦は、山代郷南新造院の単弁四葉蓮華文瓦と類似したデザイン（松本編1985、大橋2016）をしていることが特

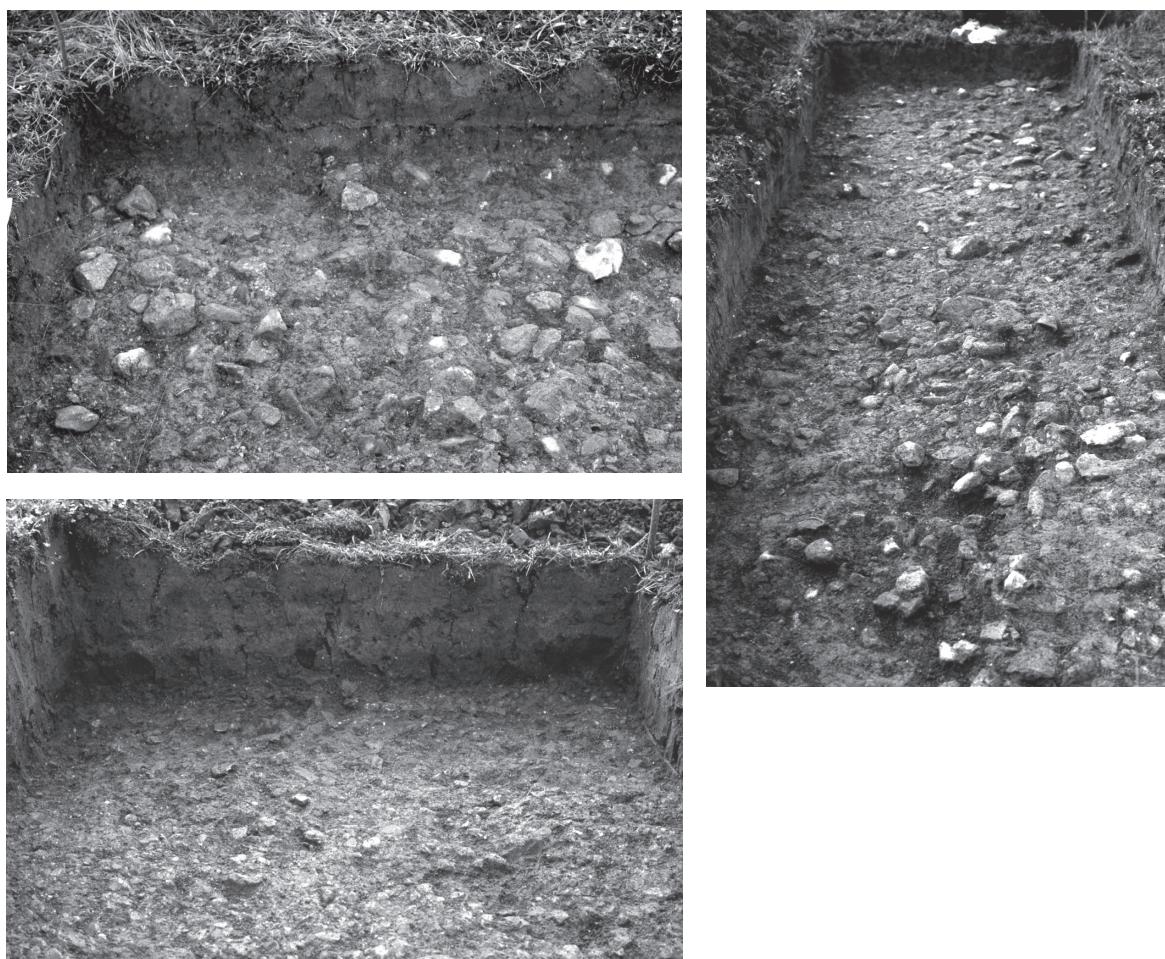


写真1 平ノ前廐寺 「礫敷」の状況（岡崎・丹羽野2023 より引用一部改変）

徵である。

## 2) 南東部の遺構調査

トレント調査が行われた箇所の南東側に遺構がまとまって記録されている。この部分は、岡崎氏の記憶によれば調査終了後、施工時に表面が削られた時点で検出された遺構を掘削して記録したものという。圃場整備なので切土工事部分と盛土工事部分があり、完成面は水平に整えられたと考えられる。おそらく切土部分に遺構が露出したものと推測される。

遺構としては平面円形の柱穴群が認められ、建て替えが行われた2間以上×3間以上の掘立柱建物跡1棟は視認できる。また長方形の土坑が溝でつながった遺構があり、2023略報では布堀建物跡の可能性を指摘した。すでに施工後でもあり、遺物はほとんど出土していないということで、時期を示す直接的証拠はない。

## 3) 宮ノ下遺跡B地点の調査

水田を南北に貫く水路を掘削する工事中に、多数の遺物が出土したため、その回収と断面の簡易な調査が行われ、宮ノ下遺跡と名付けられた。いわば不時発見の緊急調査で、断面の記述は行っているが、記録は残っていない。2023略報で併せて報告している（岡崎・丹羽野2023）。

**遺構（包含層）** 新たな南北水路掘削部分で、約200m離れて2か所の遺構ないし包含層が検出されている。その南側の宮ノ下遺跡B地点は、2) 南東部の遺構群に近接し、平ノ前廃寺と同じ遺跡と扱ってもよいと思われるが、同一水路の工事であることや「廃寺」という名称との兼ね合いで別の遺跡名が付けられたものと推測する<sup>(4)</sup>。岡崎氏の記載によれば、表土下に幅16mにわたり深さ20～60cmの浅いくぼみがあり、上から礫や砂混じりの黒褐色土層、黄色味を帯びた黒褐色土層が堆積、その下に厚み10～30cmの暗青灰色の粘性土層が堆積していて、上部2つの層から古墳時代前期の土師器片が大量に包含されていたという。最下層は炭化物を含むが無遺物層である。

**出土遺物** 掲載遺物を見ると、弥生時代後期から古墳時代中期までの土器を含んでいるが、弥生時代終末期～古墳時代前期の遺物が多い。この時期の土器は平ノ前廃寺トレント調査でも一定量出土しており、全体として当該期の比較的規模の大きな遺跡が存在していたものと推測される。このくぼみの性格については、水の流れが停滞し、沼地か池のようになった痕跡と理解されている。平ノ前廃寺が建立される時期にはすでに埋まっていたと考えられる。北方のA地点からは、須恵器灯明皿形土器や8世紀前後の須恵器が掘削地から採集され、位置は不明だが小型の須恵器壺も出土しており、寺院跡の広がりを考えるうえでヒントとなる。

## 2. 発掘調査略報の訂正

2023略報では、遺構やそれらの関係についてはわずかな記載しか行っていない。調査時の状況から、発掘調査の記録自体が少なく、また現地での十分な検討もできなかったため、遺構の記載は最小限にとどめ、遺物の紹介にページを割いたものである。冒頭で述べたように、2023略報は発掘調査報告の原典として、その後の検討を促すことを目的としていたため、調査を実施した岡崎雄二郎氏が整理・作成した図を可能な限りそのまま掲載し、事実記載も岡崎氏の執筆部分には手を加えていない。

一方で2023略報に掲載した遺構配置図等は、岡崎氏が原図作成し、デジタルトレースされた完成図を利用している。谷の中での調査区配置図（第2図・2023第6図）は、平板測量されたものであり、圃場整備前の水田区画も併せて測量されたようである。方位は作成挿図に記載されているとおりに掲載した。

刊行後、当時の水田区画を測量した図のデータが発見された。コピーされた図をスキャニングされた



第3図 平ノ前廃寺・宮ノ下遺跡の遺構等配置を旧圃場図に組み合わせた配置図（畦、川、道を点線でトレース）

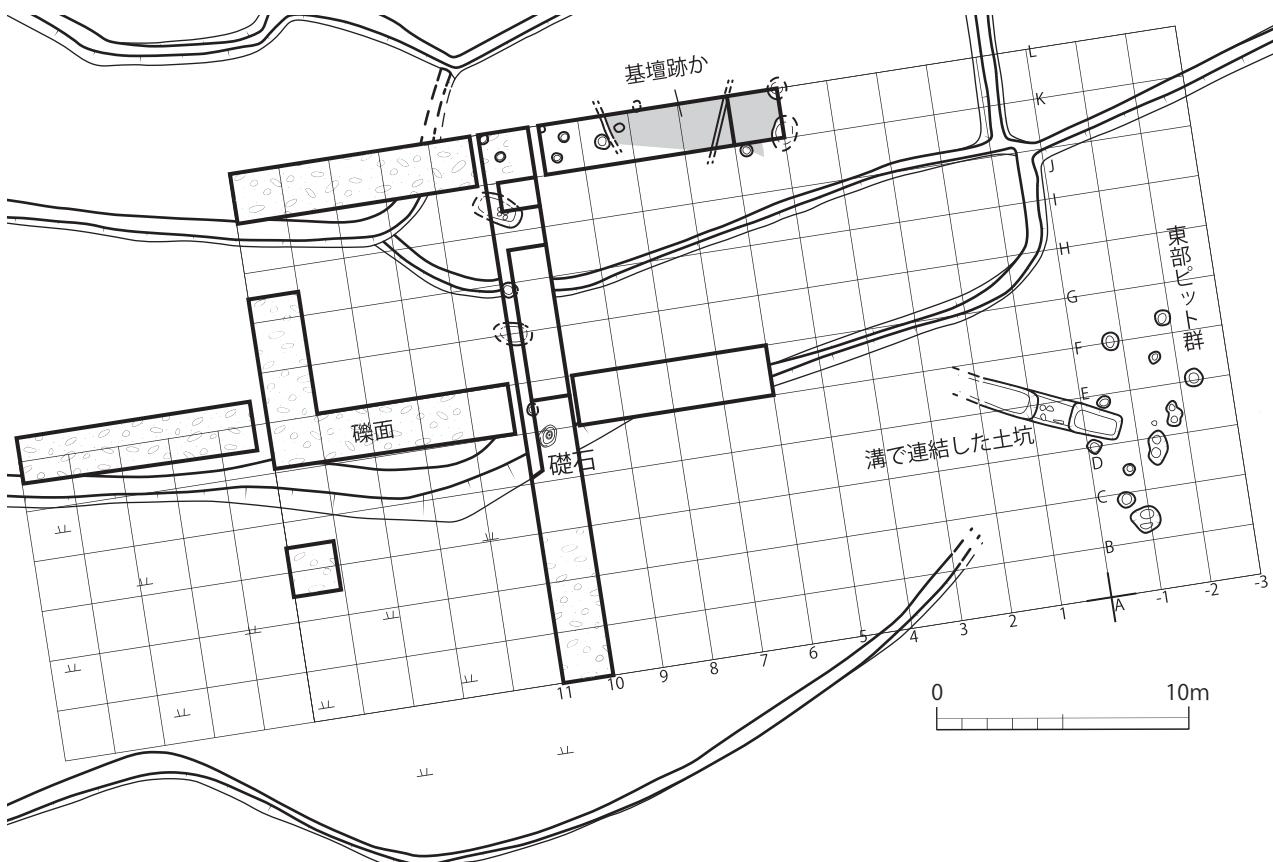
ものだったが、その汚れ方や線の出方から見て、元は青焼きの図面であったと推測される（以後「旧圃場図」と呼ぶ）。圃場整備の設計のために作成されたことは想像に難くない<sup>(5)</sup>。この図の方位は、当時の国土座標系に基づいていたと考えるのが自然だろう。この旧圃場図と略報第6図を合わせて照合したところ、両者の区画はほぼ一致し、大きな旧圃場図に調査区や遺構をはめ込むことができた（第3図）。すると、2023略報の挿図との違いや矛盾が明らかになった。

### 1) 方位の補訂

まずは方位の違いが一目瞭然となった。トレンチ・遺構平面図は、およそ8度程度西にずれて旧圃場図にはまったのである。真北と磁北のずれに近い値であり、確証はないが、平板測量で磁北を記録した図をそのままトレースされた、と考えるのが自然だろう<sup>(6)</sup>。本稿では、第2図は2023略報の図をそのまま掲載し、その後の平面図は旧圃場図に合わせた方位に変更して掲載している。

### 2) 縮尺の訂正

さらに旧圃場図にはめ込んだ遺構配置図をよく見ると、そのサイズに不自然さを感じた。旧圃場図の縮尺から調査区の大きさを確認すると、2023略報に掲載した遺構図の縮尺との間に、ちょうど倍・半分程度の違いがあることが確認された。旧圃場図は、おそらく測量業者が作成したものであり、そこにつけられた縮尺が異なることは考えづらい。あらためて編集当時のことを思い出しながら、挿図原図等を確認したところ、二つの縮尺の異なる遺構全体図の原図面データ（2023略報第6図、第7図）に同じ縮尺が付されていた。編集当時、どちらが正しいか難しい判断だったが、遺構の大きさを考慮してメッシュを1mと推測し、縮尺をつけたことを思い出した。そのことは筆者が判断し、岡崎氏にその旨を報



第4図 方位と縮尺を補正した平ノ前廃寺全体（上が北）

告し、承認を得た。

さらに写真を確認すると、スタッフ（箱尺）が写り込んだ写真がみられ、メッシュ幅で設定されたトレチが2m程度であることが判明。五千分の一の都市計画図で二つの河川の間の距離が旧圃場図と一致することが分かった。よって明らかに、2023略報の遺構挿図は実際の半分程度の縮尺を提示していたことが分かった。これは挿図を編集した丹羽野の責任であり、本稿にて訂正、陳謝する<sup>(7)</sup>。第4図が、縮尺と方位が正しい可能性が高い図である。

### 3、平ノ前廃寺の再検討

前述のとおり、諸資料の照合で調査区や遺構の縮尺や方位について、2022略報の図に誤りがあることを発見したが、それ以前から寺院跡としての遺構の解釈について筆者なりの気づきがあり、平ノ前廃寺を理解するうえで重要な事項も含まれると判断していた。2023略報だけでは読み取れない内容もあり、検討結果を仮説として提示することとした。なお、以下の解釈はすべて筆者の判断と推測によるものである<sup>(8)</sup>。

#### 1) 遺構の解釈

**北側トレチ東部分の基壇** 北側に東西方向で設けられたトレチでは、西半分に礫面が広がる。東側にはピットや土坑、細い溝状の遺構が検出されており、ピットには木柱が残されているものもある。東側は瓦等の分布が多い箇所でもある。2023略報では、調査者の意見として「瓦をはじめとする仏教関係遺物の出土密度が2か所に集中しているが、調査範囲に限れば少なくとも北トレチの東部で掘立柱が確認された区画に仏堂1棟を想定したい。」と記載している。トレチ内を横断する2本の平行線が表現されているが、岡崎氏に尋ねたところ、いずれも細い溝状のもので寺院にかかる遺構とは認識しなかった、ということだった。一方で東側の網掛け部分に、「基壇跡か」という注書きがある点が気になるが、この根拠については記憶があいまいとのことであった。のちに東側の直線的な「溝」部分の写真を詳細に検討したところ、筆者は異なる理解に達したので、自分なりの解釈を述べてみたい。

あらためて写真を3枚掲載している。もとはネガカラーを紙焼きした写真であり、グレースケールに変換したものである。色は変色が疑われるし、平面、2面の断面の角度の違いで、正確な色の対照は難しいが、グレースケールの写真でも判定できる程度に層の色が異なっているのがわかると思う。東側の「溝」は淡灰色で、ほぼ同じ幅でトレチを斜めに横切っている。トレチの東端から「溝」の北側（写真の左側）までは深掘りが行われ、土層の堆積状況を見ることができる。一見したところ、溝を境にして落ち込みが見られ、深掘り部分全体に広がっている。平面で見える「溝」の覆土は、断面では落込みに沿って下がって掘削下面全体に広がっているように見える。そのうえに淡褐色地に白い粒やブロックを多く含む層が乗っており、盛土状に見える。またこの層を切って、ピット状の遺構が掘り込まれている。さらにその上には黒色土に白色の粒が多く混ざった層が被っていて、「溝」付近から上に盛り上がっている状況に見える。2023略報掲載の土層柱状図では、トレチ東端（写真の奥の壁）はK-5東壁にあたるが、上から耕作土が23cm、土色不記載の10cmの層が2つ重なり、その下に黄褐色土が20cm堆積している。層厚や色はぴったり整合しないものの、層の数は一致している。他の柱状図で表現されている「地山」の格子が書かれておらず、掘り込みがさらに深く続いている可能性も含む。

以上の検討状況から、細い溝と認識されていた東側平面の平行するラインは、すくなくとも30cm以上掘りこまれた落ち込みの、下層につながる層の平面断面が現れているものと想定される。その上は攪拌された土砂が見えるため、人工的に入れられた土層の可能性が高い。その上面の高さは周囲の掘り下げ停止面と同レベルである。西側に行くと、その面の上に礫敷が見られるので、寺院が存在していた当時



写真2 平ノ前廃寺 「溝」から東の土層と断面  
(岡崎・丹羽野2023より引用一部改変)

異なって、柱位置の掘り込みが非常に大きい。実際に建物とすると、土坑底に大きな基礎板を敷いて柱を立て、溝の底のレベルで各柱を通して貫を設け、不等沈下を防いだ構造が想像できる。一つの土坑に二本の柱が設置されるような状態も想定のひとつになると考えられる。東端の土坑の両側に小ピットが付随しているのも、何らかの添え柱痕の可能性がある。通常より大型で重たい建物の存在を暗示するとい

の地盤だった可能性が高い。落ち込みのやや外側からは、黒色の土層が盛り上がって観察できるため、壇状の高まりが形成された可能性がある。あえて寺院に関わって評価をすれば、掘り込み地業の後、盛土で基壇を作ったとも理解できる。これらの層を掘り抜いて、柱穴状のピットが見られ、基壇上に掘立柱の堂宇が立っていたと見られなくはない。写真に見える平たい石も気にかかるところである。ただし、掘り込みの埋土や盛土の硬さ等は不明であるとともに、版築状にはなっておらず、基壇の外装もみられないのは、否定的な状況である。

なお溝状に見えるこの落ち込みの方向は、前述の方位補正をした北を基準にすると、東西方向からおよそ7度南に傾いた方向を示し、正方位を基準としたとするには微妙な方位である。ただ、この方向と約90度の角度で南東遺構群の土坑連接溝が形成されていることは注目すべきであろう。

**南東遺構群との関係** 土坑連接溝遺構は前述のとおり、布掘建物の一辺の可能性がある<sup>(9)</sup>。ただ、縮尺の変更に沿えば、土坑は長さ1.6m（下場）に及ぶものであり、果たして柱穴と考えてよいか疑問が出てきた。しかし溝で連接している状態や前述の基壇上の遺構と直角方向に延びることを考え合わせれば、大規模な布掘建物遺構と考えることはあながち見当違いとはいえないであろう。

布掘建物跡は、古代の寺院跡とされる宍道町堤平遺跡で検出されており、仏堂等で用いられている例がある。かえって古代の一般的な集落等では、布掘建物例はほとんど見られないのではなかろうか。また弥生時代などにみられる布掘建物跡とはかなり

えよう。

土坑連接溝の東側に一部重なって、2間×3間程度の掘立柱建物跡がみられる。方向は土坑連接溝と若干ずれており、寺院に関わるものとする積極的根拠はない。あえて関連付ければ布堀建物に先行する前身的建物となろうか。6世紀後半～7世紀の須恵器が少なからず出土しており、その時期に該当すると考えたほうが自然かもしれない。弥生時代末～古墳時代初頭の遺物が多く出土しているが、その時期に多い掘立柱建物は1間×2間ないし1間のもので、この建物跡は古墳時代後期以降とした方が穏当な遺構である。一方で規模が5.4m以上×3.6mと大型かつ尺度に合うため、寺院関連遺構が重なっている可能性は捨てきれない。

**南北トレンチ南側の高まり** 図面等の記録では確認できないが、写真（写真3、2023年略報128ページ右下）で気になるのが、調査当時に礎石がおかれていた付近に向かって、ベースのレベルが高くなっていることである。礎敷が切れたあたりから高まりが始まり、段を持って一段高くなっていることが観察できる。礎敷の内側に寺院の施設が存在したという岡崎氏の推測（岡崎・丹羽野2023）を念頭に置けば、この高まりにも意味を見出しあくなる。それ以上の根拠はないため、ここでは可能性の指摘にとどめたい。

## 2) 遺物の検討

多様な遺物が出土しているが、特に灯明皿型土器を中心に、須恵器や瓦も若干取り上げて検討を行ってみたい。

**灯明皿型土器** 林健亮が近年、平城京の分類（奈良文化財研究所2005）に合わせて皿Eと呼称している、口縁部を外方に折り曲げるタイプ（林2020）を中心である<sup>(10)</sup>。サイズが似通っているが口縁が外方に折り曲げられていない、いわば小型の杯Aも含めて検討する（林2022、岡崎・丹羽野2023）。

灯明皿型須恵器は松本岩雄がその機能を推定（松本編1985）したのち、林が提唱した呼称で、仏教関連で灯火用に使われるのに特化された須恵器、と認識したものである（林2000）。その後、使用痕（灯火痕）の少なさから、特化器種の認定に否定的見解も出されている（川原2001、2010、稻田2013）。近年の全国的な検討では、皿Eは灯火用に特化した器種という評価に傾きつつあるようだ（奈良文化財研究所2020）。本遺跡で大量に出土し、その一部に焼焦痕がある事実は、寺院もしくは仏教関連儀式での灯火用に使用されたことの傍証になるだろう<sup>(11)</sup>。

平ノ前廃寺の皿Eを見ると、口縁端部を丸くおさめるもの（E2類とする。）が多いが、端部が上方に摘まみ上げたように立ち上がるタイプ（第5図23～28）も一定程度存在する（E1類とする）。川原和人は皿を口縁部の屈曲の度合いで2種に分類しているが（川原2010）、型式の境界があいまいである。明瞭に分類ができる口縁端部形状を、分類の第一の基準とした方が分かりやすいと判断する<sup>(12)</sup>。またその起源や変化を探索していくうえでも、細かくとも明瞭な癖を第1の指標とした方が、比較がしやすいと考えている。本稿では口縁が外反しないタイプ（A類とする）を含めて大きく3つに分類して、検討してみたい<sup>(13)</sup>。

3つのタイプの差がどこに起因するかは、現状では検討する材料を持たない。ただ、灯火専用器種として確立したものであれば、異なるタイプが併存するのは不自然である。仮に時期差があるとして、どういう変化を辿るかについて、検討してみたい。まずA類は、灯火専用器種の外反口縁を持たないため、E類の退化したものの、プロトタイプとして一般の須恵器を転用したものか、どちらかと考えるのが自然である。その形態は杯A類としてみたときに、外側に直線的に立ち上がる特徴から、出雲国府編年第4型式（稻田編2013）以降で、8世紀後半～9世紀初頭と考えられる。また底面に回転糸切り痕を残していることから見て、8世紀をさかのぼる可能性は少ない。よって、A類はE類に後出し、外に折



写真3 平ノ前廐寺 南北トレンチ東端から北を望む  
(岡崎・丹羽野2023 より引用)

ることを指摘し、8世紀前半に新羅の影響を受けて出雲で出現した須恵器と主張している（川原2010）。その当否は別として、突然現れる皿E類にはモデルが存在した可能性が高い。神野恵は、灯火器専用の須恵器として国内の3例を挙げており（神野2020）、いずれも細部まで丁寧に成形されていて、折り曲げた口縁端部は上方に立ち上がっている。また韓国新羅の例として青銅器と陶器が紹介されており、それらも口縁部は屈曲したのちに上方に立ちあがる同様の特徴を持っている。これらがプロトタイプとするならば、E1類が古い様相を持つこととなる。さらに図面では分かりづらいが、E1類は体部の屈曲部下方外面にヘラを強く当てて沈線状の表現を施したうえで、底部をきれいに糸切りし、角を面取りしている個体が目立つ。この器種に何らかのモデルがあり、その模倣形態を考えるならば、特殊な文様状の表現はモデル写しで、初期形態となる可能性も指摘しておきたい。

以上のような薄弱な根拠ではあるが、現状で変遷を追うならば、E1類→E2類→A類と変化が想定できよう。年代は、林は8世紀中頃～9世紀前葉としており、多くの類例と伴出遺物を考慮したもので妥当なものと考えられる。ただ、他地域の類例の年代観を参考としたうえで、一遺跡内で明確に型式変化があることを前提にすれば、8世紀前半にさかのぼる可能性もある。他県の類例にも若干触れてみたい。

石川県小松市の那谷桃の木山窯跡からは、口縁部を斜め外方に折り返す皿E形態に似た須恵器が出土している<sup>(14)</sup>。折り返しくびれ部に波状文を施す例がある点、底部中心がやや突き出ている点など、出雲の例と異なる点があるが、注目すべき器種で8世紀初頭に位置付けられている（宮下・望月1991）。また同じ小松市矢田野向山窯跡出土のものは、外方に折り返した口縁端部を上方につまみ出す特徴を持っており<sup>(15)</sup>、8世紀前半代に位置付けられている（宮下・望月1990）。E1類と共通する特徴を持ち、興味深い。その後も石川県内では8世紀後半を中心として、窯跡から少量出土する例があるといい、当地方と共に通した状況であることも注目される。

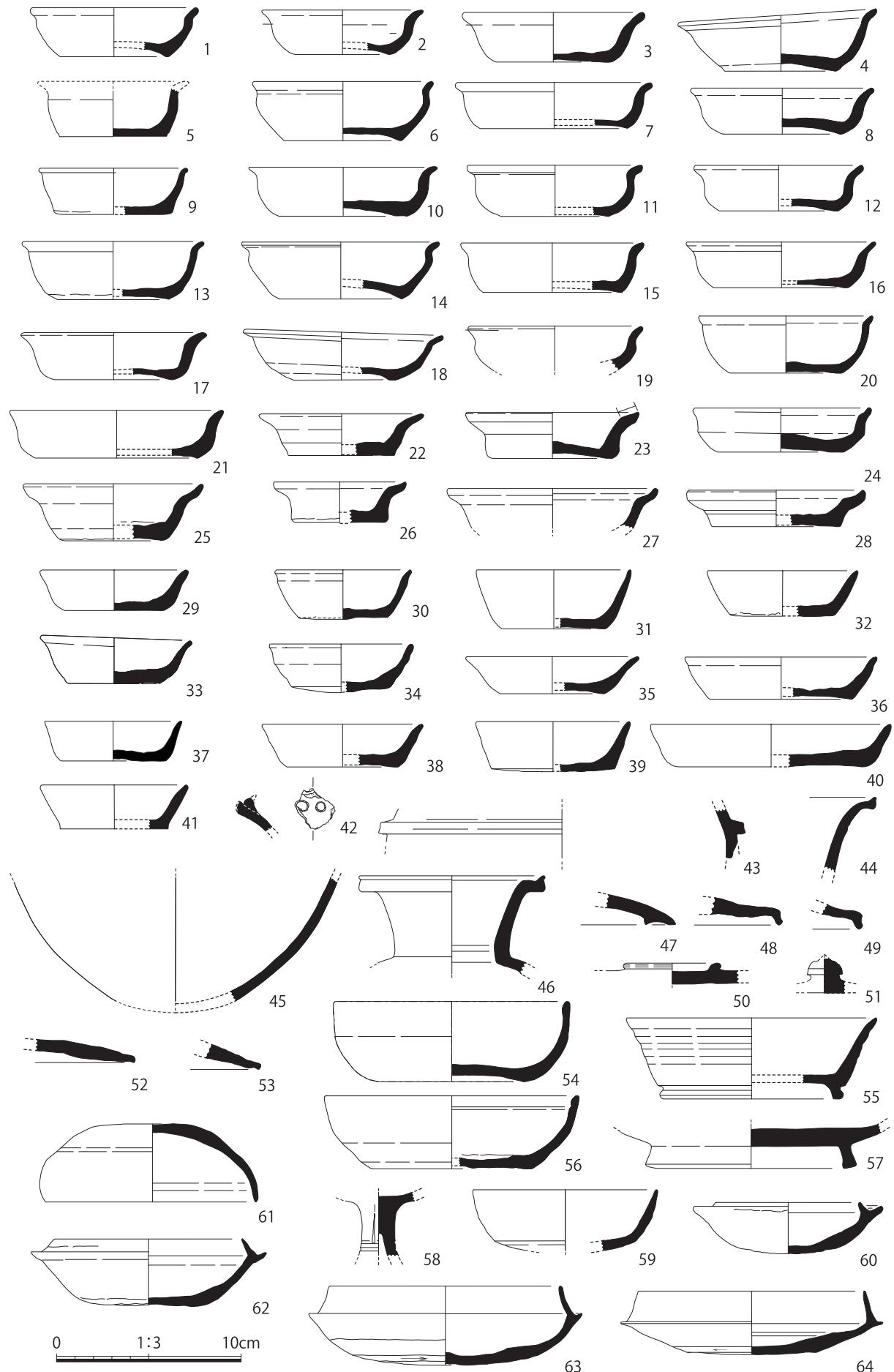
香川県讃岐国府跡でも、口縁が外方に反り曲がった皿E類似した須恵器が出土していることが報告されており、8世紀前半頃と位置付けられている（渡邊2020）。端部をわずかにつまみ出すものや、前述の桃の木山窯跡のように、底部中央が膨らむ形態もあり、注目される。

いずれにしても、出雲での事例の増加を待って、さらに検討していくべき課題である。一括資料や生産遺跡での出土例が増えることが望まれよう。

**通例の須恵器** 数は少ないが皿Eとは異なる通例の一般的な須恵器が出土している。6世紀後半（大谷

り曲げる口縁が退化したものと考えるのが妥当だろう。また概して焼成が甘く、軽い個体が多いのも新しい特徴と言えよう。そのほか、口縁端部が斜め外方に立ち上がる薄手の杯で、灯火痕が認められる例もあり、9世紀でも新しい時期まで灯火用の杯や皿が使われたこともうかがえる。

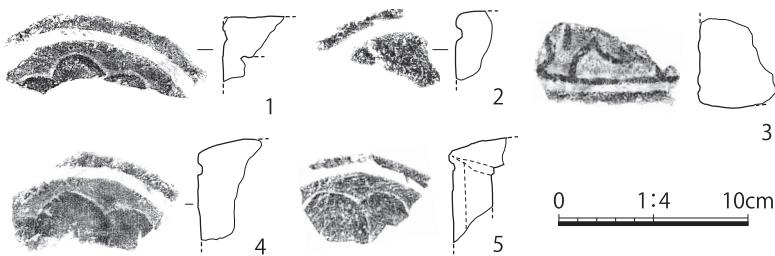
E1類とE2類については、あえて時期差を設定するかという問題はある。しかし通例の型式変化の方向性である、細部が退化していくことを重視すれば、端部に細かい変化をつけるE1類が古い型式と考えることも不自然ではない。川原和人は朝鮮半島、特に新羅で類例があ



第5図 平ノ前遺跡出土 主要な須恵器実測図



写真4 皿E 2類に見られる  
外面文様と調整



第6図 平ノ前遺跡出土軒瓦実測図

り、片面とはいえ念のいった細工を行っている。寺院関連遺跡の直上に存在したわけで、寺院建造物に伴う礎石等の可能性が高い。問題はその特殊な上面加工で、単なる礎石とするには断面を弧状に加工した大きな突起が説明しにくい。以下、類例を検討してみたい。

**来美廃寺（山代郷北新造院跡）** 2023略報で山代郷北新造院跡（来美廃寺）出土と伝えられる石の中に、類例があることを指摘した。当廃寺ほどではないにしろ、断面が弧状の凸面がある礎石状の石が、現在八雲立つ風土記の丘展示学習館入口横に移設されている。以前は国の松江財務事務所に、来美より移設した石として保管されていたものである<sup>(16)</sup>。山代郷北新造院跡では、金堂跡（第2基壇）の一部と東塔跡（第3基壇）の背後に、歩兵第六十三連隊射撃場に関わると想定される掩体壕が掘られて破壊されており、東塔跡の上面も削られていた（柳浦編2002）。また東塔の礎石の一部は掩体壕造成時に抜き取られたことも想定されている（林編2007）<sup>(17)</sup>。山代郷北新造院跡には西塔跡に4個、金堂跡に4個、

編年出雲3期～4期）のものが目立ち、7世紀代の須恵器も存在する。7世紀後半から8世紀の須恵器は、数は少ないが認められ、古墳時代後期から平安時代初期まで継続的な活動が認められる。8世紀代の須恵器は多くはないが、蓋で見ると輪状つまみと宝珠つまみの双方が見られ、端部形態も含めて、前半から後半まで出土している。よって寺院の創建や廃絶時期を一般的な須恵器から明らかにすることは難しいが、複数型式が認められる皿Eの様相と考えあわせて、一定の期間存続していた可能性が高い。寺院先行施設が存在した可能性もあり、創建が8世紀前半までさかのぼる可能性がある。

**瓦** 小片ながら軒丸瓦が数例見られる。2023略報に掲載したとおり、軒丸瓦は小片しかないが、四王寺（山代郷南新造院）跡出土の单弁四葉を十字型に配し、間に子弁をおく近藤正分類第一類（近藤1968）、島根県教委発掘調査II類（松本編1985）に類するものである。しかし蓮弁表現は退化しており、後出するものであろう。

丸瓦、平瓦はともに橙色で焼きが甘いものが大部分である。近隣で発見されている瓦窯跡から出土しているものと類似した瓦で、隣接地で焼成されたものと考えられる。その利用形態などは後章で触れたい。

### 3) 断面弧状突起が見られる礎石

調査前にトレンチ調査区を設定したきっかけになった石で、遺物が多く出土した地点や礎敷部分に近い位置の畔に、祀られていたものである。この石は、側面は粗い割り程度で略平行四辺形に整え、上面は径52cm、高さ12cmの球を途中で切り取ったような断面弧状突起を備えている。その周囲は平坦に加工されてお



写真5 平ノ前廃寺 調査時の礎石（左）と現在の礎石のオルソ画像（右）

第4基壇跡に5個の礎石が残されており、それらはいずれも上面に特別な加工は行っていない。塔の心礎は東西塔とともに失われており、その様相は不明である。この状況からみると、現風土記の丘所在の球形凸面のある石は、通常の礎石の可能性は低いといえる。とするならば、北新造院の断面弧状凸面を持つ石が、塔の心礎だった可能性が高くなってくる。

**塔の石（斐伊郡南新造院跡）** 大原郡木次町のJR木次駅の裏、木次町塔の村案内の道路わきに巨大な礎石が露出して存在する。「塔の石」と呼ばれるもので、現在は木次駅構内になっている水田中に存在

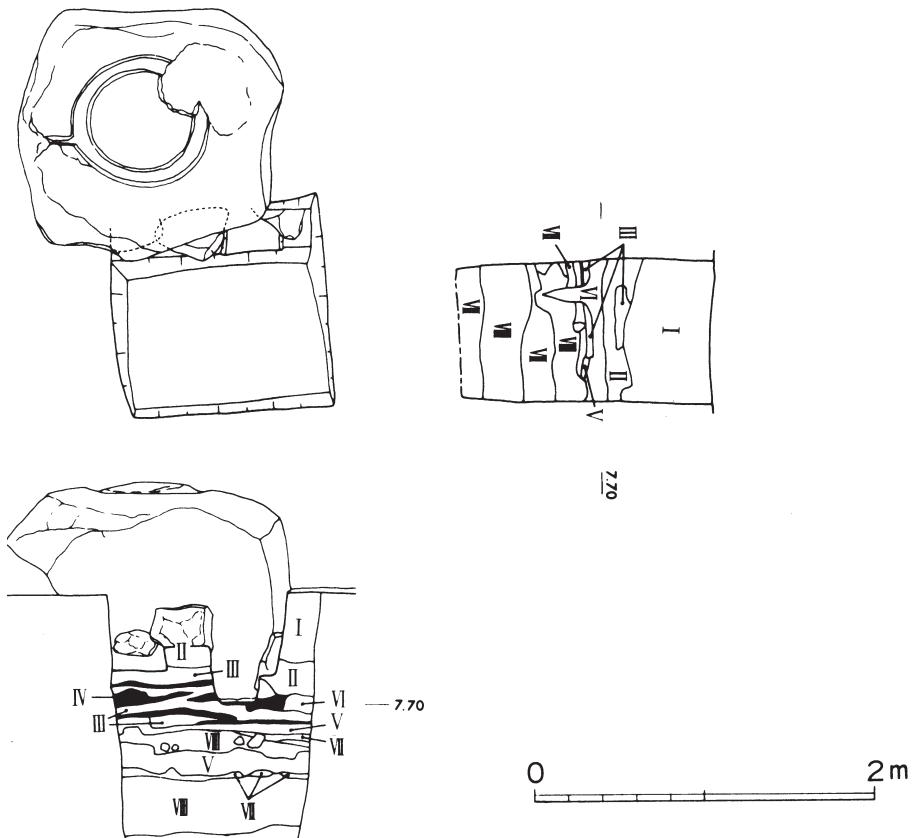
したもので、数十メートル離れた現地に移設したものという（木次町史編纂委員会1972）。木次駅構内廃寺と呼ばれ、現在遺跡地図には斐伊郷新造院跡と記載される寺院跡の礎石で、『出雲国風土記』大原郡斐伊郷の二つの新造院のうち、南の新造院跡と考えるのが通説である（島根県古代文化センター2014、2023）。この礎石の上面中央には、直径64cm、高さ6cmの円形突起があり、表面に平坦面ではなく球面状を呈している。これを塔の心礎とする具体的な証拠はない。しかし、木次町誌によれば2.03m×1.45mの平面規模で高さが76cmもあるこの巨大な石は、通常の堂塔の柱を支える礎石と考えるにはあまりに巨大で、不自然とは言えないだろうか。そもそも突起した円形柱座を明確に持つ古代寺院の堂塔は、出雲国分寺金堂跡などわずかで、しかもその大きさは平面の長辺で1.5m程度である。特に76cmという高さは、建築を支えるための礎石としては分厚いもので、据付や調整が不便極まりないと推測す



写真6 来美廃寺礎石



写真7 塔の石



第7図 神門寺境内廃寺基礎および周辺のトレンチ土層図

だったと考えられる。

以上のように、管見の限り古代出雲国には平ノ前廃寺を含めて5例が、断面弧状の球状突出を持つ基礎

る<sup>(18)</sup>。また、塔の村という地名もいわくがありそうで気になるところである。僧5軀という大寺院にふさわしい塔があって、その象徴としての巨大心礎であっても不思議はない。

**神門寺廃寺（朝山郷新造院跡）** 出雲市塩冶町の神門寺境内廃寺には、1点の大型礎石が本堂北側の庭園の一角に存在している。若干様相が異なるものの、この礎石も類例として紹介したい。平面が一辺1.4m程度の方形状で、上面の中央に径60cmの球形を切り取った形の突起が見られる。他の例と異なる点として、この突起の周囲に幅10cm、深さ10cmの環状溝が廻り、1本の溝が礎石上面の外につながっている点が挙げられる。高さは少なくとも1.3m以上と厚く、その半分程度は埋められていたものと推測される（川上・西尾編1985）。神門寺境内廃寺の発掘調査成果を詳細に検討した花谷浩は、この礎

石が塔跡の基壇原位置を保持しているとし、塔心礎と評価している（花谷2016）。

**高田廃寺** また花谷は奥出雲町高田廃寺<sup>(19)</sup>に出納をもつ塔心礎の存在を報告しており（花谷2018）、現地で確認をした。長さ約1.7m、幅1.1m、高さ0.5m以上のやや細長い礎石の中心付近に、断面弧状の球形突起が認められる。突起は長径約47cmで高さは7cm程度である。全体の形状は、塔の石を縮小したイメージを抱かせる。『出雲國風土記』には仁多郡に新造院の記載がないので、天平五年（733）には未完成

石を1個持っており、突出部の直径は45~60cmと比較的そろっている。総合的にみて塔の心礎と判断してよさそうである。大きくみれば「出柄式」に属するものであろうが（岩井1982）、「ホゾ」というには不自然な形である。全国的にみても類例は少なく、地域的特色とみることもできる<sup>(20)</sup>。そのほか、近藤正により、神門郡朝山郷新造院に充てられる出雲市の長者原廃寺と大原郡屋裏郷新造院跡と推定される仁和寺跡に円形造り出しのある礎石の存在が報告（近藤1968）されている<sup>(21)</sup>。ただ長者原廃寺の心礎は、内田律雄が実測図を引用しており（内田1989）、径22.7センチ、高さ3.7センチの円形柱座がみられるが、上面が平坦で同種のものではない。

他の出雲の心礎例としては安来市教昊寺跡のものがあるが、浅い凹穴の中央に大型の舎利孔が見られ、上記の例とは明らかに異なる。『出雲国風土記』にも五重塔あり、と記されることから、少なくとも733年に塔が建っていたことは間違いない、出雲では古い段階の塔心礎と考えられる。山代郷北新造院跡（来美廃寺）も7世紀にさかのぼるとされるが、塔は金堂完成の後に建てられたことが発掘調査で明らかになっている（柳浦編2002・林編2007）。8世紀のある時期から、出雲の木造塔の心礎は、球面状に丸く加工した形の突起を持つものになった可能性が高い<sup>(22)</sup>。ただし、心柱の立て方や断面弧状形態の意味は不明と言わざるを得ない。

### 3. 伽藍復元へのアプローチ

少ないデータにもかかわらず、遺構等についていくばくかの解釈を行ってきた。本章ではさらに踏み込んで、どのような伽藍がありえたのか、わずかの手掛かりに想像を加えて検討してみたい。今後、平ノ前廃寺の検討が進むための踏み石として試みるものである。

**施設の配置** 北トレンチの東側に存在する落込みと盛土は、何らかの堂宇基壇と推測する。平面上で検出された「溝」は直線状に検出されており、その方向が基壇の方向となる可能性が高い。そして溝から東側に基壇が広がることも土層堆積から推測できる。ただし規模は全く不明である。

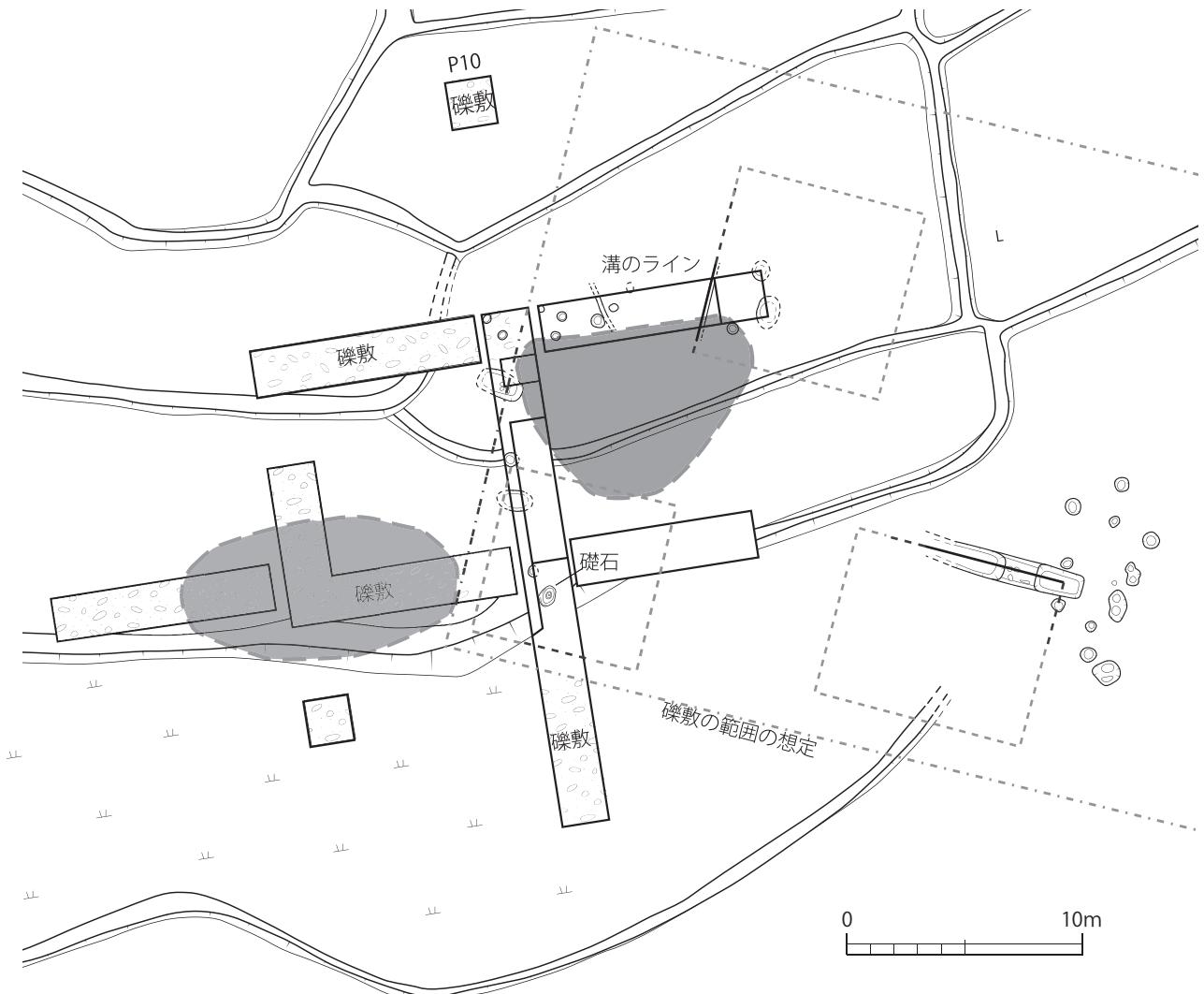
東南遺構群で検出された「布掘建物」跡は東西に近い方向に主軸があるが、建物が南北どちらに展開していたかは現状では不明である。片側の布掘は切土で失われたか、盛土で隠れていると理解をする。構造から塔ではない可能性が高い。場合によっては、直角からややすれて重なる掘立て柱建物跡が前身または後身建物であった可能性もある。

また南北トレンチの南側には、ベースが一段高まった部分があり、基壇があった可能性がある。おおむねトレンチに直行する方向に見えるが、明確な証拠はない。二次的に移動しているとはいえ、塔心礎がおかれていた場所だけに、塔の可能性を考えたいところである。一方でその北側の基壇建物との距離が気になるが、同時併存とする根拠もない。

注意すべきは礎敷の範囲である。トレンチで検出された礎敷の境界をつなぐと、その方向は想定している基壇や建物の北方向と近い。そして礎敷の内側に想定される建物は、その範囲内に収まりうる。また、あえて南北トレンチの礎敷の境界（東西方向）と礎敷南北方向を直角で結べば、建物の範囲を囲むような形に復元されてくる。都合の良い解釈は承知の上で、第8図のような線引きをしてみた。寺院跡が存在することは確かであり、塔が存在した可能性が高いことも含めて考えれば、この程度の堂宇の推



写真8 高田廃寺礎石



第8図 平ノ前廃寺 基壇、建物と礫敷範囲の想定復元

測はありうる範囲内と考えたい。しかも礫敷の範囲の広さを考慮すると、寺域は案外と広いかも知れない。なお第3図を見ると、東側でL字形に不自然に蛇行する生馬川が気になるが、ここまで寺の影響とすると大きな寺院となり、状況の指摘にとどめたい。

**建物の検討** 少ないデータの中で3棟の堂宇の想定をしてみたが、その建物の構造はどうだったのだろうか。平ノ前廃寺では一定量の瓦が出土しており、若干の軒瓦も含まれる。しかしその分量は約2.86kgで、調査面積が少ないと想定され、決して多い量とはいえない（岡崎・丹羽野2023）。しかも瓦の大部分が橙色で焼きが甘いものである。軒丸瓦は、四王寺の単弁四葉蓮華文軒丸瓦（四王寺II類、三宅・松本編1985）と類似するものであるが、径が小さく連弁の先の尖りや鎬のラインが省略されるなど、後出的なデザインである。平ノ前廃寺の創建時期が不明とはいえるが、いずれかの堂塔の修繕や建替えの際に用いられた可能性が高い。さらに屋根全面ではなく、棟や軒などの一部に瓦が用いられたことも考慮すべきであろう。

いずれにしても、奈良時代以前の氏寺の一般例とは異なり、瓦が葺かれない堂塔も建っていたと考えるのが妥当だろう。その場合は、檜皮葺きを想定するのが相応と推測されるが、根拠はない。なお、同様の四王寺跡と類似した同系統の軒丸瓦を持つ古代寺院として、玉湯町林の松の前廃寺がある。この遺

跡も情報が少ないが、採集された2点の軒丸瓦は四王寺系といわれている（松本編1985）。実見したが、平ノ前廃寺の瓦范とはかなり印象の異なるものであった。蓮弁は立体的で、圈線の内側には珠紋があり、また蓮弁の内側がネガティブになっている。紋様のモチーフは四王寺の軒丸瓦だろうが、瓦范職人の系統は異なるのではないかと感じた。

#### 4. 立地と景観－なぜ「生馬郷」なのか－

平ノ前廃寺は、松江市の北にそびえる真山山塊の西側を開いていく谷に立地する。南側から見ると湖北平野と呼ばれる低地から東北の谷の最奥部にあたる。島根郡のなかで、8世紀にさかのぼる寺院が、この位置に建立された理由を推測してみたい<sup>(23)</sup>。

**(1) 古代交通路との関係** 古代の寺院の立地場所として、交通路との関係は重要な要素である。陸路を見ると、『出雲国風土記』に記載される枉北道が、平ノ前廃寺の南約500mの位置に比定されている（島根県古代文化センター2022）。十分に近い位置であり、枉北道との関係性があることは否定しえない。一方で主要河川等の水上交通路と直接の関係性は認められないが、このことは後に検討したい。

**(2) 自然景観** 一方で自然地形の中では、北背後にはすぐ、生馬神社の旧社地があったとされる丘陵が迫り、その背後に真山や天狗山（214m）と呼ばれる頂上の尖った山がそびえる（生馬公民館2003）。東西は丘陵に挟まれ狭隘な土地である。広くはない谷が南に開けてはいるものの、基本的に展望の利かない場所に立地している。奈良時代の一般的な氏寺とされる寺院跡は、山林寺院の例はあるものの、平地の場合は周辺からよく見える立地が多いだけに、特殊な環境とはいえる。

そこで、唯一開けている南側の景観を検討してみたい。現状では建物や立木によって谷の中間地点（薦津町旧ゴルフ場付近）あたりで展望が途切れる。東生馬町から薦津町に至る谷は、平ノ前廃寺付近から南に下り、一度若干西に折れて、再び南に開く地形なので、眺望がききにくいことは当然であろう。ところが縮尺の大きな地図や古い地形図などを詳細にみると、平ノ前廃寺から湖北の平野まで抜ける低地のラインが存在することがわかる。つまり、古代の景観が大きな建物ではなく、丘陵際が開墾されて大きな樹木などがなかったとするならば、湖北の平野から平ノ前廃寺を望めた可能性が高い。標高は平ノ前廃寺付近が標高26m程度あり、特に塔がある寺院であれば、0m付近の谷の入り口から、一線のラインよりも広い角度で望められたとも考えうる。丹塗りの建物であれば、なおさら目立つだろう。つまり、どこからも見えない寺院ではなく、現在の潟の内付近やその北側平野からは見える寺院だったのである。

#### (3) 有力豪族の拠点か

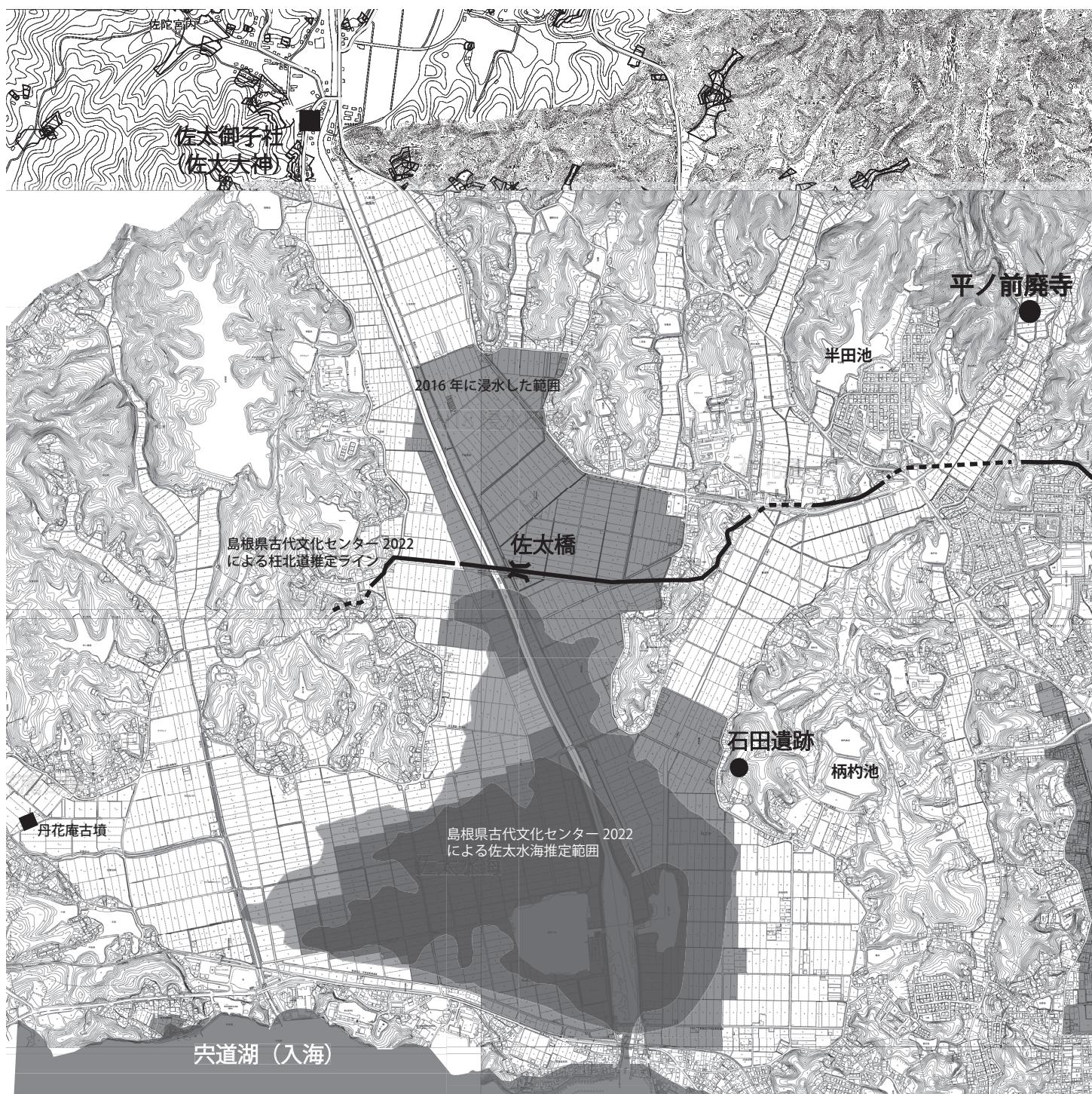
古代出雲国は、一般的に寺院の創建が遅く、寺院の数も少ないといわれる（大橋2016、三舟2016）なか、特に平ノ前廃寺がある島根郡は古代寺院に関わる遺跡が少ない。現状では、平ノ前廃寺のほかには坂本町の澄水山中腹にある坊床廃寺が知られる程度で、その時期は9世紀以降とされている（岡崎2012、林2017）。つまり奈良時代に一定の伽藍が整った寺院は平ノ前廃寺のみだった可能性が高い。『出雲国風土記』に書かれた寺や新造院には創建者が記されているように、奈良時代の私寺は有力な豪族が創建し、経営の経済的基盤となっていたのが一般的である。とするならば、島根郡でなぜ生馬郷に私寺が建立されたのだろうか。

島根郡家は諸説あるが、現在の持田地区にあったことはほぼ確実で、古墳時代後期の前方後方墳や有力な横穴式石室、石棺式石室が集中する地域である。おおむね山口郷にあたると考えられる。朝酌郷にも有力後期古墳が集中することは言うまでもない。生馬郷の東に隣接する法吉郷あたりでさえ、中規模の首長墳が累代的に築造されている。生馬地区には古墳があるにしろ、中型以上の首長墓は知られてい

ない。後期には東生馬町桜本古墳に横穴式石室が存在したとされるが、大型の古墳だった可能性は高くない。横穴墓が造られているが、その数も多くはない。中期にさかのぼっても、様相が明らかになっている敷居谷古墳群は10m程度の古墳が散在している状況（飯塚編1994、金山編1995）で、古式群集墳が形成された気配もない。つまり有力豪族（郡司クラス）の本拠地とは程遠い立地といえる。

#### （4）「出雲国風土記」の記載から

特殊な立地の理由や寺院を建立した有力氏族について、これ以上深掘りする根拠は考古資料上ないが、一般的な奈良時代以前の寺院立地とは異なる論理が働いていたと考えるべきだろう。まずは『出雲



第9図 「佐太水海」の範囲想定と周辺の遺跡、社、地名、平ノ前廃寺の位置

『国風土記』の記載をもとにヒントを探してみたい。近隣の記載では、島根郡の郡司大領の社部臣氏の祖の波蘇が秋鹿郡恵曇浜条で、岩壁をくりぬき湿地帯の水を抜いたという開発伝承が『出雲国風土記』に掲載されている<sup>(24)</sup>こと（島根県古代文化センター2014）、秋鹿郡条に許曾志社が記載される現古曾志町付近が、社部臣氏の旧本願地とする説（加藤1992）もあることなどが推論の元となる。島根郡大領の社部臣氏が秋鹿郡とのかかわりが深いことを示唆しているからである。入海北の大規模な郡、島根郡大領社部臣は、島根郡域を超えて秋鹿郡にも強くかかわりを持ち、島根半島に広く勢力を誇る氏族だったという意見も多い（関1995）。

一方国引詞章に登場する「狭田国」が、古来、一定のまとまりをもった有力地域範囲を示すものとし、佐太神を信仰上の紐帶とした島根半島中央部にあたることは、考古資料も含めて検討が進んでいる（赤澤編1989、関1995）。現存地名から見ると風土記記載の「佐太水海」の周辺<sup>(22)</sup>から、現在の佐太神社以北の海浜部あたりがその中心部だったと考えるのが穩当であろうが、国と記された狭田の勢力範囲はそこにとどまらないとみるべきだろう。佐太水海と佐太御子社を中心とする区域とその周縁地域を加えた範囲（島根郡西半～秋鹿郡）を、おおむね旧狭田国の版図とする考えるべきだろう。赤澤秀則が指摘するように（赤澤編1989）、古墳時代前期～中期に礫を底に敷いた主体部が多く採用される地域とも重なり、説得力がある。旧狭田国が島根郡大領社部臣の影響力が強い範囲であり、古墳時代のある時期まで古曾志周辺が本拠だったとするならば、佐太水海に面する生馬に寺院が建立されることに一定の意味を見いだせる可能性が出てくる。

さて佐太水海は、その東のほとりに大王の石棺と言われる長持形石棺を持ち、出雲最大級の方墳である丹花庵古墳はじめ多くの古墳があることを見ても、古代に重要な水域であったことは間違いない。特に日本海と宍道湖を結ぶ佐太河～渡村～恵曇陂の交通路にあって、多くの船が停泊できる港湾としての重要性が高かったと推測される。またその北西最奥で分水嶺（赤澤編2023）にあたる現佐太神社付近が、風土記記載の佐太御子社の社地であったとすれば（平石2021）、佐太水海北辺あたりが、統合された島根半島東部地域の紐帶を精神的に支える信仰上のシンボル、聖地的地域だったと考えることもできる（関1995）。さらに想像を膨らませて、この地域の豪族を代表する社部臣氏の出身地として、祖先崇拜の聖地だったことも背景に考えてみよう。さすれば、平ノ前廃寺の立地の意味を考える足掛かりとなる。梶原義実が古代地方寺院の選地パターン別に分けた類型の「聖域型」に近いと考えたい（梶原2017）。その後梶原は、「聖域型」寺院の具体例を検討し、寺院が立地する地域を広い視点で検討し、伝統的信仰との密接な融合を説いている。本論と通じる視点と考えられる（梶原2020）。

## 5) 佐太水海の水域と生馬郷・平ノ前廃寺

佐太水海の範囲を詳細に復元することは難しく、『出雲国風土記』に記載された周り七里しか根拠はない。島根県古代文化センターが地図上に復元した範囲と、平成16年に冠水した範囲などその水域を推測するために作成したのが第9図である。いずれにしても、現在の湖北平野の相当部分が水域であり、平ノ前廃寺を望めるわずかな角度の中に水域が含まれる。重要なのは、薦津町と浜佐陀町（浜佐陀上地区）の境界にあたり、湖北平野に突き出した丘陵の先端に近い石田遺跡の存在である。石田遺跡では初期須恵器や木製琴、倉の扉部材などが多量に見つかり（瀬古編2004）、5世紀には王権によって定型化された祭祀が行われていた（笛生2016）。8世紀の遺物も多く、特に墨書・ヘラ書きのある須恵器（8世紀後半か）が複数出土している。文字は「林」「入」などのほか複数の「宿」と「宿家」「宿泊」が認められており、公の港や宿泊地が存在したものと考えられる。旧狭田国の中に佐太水海から入ってきた舟の一部は、佐太川の東岸で一度上陸したことを示すもの<sup>(26)</sup>で、入港するときは谷の奥に平ノ前の寺院を目にしていた可能性が高い。

ところで風土記の時代には平ノ前廃寺、石田遺跡ともに生馬郷にあたり、「さだ」地名を残すのは旧生馬村であることは偶然だろうか。また『出雲国風土記』では、佐太御子神（佐太大神）の御祖が神魂命であり、神魂とその御子神の伝承は、生馬郷、法吉郷、加賀の神崎だけで、島根郡の西部（佐太川や佐太水海の近隣）に集中していることは平石充が指摘している通りである（平石2021）。狭義の狭田国である佐太水海の周辺でも、その東岸の島根郡域が佐太大神との直接的かかわりが深く見えるのも興味深い。そして入海から水海に入り、入港せんとする舟から北東側を望むと、佐太御子社と同様の位置関係で平ノ前廃寺を望むことになる。

以上のような推論も加え、前項と重なるが、あらためて平ノ前廃寺が生馬郷（現生馬地区、旧生馬村周辺）の谷奥に選地した理由を以下の通り憶測したい。

平ノ前廃寺の不自然な立地は、旧狭田国歴史的背景と佐太水海、主要な上陸地点、佐太大神などを地理的に解釈することで、ひとつの謎解きができるのではないかと考えたい。島根郡郡司として、島根半島東部地域で最有力氏族だった社部臣氏にとって、地域結合の象徴的信仰の源泉としての佐太大神が鎮座し、祖先信仰や開発伝承を伴う佐太水海北部は、「聖地」として特別な場所だったと仮定する。宍道湖（入海）から佐太水海に入ってきた舟は、現在の薦津町、船津あたりで上陸をしたと推測される。すると、西北に佐太御子社（佐太大神が鎮座する社）を望み、東北に平ノ前の寺院を望むこととなる。いずれも、谷の最奥部にあたり、対となる立地である。

寺院成立前も佐太御子社への参拝をはじめ、公的あるいは有力豪族の仕立てた一行の経路は、生馬郷の浜佐田町・薦津町周辺で下船し、陸路を使って東北に向かった可能性が高い<sup>(27)</sup>。「さだ」地名を残す現在の生馬地区南西部<sup>(28)</sup>を通り、狭田御子社を拝しながら、日本海に抜ける経路は、地勢的に至便であるだけでなく、伝統的な土地への価値観上も重要だったと推定する。

仏教を受容し、寺院建立を迫られた有力氏族は、その適地として自らの本拠地ではなく、「伝統的聖地」を選び、佐太御子社と対になる関係で平ノ前に寺院を創建したのであるまいか。筆者の空想の行きつくところである。

## 6. まとめ

まずは、2023略報について誤りと補正すべき点があるため、次のように訂正と補訂を行った。

- 元の図面が座標北と7度～8度ずれていることから、磁北を示していると考え、新たな図を示した。
- 2023略報掲載の遺構図面の縮尺が、実際の半分の縮尺であったことがわかり、新たな図面を示した。

次に、2023年略報では検討できなかった遺物や遺構の再検討を行った。出土遺物は、須恵器について検討を行い、灯明皿型土器の型式分類を行って、3段階の変遷があることを示した。また一般の須恵器が長い時期にわたっており、平ノ前廃寺の創建が8世紀前半にさかのぼる可能性があることを述べた。

また検出された遺構や土層を再検討し、基壇や建物が存在したと想定した。そして移設されている礎石が塔の心礎と考え、塔を含めた伽藍があったものと推測し、建物類の主軸の想定を行った。

上記の検討を経て、平ノ前廃寺の立地について検討を行った。通例の古代寺院とは異なり、有力氏族の本拠地ではなく、また眺望のよくない場所に選地した理由を、『出雲国風土記』に記載された「狭田之国」とその版図、そして島根郡大領を務めた社部臣氏と秋鹿郡とのかかわりなどから推理。社部臣氏の祖先伝承や開発伝承に依拠した伝統的な聖地としての意味付けを、佐太水海北側にあて、佐太御子社と対の関係で成立したと推測した。

さらに蛇足ながら付け加えると、細川家本をはじめとする古本系の写本では、島根郡の社の欠落部分が計算上、十四行で終わることから、欠落部分の親本にはさらに二行分の記載があり、「新造院一所」

の記事があったとする廣岡義隆氏の指摘（廣岡2019）は説得力がある。島根郡に新造院があったとするならば、平ノ前廃寺が該当する可能性が強いと考えられる<sup>(29)</sup>。

## おわりに

古代寺院跡を調査したこともなく、興味をもって接したこともほんかなかった筆者が、このような報文を書くこと自体、分不相応で、長い研究史や現在の研究者の裾野に突然飛び降りるような失礼なことと承知している。それでも執筆をしたのは、岡崎雄二郎氏の若き日の調査が重要な成果を含むものでありながら、2023略報では十分に伝わらないことを危惧したためである。それは、2023略報の執筆にあたって、考察を充実させることよりも、情報を一日も早く公開することを岡崎氏に強く主張したことが一因であった。平ノ前廃寺は圃場整備の切土を逃れた部分は現存し、未調査部分も含めて多くの情報が眠っていると考えられる。しかし、その近くを自動車専用道路が通ることが決まり、周辺開発が進むことも危惧される中で、発表した成果を正しく補正したうえで、平ノ前廃寺の重要性を広く伝えることが早急の課題であると考えたのである。さらに、新参ながら同じ東生馬町に居を構え、地元の文化財となったことも筆者の思いを大きくさせた。

また生来の妄想癖が、仮説の上に仮説を重ねた実証的ではない結論の導き方をしたことを、承知の上の公表である。これも、平ノ前廃寺への興味関心が広まり、今後の慎重な調査につながることを望むがうえである。丹羽野の妄言と一笑していただきながら、遺跡の中身を深く検討していただく研究者が一人でも増えれば幸いである。

本稿を執筆するにあたっては、岡崎雄二郎、林健亮、平石充の三氏には、格別のご指導とご教示をいただいた。また片岡詩子、永野智朗、野々村安浩、前田詞子、望月精司の各氏には、ご教示、資料実見の上での労を執っていただいた。文末ながら記して、感謝したい。

## 注

- (1) 昭和40年代に、周知の遺跡でない箇所を、大石の存在だけを根拠に、工事直前に実施された調査であり、全面の調査が行われなかつたのは責められる状況ではないと筆者は考えている。古墳であってもトレーナーでも一部の調査で終わることもあった時代である。学生を動員したボランティア的調査だったと聞くと、むしろここまで調査が実施できたと感嘆すらする。
- (2) 収蔵遺物の中には、「バラス面直上」というラベルが複数みられる。これも遺構直上の遺物、という意味合いにとれ、礫面が寺院に伴うことの傍証になる。
- (3) 遺構配置図を見ると、南北軸のH～J付近に長方形の土坑と形状不明の土坑が見られ、これらの遺構またはその一部が土壙墓の可能性が高い。
- (4) 宮ノ前遺跡A地点は、平ノ前廃寺の北方で生馬神社が鎮座する丘陵により近い位置にあたる。筆者の憶測だが、水路工事でまずはA地点が発見されて、その立地から「宮ノ下遺跡」と名づけられ、その後水路工事下流の南側でも遺物包含層が発見されたため、宮ノ下遺跡B地点とされたと思われる。A地点は平ノ前廃寺南東部遺構群から250m以上の距離があり、A地点を宮ノ下遺跡、B地点は平ノ前廃寺と同じ遺跡とするか、宮ノ下遺跡を含めて一つの遺跡とされた方が分かりやすかったかもしれない。発見の時系列や調査の経緯からの命名であり、致し方ないことと考えるが、相互の関係性は正しく理解される必要があるため、あえて掘り下げて記載する次第である。
- (5) 岡崎氏は、編集中から元の水田区画の測量図があったことを記憶しておられ、検索していたものである。わざりづらいフォルダーの中にデータとして保存されていることを年度末に発見した。
- (6) 2023略報で、凡例として方位の意味の不確定さを示さなかつたのは、記録上不適切だった。座標については、現在のところそれを示す図等は発見されていない。

- (7) 編集段階で安易に縮尺を判断したことは大きな誤りであった。慎重に写真や現地との照合をおこなえば、避けることのできた間違いであり、深く反省している。
- (8) 岡崎雄二郎氏とは事前に協議し、筆者個人の考え方を公表することに了解をいただいた。
- (9) この遺構の時期は不明であり、厳密な考証に耐える比定ではないが、方向の一致を積極的に評価したうえで、この遺跡の検討を進めるためにも仮説として寺院遺構の一部として論を進める。
- (10) 「灯明皿型土器」については、その機能の検討や命名から始まって、一貫して林健亮が研究をリードしてきた。今回の検討も、林の成果の延長線上にあることを明らかにしておく。
- (11) 当遺跡の皿Eとその延長上にある同サイズの杯Aが、仏教にかかわる灯火に使われたことは間違いないが、厳密にいうと灯火専用土器といえる証左にはならない。しかし林が指摘するように、寺院以外の出土資料でも仏教にかかわる行事が行われた可能性はあるうえ、若干の例外は認めるべきと考える。
- (12) 執筆中に、松江市が発掘調査を行った山代郷南新造院跡出土資料の中に、折り曲げた口縁端部に明瞭な面を持つが上方へつまみ上げは見られない個体を確認した。E1類の中には端部に丁寧な処理をしたタイプが存在するようであり、将来的には細分、もしくは型式区分の変更をする場合もありうる。
- (13) 3種の大別だけでなく、屈曲の度合いや、体部の形態、底部と体部の角を取る調整の有無、サイズなどで細分できることは言うまでもないが、本稿の趣旨からは外れるため、言及はしない。
- (14) 石川県の類例については、小松市埋蔵文化財センター、望月精司氏からご教示をいただいた。
- (15) 矢田野向山窯跡の皿Eは、杯や蓋類などと胎土が異なり、煮沸用器種と同様の砂粒等を多く含むという。灯火用として耐熱を意識したものかもしれない。
- (16) かつて松江市東朝日町に所在していた松江財務事務所から、2004年ころ島根県教育庁文化財課に連絡があり、新築された国の松江地方合同庁舎に移転するにあたり、来美の礎石を引き取ってくれないか、との依頼があった。八雲立つ風土記の丘が改修される時期でもあり、移設をしたものと記憶をしている。この件については、当時の録取記録がとられていたが、探索したものの発見できなかった。よって、当時担当の東森晋氏と筆者の記憶によるものである。
- (17) 来美廃寺にあった礎石等が松江地方財務事務所にあった経緯は不明である。第六十三歩兵連隊に関わって持ち出されたものであるならば、連隊があった古志原町に存在するのが自然である。一方で古志原町と松江財務事務所を結びつける事案として、昭和17年に連隊の司令部庁舎を東朝日町に移築したことが挙げられる。この時に建造物本館とともに、兵籍庫、宿直室も移築したという（歩兵第六十三聯隊史刊行委員会1972）。移築された場所がどこであったかは把握できていないが、国有地だった聯隊司令部に、戦後國の施設が建設された可能性は高い。特に國の財産を管理する財務局の前身がまずは選地することは十分にありうると考えられる。この移築の際に同時に移されたと考えると合点がいくが、あくまでも推測である。
- (18) さらに想像をたくましくすれば、その高さは塔の基壇の上に置かれて、寺や塔の威厳や力を見せつけるのに適している。その上に心柱がどのように立つか想像は難しいが、奈良時代になって塔心礎本来の意味合いを失った末の、地域的な変化と考えてみてはいかがだろう。球を切ったような円座は、その形の中に意味合いが込められたと想像する。
- (19) 高橋一郎氏によると、大正12年に新田作りの際に古代瓦が出土したとされ、地元の古老によれば「廃寺跡の下の水田中に堂宇の礎石を埋めた」と伝えられたという。現在の礎石がどういう経緯で現地にあるかは不詳である。また現礎石は火を受けているように見えるが、元あった小堂が大正期に焼失したとも古老が伝えるとするものの、それとの関係も不詳である（高橋1987）。
- (20) 平石充氏にご教示いただいた。
- (21) 現仁和寺（雲南省大東町仁和寺400）の現地を確認した限りでは、同様の礎石を見つけることはできなかった。「仁和寺跡」という記載がどこにあたるか不明である。
- (22) 岩井隆次の分類によれば、「本薬師寺西塔式 柄の造り出し（出柄）だけがあるもの」にあたるだろうが、出雲のような球面状の出柄はまれである。ただしこの類型には国分寺例が多いのが注目される。直接観察したものはないが、写真を見る限りでは美濃国分寺跡の心礎が比較的近い（立正大学博物館2003）。また岩井は神門寺境内廃寺の心礎は環状溝の存在を重視して、「舞木廃寺式 環状溝が柄溝となったもの」に分類している。

- (23) 景観上見通しのよくない立地の寺院として来美廃寺（山代郷北新造院）が挙げられるが（久保2012）、谷の最奥部ではなく周辺丘陵が迫っているわけではない。
- (24) 恵曇濱の記載に続いて磐壁について記され、その最後に「古老傳えて云えらく、『島根郡の大領社部臣訓麻呂の祖波蘿等、稻田の瀬に依りて彫掘る所なり』といえり。」と記す（島根県古代文化センター2023）
- (25) 江戸時代の旧村で「さだ」名を残すのは浜佐陀、下佐陀、上佐陀の3村で、いずれも佐陀川の東岸、生馬村に属す。このことは平石充氏と話をする中で明確に認識したものである。
- (26) 石田遺跡の向かい側丘陵は旧薦津村（薦津町）でその先端付近には舟津地名がある。いずれも水際の港を示唆する地名で、水海が広かった時期に上陸地があったことを思わせる。
- (27) 佐太水海から佐太河をさかのぼる水運も利用されたことは疑いない。しかし石田遺跡の存在は、佐太水海の東北で一度下船するルートの重要性を示している。
- (28) 『出雲国風土記』島根郡条には灌漑用とされる「池」が5か所記載されている。池については現在地との比定が難しく、軽言はできないが、「張田池」→半田池（西生馬町）、「匏池」→柄杓池（浜佐陀町）が通説で、異論は少ない。他の3つの池は積極的な根拠はないが、2池の比定地が生馬郷あたりに充てられている（島根県古代文化センター2014）。島根郡の広大な範囲から生馬郷周辺の池が選択されて記載されているとすれば、何らかの理由があるはずで、短絡的に考えれば生馬郷付近の水田開発に大きな意味があったことになる。我田引水を承知で述べれば、有力氏族（社部臣氏及びその祖の豪族）による佐太御子社を支えるための開発があったと想像している。
- (29) 本廃寺出土の軒丸瓦は、同系のものが出土した寺院跡でいうと、秋鹿郡の常楽寺跡、意宇郡林郷の松之前廃寺などが挙げられるが、いずれも風土記には未記載である。よって『出雲国風土記』成立後に利用された系統の瓦である可能性が高い。しかし、寺院伽藍が一定の形を成した際に平ノ前廃寺には瓦葺建物は存在しなかったとみれば、問題はない。また神門郡古志郷新造院の記載について、古代文化センターの校訂では「不立嚴堂」としており（島根県古代センター2023）、嚴堂を瓦葺建物と考えるならば、創建時には瓦葺建物がなくとも「新造院」として記載された可能性はある（平石充氏のご教示をいただいた）。

## 参考文献

- 赤澤秀則編1989『古代狭田王国の興亡』鹿島町歴史民俗資料館  
 赤澤秀則編2023『海を開く－弥生・古墳時代の海民－』松江市立鹿島歴史民俗資料館  
 生馬公民館2003『絵と写真でたどる生馬の歴史』  
 飯塚康行編1994『敷居谷古墳群発掘調査報告書I』松江市教育委員会・(財)松江市教育文化振興事業団  
 稲田陽介編2013『史跡出雲府跡9 総括編』島根県教育委員会  
 内田律雄1989「出雲長者原廃寺と神門郡日置郷」『青山考古』第七号 青山考古学会『発掘された出雲国風土記の世界』2017ハーベスト出版所収  
 大橋泰夫2016『出雲国誕生』吉川弘文館  
 岡崎雄二郎2012「坊床廃寺」『松江市史 史料編2 考古資料』松江市  
 岡崎雄二郎・丹羽野裕2023「平ノ前廃寺・宮ノ下遺跡の調査」『松江市歴史叢書』16 松江市  
 梶原義実2017『古代地方寺院の造営と景観』吉川弘文館  
 梶原義実2020「『聖域型』寺院をめぐる景観構成」『名古屋大学人文学研究論集』第3号  
 加藤義成1992（初出1981）『修訂出雲国風土記参究（改訂四版）』今井書店  
 金山正樹編1995『敷居谷古墳群発掘調査報告書2』松江市教育委員会・(財)松江市教育文化振興事業団  
 川上稔・西尾克己編1985『神門寺境内廃寺』出雲市教育委員会  
 川原和人2001「第4節 まとめ」『荒畠遺跡・ラント遺跡・野田遺跡』島根県教育委員会  
 川原和人2010「出雲地方における律令時代の須恵器の特色とその背景」『出雲国の形成と国府成立の研究』島根県古代文化センター  
 久保智康2012「古代出雲の山寺と社」『大出雲展 展示図録』古代出雲歴史博物館  
 近藤正1968「『出雲国風土記』所載の新造院とその造立者」『日本歴史考古学論叢二』雄山閣  
 佐川正敏2006「日本古代木塔基壇の構築技法と地下式心礎、およびその東アジア的考察」『東北学院大学論集

## 歴史と文化』

- 笛生衛2016『神と死者の考古学』吉川弘文館  
神野恵2020「古代都城の灯火器－灯火痕観察のススメー」『灯明皿と官衙・集落・寺院』第23回古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所  
瀬古諒子編2004『石田遺跡発掘調査報告書』松江市教育委員会・松江市教育文化振興事業団  
本次町誌編纂委員会1972『本次町誌』本次町  
島根県古代文化センター編2014『解説 出雲国風土記』  
島根県古代文化センター編2020『出雲国風土記－地図・写本編』八木書店  
島根県古代文化センター編2023『出雲国風土記一校訂・注釈編一』八木書店  
関和彦1995「佐太神と地域社会」『古代文化研究』No.3 島根県古代文化センター  
奈良文化財研究所2005「平常宮発掘調査報告書XVI」  
奈良文化財研究所2020『灯明皿と官衙・集落・寺院』第23回古代官衙・集落研究会報告書  
花谷浩2016「付論 三井II遺跡の瓦窯と瓦について」『杉沢遺跡・杉沢II遺跡・杉沢横穴墓群』出雲市教育委員会  
花谷浩2018「11 補論2 出雲・高田廃寺の飛雲文軒平瓦」『古代瓦研究』VIII 奈良文化財研究所  
林健亮2000「灯明皿型土器から見た仏教関係遺跡」『出雲古代史研究』第10号 出雲古代史研究会  
林健亮編2007『史跡出雲国山代郷遺跡群北新造院跡（来美廃寺）』島根県教育委員会  
林健亮2017「松江市坂本町澄水寺跡の再検討」『古代文化研究』No.25 島根県古代文化センター  
林健亮2020「出雲地方の灯火器出土遺跡－須恵器皿E出土地を中心に－」『灯明皿と官衙・集落・寺院』第23回古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所  
林健亮2022「才ノ神遺跡の再検討」『古代文化研究』No.30 島根県古代文化センター  
平石充2021「古代・中世の佐太神社と『出雲国風土記』」『日本書紀と出雲觀』島根県古代文化センター  
廣岡義隆2019「逢左文庫本『出雲國風土記』について」『古典と歴史』5号 「古典と歴史」の会編  
歩兵第六十三聯隊史編纂委員会1972『歩兵第六十三聯隊史』歩兵第六十三聯隊史刊行委員会  
松本岩雄編1985『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書』IV 島根県教育委員会  
三舟隆之2016「出雲への仏教伝播経路－寺院造営技術の伝播－」『出雲古代史研究』第26号 出雲古代史研究会  
宮下幸夫・望月精司編1990『二ツ梨東山古窯跡・矢田野向山古窯跡』小松市教育委員会  
宮下幸夫・望月精司編1991『那谷桃の木古窯跡発掘調査報告書』小松市教育委員会  
柳浦俊一編2002『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書13：来美廃寺』島根県教育庁埋蔵文化財調査センター  
立正大学博物館2003『写真でみる日本古代木造塔の心礎－岩井隆次氏寄贈写真による－』  
若槻真治編2021『島根の戦争遺跡』戦後史会議・松江  
渡邊誠2020「国府・寺院における灯明皿－讃岐国府跡・国分二寺跡を事例に－」『灯明皿と官衙・集落・寺院』第23回古代官衙・集落研究会報告書 奈良文化財研究所

(にわの ひろし 松江市文化スポーツ部文化財総合コーディネーター)

# 松江藩における村役人制度について（2）

—近世中期の下大野村を例として—

奥原 啓三・小山 祥子

## 1. はじめに

昨年度は「松江市歴史叢書16」において、「松江藩における村役人制度について　—近世前・中期の下大野村を例として—」と題して、一稿を発表させて頂いた。そこでは、「下大野村村役人年表」を作り、発表したことを受け五人組制度に目を向けたり、近世前・中期における松江藩領の農村社会の姿を掘り下げたりする予定でいた。

だが、近世初期の大野村（下大野村）の村役人について述べようとしたら、近世前期、具体的には中世末期における毛利氏支配下時代に大野地区の旧勢力だった大野次郎左衛門家に関係した小林氏の存在に気づいた。小林氏は大野家だけでなく、その一族の秋国氏とも深い関わりのある家系であることが判った。

この小林氏は近世初期の大野地区（大野村・大野西庄・下大野村）における村の代表たる庄屋・公文を長らく務めている家系であることに力点をおいて論じたため、その関係の記述が長くなってしまった。

また、村役人の一つである年寄の設置時期についても論じた。だが、大野地区内での史料の絶対的な不足のため、調査範囲を松江藩領の他郡村にまで広げ、松江藩領における年寄の設置時期を「慶安年間後半から次の承応・明暦年間にかけてではないか」と推定した。だが、それを裏付ける決定的な史料が未発見なため、推定するしかないと結論付けた。

続いて、五人組制度について論じるのだが、僅かな数量の史料を頼りにして松江藩領で五人組制度が始まった時期について「1670年代後半辺り」を一つの目安ではないかと思うと述べるに至った。

なお、「奥原家文書による五人組の実態」として4つの事例を取り上げ松江藩領下大野村での五人組の姿を紹介しながら、五人組の役割の一端を見て来た。

ところが、村役人制度の確立過程に力点を置き過ぎたため、松江藩領内における五人組の実態には、十分に迫り切れなかったとの思いを残したまま、稿了。幸い継続して論じる機会を設けて頂いたので、本稿では松江藩領下大野村の近世中期以降の五人組の実態に迫り、村役人そのものの実態に踏み込んでみたい。

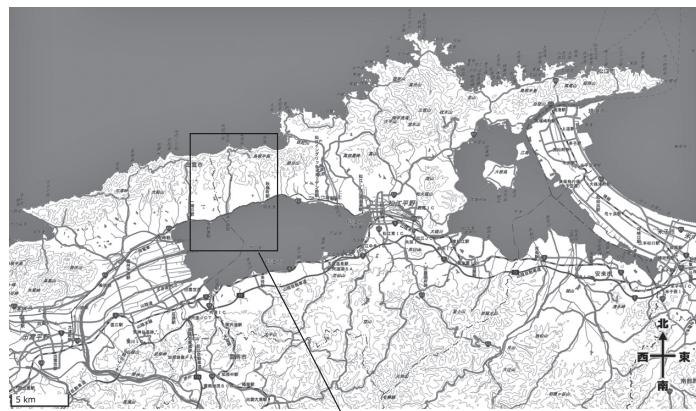
## 2. 松江藩における五人組制度についての再考

近世の町村浦には5戸を1つの単位にして相互扶助や連帶責任などを徹底させるための制度として、五人組制度を幕領は勿論のこと、各藩領が取り入れ、領民を統率する基本的な支配機構制度とした。

松平氏が出雲国に入国し政権が安定するまで、松江藩は他藩領に比べ諸制度が整うことも遅くなったわけだが、18世紀初頭には、五人組の制度も各町村浦に出来上がったと言えよう。

○五人組の様子を表した文書を松江市歴史叢書16に載せた拙著「松江藩における村役人制度について—近世前・中期の下大野村を例として—」に紹介した奥原家文書1-1167や同家文書1-171-1について再確認しておきたい。

本論文の舞台となる旧秋鹿郡下大野村の所在地

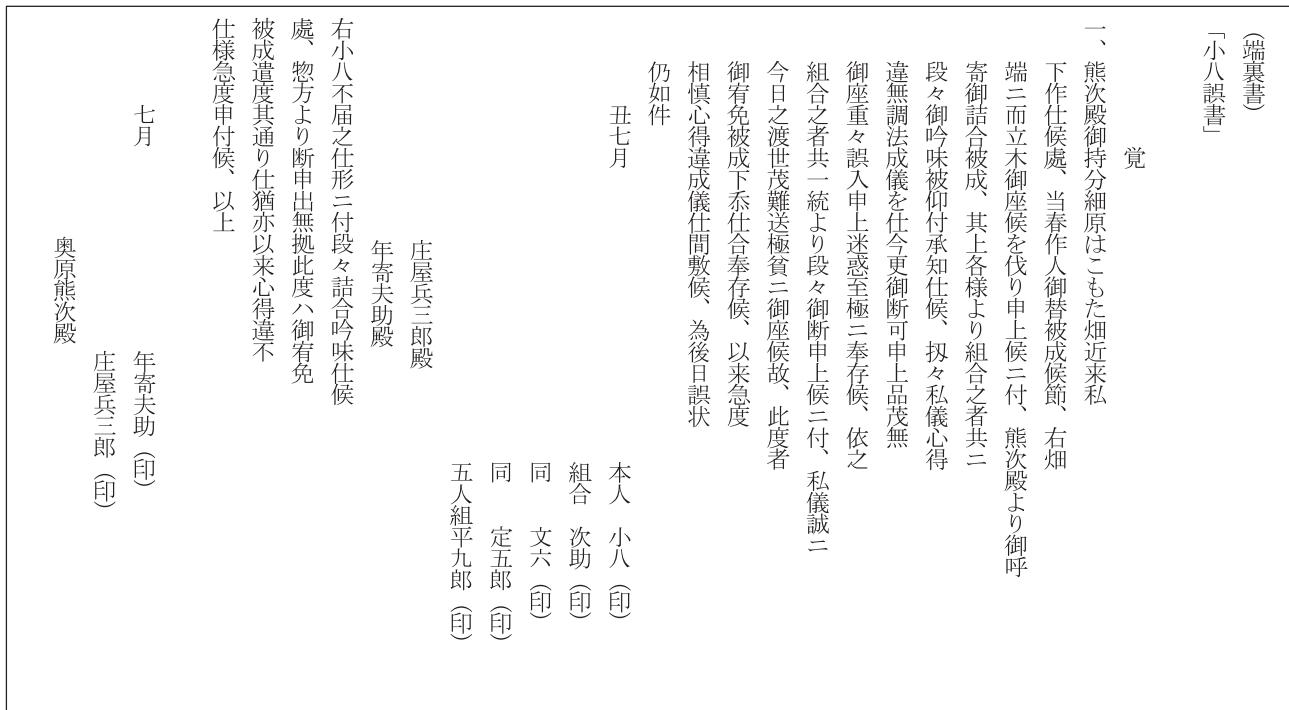


島根県松江市全域図  
(国土地理院地図)



松江市大野町周辺図

【事例 3】奥原家文書 1-1167（再掲）



○前者は【事例3】として取り上げた史料である。まず、本人の小八と彼が属する「組合」次助、文六、定五郎と「五人組」平九郎の五名は庄屋兵三郎と年寄夫助に宛てて誤書を提出し、さらに庄屋兵三郎と年寄夫助とは、被害者である奥原熊次に宛てて奥書を書き加えて提出した文書である。(天明元年:1781)

ここでは小八の属する五人組の総ての構成員の名前が判りこの組の代表者（後に松江藩では「判頭」と呼ばれるようになる）が誰なのかが明らかな文書である。

○後者は【事例4】として取り上げた史料で、本人が2人いる場合の誤書である。(寛政十年:1798)  
(本来なら訳文などを再掲すべきだろうが、紙面の都合により省略した)

本人の利蔵が属する五人組の他のメンバーは「組合」として平次、徳助、作右衛門、惣五郎が載っている。さらにまた、もう一人の本人儀右衛門が属する五人組の他のメンバーは「組合」として平之丞、民右衛門、菊太、浅五郎が載っている。

残念なことに、この2つの五人組の代表者の名前が示されていないので誰だったのか判らない。だが、儀右衛門が属す五人組の組合の1人である平之丞は、取持として文書の後半に登場する証人にもなっている。この平之丞は儀右衛門の所属する五人組の代表者の可能性が考えられる。さらにもう1人、取持として登場する浅右衛門は、他の奥原家文書1-1158<sup>(1)</sup>・1-1132<sup>(2)</sup>・1-186<sup>(3)</sup>・1-176<sup>(4)</sup>・1-179<sup>(5)</sup>・1-172<sup>(6)</sup>には、五人組として登場している。但し、前の3つの文書は寛政2(1790)年のものであり、後の3つの文書は寛政3(1791)年のものである。浅右衛門がこれ以降も五人組だったことを示す文書が発見されていないため、彼が寛政10年にも五人組の代表者だったかどうか、判断出来ない。

○しかし、五人組と記されている人が載っている史料の中には、単なる五人組の代表（後には「判頭」と呼ぶ）の者だろうかと考えさせられる史料がある。

○ まず松江市歴史叢書16に載せた拙著に【事例2】として取り上げた奥原家文書1-913である。

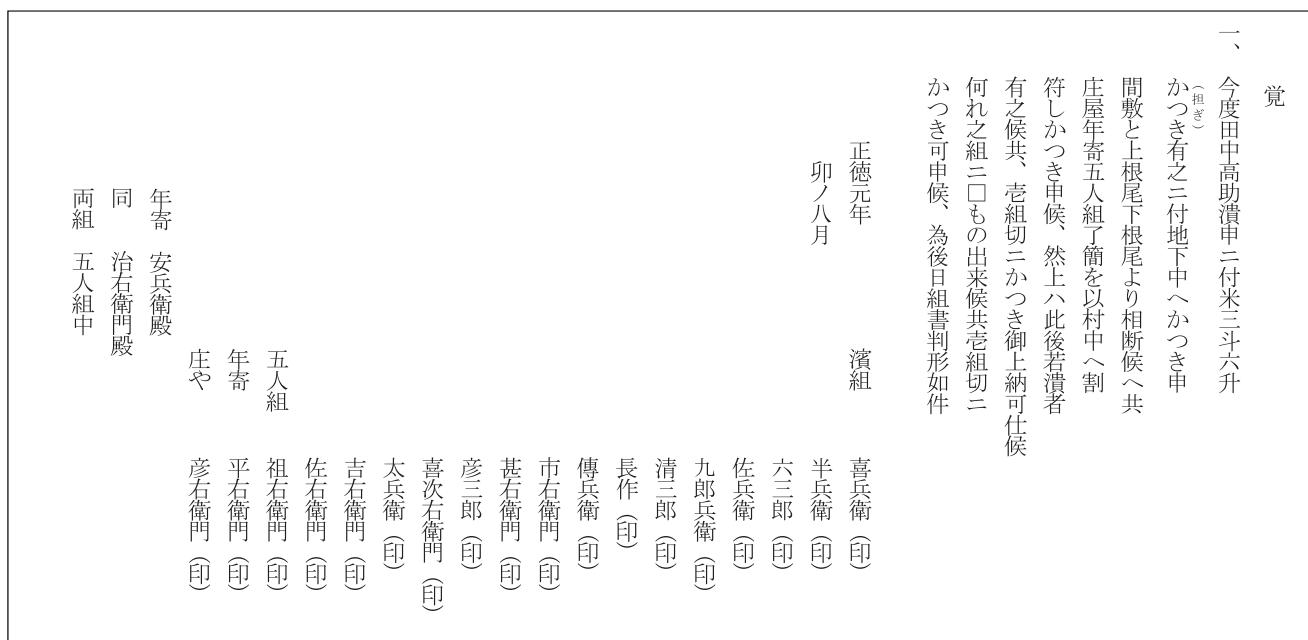
その内容は下大野村濱組の高助が「漬者」となって年貢の未納が起こった。その後始末を、濱組から

上根尾と下根尾（殿山地区の別称）の両集落（両組）を含めたメンバーで未納分を納めようと申し入れたようである。しかし、両組から異論が起こり、今回は了解するが、今後は漬者が現れても、その組内で負担するように取り決めることに決まった。その取り決めを濱組の組合の者たちが了解したと、記名・捺印した文書である。（正徳元年：1711）

この文書によれば、濱組を構成する人々は喜兵衛以下15人の他に、五人組の祖右衛門がいる。合計で16人。しかし、五人組とあるのは1人である。これだけの人数の場合には、少なくとも3名の五人組の代表者がいなくては、辻褄が合わないではないか。

実際には、5戸1組の五人組の代表者はいても、村全体とか他の集落にも影響を及ぼすような事案の時には彼らは表面に登場しないようだ。彼らの代表者として、例えば【事例2】の場合には祖右衛門と言う人が村役人である庄屋や年寄の下に記名、捺印し、その集落を代表する立場の者として存在しているように受け取れる。

#### 【事例2】奥原家文書1-913（再掲）



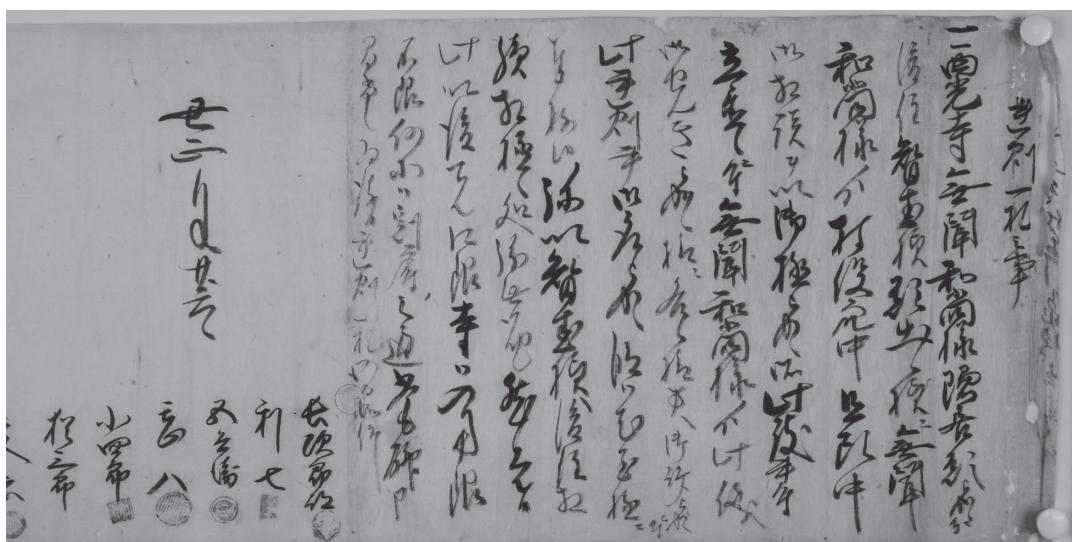
○次に、少数であるが奥原家文書の中には奥原家の菩提寺である臨済宗西光寺（上大野村土居）に関する史料が残っている。その中の一つに、「連判一札之事」と記した奥原家文書1-1256-1がある。

#### 【事例5】（明和六年：1769）

これは西光寺の中興三世の無聞和尚が隠居し、その後の住職を決める際、下大野村では117人の者が五人組4人、年寄2人と共に記名・捺印して庄屋熊次に宛てた文書である。その内容はともかく、実は、五人組や年寄は勿論、庄屋も下大野村の村民である。つまり、当時の下大野村に居住する124人の者の名前が登場する文書である。（但し、当時は浄土真宗の門徒や日蓮宗の檀家の家庭が多少なりともあり、下大野村全体の家数を意味している訳ではないことを断っておく）

124人は124軒だと考えられる。そうであるなら、少なくとも五人組が25人いてもよいではないか。それにもかかわらず、五人組は六郎兵衛・久左衛門・弥兵衛・喜兵衛の、僅か4人である。

【事例 5】（奥原家文書 1-1256-1）明和六年（1769）



連判一札之事

一、西光寺無聞和尚様隱居願被成候二付、

後住智玉様願出候様ニ無聞

和尚様方村役衆中旦頭中

御相談ヲ以御極被成候処、此度書付

立置候ニ付、無聞和尚様方此儀、

御せんき被成候様ニ各々様方へ御訴被成ニ付、

御連判書御取被成候段御尤至極ニ

奉存候、弥以智玉様へ後住相

続相極候處紛無御座候、然上者

此以後者口銀寺御入用銀

不限何等御割符之通少も聊申

間布候、為後日連判一札仍而如件

（継目印）

長次郎跡（印）

利七（印）

五兵衛（印）

（明和六年）  
丑正月廿六日

甚八（印）

小四郎（印）

（中略）

庄屋熊次殿

（中略）

小八（印）

又兵衛（印）

（継目印）

彦九郎跡（印）

五人組（印）

同（印）

同（印）

同（印）

同（印）

年寄（印）

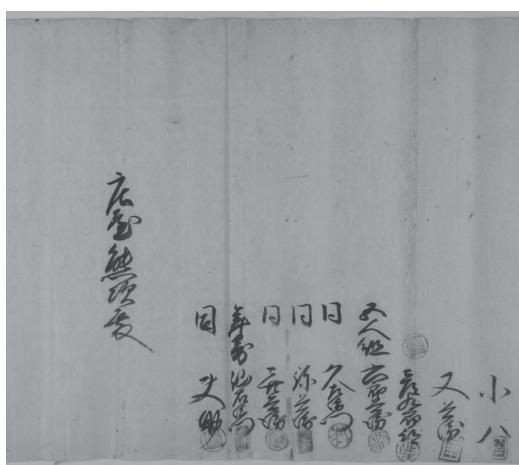
喜兵衛（印）

弥兵衛（印）

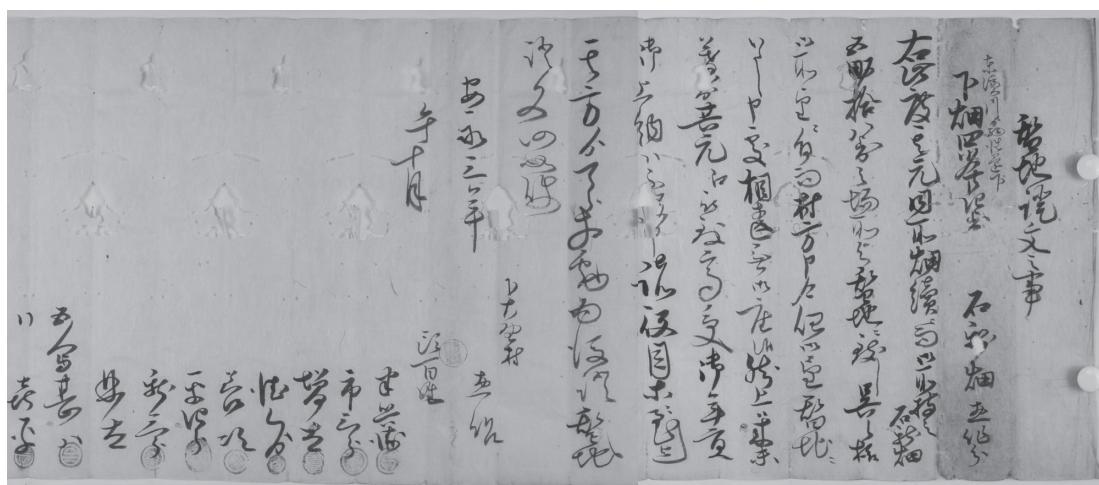
久左衛門（印）

仙右衛門（印）

夫助（印）



【事例 6】（奥原家文書 1 - 1139）安永三年（1774）



替地証文之事

棗濱川左西往還下

下畑四畝廿四歩 石新畑 惣作分

右此度其元同所畑統二而御所持之石新畑  
五畝拾八歩之場所与替地ニ致し呉候様  
御所望ニ付而、村方申合任御望替地ニ  
いたし申處相違無御座候、然上八來未  
暮方其元被致高受御年貢  
御上納ハ不及申諸役目等ニ至迄

其方方可被相勤為後証替地

証文仍如件

下大野村

安永三年 惣作

午十月

（継目印）

頭百姓

半兵衛（印）

市三郎（印）

増太（印）

徳三郎（印）

善次（印）

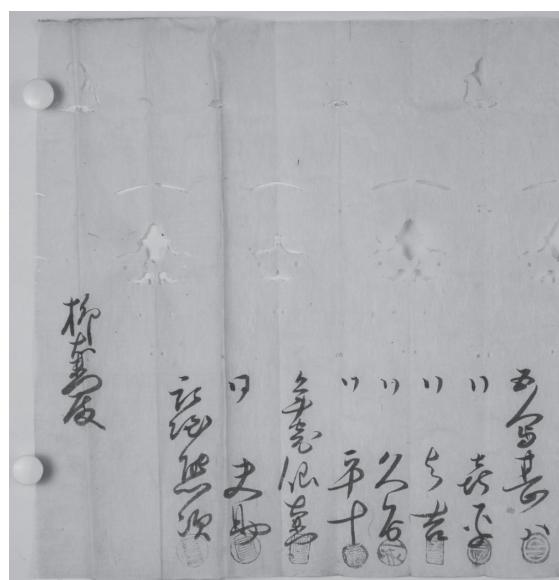
平四郎（印）

新三郎（印）

林太（印）

柳右衛門殿

庄屋	同	同	同	同	同	五人組	甚八（印）
	年寄					喜平（印）	与吉（印）
						久右衛門（印）	平十（印）
						仙右衛門（印）	夫助（印）
						熊次（印）	



○ところで、「替地證文之事」と記した奥原家文書1-1139【事例6】には関連する「替地承知之事」と記した奥原家文書1-1152-10がある。この文書の発給は共に、安永3（1774）年10月。

この2つの史料は下大野村にある東濱川<sup>(7)</sup>より西側の往還下にある下大野村の本百姓全員（惣作）で所有する下畠四畝廿四歩と隣地にある柳右衛門所有の石新畠五畝拾八歩とを交換しようと柳右衛門から提案があった。相談した結果、本百姓全員が承知（了解）したと全本百姓が五人組5名と連名で、庄屋と年寄とに宛てた文書（1-1152-10）と、村役人3名の他に、五人組5名と頭百姓8名との名前で、柳右衛門に提出した文書【事例6】である。（ここでは紙面の都合上、「替地承知之事」の方は省略した）

この文書に五人組として登場する人たちの住まいが明らかなので紹介しておく。甚八は津ノ森集落、喜兵衛は山中集落、与吉は殿山集落、久左衛門は上根尾集落、平十は細原集落である。

この2つの文書から伺えることは、この時期の集落の代表者としての意味を持つ五人組のメンバーは、時には村役人の下部に位置するような立場だったり、時には、頭百姓と同じように村民の立場になったりすることが読み取れる。つまり、それは極めて曖昧な立場の存在だったと言えるのではないか。

これらの文書史料から考えられることは、どうやら下大野村では各種の文書に記された「五人組」という言葉には、少なくとも2つの意味を持つと言えるようである。

1つには、一般的に認識されているような、5戸が1つの組となって構成されている言わば5戸組と言い換てもよいような、最小の組織の代表者としての「五人組」（後の「判頭」と呼ばれる立場）

もう1つには、複数の5戸組で構成されている集落としての例えば先程の「濱組」の代表者としての「五人組 祖右衛門」のような存在。これら2つの「五人組」は使われている言葉は全く同じであっても、持つ意味が明らかに異なっていることが認識されるだろう。

五人組という制度を、下大野村では松江藩領の他町村浦（以下、他村とする）とは異なる用い方をしたのだろうか。それとも他村でも同じ様な使い方をしたのだろうか。他村に残された五人組関係の史料を探したが、現在までのところ、この問題を解くヒントになるような史料に恵まれていない。

つまり、下大野村での実例を見ると藩政改革によって制度化する「二十五人組」が行われるより80年以上も前の正徳元年に、後世の「二十五人組組親」と変わらないような立場の人が既に、村の中にいたことを示す史料であると言えるのではないか。【事例2】

同様な立場ではないかと考えられる具体例として、1-1139を紹介した。この【事例6】は松江藩の藩政改革が行われる直前の安永時代のものである。

#### ○奥原家文書に登場する、後世の「組親」的な人物について

○まず、【事例2】として取り上げた奥原家文書1-913に登場する「五人組 祖右衛門」について。

この祖右衛門という人物は濱組の屋号「八床」という家の2代目である。この「八床」は同じ濱組の屋号「新宮」から分かれた家である。祖右衛門の息子は甚六という。甚六の息子であり祖右衛門の孫に当たる柳右衛門（奉豊）は明和4（1767）年8月から安永4（1775）年12月までの間、秋鹿郡の下郡を務めているが、【事例6】に登場する柳右衛門はその柳右衛門（奉豊）である。

祖右衛門の時代の「八床」の持高を示す史料が未発見なのが残念である。だが、五人組という肩書はどうであれ、濱組を代表する者として村役人に次ぐ立場にいた人物であることは明らかである。

○次に、【事例4】として取り上げた奥原家文書1-171-1に登場する浅右衛門という人物について。

ここでは、前述の平之丞や善蔵・四郎右衛門・圓次とともに登場する證人の1人である。浅右衛門は寛政2年から寛政3年にかけて五人組の肩書を持つ人物であることは前に述べた。但し、この期間の

五人組が5戸組の代表を意味するものか、後の組親的な者を意味するのかは不明である。

この奥原家文書1-171-1に記載されている四郎右衛門と圓次とは、当時の下大野村年寄であると他の奥原家文書が証明している。

残るは善蔵と浅右衛門である。今のところこの時代の善蔵は史料には登場しないので不明であるが、浅右衛門は屋号門堀の人であることが奥原家文書1-29<sup>(8)</sup>や同1-48<sup>(9)</sup>に明記されている。

本人儀右衛門の左隣に組合平之丞と記名捺印し取持證人平之丞と記名捺印している人物は、押された印影が全く同じであるから同一人物であると断定出来る。さらに平之丞は藤坂という場所に住む大工であることが奥原家文書1-29や同1-48から明らかである。この2つの奥原家文書から本人儀右衛門も藤坂に住む人であることが判明する。また、本人儀右衛門の組合末尾に組合浅五郎とあるが、この人は細原に住むことが明らかになった。

藤坂は上根尾地区の字名であり細原は今日の細原地区のことを表す地名である。明らかに違う地区に住む2人が同じ5戸組に属していることを示すのである。その理由を明らかにしておきたい。

なお、【事例4】として取り上げた奥原家文書1-171-1の時代は寛政10年7月である。

時代は下って、天保9（1838）年の下大野村を現す奥原家文書1-19<sup>(10)</sup>によれば、当時の下大野村は灘組・殿山組・中組・上組の4つに区分されていたことが明らかである。

灘組は前述した濱組から後に名前が変わったものと考えられる。その範囲は現在の津ノ森地区と山中地区とを併せたもの。ところが、精査してみると、殿山地区の最南端に位置する秋谷・松ノ前が灘組に含まれている。殿山組は秋谷・松ノ前を除く殿山地区。中組は上組に含まれる藤坂を除く上根尾地区の大半。上組は現在の細原地区全域と上根尾地区の藤坂を含んでいることが判った。

つまり、奥原家文書1-171-1では本人儀右衛門と組合浅五郎とは、同じ5戸組に属していることが明らかになる。

この文書に出てくるもう1人の本人利蔵の場合は如何だろうか。この利蔵は前述の奥原家文書1-29などから、次のようなことが判った。

本人利蔵は上根尾地区の浅畠（朝畠とも記す）に住む人である。組合半次や同作右衛門も同じ浅畠に住む人である。それ故、彼らは同じ組のメンバーである可能性が高いことが奥原家文書1-19や同1-48などから判明した。前記の文書には登場しないために断定は出来ないが、残る徳助・惣五郎も浅畠に住む人であろう。これらから導かれたことは、利蔵を含む5人は同じ5戸組のメンバーである可能性が非常に高いことを暗示している。（実は、浅畠に住む人たちの先祖は樋縫郡多久村から移住し、当時はまだ、西光寺の檀信徒ではなかったため、不明な点が多いことを断っておく）

また、5戸組の代表者は誰だろうか。そのことを明らかにするのはとても難しい。だが、本人の横に最初に書かれている半次と平之丞の可能性はある。半次はともかく、前述したように平之丞は取持證人として、名を連ねているところから推定すると、上根尾地区の代表者の1人である可能性はある。もう1つの5戸組の代表者である半次は取持證人に名を連ねていない。その代わりが浅右衛門だろう。この浅右衛門は浅畠とは草野川の谷を挟んだ門堀という所に住んでいる人であり、上根尾地区におけるもう1人の代表者ではないかと考えられる。この浅右衛門は屋号門堀の人。後には下大野村の頭百姓として名前を連ねる家系の人である。

### 3. 下大野村における近世文書の残存状態について

下大野村における村役人制度を論じる上で奥原家文書の存在はとても大きな意味を持つ。奥原家文書なくして、下大野村の村役人制度、あるいは村役人の実態解明は不可能であると言っても過言ではない。

五人組制度を論じるには、必ず一般的に五人組帳と呼ばれるものに触れなくてはならない。しかし、初期から中期において、庄屋や年寄を行っていた奥原家ではあるが、一時期を除いて後期には郡役人を歴任したため村方の行政文書は極限られたものになってしまう。そのため、奥原家に五人組帳は存在しない。残っているとすれば中・後期に庄屋や年寄を歴任した家になる。そう考えた筆者は該当する家を回り、「お宅に古文書が残っていませんか」と声掛けを行った。その家の数は令和5年7月末日までのところ、次の通りである。

津ノ森地区 一家、山中地区 二家、殿山地区 二家、上根尾地区 三家の、合わせて八家である。

下大野村における江戸時代中・後期に村役人を輩出した家は相当数にのぼった。しかし、長い年月の間に家系が絶えたり他所に移転されたりして、地区内に残っている村役人を輩出した家は大幅に減ってしまっている。

筆者が声をかけた八家の総てから「何も残っていない」とか「処分した」という主旨の返事が返った。何処かの家に多少は残っているだろうと期待して声掛けした。ところが、皆無ではないかとさえ思える結果に、筆者はショックを受けた。

声を掛けた八家は近世中期から松江市に合併した昭和35年7月までの間に村役人や旧八束郡大野村時代の村長や村議会議員を輩出した家だけである。そうした家に残っているはずの地域の貴重な歴史史料に対する保存活動は、もはや個人の力では限界がある。家や地域の歴史を物語る古文書の所在を把握し、将来に渡って保存するために対処するのは地方自治体の重要で喫緊の責務ではないだろうか。しかも、継続的な行政の力が必要ではないだろうか。

幸いなことに松江市では松江市史編纂事業が終了した後も継続して地域に入り、資料調査や古文書の存在確認作業を進めている。だが、その動きをさらに加速させていく必要があると再認識させられた。

なお、大野町内には上記以外に村役人を出した家が五家も残っている。機会を作つて回つてみたい。

### 4. 今後の予定

18世紀後半、松江藩では藩政改革が本格的に行われ、各村の行政機構も大きく変貌することになる。その代表的なものは五人組制度が二十五人組制度に変わったことである。それに併せて、松江藩では「殿合（しまりあい）」と呼ばれる一種の質素儉約令を度々、申し渡すことになった。

前述したように、どうやら今日までのところ下大野村の五人組帳は現存しない。そのため下大野村が属している秋鹿郡内で五人組帳が現存している村を探したら、西長江村に残されていることが判った。これは松江市に寄贈された中倉家文書の中に文久年間の五人組帳が残されていたのである。次は、この西長江村の五人組帳を主な史料として取り上げる。

さらに紙面が許せば頭百姓と呼ばれる人たちの実態を論じたり、奥原家文書や池尻家文書に登場する「御蔵方」と言う役職にも迫ったりすることにより、幕末期における松江藩の村役人制度を明らかにしたい。

## 5. あとがき

松江藩領の秋鹿郡下大野村を一例として近世村役人制度について論じているのだが、今回は近世前・中期の五人組制度について、奥原家文書の中から根拠となる史料を取り上げ、松江藩の藩政改革までの村役人、とりわけ五人組を見てきた。

その結果、この時代の「五人組」という言葉の持つ意味が少なくとも 2 つあると、認識させられた。ただ、領内にある 1 つの村だけがそのような意味を持っていたか否か、他の村に残された五人組に関する史料を紐解かない限り、松江藩領内における普遍的なことなのか、それとも下大野村独自のことかは、解明するには至らなかった。

だが、松江藩領内では「五人組」という言葉の持つ意味が一般的に言われているような意味だけではなかったということを、理解して頂けたはずである。この分野における今後の研究に期待する。

(脚注)

- |  |                              |
|--|------------------------------|
| (1) 奥原家文書 1-1158 「六ヶ年切壳渡申竹山之事」         | 寛政 2 (1790) 年 5 月            |
| (2) 奥原家文書 1-1132 「六ヶ年切壳渡申竹山之事」         | 寛政 2 (1790) 年 5 月            |
| (3) 奥原家文書 1-186 「覚」(刈揚配当)              | 寛政 2 (1790) 年 5 月            |
| (4) 奥原家文書 1-176 「御断申上候口上覚」             | 寛政 3 (1791) 年 5 月 6 日        |
| (5) 奥原家文書 1-179 「御断申上候口上覚」             | 寛政 3 (1791) 年 5 月 6 日        |
| (6) 奥原家文書 1-172 「御断申上候口上覚」             | 寛政 3 (1791) 年 5 月            |
| (7) 東濱川                                | 現在の大野川と思われる河川のことで、当時の呼び名だろう。 |
| (8) 奥原家文書 1-29 「奥原熊次相果候節双方御悔帳」         | 寛政 3 (1791) 年 3 月 13 日       |
| (9) 奥原家文書 1-48 「母相果候砌双方弔留帳」            | 寛政 7 (1796) 年 6 月 26 日       |
| (10) 奥原家文書 1-19 「天保九年戌十一月 下大野村戌納人別名寄帳」 | 天保 9 (1838) 年 11 月           |

(おくはら けいぞう 島根県中・近世史合同研究会会員)  
(こやま さちこ 松江市文化スポーツ部 松江城・史料調査課 史料調査係長)

# 【報告】地域調査(松江市古文書悉皆調査)について

面坪 紀久

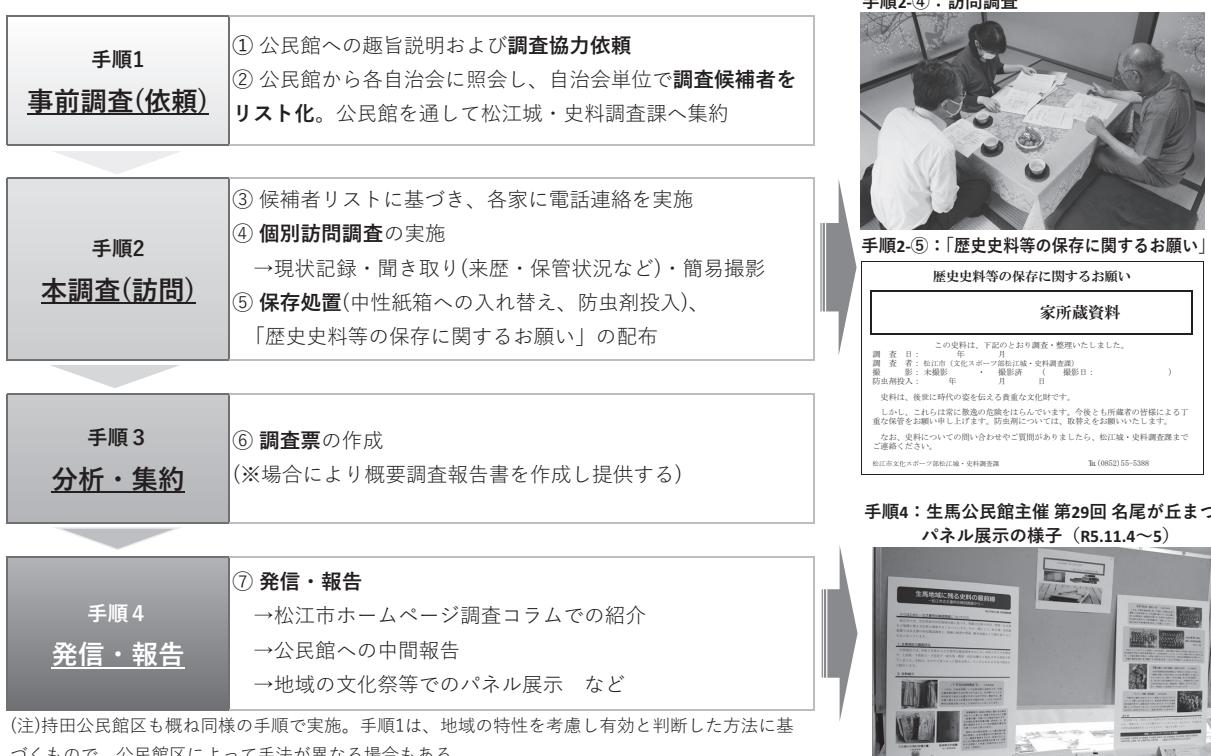
## 1 松江市古文書所在確認調査とその意義

令和2年(2020)、約11年におよぶ『松江市史』編纂事業は全18巻の発刊を以て終了した。松江市域における古文書調査は、この編纂事業において飛躍的に進展し、その成果は11巻にもおよぶ『史料編』に収められている。しかし、市域に膨大に残る近世・近現代史料については時間的な制約から初步的な段階に留まり、さらに急激な過疎化や激甚化する気象災害の中で、未だ歴史史料の多くが散逸・亡失の危機に晒されている。このことは、市史編纂後も継続的に取り組むべき喫緊の課題として残されていた<sup>(1)</sup>。

令和3年(2021)、松江市が策定する文化財行政の総合計画「松江市文化財保存活用地域計画」において、松江市域全体を対象とした網羅的な調査の重要性が示され、その第一項目に「松江市域の古文書悉皆調査」が位置付けられた<sup>(2)</sup>。本計画に基づき、令和3年4月より松江城・史料調査課を中心とした松江市古文書所在確認調査がスタートした。

本調査の目的は、先述のとおり、松江市域に残る歴史史料の所在および保存状況を調査することにより、その実態を把握し、後世に確実に引き継ぐための保存策を検討し、歴史史料の散逸・亡失を防ぐことにある。本調査は松江市域29の公民館区を基調として実施。令和3年4月、最初の調査対象地域として生馬公民館区・持田公民館区が設定された。

本稿は、令和3年度に始まる生馬公民館区および持田公民館区の調査から、現在の調査状況と、見えてきた課題を報告するものである。



(注)持田公民館区も概ね同様の手順で実施。手順1は、地域の特性を考慮し有効と判断した方法に基づくもので、公民館区によって手法が異なる場合もある。

【図1】調査フロー(生馬公民館区の場合)

### ○調査の対象となる歴史史料（古文書等）

地域の歴史的特徴を示す紙に書かれた（描かれた・印刷された）史料。

例) • 江戸時代以前に作成された史料（証文や帳面、手紙、絵図・地図など）

• 明治・大正・昭和期に作成された、地域の歴史を明らかにできるもの

• 地域内の寺社や、公民館・自治会に残されたもの

• 「学校沿革史（誌）」など、地域内に設置された学校・教育に関するもの

• 明治～昭和30年代頃までに撮影された古写真

…など

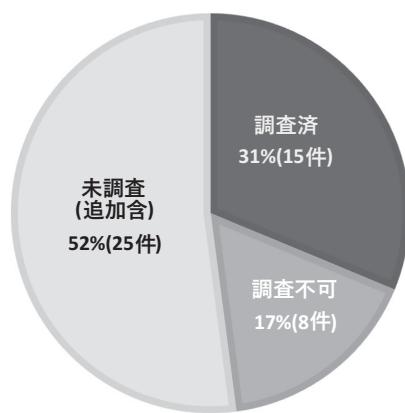
## 2 調査状況

調査開始から2年半が経過した。初年は主に公民館への依頼や周知などの調査準備期間に充て、本格的な個別訪問調査を開始したのは、令和4年4月のことであった。調査の歩みは決して順調とはいかなかった。というのも、係員4名体制（2人1組）であること、他業務と並行しながらの調査であること、また不慣れな調査手法であることもあり、進捗は芳しくなく、調査そのものが停滞する期間も発生した。しかし、調査を重ね試行錯誤を繰り返す中で、本年に入り漸く「調査リズム」なるものを掴み始めていると感じる。

さて、当初、生馬公民館区・持田公民館区を併せて、24件をご紹介いただいたが、調査を進行する中で広がりを持ちはじめ、令和5年9月現在、48件が調査候補者リストにあがっている。現在、23件の電話連絡を行い、「調査可」との回答を得た15件について訪問調査が終了した。一方、「調査不可」と回答した家も8件あった。これらの家において「不可」とする理由として最も多く挙げられたのが、「家の新築時に処分した」というもので、次いで「先代が亡くなった際に処分をした」「史料はあるが（体力的に）探すのは難しい」などの理由が続いた。

史料の残存状況は一概には言えないが、両地域ともに、近世史料の残存率は極めて低い。これは家の建て替えを理由とする場合が多く、従って残存史料の多くは明治以降の近現代史料が大半を占めている。しかし、そうした近現代史料の中でも、特に、古写真や個人的な日記・記録類は「歴史史料」として認識されづらいようで、特定の個人に紐づくパーソナルな史料の多くは、調査先での雑談の中で、「そういえば・・・」と思い出したように出てくることもあった。しかし実際にはこうした事例は稀で、記録者が故人となった際に処分したということの方が圧倒的に多かった。

また、使用しない座敷の片隅に処分対象としてまとめられていた、という事例にも立ち会った。郷土史家であった故人が生前に書き溜めた従軍日誌や日々の徒然などから成る約320点の史料群であり、中には今では失われているであろう歴史史料（古文書）の写しなども含まれていた。処分寸前のところを持ち帰り、机に広げてみて、故人が残した緻密かつ多彩な記録に驚いたものである。古文書から戦争記録、当該地域の風習の記録まで、地域史料としても、また個人が経験した戦争記録とし



【図2】調査実施件数および内訳  
(生馬地区・持田地区)  
※令和5年9月現在



【写真1】処分寸前の家史料

ても、稀に見る雄弁な史料群であった。「歴史史料の散逸・亡失を防ぐ」ことを目的としてスタートした本事業であるが、想定よりもはるかに多くの史料が個人宅に眠っており、さらにそれらの消失が目前に迫っていることを、現実として突きつけられた経験であった。

### 3 事例報告

#### 【事例報告 1】生馬公民館区 小森家史料

当家の史料は、普段は母屋に隣接する別棟の2階に、【写真2】のような形で収められている。令和4年6月24日に実施した一次調査ののち、二度の追加調査を経て、幕末～近代史料約1,500点を確認した。

ご先祖が村役場の助役を務めていたという当家からは、明治期～大正期にかけての行政文書が在職当時に持ち歩いていた鞆の中から発見されたほか、「島根県令・訓令・告示・告諭」(明治31年)といった生馬村役場文書や、「長池堤防修繕費用」(大正元年～)などの地区文書が多量に残されていた。また、個人に付属する葉書や古写真も膨大に残存しており、なかでも昭和16年頃に戦時下の狸毛皮需要に応えるため、農家の副業として小森家を含めた近隣3件で狸の飼育を行っていたことを示す買入記録は、戦時体制下における当該地域の生活基盤を知り得る貴重な史料といえる。

当家の事例にみるように、地区の戸長や副戸長など、役員をされていた家には、本来役場に引き継がれるような公的な史料が残される傾向が確認された。



【写真2】保存状況

#### 【事例報告 2】持田公民館区 野津家史料

当家の史料は、約100年間、縁側に置かれた書棚に保管されており、その間ほぼ手つかずの状態であったが、概ね良好な状態が保たれていた。

幕末～昭和戦中頃に形成された約120点の史料群であり、大半は、故野津善之助氏 [1885-1958] による収集・作成史料である。善之助氏は山陰新聞主筆や松陽新聞客員としても健筆をふるった文筆家であり、また「嘲水」の俳号（後に「無字」と改める）で、俳句雑誌『ホトトギス』や山陰新聞等に多くの作品を残した俳人でもあった。また昭和13年からは持田村長を務めている。そのため、当家史料には善之助氏がかつて担当した記事や俳句等の切り抜き集が多数残されていた。地方における一俳人の精力的な活動の痕跡が、このようにまとまった形で残されていることは大変稀有な事例といえよう。これらの史料は、善之助氏亡き後、家族の目にほとんど触れることなく先の縁側に安置されていた。

また、史料には、戦争関連書籍のほか、戦地に赴いた長男・東男氏との間で交わされた軍事郵便が多数残されていた。一時期中支駐屯地で部隊を率いた東男氏からの絵葉書は、当国で求めたものであろう、当該期の中国の様子が色鮮やかに描かれている。善之助氏はこれらの絵葉書を専用の台紙に整理しており、したがって状態も極めて良好であった。交わされた絵葉書は約150枚にも及んでおり、戦争記録としても後代に残すべき重要な史料といえる。

さて、一次調査を終えて暫く経った9月下旬、野津家から善之助氏がまとめた日記が出てきたとご連



【写真3】追加調査で発見された野津善之助氏による日記・記録

絡をいただいた。これらは善之助氏が長年認めた日記の中から、後に自身が重要であるとした事項を抄出したもので、特に村長在任中の昭和14年に出雲地方を襲った干害の被害状況を記録した『大旱記』『大旱記続編』は、元記者としての使命感もあったのであろう、和綴2冊にもおよぶ綿密な分析・記録であった<sup>(3)</sup>。地域史料としての重要性は言うまでもないが、何より先の調査後に改めて探してくださり、ご連絡をいただけたのはとても幸運なことであった。

このように、個人に付属する記録類は「地域にとって」重要なものは認識されづらく、とかく失われがちであるが、公的には残らない地域の重要な出来事や今では失われた日常の風景が、そこに根を張る人々の素朴な視点で記録されている。とくに持田地域の場合、在野の研究者や文筆家が多く輩出されており、そうした家にはまとまった史料が残されている傾向があった。しかしその量も膨大であるが故に、残された家族では保管しきれないという課題も見えてきた。

#### 4 今後の展望と課題

古文書所在確認調査の開始から約2年半が経過し、生馬地域・持田地域ともに大詰めを迎えている。手探りで開始した調査は、当初中々広がりを持たず、調査の停滞を招いたが、地道に声をかけ続ける中で、関心を持ち、進んで協力を申し出てくださる方々、「地域の協力者」ともいべき存在を生み出しつつある。また、調査終了後に改めて史料を探してくださり、ご連絡をいただくことも増えてきた。課題も多く、体制的な問題が解消されたわけではないが、試行錯誤の調査が少しずつ実を結び始めている。

今後、さらに調査地域を拡大し、その地域の特性に基づいた適切な調査手法を構築しながら継続する予定である。一方でこれらの調査成果をどのように地域に還元していくかということも併せて考えていく必要がある。現在は、松江市ホームページ上で公開している「調査コラム」や、公民館が主催する文化祭でのパネル展示など、報告・発信の形を模索しているところがあるが、より幅広い世代へ、とりわけ今後家史料を引き継いでいくであろう次の世代へのアプローチが必要となる。

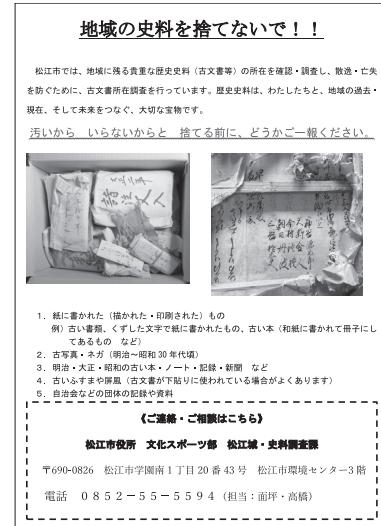
#### 謝 辞

本稿の遂行にあたり、矢田知之様・小森淳様・野津春美様・生馬公民館長松尾衛様・持田公民館前館長野津篤様には、ご所蔵史料の調査・閲覧について並々ならぬご協力を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

#### 注

- (1) 「松江市史編纂事業記録集 松江市史編纂のあゆみ」松江市歴史まちづくり部史料調査課、令和2年
- (2) 「松江市文化財保存活用地域計画」～誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまちを目指して～」松江市、令和3年12月に文化審議会文化財分科会答申を経て文化庁長官の認定を受ける。
- (3) 村長時代の善之助氏は、"反骨に生きる記者上がりの村長で、戦時中、軍部官僚に忠実ではなかった。官僚に向かって直言することも多く、苛酷な供米割当に県の役人と衝突することもあった"という（野津春美氏談）。

（おもつぼ きく 松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課史料調査係学芸員）



【図3】配布している喚起チラシ  
「地域の史料を捨てないで！」

# 本陣における御成座敷（書院）周りの特徴について —「駅々御本陣御間取絵図」を通して考察する—

和田 嘉宥

## はじめに

松江市松江城・史料調査課が所蔵する「駅々御本陣御間取絵図」（以下「間取絵図」と記す）は松江から江戸までの宿駅本陣の間取図が図示されている縦277mm、横203mmの和綴本（図1）である。全88頁であるが、うち白紙が3頁であり、（溝口）宿から最後の品川宿まで、81の本陣の屋敷の配置図と主要部の間取図が描かれ、傍に宿駅名と本陣名が記載されており、中には宿駅名や本陣名が記されていないものもある。制作年及び製作者は明記されていないが、松江藩主が参勤交代の際、松江を出発して、江戸赤坂館へ到着する間に利用した宿駅本陣の間取図を収録したものである。

ところで松江藩における参勤交代の旅程を記した資料に「道中記」<sup>(1)</sup>がある。この資料は、その奥付から安永9年（1780）に作成されたことが分かるが、この「道中記」には宿駅名や本陣名をはじめ、参勤交代の旅程が詳しく記されている。街道沿いの宿駅（宿場町）の本陣は、江戸時代を通して基本的に世襲化されており、「間取絵図」に掲載されている本陣も、その大半は「道中記」記載の本陣とほぼ同じであることが確認でき、「間取絵図」には無記名であった宿駅名や本陣名もおおよそ特定できる。また、本陣研究の先駆的な書に『東海道宿駅とその本陣の研究』（以下『本陣の研究』と記す）<sup>(2)</sup>があるが、「間取絵図」では特定できない宿駅名と本陣名も、この書に掲載されている本陣の間取図と基本的に同じであることが確認できる。

なお、松江市史編纂コラムバックナンバー 第64回掲載の「駅々御本陣御間取絵図」（史料編纂課：北村久美子）には「付録『駅々御本陣御間取絵図』駅名／宿主名リスト」が掲載されている。

前述したように「間取絵図」に作者及び制作年は記載されていないが、上記の関連資料と照合したところ、松江藩の役人が幕末の嘉永年間に制作したものと考えられる。<sup>(3)</sup>

表1は「間取絵図」に「道中記」をはじめとする関連資料を照合し、宿駅名及び本陣名を可能な限り特定し、屋敷内での御成座敷の位置、御成座敷（主室、次室）の名称及び広さなどをまとめたものである。本陣内で藩主を迎える御成座敷がどのような場所に設けられているかを表したのが「御成座敷の所在」であるが、主屋に含まれ、奥座敷となっている場合は「主屋奥座敷」とし、主屋から御成座敷が突き出ている場合は「主屋角屋」、御成座敷が主屋とは独立して設けられている建物は「玄関書院棟」（玄関と御成座敷が一体とみられるもの）、「書院棟」（玄関と御成座敷が中庭などで、それぞれ別々の建物になっていると見られるもの）と記している。

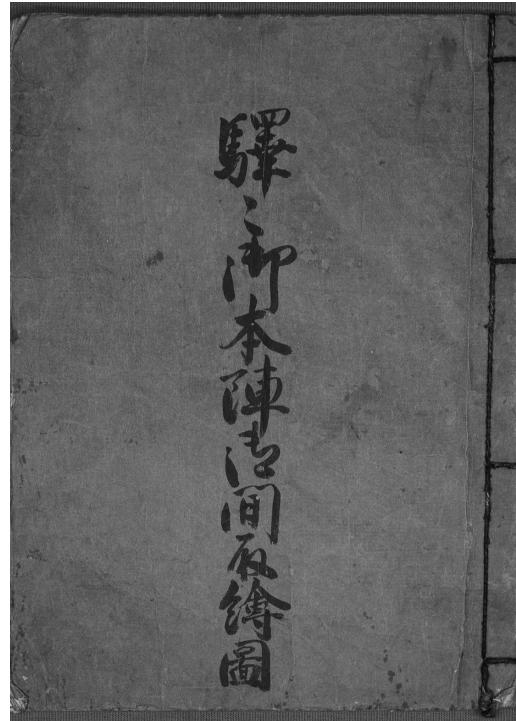


図1 「駅々御本陣御間取絵図」表紙

表1 「駅々御本陣御間取絵図」一覧

記号	宿駅名	本陣名	御成座敷周り (書院周り)						参考資料
			御成座敷の所在 (建物名)	主室 名称	主室 畳数	次室 名称	次室 畳数	縁 鞘の間	
<b>出雲街道 (山陰道)</b>									
02L	(溝口)	(篠原伊左衛門)	主屋の角屋	9畳	次ノ間	8畳	内縁	(道)(鳥取藩の宿駅)	
03R	二部	足羽伊右衛門	主屋奥座敷	9畳		8畳	エン	(道)(鳥取藩の宿駅)	
03L	根雨	(梅林弥四郎)	主屋奥座敷	8畳		10畳	○	(道)	
04B	板井原	吉岡忠右衛門	主屋奥座敷	7畳	七畳	8畳	エン	(道)	
04L	新庄	(御茶屋・佐藤六左衛門)	離れ座敷	8畳		8畳	○	(道)	
05R	美甘	東郷信次	離れ座敷	8畳		8畳	○	(道)	
05L	勝山	金田厚太郎	主屋奥座敷	6畳	同左	8畳	エン		
06R	久世	景山又八郎	書院棟	8畳	一ノ間	8畳	縁側		
06L	坪井	新家源蔵	離れ座敷	6畳		8畳	○		
07R	津山	茂渡義右衛門	主屋奥座敷	15畳		8畳	○		
07L	勝間田	木村平左衛門	玄関書院棟	8畳		12畳	○		
08R	土居	妹尾六左衛門	書院棟	9畳		8畳	エン		
08L	佐用	(岡田与一右衛門)	書院棟	8畳	広間	12畳	サヤノ間	(道)	
09R	三ヶ月	宇多五郎兵衛	玄関書院棟	8畳	御次	10畳	○		
09L	千本	内海孫九郎	主屋の角屋	7畳	次	9畳	○		
10R	脇崎	松原五郎右衛門	主屋の角屋	御入間		9畳	○		
10L	飾西	中山助太夫	離れ座敷	9畳	御次	7.5畳	○		
			御上段	8畳	次	8畳	板エン		
<b>西国街道 (山陽道)</b>									
11R	姫路	三木輔右衛門	書院棟	御居間	10畳	御次	8畳	サヤノ間	
11L	御着	(天川久兵衛)	書院棟	上段	9畳	上段	10畳	サヤ	(道)
12R	加古川	(中谷与三左衛門)	書院棟	御上段	10畳	御次	12.5畳	サヤ	(道)
12L	大久保	安藤助太夫	玄関書院棟	御居間	12.5畳	御次	12.5畳	サヤノ間	
13R	大蔵谷	広瀬治兵衛	玄関書院棟	御居間	11畳		10畳	御縁カハ	
13L	兵庫	鷹見右近右衛門	書院棟	御居間	8畳		10畳	エン	
14R	西ノ宮	松村儀左衛門	玄関書院棟	御座間	10畳	次	6畳	エン	
<b>東海道</b>									
14L	守口	吉田八兵衛	玄関書院棟	上段	8畳		6畳	○	
15R	枚方	池尻善兵衛	書院棟	御座所	10畳		8畳	○	
15L	伏見	福井与左衛門	書院棟	御居間	10畳		10畳	エン	
16R	大津	大塚嘉右衛門	玄関書院棟	御上段	8畳?		10畳	○○	(本陣研究)
16L	草津	田中七左衛門	書院棟	御上段	8畳?		8畳	○○	(屋敷絵図嘉永6年)
17R	石部	小島金左衛門	書院棟	御上段	8畳?		8畳	○○	(新修石部町史)
17L	水口	鶴飼伝左衛門	書院棟	御上段	8畳		8畳	○○	
18R	土山	土山重兵衛	書院棟	御上段	8畳?		8畳	○○	
18L	坂ノ下	(大竹屋伝左衛門)	書院棟	御上段	12畳?		15畳	○○	(道)
19R	閑	(伊藤平兵衛)	玄関書院棟	御上段	8畳?		8畳?	○○	(道)
19L	亀山	(樋口源太郎)	玄関書院棟	御上段	8畳?		16畳	○	(道)
20R	(庄野)	(沢田六郎左衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?		6畳?	○○	(道)
20L	(石薬師)		玄関書院棟	御上段	8畳		8畳	○○	(道)
21R	四日市	(清水太兵衛)	玄関書院棟	御上段	8畳?		10畳?	○	(道)(四日市漫歩マップ)
21L	桑名	(大塚与六郎)	玄関書院棟	御上段	8畳		8畳	○○	(道)
22R	(佐屋)		書院棟	御上段	8畳?		12畳?	○○	
22L	(神守)		玄関書院棟	御上段	8畳?		8畳?	○	
23R	(万場)		玄関書院棟	御上段	8畳?		8畳?	○○	
23L	(岩塚)		玄関書院棟	御上段	8畳?		6畳	○○	
24R	宮(熱田宮)	(森田八郎右衛門)	書院棟	御上段	8畳?		12畳?	○○	(道)
24L	鳴海	(西尾伊右衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?		10畳	○○	(道)
25R	(池鯉鮒)	(永田清兵衛)	書院棟	御上段	8畳?		12畳	○○	(道)
25L	岡崎	(中根神太郎)	書院棟	御上段	8畳		10畳	○○	(道)
26R	藤川	(森川久左衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳		8畳	○○	(道)
26L	(赤坂)	(赤坂彦十郎)	書院棟	御上段	8畳		8畳	○○	(道)
27R	(御油)	(鈴木半左衛門)	書院棟	御上段	8畳		8畳	○	(道)
27L	吉田	(清州屋与右衛門)	玄書院棟	上段	8畳	次	8畳	○○	(道)
28R	二川(二河)	(馬場彦十郎)	書院棟	御上段	8畳		8畳	○○	(道)
28L	白須賀	(大庄村左衛門)	書院棟	御上段	8畳	御次	8畳	○○	(道)
29R	(新井)	(疋田八郎兵衛)	書院棟	御	8畳?		8畳	○○	(道)
29L	(舞坂)	(宮崎伝左衛門)	書院棟	御上段	8畳?		6畳	○○	(道)
30R	(浜松)	(杉浦惣兵衛)	玄関書院棟	御上段	8畳?	次	8畳	○○	(道)
30L	見附	(神谷三郎右衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?	次	8畳	○○	(道)

31R	(袋井)	(田中八郎右衛門)	書院棟	御上段	8畳?	次	12畳	○○	(道)
31L	(掛川)	(片岡金左衛門)	書院棟	御上段	8畳?	次	8畳	○	(道)
32R	(日坂)	(片岡金左衛門)	書院棟	御上段	8畳?	次	8畳	○○	(道)
32L	(金谷)	(柏屋八郎左衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?	次	10畳	○○	(道)
33R	(島田)	(大久保新右衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?		8畳	○○	(道)
33L	藤枝	(青嶋治右衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?		8畳	○○	(道)
34R	(岡部)	(内野九兵衛)	玄関書院棟	御上段	8畳?		8畳	○○	(道) (本陣研究)
34L	丸子	横田三左衛門?	玄関書院棟	御上段	8畳?		12畳	○○	(道)
35R	(府中)	(望月治右衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?		24畳	○○	(道)
35L	白紙 (江尻)	(寺尾与右衛門)							
36R	興津	(手塚十左衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳	12畳	横通り○	(道)	
36L	(由井)	(岩部郷右衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳	8畳	○	(道) (本陣研究)	
37R	白紙 (蒲原)	(平岡久兵衛)	玄関書院棟						(道)
37L	吉原	(長谷川八郎兵衛)	玄関書院棟	御上段	8畳	8畳	縁通り○	(道)	
38R	(原)	(渡部平左衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳	8畳	○○	(道)	
38L	(沼津)	(清水助左衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?	8畳	○○	(道)	
39R	三島	(世古六大夫)	書院棟	御上段	10畳	10畳	○○	(道)	
39L	(箱根)	(石内太郎左衛門)	玄関書院棟	御上段	8畳?	8畳	○	(道)	
40R	小田原	(清水彦十郎)	書院棟	御上段	8畳?	14畳	○○	(道) (小田原宿を歩く)	
40L	大磯	(石井亦兵衛)	玄関書院棟	御上段	10畳?	7.5畳	○○	(道)	
41R	(平塚)	(加藤七郎兵衛)	玄関書院棟	御上段	10畳?	12畳	○○	(道) (本陣研究)	
41L	(藤沢)	(蒔田源右衛門)	玄関書院棟	御	8畳	8畳	○	(道)	
42R	(戸塚)	(沢部九郎右衛門)	玄関書院棟	御	8畳?	10畳	○○	(道) (本陣研究)	
42L	保土ヶ谷	(刈部清兵衛)	書院棟	御	10畳?	10畳	○○	(道) (本陣研究)	
43R	(神奈川)	(鈴木源太左衛門)	書院棟	御	8畳?	12畳	○○	(道) (本陣研究)	
43L	白紙 (河崎)	(田中兵庫)							(道)
44R	品川	(鶴岡市郎右衛門)	書院棟	御	8畳	入間	20畳	○○	(道) (本陣研究)

註：「本陣名」の（ ）は「道中記」などの史料による。「御成座敷」の畳数の「？」は、筆者が間取絵図から想定した。

また、「御成座敷周り」では主室と次室の二間が並び、庭に面しては鞘の間及び板縁などが巡っているが、それらの名称、広さなども「間取絵図」などから可能な限り読み取り記している。

「間取絵図」全体を通して見ると、本陣数は出雲街道（山陰道）では飾西まで17本陣、西国街道（山陽道）では姫路から西ノ宮まで7本陣、東海道は守口から品川まで54本陣の間取図が描かれている。松江から赤坂（江戸上屋敷）まで全84宿駅計81本陣の間取図が描かれている。

ところで、松江藩主が参勤交代で松江から江戸に至るまでに利用した出雲街道、西国街道（山陽道）、東海道の宿駅の本陣は個人（宿駅の有力商人）の経営である。故に、本陣となる屋敷全体の建物配置、建物の間取りなどは、当然ながら、それぞれ異なるが、各本陣の間取りを比較してみると、類似点も少なからずあり、「間取絵図」を通して見ることにより、本陣建築の特徴を読み取ることができる。

本稿では、松江藩主が参勤交代で宿泊・休息に利用した街道沿いの宿駅の本陣の全容を「間取絵図」によって大観し、また、出雲国内を巡視した際に本陣として使用した木幡家住宅（重要文化財）なども本陣の事例として取り上げ、特に、藩主を迎える御成座敷（御成の間、御上段）及びその周辺の座敷構え（書院周り）について比較検討し、本陣建築の座敷構えが、我が国の住宅建築（民家や町家）における座敷構え（書院造）の浸透にとって欠かせない存在であったことにも言及したい。

次節では、本陣について街道筋（出雲街道、山陽道、東海道）ごとに概観する。

## 1. 出雲街道、西国街道、東海道の宿駅における本陣の特徴

前述したように「間取絵図」には、出雲街道では溝口から飾西までの17本陣、山陽道では姫路から西宮までの7本陣、東海道は守口から品川まで54本陣の間取図が描かれているが、街道により本陣の屋敷と間取りはそれぞれ異なる。

### 1) 出雲街道（溝口から姫路まで）の本陣

出雲街道では17本陣の間取図が描かれている。これらの間取図をみると、いずれも表門はあるが、①藩

主が御成する座敷が主屋棟に含まれているもの（二部、根雨、板井原、勝山、津山）、②御成座敷が主屋棟から角屋状に張り出しているもの（溝口、千本、觜崎）、③御成座敷が主屋棟とは別棟で離れてなっているもの（新庄、美甘、坪井、土居、佐用、三ヶ月）、④玄関・御成の間が別棟になっているもの（久世、勝間田、飾西）に分けることができるが、ここでは、参考までに①の例として、根雨駅本陣の間取図（図2）を紹介する。

往来道筋に開く表門を入ると庭があり、左に11畳の縁があり、主室8畳（御成座敷）と次室10畳が並んでいるが、8畳、10畳の座敷は主屋の一部となっている。

### 2) 山陽道（姫路から西ノ宮まで）の本陣

山陽道は7本陣の間取図がある。主屋棟とは別に藩主を迎える玄関と座敷（御成の間）を備えた書院棟からなる本陣（姫路、加古川、大久保、大蔵谷、兵庫、西ノ宮、守口、枚方）が大半となり、中には玄関棟と書院棟に別れる本陣（伏見）もあるし、主屋棟はなく書院棟だけが記されている本陣（御着）もある（直営の御茶屋として設けられた本陣と思われる）。加古川駅の本陣は玄関書院棟だけが図示されているが、主屋棟は省略されていると思える。兵庫駅の鷹見本陣は浜本陣とも称される。いずれにしても、出雲街道の本陣と比べると、表門の構えや玄関・書院棟など、間取図を通して、本陣としての機能が整えられているのが確認できる。

事例として兵庫駅本陣の間取図（図3）を掲載する。街道の表門を入ると前庭（白砂）があり御玄関に入る。奥に御居間（八畳）、御次（八畳）があり、庭に面してサヤノ間（鞘の間）とエン（縁）が備わっている。

### 3) 東海道（守口からの品川まで）の本陣

東海道は守口から品川まで54本陣の間取図が描かれている（白紙3頁を加えると本陣数は57となる）。大半は主屋棟以外に表門、玄関棟、御成の間を中心とする書院棟などで構成される。

ところで『本陣の研究』では、本陣の平面的型式について、まず「門・玄関を構へ上段構への書院を初めこれに次ぐ多数の次座敷を備へ台所・膳所等を

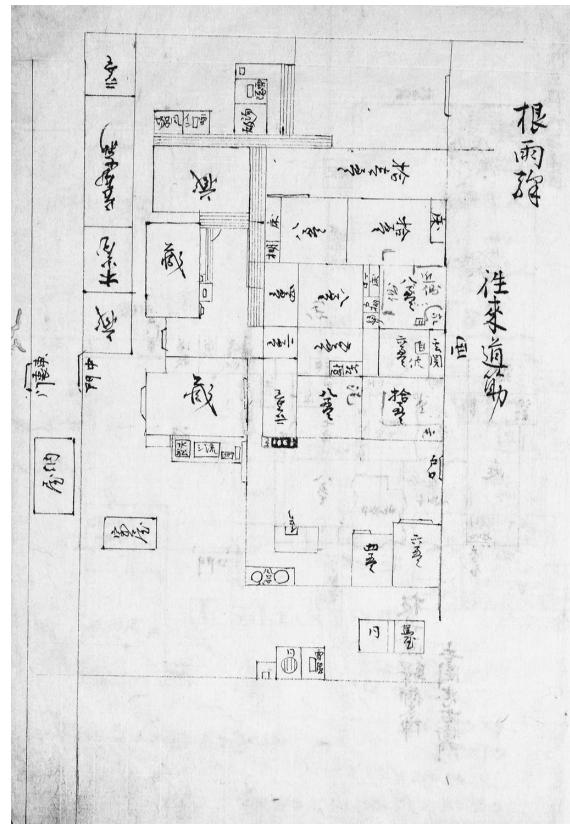


図2 根雨宿本陣間取図

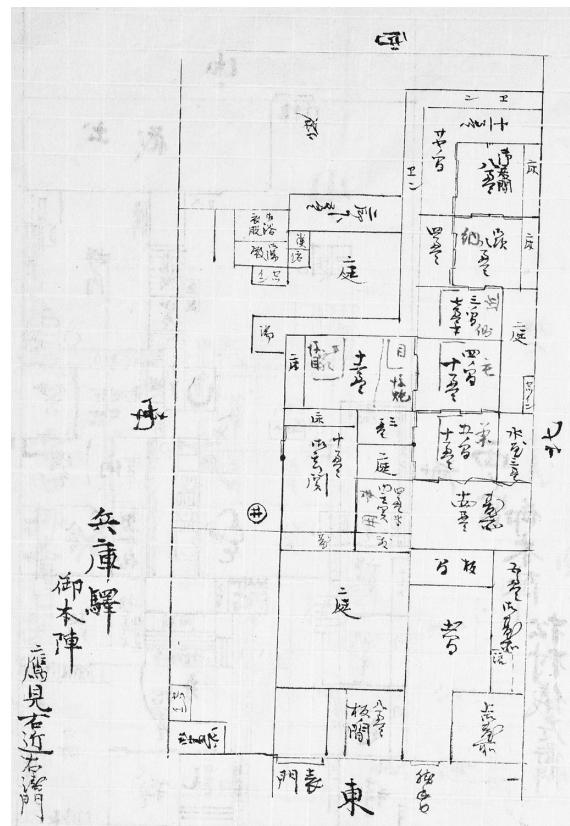
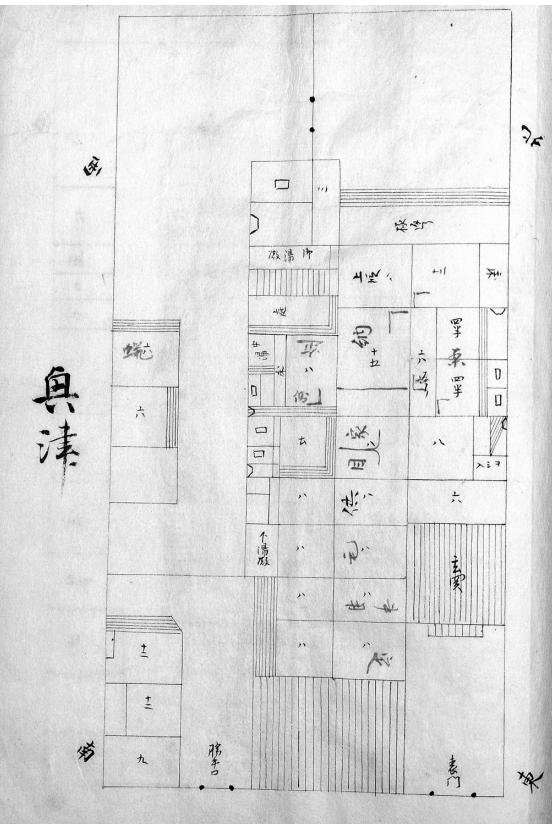
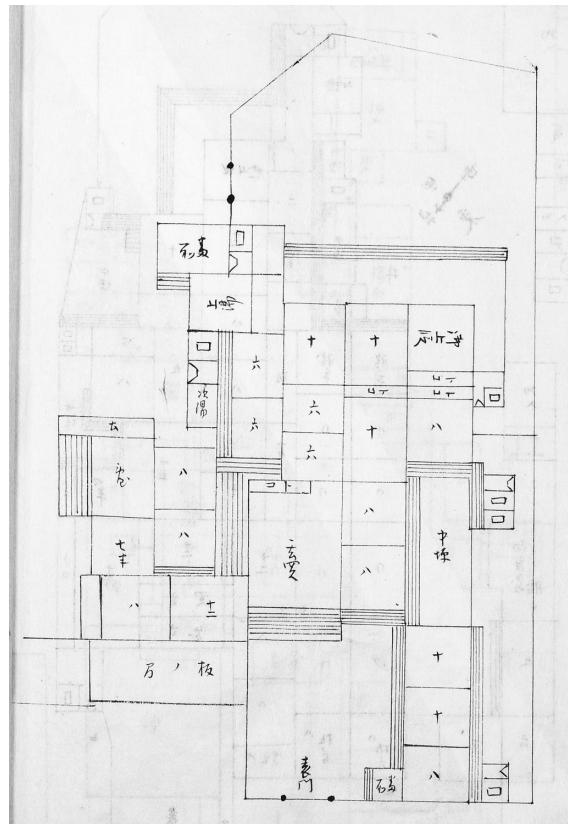


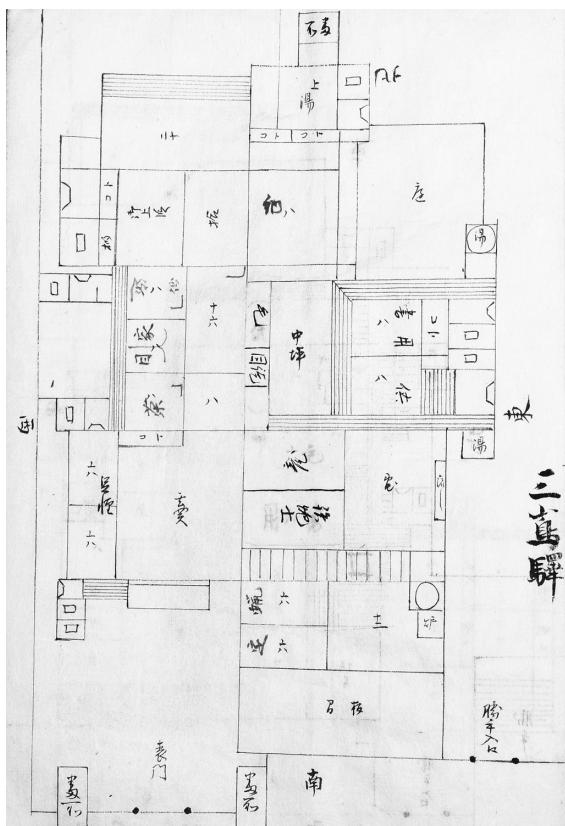
図3 兵庫本陣間取図



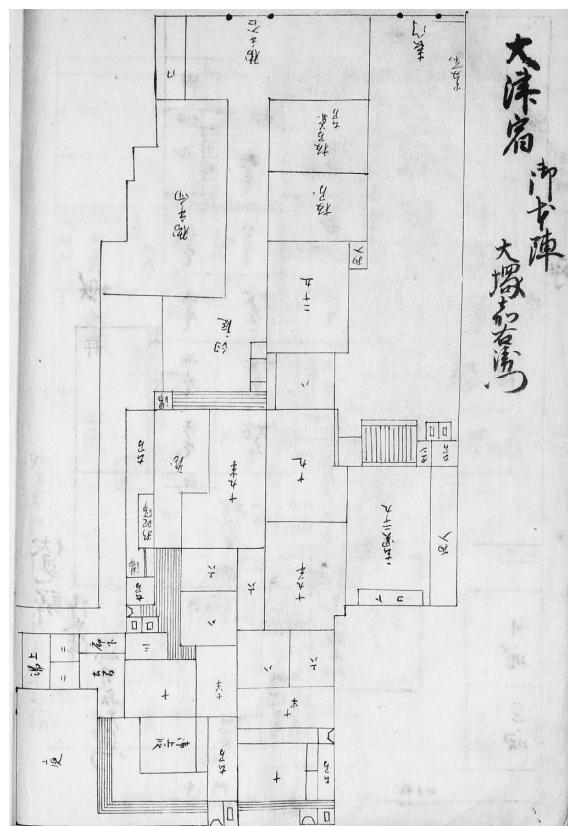
4-1 基本型（興津宿手塚本陣）



4-3 後退型（鳴海宿下郷本陣）



4-2 広場型（三島宿世古本陣）



4-4 大土間型（大津宿大塚本陣）

図4 (4-1~5) 東海道本陣の平面形式

有する旅客宿泊用の座敷構えの部と、長持・駕籠其のほか荷物類を置くべき往還に沿うて開け放たれた大板間とこれに附隨する二三の座敷と勝手土間並に家族居住の間等を含む表構の部とが平面的構成の要求である」とし、「座敷構え」については「座敷の数と其の排（配）列とに複雑性を帶び変化は多いが形式とするべき平面的特異性は少なく」とだけ記し、「（本陣は）表構えに於いて分類される。」とまとめ、「本陣の平面的型式」は表構えを主体に基本型、広場型、後退型、大土間型、遮蔽型の5分類とし、次のように記している。（※（ ）は執筆者補足）

**基本型** 往還に沿うて間口の凡そ中央に荷物置場とする大板間を置き、其の奥に雜用の座敷があり、大板間に隣接して勝手土間を設けこれに通ずる大戸口が開かれ、土間を隔てて勝手居住の間を配し、大板間の勝手口の反対の位置に表門を建て可なり長い奥行きを存して（中略）奥座敷へ導くやうになっている。

**広場型** 中央前面に広場を有するもの（大板間と大戸口の部が往還から数間後退している）。

**後退型** 表構の全部を往還から稍後退させ、表門のみ往還に接するもの。

**大土間型** 広場型と軌を同じうするものであるが、基本型に見る大板間と勝手大戸口内の部が大土間とされ、往還または広場に直接開放されている大板間が屋内に於て稍後退し、其の前面に屋内土間を有するか、または屋内側面より主として使用さるる型式のもの。

**遮蔽型** 凡そ基本型の体系を備へるものであるが、家屋を往還に直面せしめず（屏・門で）遮蔽した特殊な例である。

ここでは、基本型、広場型、後退型、大土間型、遮蔽型の本陣を1例ずつ（図4-1～5）取り上げる。これらを通してみると、東海道の本陣は、主屋の横の表門から前庭（白洲）に入ると正面に玄関棟があり、その奥に書院棟が設けられており、主屋のミセは大半が板間である。

『本陣の研究』では表構えを主体に5分類されているが、御成座敷周り（書院周り）を見ると、いずれも主室（御上段）、次室（次の間）があり、庭に面しては入側（鞘の間）、縁側（板縁）が付設されている。

以上、「間取絵図」にある本陣を出雲街道、山陽道、東海道ごとに通覧してみると、本陣としての機能は、基本的に大名などを迎える「座敷構え」をどう配置するかであることが理解できるし、出雲街道の本陣の多くは「座敷構えの部」（書院）を主屋に取り込んだ主屋一体型の本陣の平面形であることが理解できる。

## 2. 二川宿本陣（馬場本陣）

東海道をはじめ宿駅の本陣の多くは、住居部の主屋棟、主客を迎える玄関棟、「座敷構えの部」である書院棟によって構成されていることが「間取絵図」を通してよくわかる。ところで東海道の草津宿

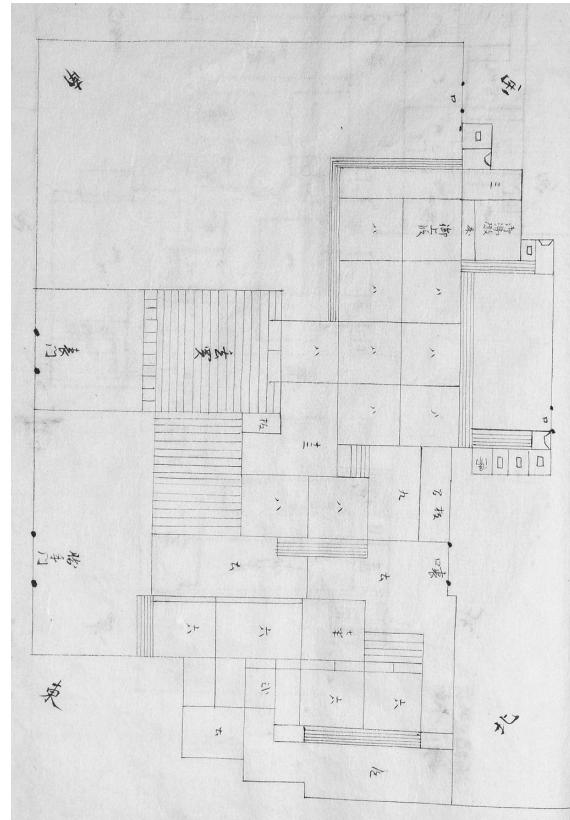


図4-5 遮蔽型（由井宿石部本陣）

本陣（田中七左衛門本陣）は江戸時代の旧態をよく留めており国史跡に指定されていることはよく知られているが、ここでは、東海道宿駅の今一つの本陣建築遺構である二川宿本陣を取り上げ、その推移、本陣建築の概要及び御成座敷周りの特色を中心に述べることにする。

東海道二川宿の本陣は、はじめ後藤五左衛門が勤めていたが、再々の火災により再起することが叶わず、文化4年（1807）からは馬場彦十郎が当地で本陣を経営することになり、明治3年（1870）の本陣廃止まで続いた。

この馬場本陣は、文化年間の間取図から間口17間半（約22m）、敷地面積は525坪（約1,733m<sup>2</sup>）、建坪181坪余（約598m<sup>2</sup>）と宿駅内一の屋敷だったことが知れる。現在も宝暦3年（1753）建築の主屋、文化4年本陣開設時建築の玄関棟、表門が現存しており、豊橋市は、昭和60年、馬場家より本陣の土地及び建物の寄付を受け、二川宿本陣として、その保存と活用を図ることとし、書院棟の復元をはじめ修復工事に着手し、江戸時代の本陣の全容を再現することになった。<sup>(4)</sup>

この二川宿本陣は本陣周辺俯瞰からも分かるように、街道の街並みの南側に広い敷地があり、本陣建築としては主屋棟、玄関棟、書院棟から構成されていることが分かる（図5-1, 2）。主屋は街道から僅かに後退して建っており、前述の東海道の本陣の平面的型式では広場型に該当する。

主屋は切妻平屋、右手の大戸口を入ると土間（通り庭）があり、その左は広い板間である。表門（図5-4）は主屋の左にあり、白砂を通ると正面に玄関式台（図5-5）が備わった玄関棟である。玄関棟の中ほどにある畠廊下を奥に進むと床が一段高い上段の間を備えた入母屋造の書院棟（図5-6）がある。大名などを迎える上段の間（図5-7）の正面には2間幅の床の間で左に平書院が備わっているが、違棚はない。書院棟は庭に面して1間幅の畠敷の鞘の間（図5-8）が伸び、その外が板縁となり、ここから庭に降りられるようになっている。上段の間の背後にある湯殿（図5-9）と雪隠（図5-10）は鞘の間で通じている。また、書院棟の端には4畠半の茶室（図5-11）が備わっているのも分かる。二川宿本陣からも分かるように、本陣の中で、その中心となる空間は、藩主を迎える御成座敷である上段の間であることが理解できる。

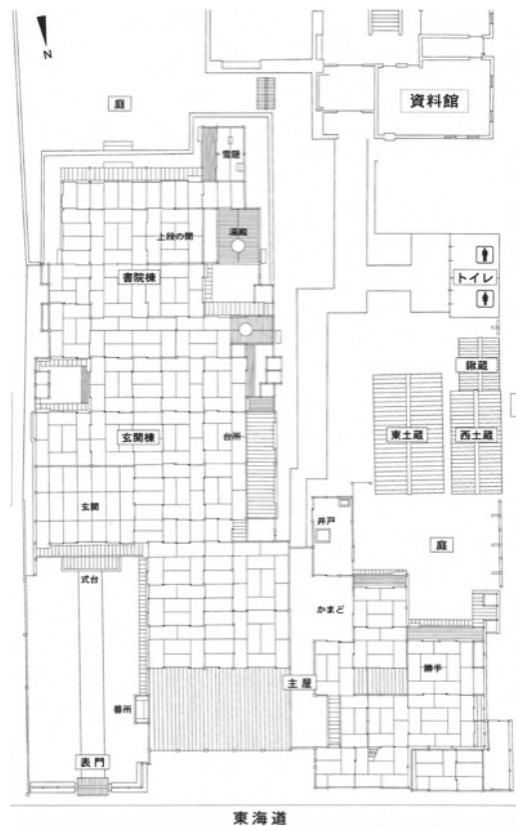


図5-1 二川本陣間取図



図5-2 二川本陣周辺俯瞰



図5-3 二川本陣主屋（左が表門）



図 5－4 二川本陣表門



図 5－8 二川本陣鞘の間



図 5－5 二川本陣玄関式台



図 5－9 二川本陣上湯殿



図 5－6 二川本陣書院棟



図 5－10 二川本陣雪隠



図 5－7 二川本陣上段の間



図 5－11 二川本陣茶室

### 3. 本陣の座敷構えの主体「御上段」について

本陣で重要なのは藩主を迎えるその座敷構えである。

藩主が宿泊・休憩に使用するその座敷の呼称を「間取絵図」でみると出雲街道（山陰道）では「御成間、御殿、座敷、御居間、御上段」などばらつきがあるが、「間取絵図」に描かれている間取図で見ると、東海道の本陣ではほとんどが「御上段」と記されている。

近世の武家を中心とする住宅は書院造と称されるが、まず、この呼称「御上段」について、書院造を通してみることにする。寝殿造では十分でなかった間仕切りが書院造では発達し、畳を敷き詰めた室（座敷）が連なり、室の床高には高低差が付けられて、一段高い主室を「上段」<sup>(5)</sup>と称し、床の高さによって階級差が表わされ、上段の周囲には座敷飾りとして床の間・書院（押板）・違棚・納戸構（帳台構）などが備わるようになる。

江戸時代の木割書「匠明」<sup>(6)</sup> の「殿屋集」に描かれている「昔六間七間ノ主殿之図」(図6)は、近世における武家住宅である書院造の基準として描かれたものであるが、「上段」には床・棚・書院・帳台構が備わっており、南面に広縁と中門、

書院造は中世から近世における武家住宅のことであるが、江戸時代、將軍邸や各藩の御殿などでは、御広間や御書院と称される建物はいずれも書院造と称され、いずれも床・棚・書院を備えた「上段の間」を備えることになる。

江戸時代、武家の住まいは書院造として建てられることが常となるが、この書院造は武家住宅だけではなく農民や商人の間でも次第に浸透することになる。特に、参勤交代の制度により、東海道をはじめとする街道沿いには宿駅が整備され、各宿駅の名主層が本陣役に命じられると、その住まいは、藩主を迎えるべく本陣として整備されることになる。本陣は藩主をはじめ主客を迎える座敷構えが主体となり、御成の間となる室の床は一段高くされ、その多くが「御上段」と称されるようになったのである。

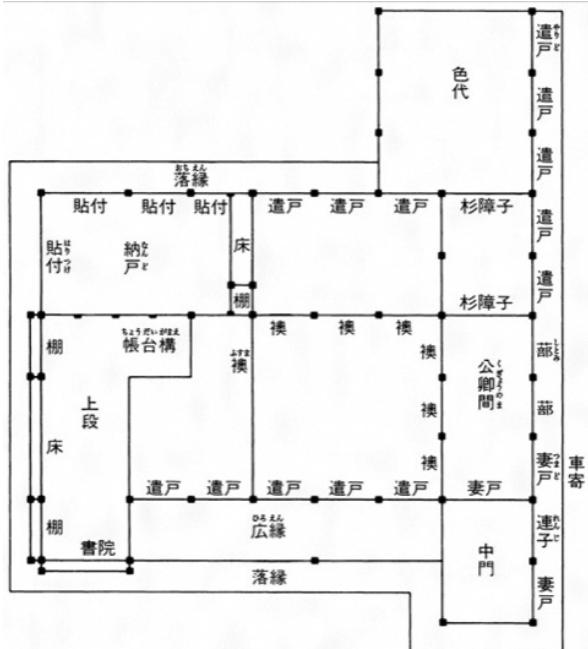


図6 「匠明」の「昔六間七間ノ主殿之図」

#### 4. 出雲国内の御本陣

『格式と伝統 出雲の御本陣』<sup>(7)</sup>には「一般的に御本陣とは、参勤交代で通行した街道の宿場町にあった諸大名の宿所のことであるが、松江藩領内に設けられた御本陣は、松江藩主が在国中に不定期に利用した宿舎であった。藩主が自ら領内を巡察することを「御出郷」といい、その目的は、祈願・视察・羽合（鷹狩り）・領民生活文化の高揚などであった。（中略）藩内の宿場町には公設である「御茶屋」があり、御出郷の際に当初、藩主はこの御茶屋で休憩・宿泊をしていたが、江戸時代後期には庶民経済が良好となるに伴い、また藩の財政儉約のため、主要街道に面した大型の民家を御本陣に充てた。」などと記され、出雲国内の本陣の事例として木幡家（松江市宍道町）、櫻井家（奥出雲町上阿井）、山田家（出雲市大津町）、絲原家（奥出雲町大谷）、藤間家（出雲市大社町）、山本家（出雲市知井宮町）、平田本陣記念館（旧木佐家、出雲市平田町）、田部家（雲南省吉田町）、並河家（安来市安来）が紹介され

ている。

それらの内、ここでは、重要文化財に指定されている木幡家住宅（国重要文化財）、櫻井家住宅（国重要文化財）を取り上げる。

木幡家は慶長年間に山城国宇治郡木幡から移り、松江藩の下郡を勤めた家柄で、歴代藩主の領内巡視の折に宿所として用いられ「宍道本陣」とも称された。

主屋の左には、藩主を迎える「御成門」と、明治40年の皇太子山陰行啓に際して改められた「行啓門」を併せ持つ長い塀がある。

木幡家住宅の御成座敷は享保18年（1733）建築の主屋に庭に面して「書院の間」と称される二間続きの座敷がある。主屋の奥にあり、床、棚は往還側に設けられている。主室（御成座敷）は10畳で、床間はあるが書院ではなく、床脇も畠敷で天袋があるだけである。造作を見ると長押は省略され、床柱は杉の丸太材である。主屋の間口は広いが、質素な街並みにも溶け込む町家建築の奥座敷の風合いである。

（図7-1, 2）

櫻井家は、戦国武将・塙団右衛門直之の末裔と伝わり、正保元年に上阿井村において「可部屋」を号し鉄山業を営み、享保～元文年間に、本拠を現在地に移し、宝暦5年には鉄師頭取を松江藩より拝命し、広く鉄山業を取り仕切り、江戸時代後期以降しばしば藩主の御成りがあった。

主屋は桁行13間半、梁間9間で、主屋南東にのびる角屋は上の間（8畳）と次の間（10畳）からなるが、主屋にとり込まれた三の間（8畳）とともに、他の室より3寸あまり床が高く、御成座敷として造られた書院空間となっているが、この御成座敷は七代藩主治郷（不昧公）御成りの際に整備されたものと思われ、不昧が命名した庭園「岩浪」と一体化した数奇屋風書院であるが、櫻井家住宅は、御成座敷が地方の民家に取り込まれた好例である。（図8-1, 2）

## 5. おわりに（まとめにかえて）

「間取絵図」に記されている間取図を通覧すると主室名の大半は「御上段、上段、御」などと記さ



図7-1 木幡家住宅主屋平面図（明治35年）



図7-2 木幡家住宅御成座敷

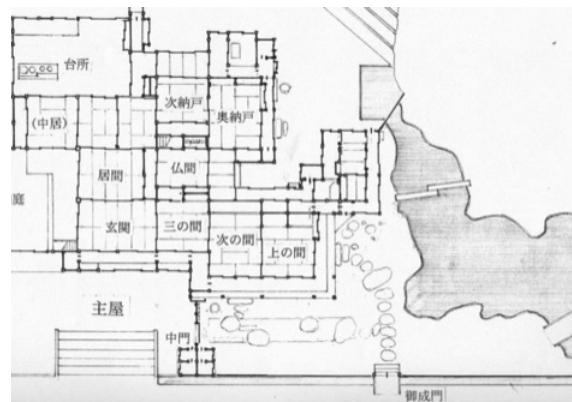


図8-1 櫻井家主屋平面図



図8-2 櫻井家住宅上の間と縁側

れ、室の広さは8畳がもっとも多いのが分かる（表1参照）。主室である「上段」の多くには、書院造の要素である床の間、違い棚、付け書院などが備わっている。

主室に隣接する次室は「次の間、御次、次」と記されている。参勤交代では、大名に随行する家臣が多いことによって多くが8畳か、それ以上である。

御上段、次ノ間の外側には、庭園と間に鞘の間、縁が備わる。本陣の御成座敷周りでは、御上段・次の間の外側に1間幅の入側があり、「サヤノマ」と記されている。鞘の間であり、湯殿や雪隠などの付属施設に通じている。

これらを街道（出雲街道、山陽道、東海道）別に見る。

出雲街道宿駅の本陣では、エン（縁）だけの本陣が多く、「サヤノ間」が設けられるのは土居、佐用と2本陣だけである。山陽道では、エン（縁）だけが2本陣、鞘の間が備わっているのは5本陣である。東海道筋の本陣では入側（サヤノマ、鞘の間）が備わるのが大半で、エン（縁）だけであるのは守口、枚方、神守の3本陣である。本陣も、出雲街道、山陽道、東海道の宿駅よって、その併まいが異なっていることが分かる。

「間取絵図」の間取図を通覧すると、藩主を迎える主室とその周辺の空間構成も宿駅ごとに異なっていたのである。

最後に、出雲街道の本陣建築について、考察を加え、本陣建築にも地域的特性があったことを記しておく。

出雲街道宿駅の本陣は、その多くが松江藩の意向により設けられ、また、整備されていた。そして、出雲街道沿いの宿駅は、東海道の宿駅のような賑わいではなく、落ち着いた街並みだったと見られるが、本陣の建物は街並みにも溶け込む木幡家住宅などの御成座敷周りの構成を備えていた建物であったと見られる。

現在、出雲街道では二部宿の足羽本陣、勝間田宿の下山本陣、土井宿の安藤家、三ヶ月宿の織田家などが本陣遺構として現存しているものの未公開で、その実態は明らかにできなかった<sup>(8)</sup>。これに対して、前述したように出雲国内には、藩主の出郷に際して使用された本陣遺構が現存し、ここで取り上げた櫻井家住宅、木幡家住宅は国重要文化財にも指定されているが、出雲街道沿の本陣も、大半が同様の造り（御成座敷が主屋棟に取り込まれている）であったと見做してよいだろう。

東海道の本陣遺構は、前述したように草津宿、二川宿など限られているが、各宿駅の本陣がどのような建物の配置構成であったかは、この「間取絵図」によても、主屋棟、玄関棟、書院棟からなることが確認できた。

「間取絵図」は、松江藩主が参勤交代の折に利用した本陣の実態を示すものであるが、全国的な本陣建築研究にとって、また、日本住宅建築の特徴である書院造の発展過程を知る上でも貴重な史料であることは間違いないだろう。

本稿をまとめるにあたって、松江市松江城・史料調査課には資料提供及び紹介等で大変お世話になった。ここに記して謝辞とする。

なお、本稿で基礎資料として扱っている「御間取図」は、以前から松江城・史料調査課によりトレス・翻刻作業が進められていたが、このたび（令和5年11月）、松江市を語る史料の一つとして「行列関係史料集1 駅々御本陣御間取図」（松江市歴史史料集6）と題して刊行されたところである。併せてご覧いただけると幸甚である。

## 注

- (1) 松江歴史館所蔵。「安永大成道中記」とも称される。『松平治郷（不昧公）関係資料集 I』（2022年）に翻刻されている。奥付に「安永九年庚子仲秋 道中吟味役 神田助右衛門編 御小人奉行 近藤庄蔵」とあり、治郷治世時代の参勤交代の行程を記したものであることが分かる。本陣等の傍に朱書で御泊、御休などと付記されており、安来、根雨、久世、土井、觜崎、大久保、西宮、伏見、大津、水口、四日市、宮、御油、島田、興津、三島、小田原、神奈川の宿駅については、朱で「御泊」と附記されている。これにより、この時には松江から江戸表まで19日間で参勤交代が行われたことが分かる。
- (2) 大熊喜邦著、昭和54年刊、丸善書店。本書には東海道の宿駅本陣の全容がまとめられており、本陣の絵図類や間取図も挿入されている。
- (3) 「間取絵図」の作者名は記されていないが、「道中記」の奥付に「安永九年庚子仲秋 道中吟味役 神田助右衛門編 御小人奉行 近藤庄蔵」とあるように、この「間取絵図」も、御小人方に所属する道中吟味役などによって記されたものと見做してよいだろう。
- (4) 二川本陣の設計者小野木重勝（1931～2004）は建築史家、工学博士、豊橋科学技術大学名誉教授。小野木博士が大学のある豊橋市の吉田宿、二川宿を皮切りに本陣の調査研究を行うきっかけになったのは豊橋に着任直後、二川宿で目にした旧本陣の惨状であった。ただ、建物の多くの部分は江戸時代の状態を維持して残っており、豊橋市に建物の文化財としての重要性を強く訴え、その努力が実を結び、豊橋市は1985年から二川宿本陣の修理復元及び資料館の建設に着手し、1991年に竣工、開館する。この事業に対しては、中部建築賞（1994年）、第1回愛知まちなみ建築賞（同年）などが贈られている。現在、東海道の宿駅で、現存する本陣建築は草津宿田中本陣とこの二川宿本陣だけである。
- (5) 上段は、元来、一段と高い床の称。室町時代に初めて現れ、1432年の足利將軍邸に9間の上段があったのが今日知られている最も古い例とされている。寝殿造では身分の上下を畳の大きさ、厚さ、縁（へり）（縫縫縁、高麗縁、紫縁、黄縁など）で表示していたが、室町時代になって畳が敷詰められるようになってから、床の高さの上下で身分の上下を表すようになった。近世に入ると上段の間には必ずと言って良いくらい床の間・違い棚・付書院などが装置される。民家では、しばしば役宅の座敷に設けられるが、その成立は桃山時代を遡ることはない。（「建築大事典」より）
- (6) 慶長13年（1608）、江戸幕府の大棟梁・平内政信によって書かれた平内家の秘伝書。「社記集」「堂記集」「門記集」「塔記集」「殿屋集」の5巻からなる。
- (7) 2009年3月、藤間亨著、出雲市発行。松江藩では出雲国内を藩主が出向する際に御茶屋を設ける一方、主要地では、大型の民家を本陣に充てていたことが知られているが、本書は出雲国内に現存する主要な本陣を取り上げている。松江藩では7代藩主治郷（不昧）の領内統治の影響もあって、江戸時代後半には本陣の整備及び充足が進む。本書は出雲国内で本陣宿と使用された民家を写真、図版と共に紹介している。数奇屋風の書院造が民家建築にどのように取り入れられているかがよく分かる。
- (8) 二部宿の足羽本陣は主屋と庭園を含め「雲州松平候本陣跡」として、昭和52年に伯耆町保護文化財に指定されているものの、外観は改修され、現在は無住で公開されていない。勝間田宿の下山本陣は現存（津山藩専用）しているものの、木村本陣は土蔵だけが残り登録文化財になっている。

（わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授、松江市文化財保護審議会委員）

## 特集にあたつて

小林准士

戦国期、軍事を職掌とした武士たちを家臣とした大名は、多大の軍団兵士を引き連れて戦地に赴いた。こうした旅に際して供を引き連れての行列ができたのはいうまでもない。しかし、関ヶ原の合戦、大坂の陣、島原の乱（島原・天草一揆）が終わって江戸初期になると、戦争がなくなり、行軍に伴う大名の行列は姿を消していった。

とはいって、徳川の平和が訪れると、大名らは将軍に奉公を果たすために、その膝下に赴く必要が生じた。当初、その場所は将軍上洛時の京都であった場合などもあるが、寛永の武家諸法度で定められてからは、大名は将軍膝下の江戸で一年過ごし、もう一年を領国で過ごすという生活を原則として義務づけられることになった。いわゆる参勤交代である。これに伴い、大名は国元から江戸に向かう際と、江戸から帰国する際に、供を引き連れて行列を組むことになった。そしてこの行列が江戸市中でどのような道具を掲げているかは「武鑑」という大名らの名鑑に記されて刊行された。本特集では小山祥子「「武鑑」に見る大名行列」が、「武鑑」に含まれる松江松平家の行列道具の記載を検討し、第九代斎貴の時に家格向上が江戸市中の人々の目に見えるかたちになつたことを明らかにしている。

すでに述べたように参勤交代により大名は江戸と国元に隔年で滞在することになっていたが、病氣などを理由にして帰国しなかつたり出府が遅れたりすることはあった。歴代松江藩主がいつ江戸と国元を行き来していたのかにつ



「道中記」(松江歴史館蔵)

毎年の旅が藩主個人としても負担であったろうことについては、本特集の小林准士「享和三年の松江藩主松平出羽守（治郷）の帰国道における幕府法令違反に関する史料紹介」

いては、歴代藩主の事蹟を記録した「年譜」（島根県立図書館蔵）によつて分かる。このうち「治郷年譜」は『松平治郷（不昧公）関係史料集II』（二〇二三年刊）に収録しているので、史料翻刻が読める状態となつてゐる。また西島太郎は松江松平家歴代藩主の「年譜」を通覧し、藩主ごとに滞府と在国の期間をすでに明らかにしている（同『松江藩の基礎的研究』岩田書院、二〇一五年）。これにより松江藩主の場合、江戸と松江のあいだを概ね二〇日以上かけて旅をしていたことがわかり、藩としても藩主個人としても大きな負担となつていていたことが窺える。参勤交代に伴う旅にどのくらいの費用がかかっていたのかについては、財政收支記録である「出入捷覽」（安澤秀一編『松江藩出入捷覽』原書房、一九九九年）などから、そのつど数千両の経費が支出され藩にとって財政上の負担となつていていたことが分かっている。また、

が触れている。これに紹介された史料によると、治郷は病気をきっかけにして暑さに弱くなつており旅路を急ぎがちであったようである。

そのような藩主の事情もあって出来るだけ予定通り旅路を急ぎたい一行であつたが、実際には雨で東海道筋の川を渡れなかつたり、泊まる宿を他大名一行と調整したりしなければならなかつた。こうした際、宿泊や休憩先の調整、大名が休泊する本陣宿への連絡を行つた藩役人として、道中吟味役や七里飛脚がいた。このうち道中吟味役をつとめた足軽であつた神田助右衛門が作成したのが「道中記」（松平治郷（不昧公）関係史料集I）掲載）と「寸里道地図」（『松江市史史料編11絵図・地図』掲載）である。前者は安永九年（一七八〇）、後者は天明二年（一七八二）に作製されており、いずれも藩主が治郷の代であった。治郷は前代の宗衍と異なり、参勤交代で江戸と松江を往復することが多かつたので、道中の情報を正確に参照するためにこれらは作製されたのであつた。いずれにも藩公用の書状や荷物の運送を担つた七里飛脚の居所などの情報が記載されている（七里飛脚については『松江市史通史編4近世II』及び大津（春日）瞳「松江藩七里飛脚と本陣」『松江市歴史叢書』一〇『松江市史研究』八、二〇一七年を参照）。

また松江藩領内の道筋を詳しく描いた絵図に「道程記」（『松江市史史料編11絵図・地図』掲載）があり、これを見ると、伯耆国との境から松江までの道筋の各所で藩士や松江城下の町人、領内の有力な百姓らが藩主を出迎えるために控えていた様子がうかがえる。このように参勤交代道中の大名行列は人々に見られることで、その威容と格式を示す機会である一方で、藩主にまみえることで特定の人々が榮誉を与える機会ともなつていた。それは領内に限つたことではなく、道中の本陣宿を提供した人々も同様で、本特集「伏見—西宮間における松江藩参勤交代路の変更」で西島太郎が触れている

ように、西国街道（山崎通）に位置した郡山宿椿本陣当主なども藩主にお目に見えし、献上品・下賜品のやりとりをしていた。このように道中の大名と謁見の機会もあつた本陣の邸宅は大名の宿泊先としてふさわしいよう構える必要があつた。参勤交代道中に松江藩主が休泊した本陣の間取り図を描いた「駅々御本陣御間取図」を分析した和田嘉宥は、東海道筋の本陣宿のほうが上段の間を備えるなど武家屋敷に近い構えとなつていたことを明らかにしている（本特集「本陣における御成座敷（書院）周りの特徴について」）。出雲街道よりも東海道のほうが大名の往来が頻繁であったためであろう。

さて領内の場合には、藩主に御目見の機会があるのは参勤交代道中に限つたことではなかつた。在国中に藩主は城を出て領内をめぐることがあつたからである。「御立山奉行日記」（『松平治郷（不昧公）関係史料集II』掲載）からは、楽山御茶屋などの休泊施設のある御立山、津田村など松江近郊にあつた御茶屋に頻繁に赴いていたことが分かり、その他の史料からも杵築大社や日御碕神社などへの参詣、鷹狩り、紅葉狩り、鯨見物などの機会で出郷していたことが知られる。このうち鷹狩りを目的とした出郷に伴う本陣利用については、本特集「松江藩主の領内出郷にみる御鷹と本陣利用」で、池尻家文書（島根県立図書館蔵）を用いて春日瞳がその実態や狩りに用いた鷹の調達方法に関しても明らかにしている。

ところで、領内の巡郷と参勤交代以外に大名が家臣等を引き連れて行列を組んで旅をする機会としては、将軍の名代である上使となつて江戸から京都の朝廷に赴く場合があつた。松江松平家当主のうち、将軍上使として上洛を果たしているのは、初代直政、五代宣維、六代宗衍、九代斎貴である。直政は寛文三年四月五日に江戸を発し同月二十一日に京都に着き、天皇の即位を受けて同二十八日に將軍の祝意を朝廷に伝えている。この際の行列は江戸か

らの二千七百余人と出雲から参じた人数を合わせると、三千五百余人だったとされる（「直政年譜」）。このほか藩主の年譜によると、宣維は享保元年十月二十九日に江戸を発ち十一月十五日に京都に着き翌月二日まで同地に滞在している（「宣維年譜」）。また、宗衍は宝暦五年十一月十三日に江戸を発ち、同月二十八日に京都に着き、十二月四日に参内し（「宗衍年譜」）、齊貴は弘化四年九月一日に江戸を発ち、同月十七日に京都に着いていることが分かる



「道程記」足軽町（雜賀町）付近（松江歴史館蔵）

（「斎斎年譜」）。なお、斎貴上洛の様子を描いた巻物がのこっており、東京国立博物館、松江歴史館、島根県古代出雲歴史博物館などの所蔵となっている。その詳しい内容については、小山祥子「松平斎貴上洛行列図」に見る大名列」（『松江歴史館研究紀要』2、一〇一二年）を参照されたい。

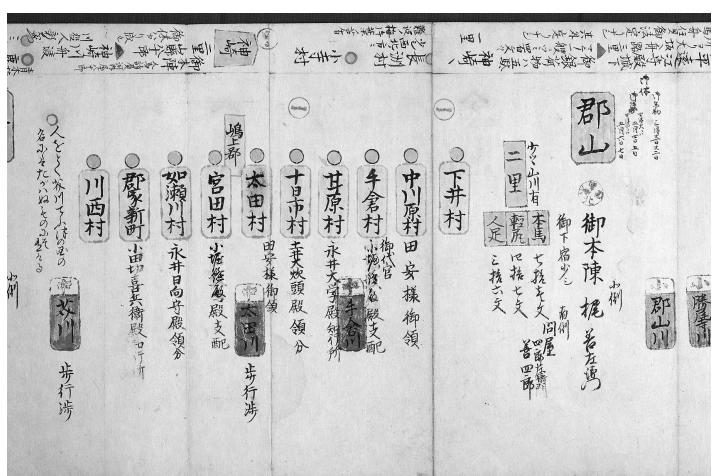
また、幕末になると国内外で軍事的緊張が高まり、諸藩に海岸防備や京都警衛が命じられるようになつたことで、参勤交代以外に大名が領国を出て移動する機会が生じた。松江松平家一〇代の定安も文久四年（一八六四）には京都に赴くなどしている。これに伴い、藩士らも江戸湾の本牧、大坂安治川、京都などへ警衛のために出張することになった。このため藩士の家文書にも

藩主参勤に伴う江戸への旅のほか、京都と松江を往復した旅の記録が残っている。このうち松江藩家老をつとめた三谷家の文書を読み、同家の幕末における当主である三谷内蔵之助の動向を分析したのが、本特集の高橋真千子「三谷内蔵之助の旅」である。

三谷内蔵之助は弘化五年（一八四八）から慶応三年（一八六七）までに松江と江戸との間を三往復したほか、松江と大坂のあいだを一往

復、松江と京都のあいだを二往復しており、高橋論文ではこれらの旅程などが明らかにされている。また、家老ともなると、大名と同様に行列を組んでの旅となるので、その行列の実態も史料にもとづき描き出されている。なお、藩士は許可を得て江戸勤番ついでに伊勢神宮に参詣することもあり、三谷内蔵之助も嘉永七年（一八五四）に参詣していた。近世には庶民の伊勢参宮が盛んだったことが知られるが、藩の家老という身分の高い武士による参宮事例として興味深い内容となつてている。

このように近世には藩主である大名だけではなく、藩士らも参勤交代に随行したり京・大坂に赴いたりするなどの理由で、公務として旅をすることが



「道中記」郡山付近（松江歴史館蔵）

あつた。このような場

一一〇一三年三月二七日 小林 西島 小山 高橋

合、旅費については藩が一定程度手当てすることになっていた。その支出基準などを定めた記録として「旅役諸渡物書抜」(島根県立図書館蔵)などが残っている。この史料は松江市歴史史料集7

として翻刻を刊行する予定となっているので、本特集と合わせて参考されたい。

また、松江市では一一〇二〇年までに「松江市史」を編纂するとともに、松平治郷(不昧公)研究会を立ち上げて、『松平治郷(不昧公)関係史料集I・II』を刊行してきた。また、松江歴史館では「雲州松平家の大名列―お殿様の道中と街道―」(一一〇一二年企画展)、「NARITAKE 松江藩主松平斉貴―北斗七星と鷹と西洋文化に魅せられた殿様―」(一一〇二〇年企画展)など、本特集とも関わる企画展を開催してきた。本特集はそうした一連の取り組みの成果であることも申し添えておく。



「齊貴公御鷹狩出郷図」秋鹿郡伊野村 庄屋善兵衛宅  
(個人蔵、松江市指定文化財)

以上、本特集の内容を紹介するとともに、関連する研究や史料などについても触れた。なお、本特集を企画するにあたっては、松江市史料調査課が組織した「行列研究会」の活動が前提となっていた。「行列研究会」では、一一〇二一年二月以来、左のように四回にわたって会合を開催し、松江藩の行列について調査してきた。本特集はその成果の一部である。

(日付)

(参加者)

一一〇二一年二月四日 小林 西島 小山 高橋  
同年八月四日 小林 西島 春日 小山 高橋  
一一〇二二年一〇月一七日 同右

(こばやし じゅんじ 島根大学法文学部教授)

# 「武鑑」に見る大名列 —松江松平家の行列道具の変遷と家格—

小山祥子

## はじめに—武鑑と大名列

「武鑑」とは江戸時代、大名家および幕府役人の名鑑として出版された民間の書籍である。十七世紀中ごろから出版され始めたとされ、慶応三年（一八六七）の大政奉還まで、江戸時代を通じて繰り返し出版された。大名家をまとめた「大名付」と幕府役人をまとめた「役人付」の二冊を一セットにした「大武鑑」が基本の形と言えるが、そのほかにもダイジェスト版の「略武鑑」、京都町奉行や大坂町奉行の与力・同心の名を記載する「京都武鑑」・「大坂武鑑」など、様々な形態のものが出版された。それだけの需要があり、多くの人々に親しまれた出版物であったといえる。基本となる「大武鑑」にも版元によつて様々な種類がある。中でも特に有名な版元は「須原屋」と「出雲寺」である。須原屋は武鑑出版の老舗と言われ、「千鐘房」の屋号で知られる。出雲寺は幕府の書物方に属し、紅葉山文庫（将軍の文庫）の運営や昌平坂学問所の編纂物の出版にも携わった。須原屋版と出雲寺版を見比べてみると、出雲寺版の方が記載項目数は多く、そのため、学者・好事家に好まれてきたといわれる<sup>(1)</sup>。大名列に関わる項目も多く、須原屋版にはない記載がある。武鑑には様々な情報が記載されているが、本稿では特に、参勤交代の終着点である江戸市中を行く際、松江松平家が行列においてどのような道具を用いていたのか、その変遷を見ていきたい。

## 一・武鑑に見る松江松平家の行列道具

まず、武鑑に記された松江松平家の行列の情報はどのようなものであったか、詳しく一例を紹介する。参考にするのは、安永九年（一七八〇）発刊の出雲寺和泉版「安永武鑑」<sup>(2)</sup>。時の松江藩主は松平家七代目の治郷（後の不昧公）である。武鑑には各大名家の用いた道具が記載されるが、これは江戸市中を歩く際のものである。順番に記載内容を見ていくと、まず「一本の鎧が描かれ（①）、「二本共黒らしゃ（羅紗）せんたんまき 中ゆい銀」と記される。その隣には傘（②）が描かれ「爪折」と記される。爪折傘は傘の骨の端を内側に折り曲げた長柄の傘のことである。日除けや雨除けに用いられたとされる。この爪折傘を使用できるのは一部の大名家に限られていた。安永五年（一七七六）三月十五日、幕府が出した触<sup>(3)</sup>には次のようにある。（執筆者の判断で適宜読点を加えた。）

四品以下爪折傘可為無用旨御触書

酒井石見守殿御渡

諸大名長柄傘之内爪折二紛敷長柄傘為持候面々も相見候、爪折之儀ハ国持、溜詰、御三家之庶流、越前家、従前々為持來候分計以来共為持申候、縦従前々為持來候共、四品以下ニテハ向後無用ニ候、尤爪折二紛敷長柄傘ハ猶以可為無用候、且又乗物日覆も前々より羅紗相用候面々ハ格別、近來相用候分ハ向後無用ニ候、前々之通莫坐相用可被申候

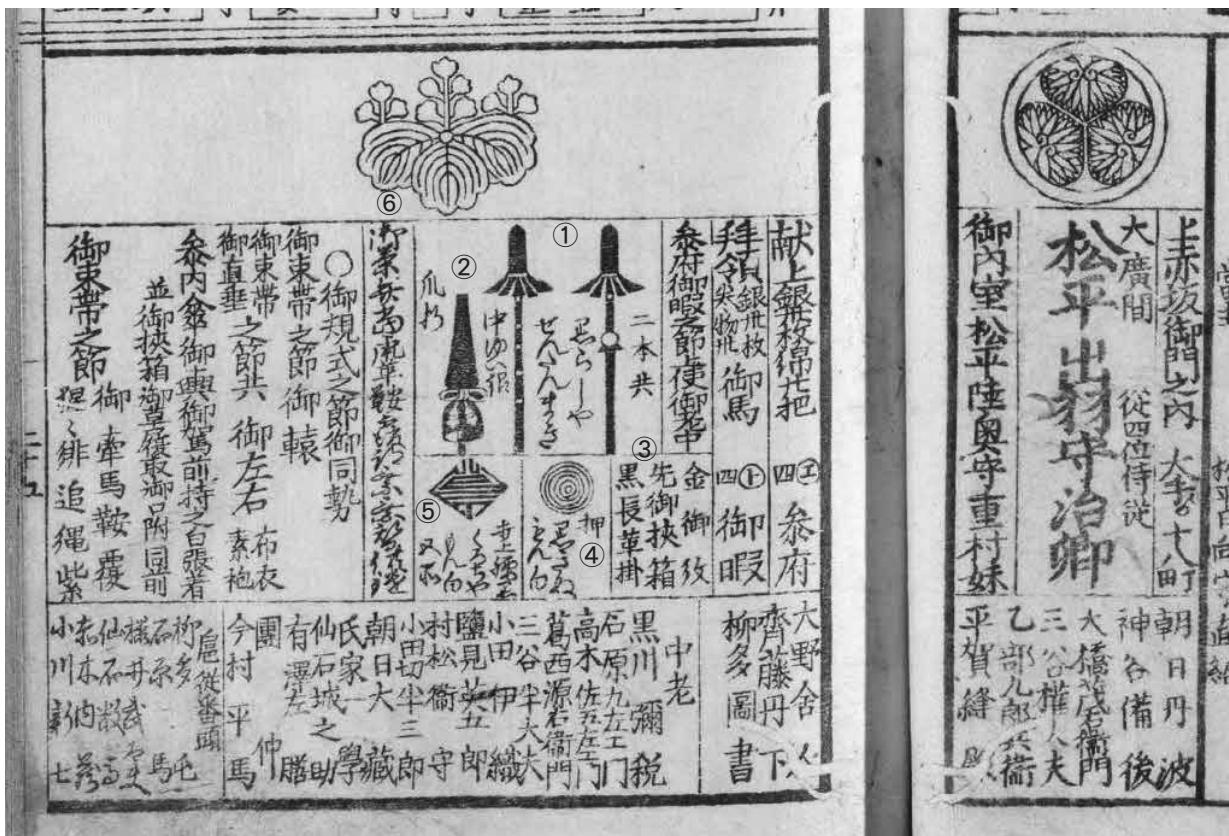


図1 安永九年「大成武鑑」(出雲寺和泉) (国立国会図書館所蔵)

右之趣相心得此以後爪折傘相用候分八大目付江可被相届候

三  
月

ここにあるように、爪折金を用いることができるのは、国持大名と溜間詰の大名、御三家の庶流と越前家といった従前より用いることを許可された家のみである。さらに安永五年の触では、たとえこれまで許されて用いてきた家であっても、四品以下の者は今後、用いることはできないとしている。松江松平家は国持大名ではあるが、家格には様々な変遷があり、常に四品より上というわけではない<sup>(4)</sup>。代々の藩主が四品より上の侍従となつた時期を確認すると、初代直政は寛永三年（一六二六）、二代綱隆は家督を相続した寛文六年（一六六六）である。三代綱近も家督相続した延宝三年（一六七五）に侍従となつた。以後、家督を相続した際に必ず侍従に任じられるよう、松平家は細心の注意を払つて家格の維持に努めたとされる。

その下には、「金御紋 先御挾箱 黒長革掛」（③）とあり、藩主の駕籠の前を行く挾箱には金の御紋が施され、黒長の革が掛けられていることを示す。その左隣（④）は「押（行列の中間小者を監督する小人押）」の着用する羽織の文様が記され、さらにその左（⑤）には「打上腰黒くろちやもん白五所」とあり、藩主の乗物が「打上腰」の駕籠であり、駕籠を担ぐ陸尺の羽織の紋は黒茶に白五つ紋であるとわかる。打上とは戸の部分が簾になつているもので、引き戸の乗物よりも格が高いとされた。その隣には、「御茶弁当虎革鞍覆跡乗乗替供鑓」（⑥）とある。茶弁当は外出用の飲食を納めた箱で、こちらも用いるには家格によるか、病気のために必要があれば幕府の許可が必要であった（<sup>⑤</sup>）。また、藩主が乗り替えるための牽馬（ひきま）の鞍覆いに虎皮を用いることができるのも、一部の限られた大名家だけである（<sup>⑥</sup>）。「虎皮の鞍覆い」は「武威の象徴」として、最も重要視された道具の一つであった。

以上が概ね行列に関するものになるが、こうした情報は江戸城へ登城する大名の行列を見物する庶民が、どの大名家かを特定するために利用したといわれる。武鑑に描かれた道具や、中間・陸尺の羽織の模様、駕籠の位置と照合することで、行列の主を特定できたのである。その様子がよくわかるのが



図2 「江戸城登城風景図屏風」の松平出羽守行列（一部）

「風」（国立歴史民俗博物館所蔵）である。江戸城への大名の登城風景を描いた八曲一隻の屏風で、第七扇に「出雲松江城拾八万六千石松平出羽守様」と押紙があり、一列に並んだ行列が見える。列の前半で目立つのは従者の持つ長い柄の鎧（図2には見えないが、列の前半に描かれている）で、これが武鑑にも描かれた二本の鎧である。先端は武鑑に記された黒羅紗の布が掛けられているとみられ、「中結銀」の通り銀色の紐で結われているのが分かる。また、藩主の駕籠（図2中央）のすぐ後ろに

「江戸城登城風景図屏風」（国立歴史民俗博物館所蔵）である。江戸城への大名の登城風景を描いた八曲一隻の屏風で、第七扇に「出雲松江城拾八万六千石松平出羽守様」と押紙があり、一列に並んだ行列が見える。列の前半で目立つのは従者の持つ長い柄の鎧（図2には見えないが、列の前半に描かれている）で、これが武鑑にも描かれた二本の鎧である。先端は

は爪折傘が描かれ、こちらも武鑑と全く同じ記載である。さらに、牽馬には虎皮の鞍覆いが掛けられ、威儀を放っている。

こうしてみると、大名家を特定するのにまず目が行くのは先頭付近の長い鎧であり、家ごとに個性の出る部分である。さらに、金紋の挟箱や駕籠の形状、傘、茶弁当、さらには牽馬の鞍覆いなど、家格に応じて使用が制限されている道具を見ることで、その大名家の家格の最新情報を知ることができ。それらは、当時の社会において必要とされた情報であったといえる。さらに言えば、大名家にとつても他家に対するアピールの場となり、何らかの事情で自らの家格が上昇した際、それを江戸市中に知らしめる絶好の機会であつたと言える。

## 二 道具から見えるもの —松平家の家格の変遷

次に、時代を追って武鑑の行列に関する記載を通覧してみる。【表1】は、国立国会図書館のデジタルライブラリーで閲覧することができる武鑑のうち、松江松平家の項目を拾い上げたものである。版元は原則として行列道具の記載情報が多い出雲寺を選んだが、出雲寺版のない場合は須原屋版を用いた。

通覧すると、一見同じように見える行列道具が少しずつ変わっていることに気づく。例えば、二代綱隆期に記されていたのが鎧一本だけであったに対し、四代吉透になると「爪折傘」が加わっている。前述のとおり、爪折傘の使用は国持大名であり、かつ四品よりも上でなければ許されなかつた。綱隆・綱近も家督相続の際に「侍従」に昇進しているが<sup>(2)</sup>、爪折傘の使用は確認できない。四代吉透の宝永期頃からの武鑑に描かれるようになつたのかもしれないが、少なくとも以後幕末に至るまで爪折傘を使用することができ続

けたのは、松平家の家格が「四品より上の侍従」として維持し続けたことを示している。さらに、九代斉貴からは「長刀」が加わっている。こちらも松平家必死の“家格上昇運動”的結果であるといえよう。

前述のとおり幕府は安永五年（一七七六）に大名家に向け、行列道具に対する取り締まりを強化している。安永五年「諸家規則」<sup>(8)</sup>によれば、「長刀為持候分」とされた大名家の中に、雲州松平家は含まれていない。しかし、天保五年（一八三四）、九代斉貴は、前年からの飢饉・江戸市中の火災や紅葉山遷宮遷座にあたり、その費用にと幕府に対し六万両という多額の献金を行った。この功績により、天保六年（一八三五）二月十五日に斉貴は撰津国則廣の刀を下賜され、さらに三月十五日には、行列において長刀を用いることが許可されている。このことに非常に満足した斉貴は、執政・朝日丹波貴邦に対し三百石の増加を行っている<sup>(9)</sup>。このことを受け、天保八年（一八三七）の出雲寺万次郎版「大成武鑑」には、それまで全く登場しなかった長刀が描かれている。長刀を携え登城する斉貴の心持はさぞ誇らしいものであったことだろう。

斉貴はその後、弘化四年（一八四七）の孝明天皇即位に際し、将軍の名代として参内を果たし、初代直政以来の最高位である従四位上少将となつた。斉貴が入手した長刀は、その後十代定安に引き継がれ幕末まで松平家の道具として記載された。一度手に入れた家格や使用の権利は、基本的に引き継がれることとなっていた。大名の家格は儀礼の場など様々な局面で機能し、大名間の序列を誰の目にも明らかな形で表示することとなる。近世の大名はこの家格を何とかして上げようと努力を重ねていたのである<sup>(10)</sup>。こうした家格や功績を武家だけでなく、江戸市中の庶民も含め目で見える形で公に示すことができるのが、大名列の道具であったと言えるだろう。

## おわりに

本稿では、江戸時代を通じて発刊された「武鑑」を通して松江松平家の大名列道具を通覧することで、松平家の家格の位置づけと変遷を追った。徳川家の「家門」である松平家の家格は江戸時代を通じて大きく変化することなく、武鑑に記される行列道具も大きな変化はなかった。しかし、江戸後期の多額の献金などによる幕府に対する功績の結果が長刀の使用という名誉を九代斉貴期にもたらし、目に見える形で江戸市中に知らしめることができたのである。こうした情報を比較的正確に反映し、かつ通年的に追うことができる史料として、「武鑑」の果たす役割は大きいといえるだろう。

## 注

(1) 藤實久美子『江戸の武家名鑑—武鑑と出版競争』歴史文化ライブラリー257  
吉川弘文館 一〇〇八

(2) 『安永武鑑』[4] 出雲寺和泉櫻、安永9・国立国会図書館デジタルコレクション  
→ <https://dl.ndl.go.jp/pid/2571241> (参照: 2023-08-31)

(3) 「徳川禁令考」安永五申年三月十五日「四品以下爪折傘可為無用旨御触書」  
〔司法省大臣官房庶務課編『徳川禁令考』、62巻後聚40巻〕第四帙、司法省調査  
課、1932. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1877073> (参照: 2023-08-31)

(4) 『松江市史』通史編3「近世I」第一章松江藩の成立 第四節松江松平家の世  
界 松江藩の家格上昇運動 松江市史編集委員会／編 一〇一九

(5) 「徳川禁令考」天保十二丑年十一月十八日「茶弁当之儀ニ付御書付」(司法省  
大臣官房庶務課編『徳川禁令考』、62巻後聚40巻)第四帙、司法省調査課,  
1932. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1877073> (参照: 2023-08-31)

(6) 松原祥子「松平斉貴上京行列図」に見る大名列の構造 『松江歴史館研究紀

要】第一号 一一〇一―

(7) 前掲『松江市史』通史編3「近世I」第一章松江藩の成立 第四節松江松平  
家の世界 松江藩の家格上昇運動 松江市史編集委員会／編 一一〇一九

(8) 「要筐辨志年中行事」(早稲田大学図書館所蔵)

(9) 「斎貴年譜」二 (島根県立図書館所蔵)

(10) 前掲『松江市史』通史編3「近世I」

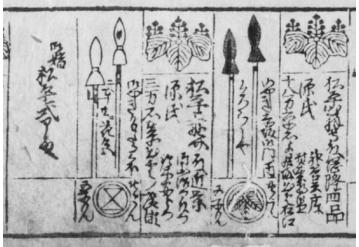
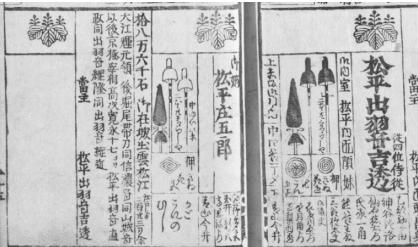
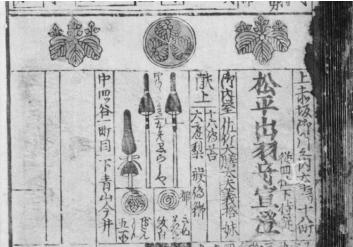
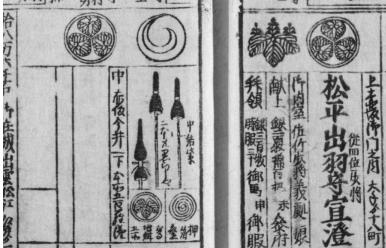
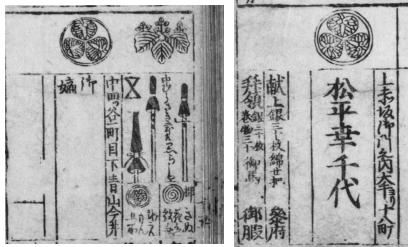
#### 参考文献

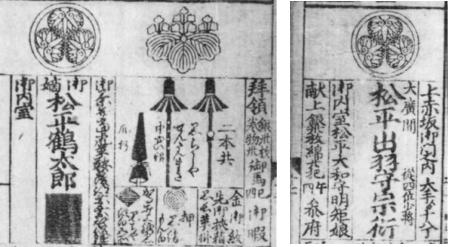
- ・『行列に見る近世――武士と異国と祭礼と――』企画展示図録 大学共同利用機関法  
人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館／編 一一〇一―
- ・『雲州松平家の大名行列――お殿様の道中と街道――』秋の特別展図録 松江歴史館  
／編 一一〇一―
- ・根岸茂夫『大名行列を解剖する――江戸の人材派遣――』歴史文化ライブラリー 282  
吉川弘文館 一一〇〇九

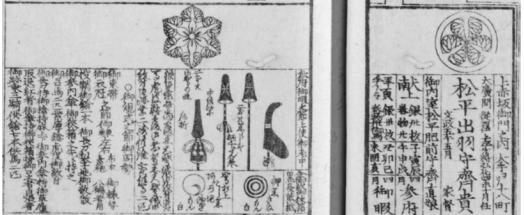
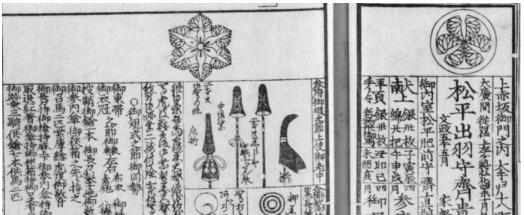
(こやま わちこ) 松江市文化スポーツ部

松江城・史料調査課史料調査係長)

【表1】歴代「武鑑」に見る雲州松平家の行列関連情報（国立国会図書館所蔵分）

年代		藩主	雲州松平家部分の図	道具	出典（版元）
承応 元	1652	綱隆		鏃 2本 「くろらしゃ(黒糸)」	「承応武鑑」 (中野仁兵衛)
延宝	1673～	綱隆		鏃 2本 「二本共黒らしゃ(糸)」	「御大名御役人 武鑑」(不明)
宝永 2	1707	吉透		鏃 2本 「中ゆい紫 二本共青らしゃ(糸)」 爪折傘 1本	「御林武鑑 一」 (須原屋茂兵衛)
正徳 4	1714	宣澄		鏃 2本 「中むらさき 二本共黒らしゃ(糸)」 爪折傘 1本	「正徳武鑑」 (須原屋茂兵衛)
享保 3	1718	宣澄		鏃 2本 「中結紫」 「二本共黒らしゃ(糸)」 爪折傘 1本	「享保武鑑」 (山口屋権兵衛)
享保 12	1727	幸千代 (宗衍)		鏃 2本 「中むらさき 二本共黒らしゃ(糸)」 爪折傘 1本	「享保武鑑」 (不明)
延享 2	1745	宗衍		鏃 2本 「中むらさき 何もくろらしゃ(糸)」 爪折傘 1本	「延享武鑑」 (須原屋茂兵衛)

年代		藩主	雲州松平家部分の図	道具	出典(版元)
宝暦	3	1753 宗衍		鑓 2本 「中ゆい銀 何も黒らしゃ(羅紗)」 爪折傘 1本	「新改 宝暦武鑑」四冊ノ内 (須原屋茂兵衛)
宝暦	11	1761 宗衍		鑓 2本 「二本共黒らしゃ(羅紗)」 せんたんまき 中ゆい銀 爪折傘 1本 「爪折」 金御紋 先御挾箱 黒長革掛	「宝暦武鑑 卷之一」 (出雲寺和泉)
安永	7	1778 治郷		鑓 2本 「二本共黒らしゃ(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀 「二本共御駕籠跡にならぶ」 爪折傘 1本 金御紋 先御挾箱 黒長革掛	「大成武鑑 一」 (須原屋茂兵衛)
安永	9	1780 治郷		鑓 2本 「二本共黒らしゃ(羅紗)」 せんたんまき 中ゆい銀 爪折傘 1本 「爪折」 金御紋 先御挾箱 黒長革掛	「大成武鑑 卷一」 (出雲寺和泉)
享和	元	1801 治郷		「黒長革掛之内金御紋」 鑓 2本 「二本共黒らしゃ(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀 「二本共御駕籠跡にならぶ」 爪折傘 1本 「爪折」	「新板改正 享保武鑑 御大名衆卷之一」(千鐘房須原屋茂兵衛)
文化	3	1806 齊恒		「黒長革掛之内金御紋」 鑓 2本 「二本共黒らしゃ(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀 「二本共御駕籠跡にならぶ」 爪折傘 1本 「爪折」	「改正 文化武鑑 一」(千鐘房須原屋茂兵衛)
文政	10	1827 齊貴		「黒長革掛之内金御紋」 鑓 2本 「二本共黒らしゃ(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀 「二本共御駕籠跡にならぶ」 爪折傘 1本 「爪折」	「新板改正 文政武鑑 御大名衆卷之一」(須原屋茂兵衛)

年代		藩主	雲州松平家部分の図	道具	出典（版元）
天保	8	1837	齊貴	 <p>長刀 1本 鎧 2本 「二本共黒らしや(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀」 「二本共御駕の跡」 爪折傘 1本 「爪折」</p>	「大成武鑑 卷一」 (出雲寺万次郎)
弘化	4	1847	齊貴	 <p>長刀 1本 鎧 2本 「二本共黒らしや(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀」 「二本共御駕の跡」 爪折傘 1本 「爪折」</p>	「太平万代 大成武鑑 御大名衆卷之一」 (出雲寺万次郎)
嘉永	2	1849	齊貴	 <p>長刀 1本 鎧 2本 「二本共黒らしや(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀」 「二本共御駕の跡」 爪折傘 1本 「爪折」</p>	「泰平方代 大成武鑑 御大名衆卷之一」 (出雲寺万次郎)
安政	3	1856	定安	 <p>長刀 1本 鎧 2本 「二本共黒らしや(羅紗)」 柄せんたんまき 中ゆい銀」 「二本共御駕の跡」 爪折傘 1本 「爪折」</p>	「新板改正 安政武鑑 御大名衆卷之一」 (千鐘房須原屋茂兵衛)

# 享和三年の松江藩主松平出羽守（治郷）の帰国道中における幕府法令違反に関する史料紹介

小林准士

ここに紹介するのは津和野町郷土館所蔵の「諸捌秘聞集 五」に収められた松江藩主松平治郷の参勤交代帰国道中における幕府法令違反に関する史料である。

津和野町郷土館所蔵の「諸捌秘聞集」は五冊からなり、五冊目の末尾には「全部五冊 渡辺磯次郎源宝写之」とあり、一冊目から四冊目の末尾にも「渡辺氏」との墨書と蔵書印が捺してあることから、もともと渡辺磯次郎なる人物の蔵書であつたことが窺われる。一方、一冊目の見返しには「大庭兵左衛門求之 上領屋為十郎ヲ以及相談ニ代銀相渡求之者也」、四冊目と五冊目の見返しには「此書故有て上領屋為十郎ヲ以渡辺氏江及所望代銀差遣求之者也、大庭兵左衛門」とあることから、上領屋為十郎という人物の仲介により渡辺磯次郎の手になる写本を、大庭兵左衛門が購入したことが分かる。したがって大庭兵左衛門旧蔵本が同館に伝わったと考えられる。

この五冊からなる「諸捌秘聞集」には、訴訟等の取り捌き方に関して諸大

名家の役人から幕府の諸役人に對して問い合わせのあつた種々の事案が掲載されており、事案の時期としては一八世紀後半から一九世紀初めにかけてのものが多い。このように近世後期には、訴訟等の取り捌きに関する諸藩からの問い合わせに対して幕府諸役人が回答した事例を取り集めた記録が写本として流通していた。創文社刊の史料集である問答集1から10はそれらの一部を翻刻したものであり、「諸捌秘聞集」もそのような記録の類書である。

さて、このたび紹介するのは「諸捌秘聞集」の五冊目に掲載されている百二十番目の事例である。享和三年（一八〇三）に大日付と道中奉行を兼任していた井上美濃守（利泰）と松江藩松平出羽守（治郷）の家臣とのやりとりが記録されている。訴訟等の取り捌き方に関する問い合わせとその回答ではなく、幕府役人から松江藩役人に対する尋問とその回答となつてているが、後述するように幕府法令の解釈をめぐる幕藩役人間のやりとりとなつていてとから収録されたのであろう。

その内容は、帰国途中の松平治郷一行が享和三年五月六日に東海道府中宿を出て安倍川を渡る際に、同年春に出された幕府触書（『御触書天保集成下』通番五五六九、岩波書店、一九四一年）の趣旨に反し、府中宿に先着していいた宇和島藩主伊達遠江守（村寿むらひさ）一行よりも先に川を渡ってしまったことに對する、井上美濃守からの尋問と、松江藩家臣の回答などのやりとりから成っている。

記録は四つの部分からなつており、後掲史料の【一】は享和三年六月二十七日の松江藩江戸御留守居役の比良太郎治からの井上美濃守に対する回答書、【二】は同年八月二十八日の再尋問書、【三】は再尋問に対する比良太郎治からの詫び状二通、【四】は幕府勘定奉行石川左近将監（忠房）と井上美濃守からの申し渡しを記録したものである。これらの内容や本史料の文面から判断するに、もとの記録者は松江藩江戸御留守居役の比良太郎治であろう。

さてこれらの記録によると、事の顛末は次の通りである。

享和三年に治郷は四月二七日に江戸を発ち五月二七日に松江に帰国している（「治郷年譜 四」『松平治郷（不昧公）関係史料集II』松江市、二〇一三、一七〇頁）。江戸出発後、東海道を西へ進んだ治郷一行は五月朔日に江尻に泊まる予定であったが、水かさの増した興津川を渡ることができなかつた。なお東海道の宿駅と河川は、東から蒲原—由比—（興津川）興津—江尻—府中（安倍川）という順番である。

一方、同じ頃に治郷一行より遅れて帰国途中であつた宇和島藩主伊達遠江守（村寿）一行は五月朔日に由井（由比）に泊まることになっていた。このため朔日に治郷一行は由比に泊まることを避け、その一つ手前の蒲原まで戻り宿泊した。二日には興津川を越えることができたので西へ進んだところ、こんどは安倍川を渡ることができなかつたため、川の手前にある府中に伊達遠江守一行より遅れて入り、ともに同宿に泊まることになった。

五月五日夕、伊達家から使者があり、翌日いつ頃発つか問い合わせがあつたため、朝六時に行列を整え出発する旨、松江藩役人は回答し、安倍川を管理していた川役人にも伝えた。六日朝、治郷を含め行列の前半が川を越えた後、後列の者を待機させた上で、伊達家の行列が渡るかどうか、役人を先方に派遣し尋ねたところ、伊達家からは治郷一行が渡り切ってから渡河する旨回答があつた。このため後列の者も安倍川を伊達家一行よりも先に渡つた。このことがあつてしばらくした後、六月二一日になり、大目付と道中奉行を兼任していた井上美濃守（利泰）から松江藩役人に對し、幕府が同年春に出した触書では先に宿に着いた一行のほうが川を先に渡るよう命じているにもかかわらず、府中に先着した伊達家よりも後に同宿に入った治郷一行が先に安倍川を渡つたことについて尋問があつた。

この尋ねはこれより先の五月一九日にも幕府から通達があつたようで、これを受けて江戸留守居は国元の役人に連絡している。そして得られた回答の内容が六月二七日の日付のある一つ目の記録である。なお幕府からは安倍川を先に渡つた点だけでなく、一行の渡河にあたり同所の川越人足が通常よりも川幅を広く利用したこと、治郷一行のうち二〇人程度が十手を用いて人足らを脅していた疑惑などが問題にされていたようで、それらの点についても弁明がなされている。

この松江藩側の回答に対し井上美濃守は、次のように批判して再尋問した（記録【一】）。

①五月朔日朝に安倍川を渡ることが停止されたことは前宿にいる時点で分かっていたにもかかわらず、蒲原の次に宿泊予定であつた江尻ではなく府中まであえて進み、本陣脇本陣とも塞がつていたために「平町家」を本陣としたことは不当である。

②治郷一行と伊達遠江守一行が同日に府中に泊まつたこと、治郷一行のほうが川に近い場所に泊まつたことを理由にして先に川を渡つたことを正当化しているが、着到順に渡河することを命じた幕府触書の趣旨を理解していないのではないか。

③回答によれば、川印で定められた外の地点を使って川を越えているようである。この理由は何か。

④十手を用いていた人数が二十人もいたということはなかつたという回答であるが、駿河町奉行の出役が実際に見たことがあるので、この点はしっかりと吟味すべき事柄である。

⑤家格の高い大名家は権威がましくならないよう慎むべきところ、触書の趣旨を弁えていない上、言い訳がましい回答となつてゐる。再度、関係

の役人を尋問すべきである。

この再尋問に対し松江藩江戸留守居役の比良太郎治は、咎められた点について反論できること、藩主治郷が暑さに弱く持病の眩暈が発症気味で帰国を急いでしまったこと、今後は幕府触書を守るよう厳達することなどを述べ、容赦を願う書状を送った（記録【三】）。

その結果、同年九月一八日に井上美濃守の用人から切り紙で連絡があり、翌一九日九つ半時に勘定奉行の石川左近将監（忠房）邸に比良が来るよう指示があった。そこで比良が石川と井上美濃守から申し渡されたのが記録【四】である。これにより治郷の病気が背景にあったとしても言い訳にはならず、幕府触書に背いた点が再確認され、松江藩内で関係諸役人に対してしきるべき処分をするよう促されている。但しこの件は幕府老中に伝えないことをとされ、藩主治郷が咎められるようなことにはならなかつた。

右の経緯からは、特に東海道においては同時に大名行列が通行することがあり、宿泊や川越えなどについて幕府が統制する必要のあったこと、藩主治郷の病状が道中通行のありよう影響を及ぼしていたことなど、いくつかのことことが判明する。今後これらの点など、本史料が様々な観点から検討されることを期待したい。

（凡例）

一、史料の翻刻に当たっては適宜読点（、）を加えた。

一、漢字の字体は、原則として常用漢字・人名用漢字の新字体を使用した。異体字についても原則として正字に改めた。

一、変体仮名は現代仮名に改めた。

一、誤字・脱字等については原文通り記載し、（〇〇カ）、（〇〇脱カ）、（マ

マ）と注記した。

一、虫損等により判読難の文字は□□・「 」などでその状態を記し、右側に（ ）を付し（〇カ）（判読難）などと注記した。

一、史料中のまとまりに応じて【一】～【四】の番号を付した。

【史料翻刻】津和野郷土館蔵「諸捌秘聞集 五」より抄出  
(朱書)「百一十」

## 【二】

一享和三亥年六月廿一日大御目附道中御奉行御兼役井上美濃守様ら先頃御旅中ニ而松平出羽守様伊達遠江守様と川場御先後之儀御尋有之候ニ付松平出羽守様ら井上美濃守様江御答置

先月十九日御達之趣早速国元江申遣相糺候処、道中筋川々越渡之儀當春御

触有之候ニ付立前、前供申付候者末々迄嚴重申渡、尚又掛役人江右御触面之趣急度相守、川々ニ而者其所之御代官手代共或者町奉行所組之衆拵出役茂有之、并川役人等罷出候事ニ候間、右之面々江及懸合候而任差団候様申付置候事ニ御座候処、此度御尋之趣ニ付掛役人共及吟味候処、去月二日伊達遠江守様ニ者同日府中御止宿、出羽守義者少々御着御早く御座候得共御出立茂泊り者出羽守全体行越五月朔日遠江守様ニ者由井御泊、出羽守江尻泊り可罷越候所、興津川出水越立無之由ニ而、由井止宿故遠江守様と相宿不相成候ニ付、無拠蒲原駅致合宿候、翌日川明候ニ付府中迄罷越候處、阿部川留り居候ニ付同所江致止宿候、前夜之宿由井と蒲原与違ニ而府中着少し遅速候得共、同日着之儀、其上本陣者出羽守最寄近キ方江行越居候ニ付、御先江越渡之心得ニ罷在候所、五日之夕遠江守様ら御使者被遣、何時ニ発足致候哉与御問合ニ付、朝六ツ時之供揃ニ而可致発足与及御答候、右

御先江越立候心得之儀川役人江茂及懸合候所承知仕、左候ハ、遠江守様江

も相伺候様可仕之段申聞引取、其後何之義も不申出、翌朝川明之節出羽守先江越立之手配、尚又於川場与力中江茂右之趣を以及応対候處是又承知ニ付、出羽守先供ら越立、出羽守儀も相渡候ニ付、跡供之儀者為相扣、此所

ニ而遠江守様御渡可被成哉之旨役人を以申遣候處、あの御方様ニ者寛々御渡被成候、此方同勢渡切候様御挨拶有之候ニ付、跡(虫撰)□之分も追々越立候事ニ御坐候、此度御尋之趣ニ茂其節出役之面々并川役人等ラ遠江守様御方先江越立候儀と申聞候事ニ而者、其意ニ背出羽守義御先江渡越可申様者無御座候、既ニ於大井川ニ茂野田松三郎様御手代中江懸合候處、松平上総介様御先宿ニ候間、御先江御渡相済、其上ニ而此方同勢越立候様申聞候ニ付、

右差岡ニ隨ひ見合候處、上総介様御渡相済候而直ニ又々川留り候由逆茂越立者難相成旨申聞候ニ付、島田江立帰致滯留候程之儀ニ候得者、何ニも此方ラ押而越渡候訛者無之由、且又阿部川渡場之儀此方渡場者川上之方ニ御座候所、明キ川故瀬早ニ而川越共戻候節、遙川下江流渡ニ罷帰候義、自場広ニ茂相見候哉、是以川越共之作略ニ而此方ラ致差岡候儀無御座候由、道中懸役人共申出候、尤十手致所持候者之儀者此方同勢相制候為押之者等ニ十手為持候得共、廿人杯と申人数者無之、勿論川越人足等おとし候為所持之筋ニ者無之候、乍然此方御尋之趣ニ而者於出羽守致迷惑候、其外下々かさつ等之儀有之候哉、於出羽守ハ勿論重役人(虫撰)□見及不申事ニ御座候間、追々ニ嚴敷遂鑿穿(虫撰)上并道中懸り役人共得と相糺不埒之義も御座候ハ、申上候様可仕候、右之趣御答仕候様國元ラ申付越候、以上

六月廿七日

松平出羽守家來

比良太郎治

【二】

一亥七月十日井上美濃守様ラ御呼出ニ付、甚八郎罷出候所、阿部川越立一件之儀ニ付御用人上坂小一兵衛を以再御尋御書付書取如左

書面答之趣ニ而者五月朔日江尻泊可被罷越定之所、興津川支ニ付蒲原駅江被致合宿、翌朝右川明府中迄被相越候所、安部川支ニ付同所江止宿之由ニ候得共、右安部川支之儀者差懸り川支ニ茂無之、朔日朝川留候得ハ前宿ニ而茂相分居候儀ニ付、最初定之通江尻宿止宿ニ而可然候處、差越府中宿江被押詰候故本陣茂差支、尤御用旅行之儀者着順ニ不拘川明一番越致候儀ニ付、仮令旅宿差支候共差略致し川近辺可罷越儀ニ候、

右体共訛違候儀ニ而候得者、兼而御触も有之、宿混雜不致候様可取計処、無其儀既ニ本陣脇本陣共差支ニ而町奉行江申達、平町家ヲ本陣申付候由、古来并此度被仰出ニ茂不相當ニ者有之間敷哉、勿論場所ニ寄前後川場ニ而追々川支ニ而落合候ハ、無拋事ニ候、

一出羽守遠江守江戸出立者同日ニ而五月朔日、出羽守ニ者全体行越ニ相成江尻泊、遠江守ニ者由井泊定之処冲津川支ニ付蒲原泊ニ相成候故、府中着少々遠江守ラ遲滞ニ候得者同日同宿着之儀、其上本陣ハ川最寄近之方江行越居候ニ付、旁先江越渡候心得罷在候所、前夕遠江守ラ使者を以供惻刻限問合候ニ付、剋限等申遣候節、先江越立候心得之旨并川役人等江茂及掛合候處承知ニ而其段遠江守江茂伺候様可致候段相答(虫撰)□後沙汰茂無之ニ付先江越候由ニ候得共、同日同宿致候ハ、糴合ニ不相成ため着到順と被仰出茂有之候處、及遲滞着之上川場最寄も(虫撰)□方江旅宿候逆右を一己之趣意ニ相含、先江越候段遠江守江被及挨拶候段者出立前供方江道中懸り役人江御触面之趣急度相守川々ニ而茂其所奉行支配御代官等ラ出役之者、且川役人江及掛け合、任差岡候様被申付候趣ニ茂不致符合全御触之御趣意致齟齬候取計ニ者

有之間敷哉、尤其節出役之面々并川役人ら遠江守方江先越立候儀と申聞候

事ニ候者背可申様無御坐候、既ニ大井川ニ而ハ御代官野田松三郎手代江懸合有之候所、松平上総介先着ニ付先江渡川相済、其上ニ而出羽守越立候様

申聞候ニ付、差図ニ隨ひ候而已申立ニ候得共、上総介ニ者五月二日大井川ニ而滯留之儀ニ候得者、いか程自己之取計致候共御同席之儀与申、如何とも日数六日滯留之方を差越候程之儀者可被致様茂無之、松三郎手代不申出共成間敷事ニ候、右等を申立ニいたし候者何分被仰出之趣意不相弁筋ニ者有之間敷哉、

一於阿部川川印等場広ニ茂相見候哉之儀、明キ川故瀬早ニ而川越共越戻り候節、遙ニ川下江流渡ニ罷帰、右渡場悪敷旨ニ而追々下之方々越立候ニ付、

自ラ場広ニ茂相見候哉之旨ニ候得共、左候ハ、川印外を越立候儀ニ候哉、

左候得者川印者不用之事と相聞候得共、出羽守旅行杯ニ右体不取締致間敷、万一度場不宜越立難成場所ニ候ハ、場所替り候様ニ茂可取計義ニ而容易川越共勝手俟ニ致し可置儀とも不相聞、此訛如何哉、

一十手致所持候者之義者出羽守同勢制之為十手為持候得共、式拾人杯と申

「虫損」無之旨ニ候得共、右者駿府町奉行出役之者見請申立候儀ニ候ヘハ、

「虫損」出羽守同勢制之為用意之事ニも可有之候得共、いつれ阿部川ニおいて此度之始末無相違相聞候、其外土地之風聞も有之候故、右体申立候段いかゝ敷相聞候、得与吟味可申出候、

一申立之趣紛敷相聞候得共、一体家柄之衆者別而入念權威ケ間敷儀無之様相慎万端穩之取計有之度事ニ候、然者先達而御触之趣弥相守可申所、却而其弁茂無之取計共有之哉ニ相聞、いかゝ敷義ニ候、却而申立之趣過去之事故彼是繕申紛候様ニ茂相聞候而者不可然事ニ而候条、夫々役人共を得与相尋今一応可被申聞候事

### 【三】

右之趣被仰渡ニ付八月廿八日左之通書面并書付太郎治持參、土坂小一兵衛江相渡

先月十日尚又御達之趣委細國元江申遣候所、畢竟當春御達御趣意役人共心得違罷在候ニ付、川場役人江も懸合等不取締ニ有之、渡方茂万端不行届旁多候ニ付而者御不審之儀も出来仕、先達而御答申上候趣も彼是申紛候様ニ相聞、再御尋之趣於出羽守甚迷惑仕候、元來如前文役人共心得違罷在候諸事不束之取計ニ至候ニ付、今般御尋之趣式ヶ条一々御答申上兼、重々迷惑仕候、以來者着到順之儀始御達通万々入念取計候様嚴申付候間、此度之儀者宜御聞届被下度

此段申上候様国許ラ申付越候、以上

八月

松平出羽守内

比良太郎治

袖ニ

□取

出羽守儀兼々暑氣ニ者別而相障候ニ付、是迄も奉願時節違旅行仕(虫損)度々有之、既ニ當夏帰國之節も暑氣ニ相障、持病之眩暈「虫損」味有之哉、當年者時節茂後候ニ付而何卒大暑ニ不相成候内致帰國心得而已ニ而家来共一同ニ旅行急候ニ付府中着順越川之取計方万々不行届、再御尋之趣承知仕、御触達ニ振レ候段一々可申上様無御座奉恐入候、右様役人共致心得違候ニ付所御役人、又者川場役人江懸合候始末出羽守江茂不申聞取計之儀茂有之処、自然主人申付方ニ茂相聞可申哉与此段一同迷惑至極ニ心痛仕候、右之通第一役人共越度之儀ニ御座候間、何分御勘弁を以可然御聞請被成下度奉存候、以上

八月

松平出羽守家来

比良太郎治

【四】

右差出候処、九月十八日井上美濃守様御用人中ら切紙到来、御達被成候旁有之候間、明十九日九つ半時過石川左近将監様御宅江私共之内壱人罷出候様申來候ニ付罷出候所、美濃守様左近将監様御列座三而左之通御口達被仰達

当五月駿府阿部川越立之儀ニ付不都束成取計有之趣相聞候間、追々相尋候品茂有之候処、答之趣彼是取繕申立共ニ相聞いかゝ之事ニ付川場越立之儀ニ付而者先達而被仰出候趣も有之、未間も無之家來衆江茂被申付相弁可罷在儀ニ候得共、仮令主人病氣を扱候共被仰出候趣不相用、私之取計有之段者別而不都束ニ相聞、申立之品ハ取用難き事ニ候、然者右心得違之家來衆ハ夫々咎之沙汰ニ被及儀と存候事ニ候間、此度之儀者先分而御老中方江不申達候ニ付而者以來之儀別而堅被申付之事と存候

右相済候而左近将監様ら御達被仰渡左之通

道中川場越立之儀ニ付而者被仰出候趣茂有之、未間茂無之事ニ候処不都束之取計及其上、右ニ付而者美濃守ら追々相尋候品も有之候所彼是取繕申出候旁如何之事ニ候得共、此度之儀者美濃守申合、御老中方江別ニ不申達候間、以來之儀別而堅ク被申付候様主人江達可有之候、

右相済候而美濃守様ら又々左之通被仰聞候

此度之儀者表立御老中方江申達候而者出羽守格別迷惑之筋ニも相成候事ニ付此方切ニ取計候間、此趣委細可申聞候

右之通ニ而先者相済候事

(こばやし じゅんじ 島根大学法文学部教授)

# 伏見—西宮間ににおける松江藩参勤交代路の変更

西島太郎

## はじめに

江戸時代に諸大名が交代で江戸へ伺候する参勤交代は、寛永十二年（一六三五）の武家諸法度で制度化された。毎年四月交代で江戸へ参勤し、幕末に至り三年に一回の出府に緩和された<sup>(1)</sup>。この制度は、有事の際の軍事力配備や幕藩領主の共同利害を守るための政策であったが、宝暦・天明期（一七五一一八九）以降、隔年参勤が守られなくなり変質した<sup>(2)</sup>。一八万六〇〇〇石の松江藩の参勤交代については、近年『松江市史』通史編4近世IIが、歴代の参勤交代の頻度、藩財政に占める費用の割合、路程、本陣や御茶屋、宿割など端的にまとめている<sup>(3)</sup>。現段階における到達点を示すが、詳細においてはさらなる実態の解明を積み重ねる必要がある<sup>(4)</sup>。

なかでも参勤交代の経路については、松江を発ち中国山地を越えて山陽道、東海道を経て江戸へ到達するのを通例とし、日光社参を兼ねる場合か、東海道を通るのに支障がある場合に中山道が選択されていた<sup>(5)</sup>。この他、「道中記」を根拠に淀川右岸を通る経路を定例とし左岸の枚方を通る場合があることや、伊勢—尾張間は海路を定例としつつも陸路を通る場合があり、出雲街道でも幕末に米子—二部<sup>にぶ</sup>間は川留めを避ける天万經由の経路に変更されたことが指摘されている<sup>(6)</sup>。しかし参勤交代路の具体的な相については、明らかでなく、時期的な変遷や経路の選択理由など検討の余地がある。

そのため本稿では、参勤交代の経路について検討を行う。具体的には、大

阪府茨木市宿川原町（旧大字道祖本<sup>さいのもと</sup>）にある郡山<sup>こおりやま</sup>本陣に残る史料を中心に、松江藩の攝津・河内・山城における参勤交代の経路について検討する。具体的には、西宮から伏見へ最短距離で行くことのできる淀川右岸を通る西国街道（山崎通）が、七代藩主松平治郷治世期の寛政六年（一七九四）を最後に利用されなくなり、淀川左岸の神崎通・京街道を利用する経路に変更される事実を指摘する。さらに西国街道（山崎通）を利用した藩関係者や、同街道上にある郡山本陣の利用状況を明らかにする。

## 一、伏見—西宮間ににおける二つの陸路

安永九年（一七八〇）八月に御小人方に属する道中吟味役足輕の神田助右衛門が藩へ提出した「道中記」<sup>(7)</sup>は、参勤交代の経路を示したものである。「道中記」に記された経路を松江から桑名まであげると、以下の様になる。

松江、出雲郷、安来、米子、溝口、二部、根雨、坂井原、新庄、美甘、勝山、久世、坪井、津山、勝間田、土井、佐用、三ヶ月、千本、觜崎、飫西、姫路、加古川、明石、兵庫、西宮、昆隅野<sup>（昆陽）</sup>、瀬川、郡山、芥川、山崎、伏見、大津、草津、石部、水口、土山、坂ノ下、閔、龜山、莊納、石薬師、四日市、桑名（以下略）

松江から姫路までは山陰道と中国山地を越える出雲街道を通り、姫路から淀川右岸を通る西国街道（山崎通）を通って伏見へと至り、伏見から京都中

心部を通らず大津へ抜ける大津街道を通り東海道に入る。「道中記」を図面で示した「道中図」も同様である<sup>(8)</sup>。二年後の天明二年に神田助右衛門が編纂した参勤交代時の携帯用街道絵図である「寸里道絵図」にも同じ経路が描かれている<sup>(9)</sup>。藩主は七代松平治郷の代である。

注目したいのは、西宮から伏見までの道筋である。「道中記」では、西宮（西宮市）—昆陽（伊丹市）—瀬川（箕面市）—郡山（茨木市）—芥川（高槻市）—山崎（島本町・大山崎町）—伏見（京都市伏見区）とある。この道は江戸時代に「山崎通」といわれ、摂津・山城両国を通過する淀川右岸の西国街道を通る経路である。安永九年・天明二年の段階での参勤交代は、この経路が基本と考えられる。

一〇代藩主松平定安が、安政五年（一八五八）に江戸へ参勤した時の道中記録「御休泊並御立場附」<sup>(10)</sup>によれば、兵庫で宿泊、西宮で休憩、大坂で宿泊、枚方で休憩、伏見で宿泊という経路であった。これは西宮から大坂まで

の神崎通と、大坂から淀川左岸を通り伏見へ至る京街道を通る経路である<sup>(11)</sup>。また嘉永年間（一八四八—五四）以降に記され、参勤交代で利用する本陣の図面を集めた「駅々御本陣御間取絵図」<sup>(12)</sup>も、兵庫、西宮、守口、枚方、伏見の本陣図面が描かれており、幕末における松江藩の参勤交代は、淀川左岸を通る経路がとらえていた。

以上、淀川右岸の西国街道（山崎通）を通る場合と、淀川左岸の神崎通・京街道を通過する場合があり、江戸中期に西国街道（山崎通）、後期には神崎通・京街道という経路の変更があるようみえる。次節では、西国街道（山崎通）の宿駅である郡山本陣の利用状況から経路の変遷について探る。

## 二、西国街道（山崎通）の郡山本陣宿帳

明治時代以降、参勤交代で利用された本陣の多くが失われた。西国街道（山崎通）や神崎通・京街道においても同様であるが、西国街道（山崎通）の郡山本陣は現存している。また郡山本陣の宿泊者名簿である「郡山宿椿之本陣宿帳」も残されている。「郡山宿椿之本陣宿帳」は八冊の宿帳からなり、元禄九年（一六九六）から明治三年（一八七〇）までの利用者がわかる。ただし、享和三年（一八〇三）から天保三年（一八三二）までの三〇年間は宿帳に欠落があり、残存する宿割帳や「直段双庭付御跡証文控」から補填し、「山崎通郡山宿椿之本陣宿帳」<sup>(13)</sup>として活字化されている。「郡山宿椿之本陣宿帳」には、郡山本陣を利用した大名等の名が記されており、同本陣を利用した松江藩関係者の名前もある。以下、本宿帳から松江藩関係者の西国街道（山崎通）の利用状況をみていく。

表1 「松江藩主の郡山本陣利用状況 その1」は、「郡山宿椿之本陣宿帳」記載の松江藩主の宿泊や休憩記事を一覧にしたものである。表2 「松江藩主の郡山本陣利用状況 その2」は、松江藩主の居所を示す一覧に郡山本陣利用日を落とし込んだもので、松平家松江藩の全参勤交代のなかにおける郡山本陣の利用状況を、一目で分かるようにしたものである。表1・2からは、宿帳の残る三代藩主松平綱近以降の郡山本陣の利用状況が明らかとなり、すべて参勤交代の道中と一致している。各代の郡山本陣利用の状況をみると、三代藩主松平綱近は六回、うち宿泊が五回で休憩が一回あり、綱近隠居後の帰国では利用していない。四代藩主松平吉透は家督を継いだ翌年に没したので参勤交代はなかった。五代藩主松平宣維<sup>（のぶすみ）</sup>は一回の郡山本陣の利用があり、うち宿泊が一〇回、休憩が一回あり、郡山本陣を利用しない参勤交代の往路・復路が五回ある。

西国街道（山崎通）と  
神崎通・京街道



出典:『日本歴史地名大系28 大阪府の地名』(平凡社、1986年)  
特別付録「輿製二十万分一図復刻版 大阪府全図」に修正を加え  
た。同図は明治19~24年間に刊  
行された。

表1 松江藩主の郡山本陣利用状況 その1

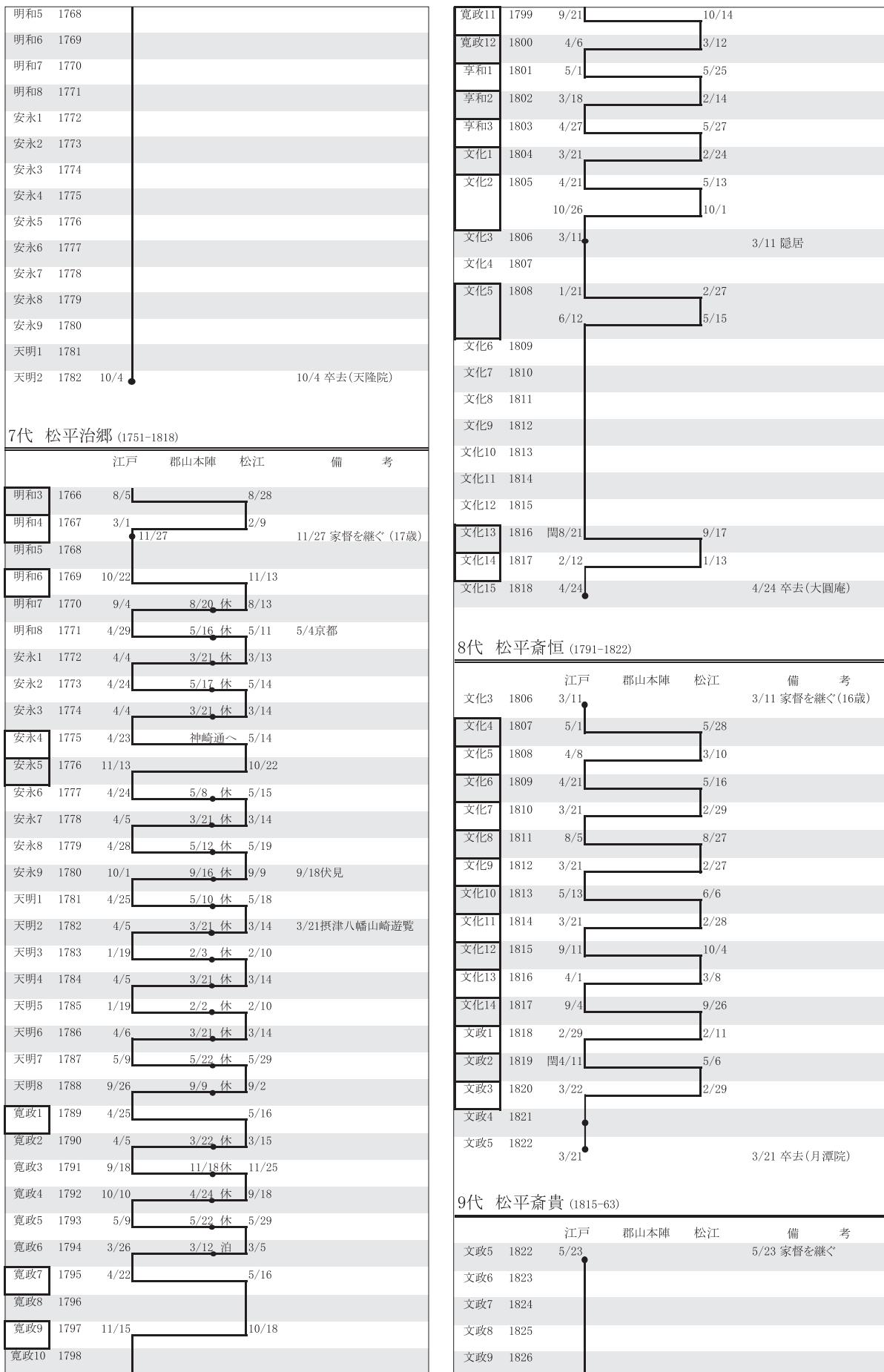
年月日	西暦	利用者	形態	利用料や人数など
3代松平綱近				
元禄10.3.21	1697	松平出羽守	泊	
元禄11.5.8	1698	松平出羽守	休	銀子1枚
元禄12.3.22	1699	松平出羽守	泊	銀子3枚、金子200疋、外ニ金子200疋被下候
元禄13.5.6	1670	松平出羽守	泊	金子200疋、銀子3枚被下候、御家老今村志摩、御用人稻葉孫惣
元禄14.3.23	1671	松平出羽守	泊	銀子3枚、金子200疋被下候、御家老三谷権太夫、御用人稻葉孫惣
元禄15.5.13	1672	松平出羽守	泊	銀子3枚、金子200疋、同100疋、伝四郎二被下候、御家老三谷権大夫、同団丹下、同仙石主水、御用人石丸杢、同星野三左衛門
元禄16.3.25	1673	松平出羽守	泊	「江戸へ御参勤」、銀子3枚、金子200疋被下候、柳多弾正、団丹下
5代松平宣維				
正徳5.3.19	1715	松平出羽守	泊	銀子5枚被下候、旅籠夕50人、朝46人、御家老神谷兵庫、同今村平馬、御用人永田甚五右衛門
享保2.5.7	1717	出雲少将	泊	銀5枚、旅籠31人、金200疋、伏見ニテ飛脚へ被御志
享保3.6.18	1718	出雲少将	泊	銀5枚、はたこ36人
享保6.5.4	1721	出雲少将	泊	銀子3枚、はたこ22人、御家老神谷備後、御用人斎藤久米
享保7.3.19	1722	出雲少将	泊	銀3枚、はたこ25人
享保8.4.3	1723	出雲少将	泊	銀子3枚、はたこ20人
享保9.8.19	1724	出雲少将	泊	銀3枚、はたこ25人
享保10.4.11	1725	出雲少将	泊	銀3枚、はたこ20人
享保11.8.19	1726	出雲少将	泊	銀3枚、同(旅籠)20人
享保12.4.3	1727	出雲少将	泊	銀3枚、同(旅籠)20人半、湯漬27人
享保13.8.14	1728	出雲少将	休	「十二日御泊之處、池田川越無之、十二日十三日小屋(昆陽野)御泊」、銀1枚、30人、55文つつ
6代松平宗衍期				
延享2.5.22	1745	松平出羽守		「芥川御泊廿三日御通り」「御初入三付」「右五月七日御泊之處大井川河支ニ付、廿一日御泊之處御不快ニ付伏見ニ御逗留、廿二日ニ相成、廿二日ハ建部様御請ニ罷成御断申芥川御泊ニ建部様又々相延統治御泊無之、万右衛門芥川へ遣し候處進物不納御理解被下候」
延享3.3.16	1746	松平出羽守	泊	銀3枚、25人昼飯60文、晚朝19人、上132文、下100文つつ
延享5.2.14	1748	松平出羽守	休	銀1枚、27人、60文
寛延2.9.1	1748	松平出羽守	休	銀1枚、20人、60文つつ
寛延3.3.2	1749	松平出羽守	泊	銀3両、夕26人、朝23人、(後筆)「未年130文、115文」
宝暦7.5.4	1757	雲州様	泊	「四日御泊之處、下宿御不行届之断申候處、俄御舟へ御越、関札三日前ニ御出」
7代松平治郷期				
明和7.8.20	1770	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、31人、60文つつ
明和8.5.16	1771	松平出羽守	休	銀1枚、100疋、27人、60文、内1人御本陣へ被下候
安永1.3.21	1772	松平出羽守	休	銀1枚、100疋
安永2.5.7	1773	松平出羽守	休	銀1枚、100疋、25人、60文つつ、内1人御本陣へ
安永3.3.21	1774	松平出羽守	休	銀1枚、100疋、60文つつ、26人、内1人内へ
安永6.5.8	1777	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、27人、60文つつ、3人湯漬、28文つつ
安永7.3.21	1778	松平出羽守	休	銀1枚、100疋、27人、60文宛、内1人内へ、9人湯漬、35文つつ
安永8.5.12	1779	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、25人、60文つつ、内1人私宅へ被下候
安永9.9.16	1780	松平出羽守	休	御宿割前日、銀1枚、金100疋、26人、60文宛、内1人被下候、5人湯漬、35文つつ
天明1.5.10	1781	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、28人、60文つつ、内1人分内へ、9人、35文つつ
天明2.3.21	1782	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、38人、70文つつ、内1人私宅へ、2人湯漬、40文つつ
天明3.2.3	1783	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、書上、31人、内1人被下候、70文つつ、56人湯漬、45文つつ、御馬17疋内6疋甚兵衛一・三札、5疋又次郎二、2疋仁右衛門四、4疋五兵衛五
天明4.3.21	1784	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、書上、24人、90文つつ、白米1升3合壳、内1人私宅へ被下候、外ニ1人大坂七里衆分払取、御目見江有、御用人衆取次ニテ御目録金之御礼御申上
天明5.2.2	1785	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、26人、80文宛、65文ノ触願、内1人分私宅へ、御馬、甚右衛門、三之助、甚兵衛
天明6.3.21	1786	松平出羽守	休	「朝五ツ前より先番御出、賄隨分早ク拵置可申事、四ツ時御立」、銀1枚、金100疋、29人、75文、内1人私宅へ、馬宿2軒能ク、3人湯漬、40文つつ、「独活献上殊外御悦」、「六拾文之御触ニテ御役人相尋候へ共相知不申候ニ付、御台所払方ニテ相願申七十五文に究、膳組2ツ建ル宜敷」

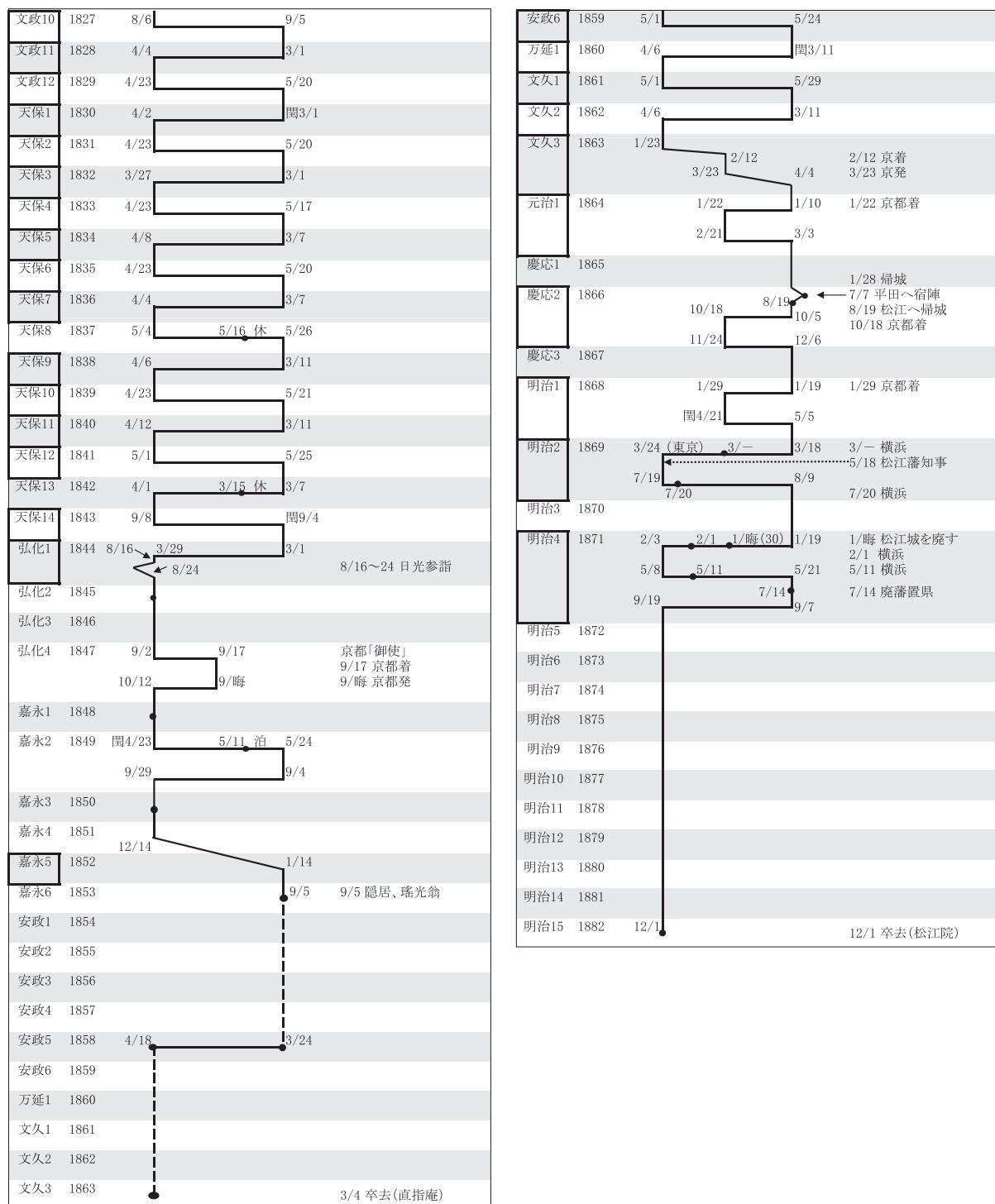
天明7. 5. 22	1787	松平出羽守	休	銀1枚、金100疋、24人、110文つつ、内1人私宅へ被下候、「但御触ハ六拾文伏見迄願之書状遣し候て、馬甚右衛門、又二郎、百七十文外七八下直」、(貼紙)「百八十文ニテ 能く」
天明8. 9. 9	1788	松平出羽守	休	「前々日御宿割御出之筈、川支ニテ前日御出」、銀1枚、金100疋、書上、60文ノ御触ニ候へ共御願申ニ付、26人、75文つつ、内1人私宅へ被下候、外ニ1人、湯漬45文取、35文之御触
寛政2. 3. 2	1790	松平出羽守	休	「前々日御宿割夕方ニ御出、当所へ御泊、御馬16疋有」、銀1枚、金100疋、書上、下陣札、馬札5枚御渡、32人60文之触願候て75文極、内1人私宅へ被下候、尼鯛10、湯漬35文触ニテ願、40文つつ、5人有
寛政3. 11. 18	1791	松平出羽守	休	「御宿割前日八時過ニ下陣札・馬札三枚・馬九疋」、銀1枚、金100疋、31人、75文つつ、内1せん被下候、小赤貝10
寛政4. 9. 25	1792	松平出羽守	休	「前々日七ツ自分ニ御宿割、下陣札馬札三枚・九疋、宿甚四郎」、銀1枚、書上、金100疋、氷餅2返礼ニ、33人、70文つつ、内1人分私宅へ被下候
寛政5. 5. 22	1793	松平出羽守	休	「前日御宿割」、書上、銀1枚、金100疋、氷餅2返礼、32人、70文つつ、内1人分被下候、湯漬1人有、42文取
寛政6. 3. 12	1794	松平出羽守	泊	「御休之筈之処、俄ニ御泊ニ成、男傭人多入用、殊ノ外姦マ敷候」、銀3枚、金100疋、献上返礼独活、8人、外ニ1人私へ被下候、上175文、下162文ニ究
9代松平斉貴期				
天保1. 3. 15	1842	出雲少将	休	「五日前御関札式枚、前々日御宿割式人、下陣札布市兵衛、壱式、馬宿甚四郎」、銀1枚、金100疋、氷餅2つ上ル、御家老之馬宿わら儀、旅籠85文つつ、27人、手前江85文被下
嘉永2. 5. 11	1849	雲州様	泊	「式枚十日前御関札方両人御出、酒三合出ス、前日宿割上下五人、酒九合出ス」、御泊、中1、下1、銀3枚、金100疋、献上物返礼氷餅2ツ、惣下宿数メ62軒、油紙37軒、本陣泊メ20人、旅籠上188文、下180文つつ、旅籠触前広ニ参リ上180文、下172文ニ候得共、当年限りニ道中方江願、前文之旅籠ニ相成申候、宿割帳より1冊置帳下リ、又判取帳下リ、夫江下宿名前差入上江上ル、手間ニハ大帳1冊ニテ宜敷候、夜分状死者左程ニ無之、伏見用達小刀屋孫四郎宿1軒、来年より者内分ニテ別ニ取置候事、惣人メ内外共9人ニテ勤申候、松平駒治郎様御同宿、金100疋、献上物返礼、若殿之御礼は無之候、「一、下陣宿布屋五兵衛、割（宿脱力）伝九郎式軒式テ御宿割納リ候様被仰付候ニ付、其心許ニテ札打置候処、先越し方御出被下、両家ニテ百十人所全納リ不申故、割宿手広之処可被取様被申、夫故段々と下宿膳落仕候得共一向無之候故、才之本本覚寺頼、夫江六十人納、かや、夜具之類は釘屋ニテカリ、右之人数は旅籠ニテは無之、白米ヲ買テ為焚、膳ニテ汁古之物ニテ拵、一々喰申候、右ニテ心付金式百疋、此内ニテ味噌、醤油、古之物貯、白米は別ニ代物下リ申候、右式軒ニテ納リ候様被仰付、夫ニ俄ニ割宿取候故、段々と御本陣より願、夜具、蚊帳、人足賃ニテ金百五拾疋下リ申候、乍併当年は俄故下リ候事、来年よりは心附置候て下陣手広之宿三四軒取置被申候事」、「殿様西宮御立触、一はん触四ツ半時、九ツ半時御供揃、雪いん格別ニ念入見改被成候」
10代松平定安期				
安政4. 閏5. 2	1857	出雲少将	小休	「当日二時前宿取御出、内手ニテ勤ル」、金100疋、御幕張被下、金100疋、御小休料被下、六尺15人、20人前拵5人不用、錢244文

表2 松江藩主の郡山本陣利用状況 その2

※年号部分の□枠は、郡山本陣を利用しなかった時の参勤交代を示す。

3代 松平綱近 (1659-1709)						6代 松平宗衍 (1726-82)					
		江戸	郡山本陣	松江	備考			江戸	郡山本陣	松江	備考
元禄10	1697	4/6	3/21 泊	3/14		享保13	1728	8/26	8/14 休	8/5	8/12-13昆陽泊
元禄11	1698	4/25	5/8 休	5/15		享保14	1729				
元禄12	1699	4/6	3/21 泊	3/15		享保15	1730	2/5		2/24	
元禄13	1700	4/22	5/6 泊	5/14		享保16	1731	9/8		8/12	
元禄14	1701	4/6	3/23 泊	3/16			8/27				8/27 卒去(善隆院)
元禄15	1702	4/晦 (30)	5/13 泊	5/21							
元禄16	1703	4/9	3/25 泊	3/18							
宝永1	1704	5/晦 (30)			5/晦 隠居						
宝永2	1705	8/9									
宝永3	1706										
宝永4	1707										
宝永5	1708										
宝永6	1709				11/15 11/15 卒去(隆元院)						
4代 松平吉透 (1668-1705)						7代 松平宣維 (1698-1731)					
		江戸	郡山本陣	松江	備考			江戸	郡山本陣	松江	備考
宝永1	1704	2/22			2/22 養子となる	享保16	1731	8/27			8/27 家督を継ぐ(3歳)
宝永2	1705	5/晦			5/晦(30) 家督を継ぐ	享保17	1732				
		9/6			9/6 卒去(源林院)	享保18	1733				
						享保19	1734				
						享保20	1735				
						元文1	1736				
						元文2	1737				
						元文3	1738				
						元文4	1739				
						元文5	1740				
						寛保1	1741				
						寛保2	1742				12/11元服、14歳
						寛保3	1743				
						延享1	1744				
						延享2	1745	4/23	5/23 通過	6/1	5/22芥川泊
						延享3	1746	4/1	3/16 泊	3/8	
						延享4	1747	4/22		5/15	
						寛延1	1748	3/1	2/14 休	2/5	
						寛延2	1749	8/13	9/1 休	9/8	
						寛延3	1750	3/26	3/2 泊	2/25	
						宝暦1	1751	6/1		6/29	
							11/4			10/17	
						宝暦2	1752				
						宝暦3	1753				
						宝暦4	1754				
						宝暦5	1755	11/13	11/28		京都への「御使」 11/28京都着 12/9京都発
							12/21	12/9			
						宝暦6	1756				
						宝暦7	1757	5/19	6/4 泊	6/12	
							11/1			10/11	
						(宝暦7)					
						宝暦8	1758				
						宝暦9	1759	5/15		6/7	
						宝暦10	1760	4/1		3/9	
						宝暦11	1761				
						宝暦12	1762				
						宝暦13	1763				
						明和1	1764				
						明和2	1765				
						明和3	1766				
						明和4	1767	11/27			11/27 隠居





#### 10代 松平定安 (1835-82)

	江戸	郡山本陣	松江	備	考
嘉永6	1853	9/5		9/5	家督を継ぐ
安政1	1854	1/14	2/8		
		4/8	3/15		
安政2	1855	4/23	5/18		
安政3	1856	4/4	3/10		
安政4	1857	5/16	閏5/2 小休 閏5/11		
安政5	1858	9/19	8/23		

六代藩主松平宗衍は五回の郡山本陣利用があり、うち宿泊が三回、休憩が二回あり、同本陣を利用しない往路・復路が六回あった。ただ利用しなかったうちの一回は、延享二年（一七四五）の初入国際で、五月二十一日に郡山本陣での宿泊を予定していたが、大井川の川越えで遅れた上、宗衍が不快となつたために伏見に泊まり、翌日は芥川に泊まることとなつたため郡山本陣は見送られた。逆に宝暦七年（一七五七）六月四日の宿泊は、郡山本陣側が宿の用意が整わないと断つたにもかかわらず、宗衍は宿泊三日前に閑札を本陣へ届け、急に舟で来て宿泊した〔俄御舟<sup>(マ)</sup>へ御越〕)。

七代藩主松平治郷は一二回の郡山本陣利用があり、歴代藩主の中では最も多い。ただ宿泊は最後の一回のみで、他の二回が休憩である。一度の宿泊も「御休之筈之處、俄ニ御泊ニ成」と、本来は休憩の予定であった。また郡山本陣利用が寛政六年（一七九四）の宿泊を最後に、翌七年から一度も利用されなくなる。

八代藩主松平斉恒の代は「郡山宿椿之本陣宿帳」が欠落し、他の宿割帳などから補填した部分ではあるが、一度も郡山本陣の利用がない。九代藩主松平斉貴もほとんど利用がなく、江戸—松江の往路・復路合わせて一〇回のうち三回の利用があり、うち宿泊が一回、休憩が二回となっている。一〇代藩主松平定安は一度だけ郡山本陣での小休憩〔小休〕があつた。

ここから読み取れる松江藩の郡山本陣の利用状況は、当初、宿泊のために利用することが主であった。しかし七代松平治郷の代に至り休憩が主となり、さらに寛政七年（一七九五）以降はほぼ利用がなくなっていることを指摘できる。治郷期の安永九年（一七八〇）八月に作成された「道中記」には、西宮と伏見に「御泊」と注記しているが、西国街道（山崎通）途中にある昆陽、瀬川、郡山、芥川、山崎には「御下宿少シ」と注記しているので、

治郷期は西宮と伏見に宿泊するのを基本としていたと考えられる。郡山本陣では前代以前に宿所としていたことや、西宮と伏見の中間点でもある関係から休憩することとなつていたのであろう。

### 三、淀川左岸を通る神崎通・京街道経路

松江藩主が郡山本陣に宿泊もしくは休憩していることは、その時の経路は西国街道（山崎通）を通っていたことを示す。郡山本陣を利用しない時は、他の本陣で宿泊や休憩をしている場合が考えられ、旅程の遅延や本陣の受け入れ態勢もあつたと思われる。六代松平宗衍の代までは、郡山本陣を宿所とする場合が多いため、西国街道（山崎通）を通過する場合、郡山本陣を宿所と定めていたと考えらえる。その後、七代松平治郷の代の前半は、ほとんど休憩での郡山本陣利用となるので、その頃作成された「道中記」に記載される通り、西宮・伏見で宿泊することを基本としていたとみられる。

「郡山宿椿之本陣宿帳」の安永四年（一七七五）四月と五月の間に「雲州様神崎通へ」と注記がある。郡山本陣では、この年、松江藩主松平治郷が西国街道（山崎通）を通らず、「神崎通」を利用していたことを示す。この時の帰国経路は、西国街道（山崎通）ではなく「神崎通」であった。「神崎通」とは、「道中記」の「西宮」の上部に横書された追記に「大坂へ<sup>尼崎通り、</sup><sup>神崎通り、</sup>」として西宮から尼崎、神崎、大坂への道筋を示している。つまり「神崎通」とは、西宮から神崎を通り大坂へ向かう道筋を指す。大坂からは京街道を通って伏見へと至ることとなる。そのため安永四年の帰国では、淀川左岸の京街道と神崎通を通って西宮へと至ったものと考えられる。この様に、寛政六年までの参勤交代の経路は、西国街道（山崎通）を主としながらも、大坂経由の山崎通・京街道を通る場合もあった。郡山本陣を利用していない時の

道筋は、大坂経由の山崎通・京街道を通っていた可能性が高い<sup>(14)</sup>。

また、淀川を上下することもあったと思われるが、松江藩の淀川の舟運利用の詳細は不明である。安永九年（一七八〇）成立の「道中記」には、「伏見」の上部に左から横書きで「大坂へ陸通り」と追記がある。この頃は、西国街道（山崎通）を主に通っていた。この追記は、伏見から大坂へ下る京街道を通る場合があつたこと、また「陸通り」の表現からは淀川の舟運を利用する道筋もあつたことが想定できる。宝暦七年（一七五七）六月四日に、帰国途上の松平宗衍が、急に舟を使い郡山本陣を訪れ宿泊したが、この「舟」とは淀川の舟運とみてよいのではないか<sup>(15)</sup>。ただ「道中記」などには、淀川の舟運や運賃なども記していないことから、松江藩の参勤交代では基本的にその利用を想定していなかつたものと考えられる。

松江藩の参勤交代の経路は、西国街道（山崎通）を通る場合と、大坂を経由する山崎通・京街道を通る場合があつた。そのため七代松平治郷の代までには、西国街道（山崎通）を利用しつつも、神崎通・京街道を利用する場合もあつたと考えられる。しかし寛政七年（一七九五）以降は西国街道（山崎通）を利用することを止め、淀川の左岸を通る神崎通・京街道の利用を主とする経路へと変更された。ただ稀ではあるが西国街道（山崎通）を利用する時もあり、その状況は幕末まで続いた。

東海道を延長した本街道であるが、淀川の左岸を通るため遠回りとなる。さらに京街道は西国街道に比べ物価が一割高く、淀川べりであるため洪水の影響を受けやすかつたという。

宿場としても西国街道（山崎通）は脇街道なので、各宿は助郷が認められておらず困窮していた。そのため西国街道（山崎通）沿いの各宿は、安永三年（一七七四）に助郷許可を求める願いを道中奉行へ願い出た。同五年の道中奉行の申し渡しは、助郷は認められないとするものであつたが、各宿の困窮に対し、大名の本街道（京街道）の通行を勧め、西国街道の各宿は人馬の継立てはしないこと、大名には伏見—西宮間を通し人馬として荷物を直送させることを命じた<sup>(17)</sup>。これにより諸大名の通行は文化年間（一八〇四～一八）まで少なくなつたが、その後回復している<sup>(18)</sup>。

松江藩の場合、西国街道（山崎通）を通らなくなるのは、できるだけ本街道（京街道）を通るよう幕府の指示があつてから数えて十九年後（一七九五）のことである。伏見—西宮間の通し人馬や幕府の本街道（京街道）奨励に対して、松江藩の本街道利用が遅れた理由として考えられることは、諸大名の西国街道（山崎通）利用が減少し、一般旅行者の利用も減ったことで宿場としての機能低下したこと<sup>(19)</sup>や、本街道（京街道）は大坂を経由するため、松江藩の蔵屋敷のある大坂の状況を知ることができたであろうことが考えられる。また参勤交代の日数は、五代松平宣維までは最速で一七日、多くが二〇日前後であった。六代松平宗衍は二五～一か月近くかけることが多く、途中で遊覧をすることも多い。七代松平治郷は二〇～二五日間かけ、それ以降の藩主も二五日前後の場合が多い<sup>(20)</sup>。諸藩が出費を抑えるため、節約や旅程を短くしようとしていたなか、松江藩では後期になるほど旅程が伸びができ、内陸部の道があるので通行が容易であった。これに対し、京街道は

#### 四 経路変更の理由

では七代松平治郷は、伏見—西宮間の参勤交代の経路をなぜ変更したのであろうか。その理由を明確にすることは難しい。梶光氏の研究<sup>(16)</sup>によれば、西国街道（山崎通）は脇街道あるが、伏見から西宮まで最短距離で行くことができ、内陸部の道があるので通行が容易であった。これに対し、京街道は

松江藩の参勤交代費用も藩主の初入国が五〇〇〇～七〇〇〇両と多額の費用を要したが、通常の参勤交代の場合、一八世紀は二〇〇〇両、一九世紀は三〇〇〇～四〇〇〇両で推移し、時代が下るにつれて道中費用は増える傾向にあった<sup>(21)</sup>。松江藩の藩財政は治郷の代の後期から好転してくる<sup>(22)</sup>ことから、西国街道（山崎通）より遠回りとなり、かつ物価も一割ほど高いが、幕府が勧める京街道を通る経路を主とするようになったのではないか。この点については今後さらなる検討が必要である。

## 五 松江藩にとつての郡山本陣

享保十一年（一七二六）に五代藩主松平宣維が江戸へ参勤した際、西国街道（山崎通）を通り郡山本陣にも宿泊した。この参勤については、家老で仕置役を務めていた三谷半大夫の記録「午年御参勤日記」<sup>(23)</sup>がある。これによ

れば、八月十二日に松江を発った一行は一七日に加古川、一八日に兵庫に宿泊し、一九日寅の刻（午前四時）に兵庫を発ち、昼に西宮で休憩し、未刻（午後二時）頃に郡山へ到着した。端長兵衛と谷口左輔の二人が、郡山町外まで出迎え、殿様に御目見し、その後、この二人は本陣へ詰めた。京都留守居役を勤めていた藩士の菅部市郎兵衛<sup>(24)</sup>が、飛脚を遣わして「名酒」を届け、その飛脚に対して「御料理」が下された（「飛脚之者へ御料理被下」）。これは通例となっていた。これに端長兵衛が「奥津鯛一筆」、谷口左輔が「御手洗酒一樽」、門宣三が「御茶碗一箱」、両替善五郎が「粽<sup>(25)</sup>一筆」を届けている。谷口左輔は、「列士録」に載る京都呉服所で藩の御用を勤めた谷口三右衛門のことと推察され、子の民之丞は後に「京都銀主取扱」に優れてい るとして褒美を得ている。他の者の詳細は不明ながら、京都の藩関係者と思われる。郡山宿は、松江藩の京都留守居や関係者が出迎える場所だった。こ

の日は、本陣に二〇人が詰め、翌日一行は寅下刻（午前四時）に出立し、本陣へは銀三枚を支払っている<sup>(26)</sup>。この後、一行は伏見で宿泊した。そのためこの頃の宿所は、兵庫、郡山、伏見だったとみられる。

「三谷家文書」のなかには、天明元年（一七八一）に七代藩主松平治郷が帰国した際の道中記である「御道中附」<sup>(27)</sup>がある。この頃の郡山本陣は基本的に休憩で利用されていた。これによれば、東海道の関で宿泊した際に、「谷口、端、両替、町外辺罷出」とあるので、京都の松江藩関係者が関宿まで出向いていた。そして石部、伏見、西宮と宿泊していく、郡山本陣では休息するのみであった。かつては伏見—西宮間の郡山本陣で一泊していたが、郡山本陣での泊りがなくなつたため、伏見を「七ツ<sup>(午前四時)</sup>半」に出て西宮に「七ツ<sup>(午後四時)</sup>過」に着くという、一日にしては長い時間の移動となつて いる。

## 六 郡山本陣を利用する松江藩関係者

「郡山宿椿之本陣宿帳」の最初に現れる松江藩関係者は、元禄十年（一六九七）三月二十一日に三代藩主松平綱近が郡山本陣に宿泊した記事である。これは江戸への参勤途上である。その年の八月十三日には、「松平出羽守様御姫様」が郡山本陣で休憩している。この女性は綱近の四女で、名を「須天<sup>(28)</sup>」、後に「万」と名乗つた女性と考えられる。彼女は元禄二年に松江に生まれ、同七年に将軍の命で長州藩主松平（毛利）吉広の許へ嫁ぐことが決まつたが、嫁ぐ前の同十四年に没し、江戸の天徳寺に葬られた<sup>(29)</sup>。九歳の姫様が、松江から江戸へと向かう途中に郡山本陣に立ち寄つたものと考えられる。

享保元年（一七一六）に五代松平宣維が将軍名代として江戸から上京した折（十一月十五日～十二月二日）、郡山本陣当主は京都まで出向いて宣維に

御目見し、挨拶をしている<sup>(28)</sup>。直前の十

一月九日に家老の乙部仲が郡山本陣に宿泊しており、情報を入手していたのであらう。しかし、以降の六代松平宗衍や九代松平齊貴が将軍名代として上京した際にはみられない本陣当主の行動である。松江藩が郡山本陣を宿所としていた頃の本陣側の対応といえる。

本陣を利用した時、本陣側が大名へ献上した献上品で興味深いものがある。天明六年（一七八六）三月二十一日に七代松平治郷が休憩した折、独活<sup>(29)</sup>が献上されたが、治郷はことのほか悦んだという。独活は白独活の軟化物で、この地域の独活は「三島独活」「室独活」といった。

近くの太田村で天保期（一八三〇～四四）に村を挙げて栽培されており、文政二年（一八一九）には隣村でも栽培されていた。現在、白独活の栽培はさらにおよびと考へられており、軟化物とするのに手間のかかる地元の独活に治郷は悦に入ったと考えられる。また、天保八年（一八三七）五月十八日に九代藩主松平齊貴が休憩した際、鶴の卵十五個が献上され

されている。通常は水餅や柿などの献上であるが、齊貴が無類の鷹狩り好きであったことを知つての選択と思われる。

また、嘉永二年（一八四九）五月十一日の齊貴の郡山本陣宿泊で利用された関札が二枚残されている<sup>(30)</sup>。本陣や脇本陣に掲げられる木札を関札といふ。「郡山宿樁之本陣宿帳」には、宿泊の一〇日前に松江藩の関札方二人が本陣へ届けたとある一枚である。この時の総下宿数は六二軒あり、うち人夫宿（油紙宿）は三七軒あつた。本陣には二〇人が詰めている。全体の人数は不明ながら、この日は旅籠など足りず、近くの正覚寺（茨木市豊川）に六〇人を宿泊させ、蚊帳や夜具を釘屋から借りて対応した<sup>(31)</sup>。

松江藩の行列人数については、文久三年（一八六三）の事例として、一〇代藩主松平定安一行が出雲街道の久世宿に宿泊した際に、本陣の宿泊者を含まない人数で、六四三名（うち藩士一五九名）が八〇軒の家々に泊まっている<sup>(32)</sup>。宿の大きさや時期による違いもあるが、おおよその人数を知ることができることができる。

宝永元年（一七〇四）三月十一日の家老柳多四郎兵衛の休憩は、藩用で京・大坂へ出ていた際のものであった<sup>(33)</sup>。藩用での家老たちの郡山本陣利用として興味深いのは、江戸にいた六代松平宗衍が三歳で家督を継ぎ、元服後、国元へ初入国するまで十四年の間、家老の三谷・高田・乙部・梅・大野各氏の郡山本陣利用がほぼ毎年見られることである（表3「六代藩主松平宗衍期の宗衍初入国までの郡山本陣利用状況」）。参勤交代で郡山本陣を宿所としていた時期なので、藩士も宿泊が基本となつていて、引き連れている人数の全容は不明ながら、本陣に詰めた者だけで十三～二十三人いる。ここには江戸詰や国元へ帰国の人員が含まれているものと推察される。本陣への宿泊料も「銀式両」を支払つており、藩主滞在時とほとんど変わらない。藩主が

表4 松江藩関係者の郡山本陣利用状況

年月日	西暦	利用者	形態	利用料や人数など
3代松平綱近				
元禄10.8.13	1697	松平出羽守様御姫様	休	
5代松平宣維				
宝永4.3.11	1708	松平庄五郎様御家老 柳多四郎兵衛	休	金子100疋、旅籠15人
宝永8.2.19	1711	松平庄五郎様御印物	泊	金子100疋、はたこ19人
宝永8.5.6	1711	松平庄五郎様御印物	泊	金子100疋被下候
享保元.11.9	1716	雲州乙部仲	泊	旅籠21人
6代松平宗衍期				
延享2.12.24	1745	松平出羽守様御判物	泊	金100疋、上5人、120文、下14人、90文
延享3.3.4	1746	松平出羽守様御判物	泊	金100疋、銀3匁5歩、上分6人、150文、中通、124文、下15人、100文
宝曆1.6.21	1751	大野舎人	泊	銀1両「翌日昼過迄御座候ニ付」、人数×13人上、3人下、上1人は木銭、馬1疋有
宝曆1.6.28	1751	雲州女中	泊	11人、150文つつ、6人、100文つつ
宝曆5.8.25	1755	高木作右衛門	泊	銀1両、21人、130文
宝曆9.6.14	1759	雲州御女中	泊	上下16人
7代松平治郷期				
安永2.5.9	1773	雲州御女中	泊	2組、200文、茶代、上14人、185文、中4人、132文、下10人、100文
天明7.4.16	1787	雲州御判物	泊	金100疋、上2人、220文つつ、16人、200文つつ、下宿三之助6人有、内2人ハ160文つつ払
寛政2.4.4	1790	雲州御女中	泊	「通し馬ニテ先触不参、俄ニ下宿一軒又兵衛、日用三軒、外ニ西宮上下五十五人相對ニ泊リ」、青銅1メ目、19人上分、250文、上分弁当代300文、14人下、210文つつ、弁当代共、出迎不致、献上不致候、引戸駕籠14挺、乗物3挺
寛政3.11.22	1791	雲州御先女中	泊	「俄ニ御頼」、日雇宿3軒、通し馬5疋、乗物并駕11挺、金2朱、上分11人、260文つつ、下8人、100文つつ、「右下旅籠下直ニ付、茶代達て願候、出迎等不致」
寛政3.11.23	1791	雲州御女中	泊	「出迎等不致」、日用宿2軒、通し馬2疋、外ニ伏見日用50人計相對ニテ泊ル、銀2両、上分16人、260文つつ、銀2両、下15人、124文つつ
寛政4.9.27	1792	雲州御女中	泊	「俄ニ御泊ニ御出」、金100疋、出迎等不致、女中15人、侍中15人、平均200文つつにて極内300文戾ス、乗物駕籠13挺、通し馬荷物7駄、陸尺ノ10人宿、西宮ノ者宿2軒
寛政4.12.20	1792	雲州御女中	泊	銀3両、出迎等不致、陸尺之者、又兵衛・仁右衛門、此分申付ル、西宮人足、簾七・半七・五兵衛、此分直ニ宿取、駕籠15挺有、荷物3駄、上分17人、300文つつ、下17人、190文つつ、×34人、朝弁当9ヶ頼、錢不払
寛政5.5.18	1793	雲州御女中	泊	「水風呂中ニ壱つ、庭ニ壱つ計リ、御上女中次ノ間ニ御泊リ、乗物駕籠共ニ六挺有、玄関ニ置候、両掛四荷有之計リ」、青銅700文、上分6人、224文つつ、次分6人、164文つつ、弁当6つ代、124文、帳面ニハ332文と付御頼ニテ男傭人不入、至極心安ク
寛政5.6.2	1793	雲州御女中	泊	「献上不致、出迎等不致候」、青銅1メ文、上分24人、280文宛、次分15人、150文宛、乗物6挺御玄関ニ、両掛21荷、荷物2駄、引戸駕15ヶ小屋へ入、陸尺17人有、重兵衛・義右衛門ニ泊、外ニ日雇相對ニテ泊リ50人有
10代松平定安期				
文久3.4.4	1863	出雲少将御奥方様	泊	「三日前御関札壱人御出、当日御宿割壱人御出」、銀2枚、金1両2朱と110文、旅籠上450文、下430文、上25人、下34人、×59人、夕朝共、内女中20人、下宿15軒、油紙11枚、帳場共、女中駕籠8挺寺堂へ入ル、懃男1人雇

幼少で参勤交代がない時期においても、それなりの人数を引き連れて家老が江戸―松江間を往復していたことを示している。

表4「松江藩関係者の郡山本陣利用状況」は、表3の事項を除く松江藩関係者の郡山本陣利用状況を一覧にしたものである。出雲から江戸へ運ばれた「御用木」（享保十二年）や藩主判物（宝永八年、延享式年、天明七年）といつたものもあるが、松平家「女中」の郡山本陣利用も一二回と多いことに気づく。「女中」の郡山本陣利用は、寛政二～五年に藩主が郡山本陣を利用した前後に見られ、藩主の参勤交代に合わせてはいるが、前後して別に行動していた。女中の行列の全容も不明であるが、駕籠や乗物が用意され、郡山本陣に三〇人程詰めている。また寛政二～四年の女中の宿泊では、郡山本陣への先触のない、急な宿泊（「俄ニ御頼」）をする場合も確認できる。

また、文久三年（一八六三）四月四日に郡山本陣に宿泊した一〇代藩主松平定安の「奥方」は、九代藩主松平斉貴の長女・熙（ひる）である<sup>34)</sup>。これは、前年閏八月に幕府が参勤交代の制度を緩和し、三年に一度の参勤、嫡子の居所の自由、妻子の帰国も自由としたことを受けてのことと考えられる。定安は正妻を帰国させた。熙が郡山本陣に泊った四月四日は、一足先に出発した定安が松江に到着した日である。

松江藩関係者の郡山本陣利用は、参勤交代で西国街道（山崎通）を主に通過していた時期に限られている。西国街道（山崎通）が主に利用されなくなると共に、藩士の利用もなくなった。藩関係者が利用する経路は、参勤交代で利用される経路が主に使われたものと判断される。

出雲国関係者では、明治二年（一八六九）一月十七日に「出雲大社国造北嶋殿」、翌十八日に「国造千家殿」、二八日に「日御崎社務」が郡山本陣に小休憩し上京した。維新政権が各地の神職を京都へ招集した時のもので、翌月

の帰国時に郡山本陣で小休憩した際の記事は、「御杖代北嶋殿」（二十日）、「御杖代北嶋殿」（二十一日）とあり、「是迄國造と唱」えていたものを、国造ではなく「御杖代」として勅許され（「此度御杖代と御勅許」）たためとする。その理由は「神代ニ立戻り相唱候事」としている。

## おわりに

本稿は、松江藩の参勤交代の経路について、西国街道（山崎通）上にある郡山本陣に残された宿帳を中心に分析を行った。その結果、松平松江藩三代藩主の松平綱近、五代松平宣維、六代松平宗衍の代までは、西国街道（山崎通）にある郡山本陣を利用し宿泊していた。しかし七代松平治郷は、郡山本陣は休憩にとどめ、伏見・西宮に宿泊するのを基本とした。伏見から西宮までの経路は、最短距離で結ぶ淀川右岸の西国街道（山崎通）をとっていたのである。ところが、寛政六年（一七九四）を最後に西国街道（山崎通）は通らなくなる。新たな経路は、伏見から京街道を通り、大坂を経由して西宮へ至る淀川左岸の道筋である。また一部には淀川の水運を使う場合もあったようである。

経路変更の理由は、脇街道である西国街道（山崎通）は助郷がなく、伏見から西宮間を通して人馬としなければならなかつたことや、郡山宿に宿泊せず休憩地としてることで一日の行程が長くなつていたこと、幕府が本街道である京街道の利用を勧めたことが理由の一端である。これに松江藩の場合、江戸後期に参勤交代の日数が延び、途中で遊覧をすることも多くなること、松江藩の蔵屋敷のある大坂の状況を知ることができることが考えられるが、直接的な理由は明確にできなかつた。

郡山本陣に宿泊していた頃の事例からは、参勤時に京都留守居や関係者が

出迎える場所が郡山となっていた。また参勤交代で西国街道（山崎通）を主に利用していた時期は、家老や女中も郡山本陣を利用していたが、西国街道（山崎通）を参勤交代の経路としなくなると共にその利用はなくなつた。

明らかにできたことは少なく、課題を多く残している。松江藩の参勤交代の行列の規模や本陣の利用形態も、出雲街道上の久世宿で明らかにできる程度でしかない。参勤交代路変更の直接的な理由を探ることはもとより、史料の残る他の本陣の利用状況や断片的に残存する道中日記などを総動員して、その実態を明らかにしていかなければならない。後考を期し一先ず擱筆する。

## 注

- (1) 丸山雍成①『参勤交代』（吉川弘文館、二〇〇七年）、②「参勤交代」（『国史大辞典』六、吉川弘文館、一九八六年）
- (2) 藤本仁文「徳川將軍權力と参勤交代制」（同『將軍權力と近世國家』塙書房、二〇一八年、初出二〇一二年）
- (3) 『松江市史』通史編4近世II（松江市、二〇一〇年）、第六章第一節「松江藩主の参勤交代と領内出郷」（小林准士氏執筆）。
- (4) 松江藩の参勤交代についての研究は多くないが、以下の論考がある。山本博文『参勤交代』（講談社、一九九八年）第四章「参勤交代と藩財政」。藤澤秀晴「山陰諸藩主の参勤交代」（『島根県地方史研究』二〇、一九六四年）。西島太郎「松江藩主の居所と行動——京極・松平期——」（同『松江藩の基礎的研究』岩田書院、二〇一五年。初出二〇一〇年）。出雲街道上の久世宿における松江藩の利用状況は、『久世町史』（久世町教育委員会、一九七五年）第六章第一節「出雲街道と宿場町久世」（在間宣久氏執筆）や『久世町史』資料編第二卷、家わけ史料（同、二〇〇五年）がある。また、弘化四年（一八四七）に松平松江藩九代藩主の松平斉貴が、将軍名代として江戸—京都間を往復した状況については、小山祥子氏の研究がある（小山①「松平斉貴上京行列図」に見る大名行列の構
- (5) 西島、注（4）論文。
- (6) 『松江市史』通史編4近世II、第六章第一節、二二一页。大島延次郎『本陣の研究』（吉川弘文館、一九五五年）、七四頁。来見田博基『鳥取藩の参勤交代』（鳥取県史ブックレット10、鳥取県、二〇一二年）、七二頁。
- (7) (8) 『松平治郷（不昧公）関係史料集』I（松平治郷「不昧公」研究会編、松江市、二〇二三年）に収載。
- (9) 川村博忠「松江藩の天明二年『寸里道地図』について」（『歴史地理学』五三一二、二五四号、二〇一一年）。
- (10) 「三谷家文書」（松江歴史館寄託）二三一三一一。関係史料を教示いただいた高橋真千子氏に謝意を表する。
- (11) 「御休泊並御立場附」には、西宮—大坂間の「立場」として尼崎・神崎・十三を記し、大坂と枚方の間の「立場」に野田町・守口・佐陀、枚方と伏見の間の「立場」に岩ヶ鼻・淀小橋を記す。
- (12) 「米村家文書」（松江市歴史史料集6『駅々御本陣御間取絵図』、松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課、二〇一三年に収載。「解説」は小山祥子氏執筆）。
- (13) 梶洸・福留照尚編『山崎通郡山宿 椿之本陣宿帳』（向陽書房、二〇〇〇年）。
- (14) 「道中記」によれば、神崎—大坂間は、神崎（兵庫県尼崎市神崎町）から舟渡しで神崎川を渡り、今里村（大阪市淀川区十三今里）から十三川（中津川）を渡り、北野村（大阪市北区）を通り、大坂へ至る経路だった。江戸時代の淀川河口は、神崎川、中津川（十三川）、大川（旧淀川）の三川に分かれていた。大坂からは京橋口から京街道が北へ延び、伏見・京都へと繋がる。
- (15) 藩士単独の帰国では、松江藩士の石田貞順が記した「勤仕日記」（島根県立図書館所蔵石田家文書一六六）によれば、寛政七年（一七九五）四月の帰国際、「伏見より大坂へ夜船」（二十八日）、「大坂より舟ニテ」「兵庫」（二十九日）と船で淀川を下りさらに兵庫にまで至る場合があった。
- (16) 梶洸①『国史跡郡山宿本陣——椿の本陣——』（茨木市教育委員会、二〇一

造』『松江歴史館研究紀要』二、二〇一二年、②「松平斉貴の上洛道中記録に見る旅の姿」同三、二〇一三年）。他に、斉貴の二女政姫（五歳）が総勢二十人で松江から江戸まで至る道中を描いた、福島和夫『東海道今昔旅日記——お姫さま江戸へ』（新人物往来社、一九六九年）がある。

六年)、②「関札・掛札についての一考察」(茨木市立文化財資料館館報)二、

二〇一六年)、③「北摂茨木市宿河原「ぼろ塚」考」「郵政考古紀要」六四、二

〇一六年)、④「近世の本陣における関札・掛札試論」(同)七四、二〇一二

年)。

(17)『新修茨木市史』二、通史II、第二章第五節「交通の発達と郡山宿」(飯沼雅

行氏執筆)、四四二頁。笛川隆平・石川道子・梶光『椿の御本陣』(向陽書房、

一九八六年)収載「郡山宿御用人馬——負担大きく窮状訴える——」(石川

道子氏執筆)、一六一頁。『新修茨木市史』五、史料編近世(茨木市、二〇〇九

年)収載「一四 郡山宿」一四号、安永三年十月二十五日付馬借所困窮につき

助郷願書。『箕面市史』史料編五(箕面市役所、一九七二年)収載、瀬川共有文

書一六号、安永二年より諸願写日記帳写。大坂町奉行からの申し渡し日につい

ては諸説あるが、『新修茨木市史』二、通史II、第二章第五節の見解に従つた。

(18)『新修茨木市史』二、通史II、第二章第五節、表47、四二一・四四五頁。『椿

の御本陣』一六三頁。

(19)『新修茨木市史』二、通史II、第二章第五節、四四五頁。『箕面市史』二(箕

面市、一九六六年)、第三章第五節「西国街道の整備とその影響」二九一頁。

(20)西島、注(4)論文。

(21)『松江市史』通史編4近世II、第六章第一節、二〇七・二〇八頁。安澤秀一編

『松江藩出入捷覧』(原書房、一九九九年)。

(22)『松江市史』通史編3近世I(松江市、二〇一九年)、第二章第一節「松江藩

財政政策の展開」(伊藤昭弘氏執筆)

(23)「三谷家文書」二三一八一四。

(24)「列士録」(島根県立図書館所蔵)二代目崔部市郎兵衛の項。

(25)「午年御参勤日記」(郡山宿椿之本陣宿帳)。

(26)「三谷家文書」二三一八一三。

(27)中原健次『松江藩格式と職制』(松江今井書店、一九九七年)収載「松江藩松

平氏系図」。「須天」の姉三人はいずれも夭折している。

(28)「郡山宿椿之本陣宿帳」享保元年十一月条(一、京都御入内御上使、松平出  
羽守様御越之時、御目見へ參、金式百疋被遣候)。

(29)『新修茨木市史』二、通史II(茨木市、二〇一六年)、第二章第一節「農業と

農産物の加工・流通」(中川すがね氏執筆)、三一八頁。

(30)現在、郡山本陣に残る関札は三枚ある。五月十一日付「出雲少将」「泊」とあ

るもののが一枚、二月十七日付「松平出雲守」「休」とあるものが一枚である。五

月十一日付のものが齊貴の宿泊時の関札である(梶、注(16)②④論文では、

「宿帳と年代が合致しない関札一覽」「別表3」に掲載されているが、宿帳に

「雲州様」とあることからくる誤読と考えられる)。二月十七日付関札の年代は

不明ながら、休憩があるので郡山本陣が休憩で利用される寛政七年以降の可能

性が高い。

(31)「郡山宿椿之本陣宿帳」嘉永二年五月十一日条。この日は、齊貴の舍弟信進

(駒次郎)も同宿した。

(32)『久世町史』第六章第一節。『松江市史』通史編4近世II、第六章第一節。

(33)「列士録」四代目柳多四郎兵衛の項。

(34)『贈従三位松平定安公伝』(松平直亮著・刊、一九三四年)。熙は、文久三年一  
月八日に江戸で松平定安と結婚しており、結婚直後の帰国だった。

(にじじま たろう 追手門学院大学文学部教授)

# 松江藩主の領内出郷にみる御鷹と本陣利用

春日 瞳

## はじめに

本稿は、近世武家の伝統儀礼である鷹狩が松江藩領内でどのように実施されていたのか、出郷関係史料から分かる御鷹の基礎的考察と、領内出郷にみる本陣利用の特徴を明らかにする。

鷹狩をめぐる研究は、宮内省式部職編『放鷹』<sup>(1)</sup>を始めとして数多くあるが、近世の鷹狩は、主に二方向から取り組まれてきた。一つ目は、江戸幕府が関東に敷いた鷹場制度を分析するもので、鷹場支配が関東の地方支配の一政策であるとする地域編成論が展開された<sup>(2)</sup>。そこで検討された組織や用語などは諸藩で用いられており、諸藩における鷹場の実態が検討されている<sup>(3)</sup>。二つ目は、鷹狩が領主権の一つとして認識され、「御鷹」及びその獲物が、権威の象徴として取り扱われたことに伴う儀礼的側面を分析するもので、根崎光男氏<sup>(4)</sup>や岡崎寛徳氏<sup>(5)</sup>、福田千鶴氏<sup>(6)</sup>の研究がある。さらに、近年では自然環境史の側面から、鷹場の設定が生態系や人の生活に与えた影響について多角的に分析されている<sup>(7)</sup>。松江藩に関する研究では、令和二年（2020）に松江歴史館が開催した企画展によつて、鷹狩を愛好したことで知られる九代吉宗の事績が詳しく明らかにされた<sup>(8)</sup>。そこでは、八代吉宗が将軍就任直後、江戸幕府の鷹匠を紀州の吉田流の者に入れ替えたことを受けて、松江藩では六代宗衍が吉田流を取り入れたこと、七代治郷に至つては藩の鷹匠を全員吉田流に転換させたことなど、江戸幕府における鷹狩再興運

動と松江藩の動向が連動していた実態が明らかにされている<sup>(9)</sup>。

一方、松江藩領内における本陣や藩主等の出郷に関する研究については、藤間亨氏<sup>(10)</sup>や小林准士氏<sup>(11)</sup>、松本美和子氏<sup>(12)</sup>によって、主に本陣建物の配置や調度品、出雲流庭園の築庭といった藩主の滞在空間を再現することで、それをもてなす地域有力者の格式の高さと負担の在り様が明らかにされてきた。さらに、『宝文道町史』<sup>(13)</sup>や松本氏<sup>(14)</sup>、岡宏三氏<sup>(15)</sup>による藩主や藩士らの出郷研究から、出郷は町場全体で負担するものであり、藩士や御殿女中の利用も多くあつたことが指摘された。このような本陣や藩主を軸にした研究の中で、藩主の鷹狩は本陣利用の一目的として触れられている。

## 第一章 松江藩主の鷹狩と御鷹について

### 第一節 松江藩主の鷹狩動向

近世の鷹狩は、単なる狩猟ではなく、治世者の特権であり、武家にとつて重要な伝統儀礼の一つであった。鷹狩とは、飼い慣らした鷹を用いた狩猟方法のこと<sup>(16)</sup>で、放鷹・羽合とも呼ぶ。史料上に現れる鷹とは猛禽類の総称のこと<sup>(17)</sup>で、実際はイヌワシ・オオタカ・ハイタカ・ハヤブサ等がそこに含まれている。鷹狩を行うことができる者は基本的に江戸幕府将軍や大名に限られており、鷹 자체が「御鷹」と称され、その生体そのものが権威の象徴であった。「御鷹」供給のため、将軍のもとには鷹の産地である東北諸藩から若鷹があつた。

献上され、これを「獻上之御鷹」と呼んだ。また、「御鷹」が捕獲した獲物のことは「御鷹之鶴」等と言った。本稿では、鷹について以下「御鷹」と呼称する。

先述の近世鷹狩史研究の進展により、將軍が行う鷹狩の実態が明らかにされてきたが、それでは松江藩主の状況はどのようなものだったのか。領内での鷹狩状況を概観するため、本項では特に松平期以降の状況を確認したい。

寛永一五年（一六三八）に初代松江藩主となつた松平直政は、江戸幕府から姉ヶ崎（千葉県）に鷹場を拝領していること、松江藩領内で鷹狩を行つたことが寺院の縁起として語られるなど、関東と松江藩領内の両方で鷹狩を行つたことが確認できる<sup>(18)</sup>。史料によれば、直政は三代將軍徳川家光から「御鷹之鶴」をたびたび下賜されており、中には「御鷹之鶴」を在藩の家臣に送りこれを料理するよう指示するなど、家臣に拝領品である鶴を振る舞つている<sup>(19)</sup>。しかし、直政が松江藩領内のどの地点に出郷していたのか、詳しい動向は分かっていない。二代綱隆も父・直政とともに鷹狩を行つていたと考えられ、後年の記録には北山（島根半島）で三度に渡り、巻狩を行つたことが語られている<sup>(20)</sup>。

なお、五代將軍綱吉から七代家継までの期間は、いわゆる「生類憐れみの令」の一政策として幕府領での鷹狩が禁じられたため、諸藩も幕府に追随して鷹狩を自主規制した<sup>(21)</sup>。鷹狩が復活するのは八代吉宗の將軍就任時からであるため、概ね天和年間（一六八一～一六八四）から正徳年間（一七一一～一七一六）の約三〇年間に渡つて、全国で鷹狩が停止されることとなる。よつて、松江藩においても当該時期に領内での鷹狩は行われなかつたと考えられる。

それでは松江藩主の鷹狩はいつ復活したのであろうか。『松江市史』によれば、享保三年（一七一八）十月に、五代宣維が青山今井中屋敷方面の御鷹野へ出向いた記事があるので、享保初年には鷹狩が再開されていたとみられ

る<sup>(22)</sup>。ただし、松江藩領内での事例は管見の限り見つかっていない。その後

は、七代治郷、九代斎貴が突出して鷹狩事例が多く残る。十代定安が領内で鷹狩を行つた形跡は見つけられていないが、『旧藩事蹟』によると、慶応三年（一八六七）に当時瑠彩麿の名であつた松平直応（斎貴の子で後に定安の養子となる）の住居を建てるために御鷹部屋が移転となり、鷹狩は実質廃止されたとある。

## 第二節 御鷹の構成と産地

鷹狩には、御鷹部屋・鷹匠・鳥見方・殺生方・犬牽といった、幅広い組織・役職が関与した。本節では特に鷹匠と御鷹の実態を確認したい。

表1 御鷹の名称と鷹匠

御鷹の名称	備考	鷹匠
高清水	御羽合御鷹	赤井長助
桜野	御控	落合伝蔵
白木立		井上源太郎
月ヶ崎		酒井弾助
貝丸	預り酒井弾助	据前 村嶋岩之助
秋鹿隼		布野与市
嶋根隼		笠原忠次郎
赤江隼		菊川又四郎
福原隼		平井熊太郎
横手古屋御鷹	御供御免	村嶋謙八
浦小嶋御鷹		預り 平井林助
萩津御鷹	林八預り	据前 綿貫城八

天保四年（一八三三）（池尻家文書83-1）

及び鷹匠の村嶋謙八が出郷を辞退したため、「浦小嶋御鷹」と「萩津御鷹」が後日追加された。結局、このときには一一据の御鷹と鷹匠が対となって出郷し、「高清水」が「御羽合御鷹」に、「桜野」が「御控」に据えられた。（表1）

より、藩主の領内出郷に帯同する御鷹は、上位

に藩主が操るであろう「御羽合御鷹」とその控の御鷹があり、さらに鷹匠が操ったとみられる複数の御鷹や、「秋鹿隼」や「嶋根隼」といった小型の御鷹が下位に位置づけられる構成だったことが分かる。

前項で、將軍の御鷹は東北諸藩が主な産地であると述べた。では、松江藩主が保有した御鷹はどこから調達されたのだろうか。通常、鷹にはその产地をもって名付ける慣例であり、斎貴の場合、「高清水（陸奥国高清水）」「知内（松前）」「鶴巻（陸奥国鶴巻）」といった、蝦夷地・東北地方産の御鷹を取り寄せたことが明らかになっている<sup>(2)</sup>。（表2）は天保二年の斎貴出郷時に帯同した御鷹の名称である。「大久喜」は現在の青森県八戸市鮫町の地名、「竹生嶋」は琵琶湖に浮かぶ竹生島（現滋賀県長浜市）を指すと考えられる。また、前掲表1には「秋鹿隼」「嶋根隼」「赤江隼」「福原隼」の名が見える。

秋鹿・嶋根は、秋鹿郡・島根郡を指すと見てよいだろう。「福原」は同名の

地名が多くこれだけでは断定できないが、「赤江」は現在の安来市赤江町を指す可能性がある。これらのことから、松江藩領内では御鷹のうち、主に隼を確保していたといえる。

そこで、領内での鳥類捕獲を示す史料として、「諸御条目御書出写 第一冊」の申年三月二三日付触書をみたい。要約が以下のとおりである。（文中の丸括弧は筆者が付した。）

① 町場や在所に鷂鳥（よひからす）の巣があつた場合は日代・庄屋・与頭まで持参すること、その際親鳥の嘴を切り、御鷹部屋まで差し上げること。巣おろしを行つた者には巣一つに付き五〇銭を遣わす。

② 鷂の巣の場合、巣おろしは役人が行うので即刻御鷹部屋まで注進すること。発見者には褒美として二〇〇疋を遣わす。

③ 負傷した鶴や鷂に落とされた鶴を発見した場合は、庄屋・与頭を通して

御鷹部屋まで差し上げること。発見者には一〇〇疋を遣わす。

④ 白鳥の場合も前記同様である。発見者には白銀一〇匁を下す。この他にも変わった鳥を見つけた場合は御鷹部屋まで注進すること。

この触書は、差出人の一人である今村左大夫の仕置役就任期間が寛文六年（一六六六）から寛文一〇年（一六七〇）までであることから、寛文八年（一六六八）に出されたもので、鷹狩停止以前の様相を伝える数少ない史料の一つである。なお『松江市史』解説によると、「諸御条目御書出写」は天明元年（一七八一）から享和元年（一八〇一）までの期間に作成されており、地方役にとって有用な史料が筆写されたものであることから<sup>(2)</sup>、右の触書は鷹狩再興後の七代治郷治世下に複写され、鷹狩が頻繁に行われた一八世紀末時点で、先例として参照されていたとみられる。

触書の内容について、①②は将来鷹匠が調教する御鷹の卵や雛鳥を確保すること、③④は鷹狩の獲物を事前に捕獲し飼養に回すことを目的としている。特に、鷂の巣の場合は発見者への褒美が高額に設定され、巣おろしに至つては御鷹部屋の役人が直接行うこととしており、先ほどの隼の例と合わせると、自領産の大型の御鷹自身が貴重なものであり、その確保が重要視されていたといえよう。

## 第二章 「池尻家文書」にみる藩主の鷹狩出郷状況

### 第一節 鷹狩にみる行列の概観

本節では「池尻家文書」を基に、十八世紀末から十九世紀中頃の、藩主の鷹狩を目的とした出郷状況を確認し、その特徴を述べたい。

池尻家は、秋鹿郡下伊野村（現出雲市美野町）に所在した家で、代々秋鹿郡の与頭を勤めた。宍道湖北岸の街道上に位置することから松江藩の本陣を

表3 松江藩主の鷹狩出郷一覧

年	先触の日	出発	往	復	帰城	目的地
寛政4年	1792	閏2/12	閏2/24	北	北	閏2/26 平田辺 2泊3日
寛政7年	1795	9/26 10/12	9/29 北	北	— 10/19	神門郡、楯縫郡 7泊8日
寛政8年	1796	— —	北 北	10/1 10/19	神門郡、楯縫郡 神門郡、楯縫郡	
天保2年	1831	9/18	10/11	北	南	10/14 黒目村、西園村 3泊4日
天保4年	1833	9/8 11/23	9/17 12/10	北 南	(南) 南	— 3泊4日 西園村 3泊4日
天保5年	1834	1/5	1/24	北	(南)	1/27 黒目村 3泊4日
		9/9	9/22	北	(南)	9/24 黒目村 2泊3日
天保6年	1835	10/18 11/8	10/22 11/10	北	(南)	10/24 黒目村 2泊3日 11/12 黒目村 2泊3日
天保7年	1836	1/20	1/28	北	南	2/3 黒目村、西園村 4泊5日
天保8年	1837		11/13 12/11	南	北 南	11/15 西園村 2泊3日
天保9年	1838	2/17	2/24	南	北	2/26 黒目村 2泊3日
		9/22	9/28	北	北	9/29 黒田村、黒目村 1泊2日
天保10年	1839	11/23 12/18	12/6 12/22	北	南	黒目村、西園村 — 西園村
天保11年	1840	1/9 2/12	1/21 2/14	北	南 南	1/23 黒目村、西園村 2泊3日 2/17 黒目村、西園村 3泊4日
天保12年	1841	9/3 9/28	9/10 10/5	北	南	9/12 黒目村 2泊3日 10/7 黒目村 2泊3日
天保13年	1842		1/17	北	南	1/19 黒目村、西園村 2泊3日
		閏9/22 10/3	閏9/26 10/8	北	南 南	閏9/27 黒目村 1泊2日 10/9 黒目村 1泊2日
天保14年	1843	10/19 10/29 11/21	10/21 11/3 11/24	北	南 北 南	10/23 黒目村 2泊3日 11/5 黒目村 2泊3日 11/26 黒目村、西園村 2泊3日

『池尻家文書目録』(島根県立図書館、2003年)「領主(鷹狩)」No.655~776を基に整理した。

実施する天保一〇年以降には、一度の出郷日数が一泊二日にまで短縮する回もあり、年代を経るにつれ、鷹狩出郷は短期・頻回なものとなっている。出郷先は出雲郡黒目村(現出雲市斐川町黒目)が最も多く、次いで神門郡西園村(現出雲市西園町)が選ばれている。

領内出郷の場合、宍道湖の北側を通る北路と南側を通る南路があり、道中に位置する村町の負担が公平となるよう往路と復路で別の経路を使うことが慣例であるが<sup>24)</sup>、(表3)の道程をみてみると、寛政年間から往路に北路を選択する傾向がみられ、特に天保一〇年以降は往路に北路、復路に南路を利用することが固定化した。

次に、行列の構成を確認した(表4)。鷹狩出郷の供連されは、毎回二〇〇人前後で一定であり、内訳は「諸士」が三〇人から四〇人程度、その他を「御徒」及び家来衆や御小人などが占めている。出郷が頻回となる天保一〇年以降も同様に二〇〇人前後であり、行列人数の縮小は行われていないことが分かる。小林氏によれば行列人数は二〇〇人前後が通常であるとされることから<sup>25)</sup>、ここでも、杵築参詣等と比べて行列人数が縮小されることはないと言える。

勤め、藩主が杵築社参などで本陣を利用する際は、主に昼夜休息の場として利用された<sup>26)</sup>。

(表3)に、出雲平野方面への鷹狩出郷を一覧にした。期間は寛政四年(一七九二)から天保一四年(一八四二)まで、治郷と斎貴の出郷記録である。出郷時期は水鳥の飛来する九月から翌年二月まで、一度の宿泊日数は概ね二泊三日から三泊四日となっている。斎貴の場合、鷹狩を年に三、四度も

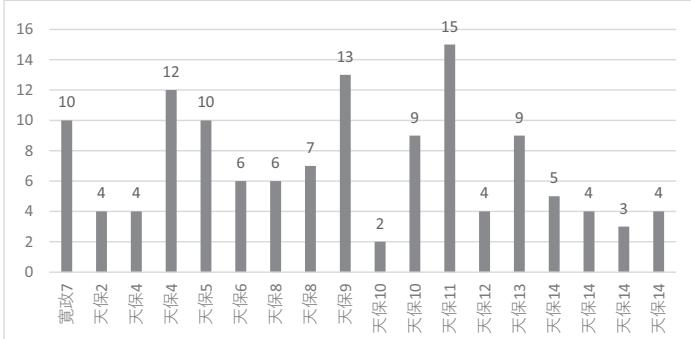
書き写された先触の行列次第には六人の名前がないこと、その後の正月十九日

表4 出郷時の構成

年	内訳	合計
寛政7年 1795	本陣90人、下宿133人	223
天保2年 1831	本陣103人、下宿118人	221
天保4年 1833	諸士34人、御徒以下80人、御家来等102人	216
天保5年 1834	諸士43人、帯刀46人、一力140人	229
	諸士29人、御徒以下175人	204
天保6年 1835	諸士35人、御徒以下179人	214
	諸士37人、御徒以下183人	220
天保7年 1836	諸士43人、御徒以下195人	238
天保8年 1837	諸士28人、御徒以下195人	223
天保9年 1838	諸士31人、御徒以下66人	97
	諸士31人、御徒以下34人、一力139人	204
天保10年 1839	諸士31人、御徒以下172人	203
	諸士36人、御徒以下207人	244
天保11年 1840	諸士39人、御徒以下187人	187
天保12年 1841	諸士37人、御徒以下177人	214
天保13年 1842	諸士37人、御徒以下199人	236
	諸士32人、御徒以下180人	212
天保14年 1843	—	208
	—	202

出典：表3同

図5 池尻家文書にみえる鷹匠の人数



出典：表3同

表6 寛政7年（1795）10月19日昼休息の事例

宿所	役職名及び人数	人数
本陣池尻藤兵衛	御次頭1、御目附1、 [御側役] 2、 [御納戸] 5、 [御小姓] 12、 [御小姓] 家来3、 [医師] 2、 [御台所] 3、 御祐筆1、御次物書1、 御買物方6、 [御坊主] 10、 御臺所下男7、毛坊主4、 上御女中3、御納戸1、 次女中3、御役人3、 小使6、次女中8、 小使2、御家来6	90
弥助	[御鷹匠] 10、外御鷹御家来 [10]	20
弥三太	御徒目附1、御供御徒6、家来4	11
万屋和蔵	御吟味方2、郡方1、 往来方1、家来3	7
夫吉	御茶道方小使1、御釜屋御小人1、 定小使6	8
定三郎	御手廻り小頭1、御手廻り6、 御添人6	13
喜太郎	押方4、御先手6、	10
庄吉	壹番御小人10	10
長蔵	弐番御小人9	9
弥蔵	御水主5	5
弥三次	垂水伊織様中小性2、同小者4、 長井太右衛門様中小性1、同小者1、 和多田二平二様御家来2、 長崎半蔵様御家来2	12
藤蔵	その他家臣19	19
太助	御女中様御用之者9	9
	計	223

〔 〕は、他史料から類推して補ったもの。

出典：池尻家文書60-6

## 第二節 休息にみる本陣利用の転換と御成空間

本節では、「池尻家文書」にみえる本陣の利用事例を通して、その特徴を明らかにしたい。

寛政四年（一七九二）七代治郷の出郷事例によると、平田辺で鷹狩を行

日触（史料1）に、六人は現地（「御出郷先」）の賄、即ち羽合先での携帯食のみ入用とされていたからである。天保九年の事例においても、一三人中七人は羽合地点の現地へ直接参集するものだった。このことから、領内における鷹狩の場合、鷹匠は行列に加わらず、事前に鷹狩が行われる場所へ赴いていた場合もあったといえよう。

殺生方役人の宿、御徒、足軽等と、役職によって宿割が組まれていることが割り当てられている。下宿では近習頭に一軒が割り当たられ、次いで鷹匠・

休息の宿割（史料2）によると、池尻家が本陣に、ほか十四軒の民家が下宿に設定され、下宿に側役・納戸役・小姓といった随行の家臣が分宿している。これが、（表6）に掲げた寛政七年（一七九五）の事例をみると、本陣に設置された。これで、御次頭を始め、日付、側役、納戸役、小姓等といった、寛政四年時点では下宿に割り当たっていた家臣が、本陣に集う宿割となっている。この宿割は以降も継承されたようだ、（表7）に掲げる天保二年（一八三一）齊貴の出郷事例をみると、本陣には諸士三〇人、御徒以下七三人の計一〇三人が割り当てられている。

池尻家と同様に本陣の座敷図が現存する木幡家（現松江市宍道町）は、領内出郷時、主に宿泊のために利用された。小林氏によると、宍道町で藩主が宿泊した際、藩主ほか三七人余は本陣に待機あるいは宿泊し、その外の家臣及び従者は三〇軒の下宿に分宿しているが<sup>29</sup>、本陣に宿泊した者の内訳をみると、土分の家臣は御茶道・納戸役らの九人で、その他は毛坊主や下男等で

表7 天保2年（1831）10月11日昼休息の事例

宿所	役職名及び人数	人数
諸士30 (御守役1、御目附1、 御側役2、御納戸4、 〔御小姓〕17、〔医師〕4、 御台所奉行1、御塩梅1) 本陣池尻藤兵衛 御徒以下73		103
孫助 望月様御上下〔近習頭〕	6	
幾助 御鷹方、御殺生人	25	
弥三兵衛 御徒目附、御徒	13	
弁蔵方後座敷 押方、御足軽、御納戸才料	7	
同人表座敷 御手廻り衆	7	
慶助 諸士様御家来、足軽等	54	
門長屋 御駕之衆	6	
計	221	

[ ] は、他史料から類推して補ったもの。

出典：池尻家文書70-1

分かる。なお、近習頭と鷹匠・殺生方役人の滞在する下宿には、世話役として脇亭主を設けることが通例であり<sup>26</sup>、その他の下宿とは待遇に差があったことが伺える。

以上の「池尻家文書」にみる下伊野村の事例から、一八世紀末以降、藩主が領内出郷時に本陣で昼休息を取る場合、本陣は藩主と土分の家臣が滞在する空間へ、下宿は御徒以下の家臣の滞在する空間へ固定化していくといえる。このことについて、池尻家文書には、天保二年（一八四〇）頃とみられる本陣の座敷図「池尻藤兵衛家図 控」（図8）が残されている<sup>27</sup>。（図8）には、付箋で家臣の配置が示されており、御成門を通過して最初の八畳二間が藩主の御成座、そこから東に四畳間を挟み隣接する八畳・一〇畳の二間には「御小姓様・御医師様・其外様」が控えた。小姓らが控える八畳間の北に隣接する六畳間には、「御近習頭様・御側役様」が控えた。参勤交代の休泊本陣を描いた「駅々御本陣御間取絵図」<sup>28</sup>と比較すると、共通する点は①近習頭と側役は同部屋であることが多く、藩主の御成間に近い座敷に控えたこと、②目附役と御用人は藩主から離れた座敷が多く、御用人が最も遠くに位置したことであり、異なる点は「駅々御本陣御間取絵図」では納戸役が御成間に近く位置するが、池尻家の場合は小姓や医師らが最も近くに控えたという点である。この点について、池尻家文書の絵図には納戸役の付箋が見当たらないので、「其外様」に括られた可能性が残る。

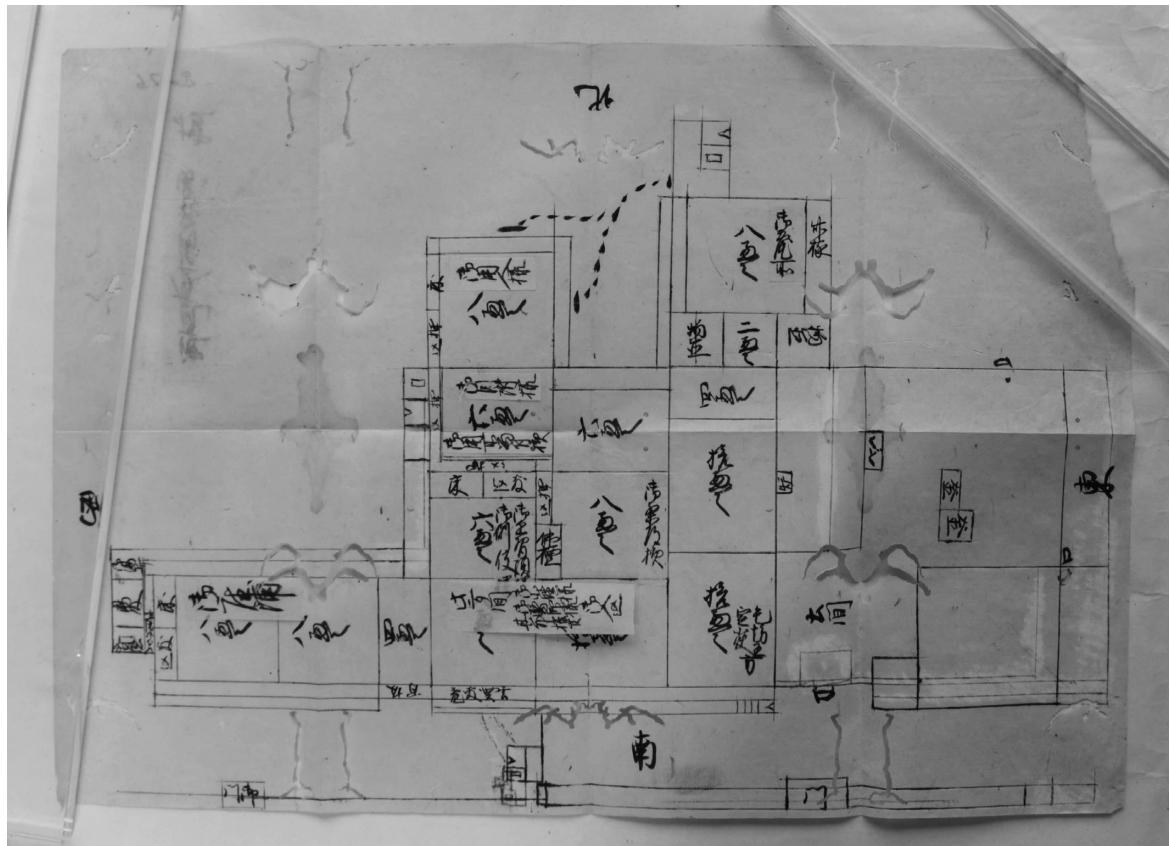


図8 「池尻藤兵衛家図」控

あり、昼休み時に比べ、本陣詰の家臣はかなり絞られていることが分かる。

藩主の領内出郷時、寛政初年頃までは宿泊及び昼休みとも、本陣と下宿の宿割構成は同様であり、本陣には最少の家臣のみ控え、側役・納戸・小姓ら藩主の身辺を世話する奥向の家臣らであっても下宿に分宿する構成であった。ものから、寛政七年頃を境に、昼休み時の宿割構成が変化した。残された絵図から、変化後の本陣での御成空間を明らかにしたところ、それは参勤交代において出雲街道や東海道上の本陣に宿泊する際の御成空間と同様の空間構成であった。

### おわりに

おわりに、本稿のまとめと今後の展望について述べたい。

第一章では、領内出郷に随行する御鷹の構成や領内産の隼が存在したことを見明らかにした。第二章では、寛政七年頃を境に、昼の本陣利用の在り方に転換がみられること、その際の御成空間の配置を明らかにした。「藩主の移動」という観点から、参勤交代史料と領内出郷史料を比較することで、松江藩主の御成の実態を検討することができた。

今後の課題として、藩主の鷹狩を伴う領内出郷は、梁山・東津田などでも行われており、異なる方面での状況比較が可能であることや、今回明らかにした本陣利用の転換及び出郷の路程が固定化された背景について、本稿では検討することができなかった。また、藩主が江戸滞府で国元に不在であつても、御鷹の調教は出雲国内で行われており、御鷹部屋や鷹匠ら藩役人の動向も含めた鷹狩の実態解明によって、鷹狩が松江藩の自然環境（山林・田畠）に及ぼした影響や鳥類の生育環境などの解明に繋げられる。特に、西園方面は殺生禁断である杵築社領との兼ね合いもあり、出郷を通して杵築社と松江

藩の領地認識を検討することができるのではないだろうか。

### 謝辞

最後になりましたが、行列研究会にお声がけくださいった小山祥子氏、高橋真千子氏に感謝の意を述べます。有難うございました。

### 【史料1】「池尻家文書」92—4

正月十九日 奈倉五郎藏  
下郡理右衛門殿  
与頭忠右衛門殿  
与頭大次殿

### 【史料2】池尻家文書59—1（括弧は筆者による）

（表紙）

「 寛政四年

御小休所御下陣御宿割差出帳

子閏二月

（本文）

一、赤木内蔵様 弥助

外生田又左衛門様

栗田平八郎様

佐蔵

土屋平八郎様

赤木隼太様

永江宗蔵

中村作蔵

一、堀尾弥税様 弥三次

和多田二平次様

下飼付人

平井井平様

内海佐次右衛門様

間瀬太郎作様

右御出鄉先ニおるて御賄御手配有之候様  
右之通被仰渡候条、無間違可被下手配候、已上



御座候、以上

閏二月

与頭兩人

下郡藤丘衛

注

- (1) 宮内省式部職編『放鷹』(吉川弘文館、一九三一年)
- (2) 村上直、根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』(古文書入門叢書6、雄山閣出版、一九八五年)、大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、一九九六年)
- (3) 福田千鶴「『御鷹』をめぐる政治史」(『江戸時代の武家社会 公儀・鷹場・史料論』校倉書房、二〇〇五年)
- (4) 根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)
- (5) 岡崎寛徳『鷹と将軍』(講談社、二〇〇九年)
- (6) 福田前掲註3。
- (7) 福田千鶴、武井弘一編『鷹狩の日本史』(勉誠出版、二〇一二年)
- (8) 『NARITAKE 松江藩主 松平齊貴—北斗七星と鷹と西洋文化に魅せられた殿様—』(松江歴史館、二〇二〇年)
- (9) 前掲註8、「第四章 鷹狩」。
- (10) 藤間亨『格式と伝統 出雲の御本陣』(出雲市民文庫19、出雲市、二〇〇九年)
- (11) 小林准士『お殿様の御成り—近世松江藩主と本陣—』(松江市ふるさと文庫1、松江市教育委員会、二〇〇六年)
- (12) 松本美和子「本陣彼是」(『本陣被仰付 一名画が伝える旧家の文化ー』、三館合同企画展「本陣被仰付」展実行委員会、二〇一〇年)
- (13) 宍道町史編纂委員会編『宍道町史』(通史編下巻、宍道町、二〇〇四年)
- (14) 松本美和子「松江藩主の国内巡視にみる往来事情」(宍道町教育委員会編『宍道町歴史叢書』第2号、宍道町教育委員会、一九九八年)
- (15) 岡宏三「御用宿(本陣) ウラ話」(『本陣被仰付 一名画が伝える旧家の文化ー』三館合同企画展「本陣被仰付」展実行委員会、二〇一〇年)
- (16) 松江市史編集委員会編『松江市史』(以下、『松江市史』とする)(通史編4「近世II」松江市、二〇二〇年)第六章第一節第二項、二三一〇頁。
- (17) 『松江市史』(史料編7「近世III」松江市、二〇一五年)「松平家藩主書状・書付」No.20「松平直政書状(大橋家文書)」、一〇〇頁、No.28「松平直政書状(大橋家文書)」、一〇四頁。
- (18) 岡宏三「松江藩の『犬猫改帳』」(『日本歴史』第八九八号、吉川弘文館、二〇一三年三月号)
- (19) 塚本學『生類をめぐる政治—元禄のフォーカロア—』(平凡社選書八〇、平凡社、一九八三年)、根崎前掲註4。
- (20) 『松江市史』(史料編7「近世III」)「御徒文書」「江戸御用状留享保三年」二三七頁。
- (21) 前掲註8。
- (22) 鳥谷智文「諸御条目御書出写 第一冊」解説(『松江市史』史料編6「近世II」松江市、二〇一三年)
- (23) 池尻家文書については、伊野郷土誌編集委員会編『伊野郷土誌』(平田市伊野公民館、一九九三年)や、島根県立図書館郷土資料係編『池尻家文書目録』(島根県立図書館、二〇〇三年)に詳しい。
- (24) 『松江市史』(通史編4「近世II」)第六章第一節第二項、二三一〇頁。
- (25) 前掲註11。
- (26) 「池尻家文書」83—2、84(島根県立図書館蔵)
- (27) 「池尻家文書」92—8、「天保十一年」(一八四〇)と記された袋に括していきたことから、この年に作成されたものとみられる。
- (28) 松江市歴史史料集6『駅々御本陣御間取絵図(行列関係史料集1)』(松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課、二〇一三年)
- (29) 前掲註11。
- (かすが ひとみ 出雲市文化財課史料調査専門研究員)

# 三谷内蔵之助の旅——三谷家文書の行列史料紹介——

高橋真千子

## はじめに

三谷家文書は、松江藩で家老格・仕置役を務めた三谷権太夫家に伝わる文書群である。九八箱と別置文書からなり、史料の数は一万三千点を超える。

古くは慶安・寛文期から、昭和期までのものがある。御当主のご厚意により、国文学研究資料館の安藤正人先生・青木睦先生・五島敏芳先生（いずれも当時の指導の下、平成十四（二〇〇二）年から調査をはじめ、平成二三（二〇一〇）年に目録が一通り完成した。現在は、目録の整理作業及びラベル貼付作業の段階であり、松江歴史館に寄託されている。この三谷家文書の中から、三谷内蔵之助（八代目三谷権太夫長順）の旅関係の史料を紹介する。

内蔵之助が三谷家嫡子となつた嘉永六年は、ペリーが来航した年であり（六月三日）、ここから社会情勢が不安定となる。松江藩においても、嘉永五年の三谷忠太郎の一件の影響で翌六年九月五日に九代藩主斉貴が隠居、津山藩主松平斉孝の四男・定安が松江藩主となつた。松江藩松平家は、この時初めて他藩から藩主を迎へ、そのまま幕末期へと向かうこととなつたのである。

## —三谷内蔵之助について

三谷内蔵之助は、七代目三谷権太夫の次男で、幼名を梶之助といつた<sup>(1)</sup>。天保十一（一八四〇）年十二月九日に團弥一右衛門家の婿養子となり、仲と改名した。弘化二（一八四五）年に御扈従御番頭、嘉永五（一八五二）年に格式中老・御仕置添役となつている。同年、兄であり三谷家嫡男の忠太郎が、藩主の交替を図つたとして廃嫡・「押込」となつたため<sup>(2)</sup>、嘉永六年二月六日に团仲が三谷家の嫡子となつた。妻（團弥一右衛門娘）と共に三谷家へ引っ越し、团家は乙部九郎兵衛の弟・六之助が婿養子（仲の娘と婚姻）と

内蔵之助は、自身も三谷家や松江藩、江戸幕府など社会を取り巻く情勢に多分に巻き込まれながら、与えられた役割を全うするために目的地へと旅をした。また、家老家である三谷家は、その道中に行列を組んだ。本稿では、内蔵之助が通つたルートや旅の様子がわかる史料や、内蔵之助の行列について書かれた史料を紹介する。なお、三谷家には、内蔵之助が任じられた小荷駄御備士大将の「小荷駄備行列帳」（三谷家文書20-1-3）や、元治元（一八六四）年の長州征討の際の行軍行列帳である「毛利大膳父子御征伐御行列」（同29-1）などの史料もあるが、今回は「旅」という視点から、江戸・京都を往復する行列に限ることとする。

表1 三谷内蔵之助の旅程

番号	和値(西側)	移動理由	項目	宿泊日	松江	米子	相馬	美甘	坪井	土井	宍崎	大久保	西宮	大阪	岸革	坂下	桑名	池御船	吉田	見附	勝枝	由比	三島	小田原	神奈川	江戸		
1	(嘉永5年) (1848)	工戸勤番	次の宿泊までの距離	8里	7里	5里半	7里	10里	9里半35丁	11里半	11里半	5里	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁		
2	(嘉永2年) (1849)	帰国	宿駅までの距離	11里	10里半	10里半	10里半	11里半14丁	11里6丁	11里半5丁	12里3丁	10里8丁	11里6丁	12里半15丁	6里余	京御船	四日市	土山	大津	伏見	久保	伏見	勝枝	由比	三島	小田原	神奈川	江戸
3	(嘉永6年) (1853)	江戸勤番	宿駅までの距離	11里半	9里4丁	7里	10里	9里半33丁	11里半	11里半	11里半	5里	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁	里14丁		
4	(安政7年) (1854)	帰国	次の宿泊までの距離	10里半	10里9丁	10里半	10里30丁	11里27丁	9里半	13里6丁	14里7丁	8里半	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁	8里8丁		
5	(安政4年) (1857)	御用	宿駅	松江	満口	新庄	坪井	土井	宍崎	大久保	西ノ宮	大坂	休憩までの距離	8里半	10里	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	10里半	
6	(安政5年) (1858)	帰国	宿駅までの距離	2里1丁	5里	10里1丁	10里	9里	9里半	10里	9里	9里	10里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	
7	(安政6年) (1859)	京都勤番	宿駅までの距離	2里1丁	5里	10里1丁	10里	9里	9里半	10里	9里	9里	10里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	9里	
8	(安政7年) (1860)	帰国	宿駅までの距離	8里半	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	8里	
9	(文久4年) (1864)	藩主上京	宿駅	松江	安来	根羽	新庄	久世	勝前田	佐用	宍崎	大坂	休憩までの距離	5里17丁	10里	4里半	9里半	7里	7里半	50丁10里	10里	10里	3里	3里	3里	3里	3里	3里
10	(元治元年) (1864)	藩主御供	宿駅までの距離	3里19	32丁	31丁	30丁	29丁	28丁	27丁	26丁	25丁	24丁	23丁	22丁	21丁	20丁	19丁	18丁	17丁	16丁	15丁	14丁	13丁	12丁	11丁	10丁	
11	(慶応2年) (1866)	江戸勤番	休憩までの距離	5里	4里	3里1半	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里	4里	5里
12	(慶応3年) (1867)	帰国	宿駅までの距離	8里9丁	12里	8里	13里4丁	12里5丁	12里半3丁	12里12丁	12里余	10里8丁	12里半7丁	13里	14里8丁	10里半	10里5丁	7里	10里	8里半	5里	4里	3里	2里	1里	1里	1里	1里

## 二 「江戸京大坂江往来休泊附」

「江戸京大坂江往来休泊附」(三谷家別置文書<sup>5</sup>)は、团仲時代の弘化五(一八四八)年から、家督を継いだ後の慶応二(一八六七)年までの、江戸・京・大坂に行つた際の旅程を書き記したものである(表1)。

前半は宿泊日・宿駅名・里程のみだが、安政五(一八五八)年以降は、ほぼ休憩した宿駅名と里程が書き記される。

内蔵之助は、弘化五年から慶応三年の間に、松江—江戸間を三往復、松江—大坂間を一往復、松江—京間を一往復、計六往復している。いずれも、藩士が江戸や大阪・京都にある藩邸などで勤務をする勤番によるものである。旅役の旅程・支払いなど様々な規定を記した「旅役諸御渡物書抜」<sup>(3)</sup>によると、「江戸片道廿日 京・大坂片道七日」であるが、全ての旅程でそれを超過している。なお、文久二(一八六二)年に、松江藩は日野川を二度通行する米子—溝口—一部という従来のルートを、米子—天万—一部へと変更し、宿駅も同様に変えている<sup>(4)</sup>。

## 二一 江戸—松江往復ルート

表1の1~4・11・12(以下、カッコ内の数字は表1と対応)は江戸—松江往復ルートである。内蔵之助は、弘化五年・嘉永六年・慶応二年に江戸で勤番を務めている。旅程は二一日~二四日と幅がある。遅延の理由は、ほぼ「人高差問ニ付」<sup>(5)</sup>つまり、行列の人員が揃わなかつたためだが、嘉永六年(表1の3)と嘉永七年(表1の4)は大井川などで通行止めとなつたためである<sup>(6)</sup>。

内蔵之助は、嘉永七年(表1の4)に一度伊勢参宮をしている。この帰路の前、四月十五日に内蔵之助は御目付役へ参宮をしたいとの旨を願い出、翌

日許可を得た<sup>(7)</sup>。途中大井川が渡れず島田で一泊しているが、四月二十八日に桑名、二九日には津、三十日・五月一日に山田で一泊した後、津へ戻るというコースである。

この時の史料が三谷家に残っている(三谷家文書30—1—8~30—1—



【史料30-1-9 関より伊勢廻り夫より四日市迄道中記】



右大夫へハ雲州人ニ付受之大夫も無之由申居候而宜敷由

## 二一二 大坂—松江往復ルート

表1の5・6は大坂—松江往復ルートである。行路は八日、帰路は九日か  
かっているが、遅延の理由は不明である。

安政四（一八五七）年四月二八日、松江藩は幕府により大坂湾の警衛のため大坂安治川口警衛を命じられた。内蔵之助の大坂行きは、同年五月二三日に仰せつけられたため、この安治川口警衛のための人事だったことが窺える<sup>(9)</sup>。

「大坂御用状頭書」（三谷家文書23—5—3）は、内蔵之助が大坂で行った用向きを記述した史料である。それまで松江藩が警衛をしていた本牧（神奈川県横浜市）から送られてきた武器の配備、兵や御国大工職人などの借家の手配、七月二十八日の大雨による洪水への対応、警衛費用などについて書かれている。縦一七・二cm×横七・六cm×長さ九五九・四cmと長く、未翻刻であるが、安政五年一月十三日までの安治川口警衛の詳細が窺え、今後の翻刻と活用が望まれる史料である。

この後、大阪から松江に帰るときの出迎えと、内蔵之助の行列については、三谷家の与力が家政について書いた「留帳」（安政五年、三谷家別置文書80）に詳しく書かれている。行列については後述することとし、ここでは出迎えについて述べる。

## 二一三 京—松江往復ルート

安政五年二月十九日、大坂での勤めを終えた内蔵之助一行が、来たる二一日に松江に帰着することが、手紙により松江の三谷家に伝えられた。すぐさまその旨が親戚まわりと御用商人の滝川伝右衛門、与力中に伝えられ、翌二十日、与力の平井柳左衛門が安来駅まで一行を出迎えるために松江を出立した。平井柳左衛門は供人として、出雲郷宿から行列に合流する「法泉寺駕籠

人足、槍持、草履取手合、合羽笠壱荷人足<sup>(10)</sup>」を連れていき、「徒式人、対<sup>(虫掛)</sup>、鞍置引馬、沓籠壱荷持人」などの「看板手合」の人足は郡方へ頼んでいる。また、同日夕方、三谷家は出雲郷で御宿をつとめる文十方に人を遣わし、翌日の内蔵之助らの昼飯の指示をしている。

二一日、出雲郷からの早馬により、内蔵之助一行が夕七時（午後四時）に到着することが三谷家に伝えられると、彼らを三谷邸で出迎えるため、内蔵之助の同僚である御添役などにも連絡をした。この出迎えの人々は、役職によって部屋を分けられ、添役は小書院、家老は御広座、中老から奥列までは書院上之間で菓子や汲茶などがふるまわれた。ほかにも御次（書院）、御内用方（小座敷）、御徒以下（書院三ノ間）、郷町出入りの商人（六畳使者の間懸け、いずれも軽食なし）などが控えている。

三谷家では、行列を出迎えるため、玄関内外を掃除した後、天水桶を置き、盛砂・立砂をし、玄関に薄縁と式台を準備している。行列到着後は、親類や行列に同行した人たち、三谷家の使用人などに食事がふるまわれた。

安政五年時、内蔵之助はまだ家督を継いでいなかつたが、かなりの規模で出迎えられていたことが窺える。

るためのものだったが<sup>(13)</sup>、この延着により定安よりも遅く京へ入ることとなつた。

定安は、二月十七日の夜に二条城固の任を解かれたため、翌日内蔵之助に帰国の供を仰せつけ、二一日に帰国の途についた<sup>(14)</sup>。内蔵之助は、それまで参勤交代などで藩主に同行したことがないため、この時が最初で最後の同行となつた。

### 三 三谷家の行列帳

内蔵之助の行列帳は、三谷家の与力が書いた「留帳」（安政五年、三谷家別置文書80）などに記述されている。また、三谷家別置文書23には、文久四年と慶応二（一八六六）年の行列帳がある。この項では、これらの行列帳からわかることについて述べる。

行列というと、まず思い浮かべるのは大名行列である。根岸茂夫氏によると、大名行列は武家の行軍であり、武家社会の構造そのものであった。武家の行列の基本的な構成は、①前衛部隊（鉄砲・弓・長柄部隊）、②本陣（大将の武器管理役である持組・鎧組の徒・中小姓・大将・手廻り、小荷駄・惣供）、③騎馬隊、④小荷駄で、これが基本的な陣形である「備」であり、この順に行軍することを「押」といった。また、江戸幕府では石高により供連の人数や持てる武器の種類・数が定められていた<sup>(15)</sup>。各藩においても行列の基本的な構造は変わらず、その家臣らも勤番などで各地に出向く際には、石高に応じて行列を組むことが定められていた。松江藩では、「旅役諸御渡物書抜」の「人數定」の項目にその記述があり、旅役の供連れについて左のように書かれている。

一、高千石 上下式拾三人分、馬一疋、右

同断（中間雜用増無之、馬不乗時ハ馬除之）

但千石々五千石迄百石ニ付下人一人増

（ ）内は筆者補足

また、「国令」の「軍役定之事」には軍役についての記述がある<sup>(16)</sup>。

一、高三千石 挺ノホリ三本弓二張鐵砲十

馬一匹であり、中間・雑用の増はなく、馬に騎乗しないときは馬を除くことになっていた。また、行列の道具は、轍三本・弓二張・鐵砲十挺・長柄五本・馬乗三騎である。

これらの規定により、三六七〇石の三谷家の場合、行列の人数は四九人と馬一匹であり、中間・雑用の増はなく、馬に騎乗しないときは馬を除くことになっていた。また、行列の道具は、轍三本・弓二張・鐵砲十挺・長柄五本・馬乗三騎である。

のと目的地のものがある。

【図1】は、三谷家の行列帳を翻刻したものである。(1)は「留帳」の行列帳で、前項二一二で記した通り、内蔵之助が大阪から松江に帰る時のもので、三谷家を継ぐ前の行列の規模や、出雲郷で行列の人数が増えることがわかる。内蔵之助の行列は「押」まで、その後に続く乙名駕籠以後は、内蔵之助のお付きの人物のものである。

(2)～(4)は、内蔵之助が家督を継いだ後のものである。(2)の文久四年の行列帳は、一一三でも記述し

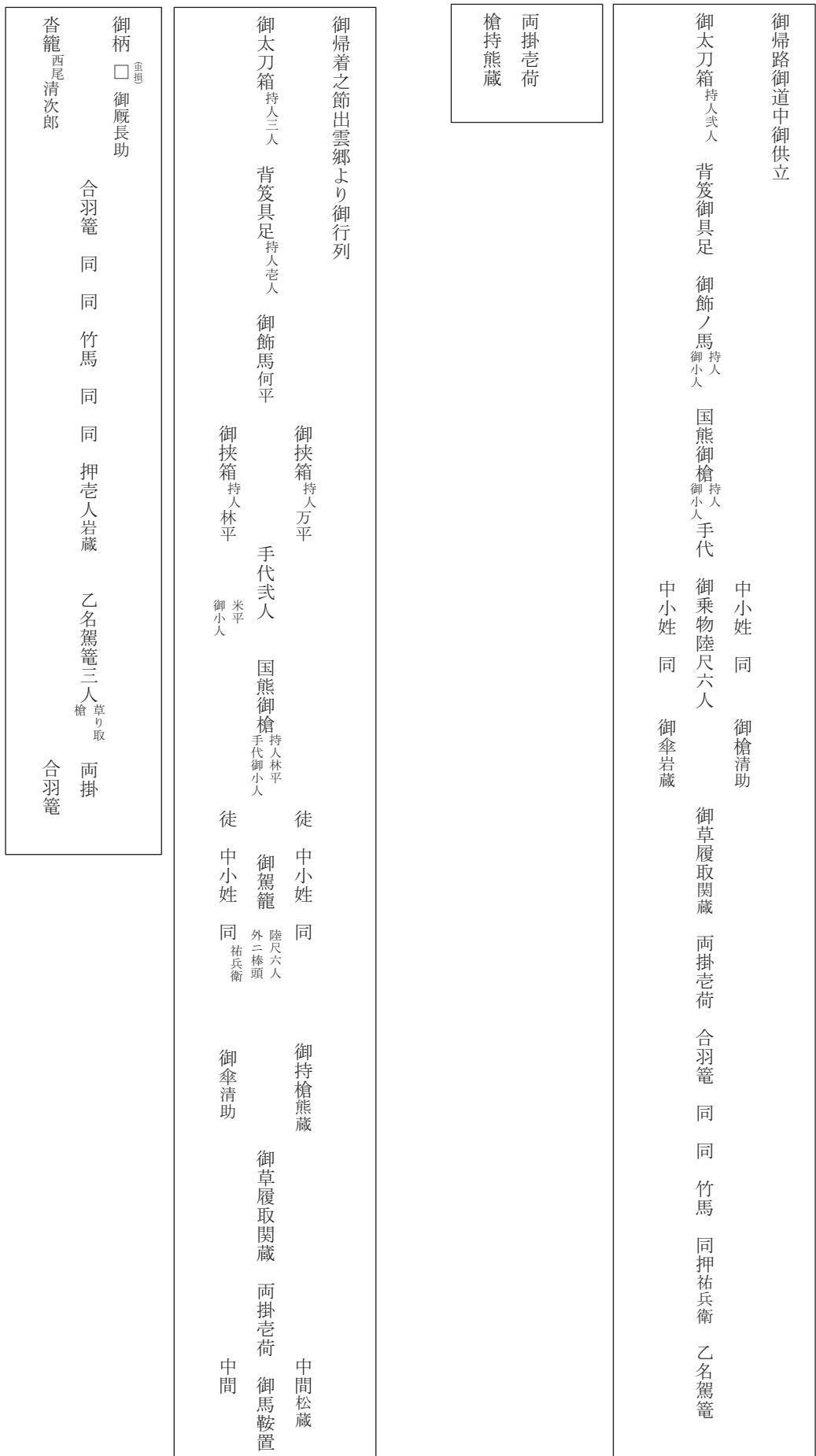
表2 各行列帳の人数

	道中	江戸・京	出雲郷から松江
(1) 安政5(1858)	27		45
(2) 文久4(1864)	47	75	
(3) 慶応2(1866)	41	50	

注：馬・駕籠は除く。

### 【図1】三谷家の行列図

(1) 安政五年の行列帳（「留帳」 三谷家別置文書 80）



(2)文久四年の行列帳〔文久四年正月上京之節御出入共御供立御道中ハ朱印相除〕三谷家文書別置23-1

※朱印は○とした

傘				
○蓑箱	鐵炮入	(虫掛)		
草り取	□持	玉葉箱	(虫掛)	
	□□両掛一荷	鞍置馬	中間	○柄杓
		中間		
		杏籠	合羽籠	
			同	
			同	
			竹馬	
			蓑籠同	
			挑灯波籠	
				○押
				押

(3)慶応二年の行列帳（「慶応二年寅三月勤番二付」三谷家文書別置23-2）

挑灯波籠 竹馬 同押

指具足	笈具足	駿槍	持人式人	徒	同	刀筒	中小姓	同	槍	傘	中間
				刀筒	乘物陸尺八人		草り取	玉葉箱一荷	衣馬	沓籠	両掛一荷
					中小姓	キハボウ			合羽篭	同	同 同 蓑笠
				同	同	キハボウ	同	同	同	姚灯波籠	竹馬 同 押
						同	同	手槍	蓑箱		

た、単独で京へ行つた時のもので、「○」印で道中と入京するときの行列の違いが示されている。

(3)・(4)は慶応二年の行列帳で、それぞれ江戸と道中での行列帳である。ま

た、表2は、この四つの行列帳に書かれた人数を書き出したものである。こ  
れらを比較すると、(1)は家督を継ぐ前のもののため、他の行列帳と比較して

人数がやや控えめではあるが、一様に、道中の宿駅と目的地に入る時的人数

が異なることが確認できる。これは、経費節減のため、道中の宿駅では簡易的な行列を組み、自國に到着した時と目的的に着いた時には自分の格式を示すため<sup>(4)</sup>、正式な行列を組んだことによるものであろう。なお、内蔵之助の行列の中では、二条城固のために京へ向かった(2)の行列帳が最も軍事色が強く、形式に則つたものであるといえる。

## おわりに

本稿では、あまり知られていない勤番武士の旅史料の紹介と、三谷内蔵之助の三つの時期の行列帳から読み取ることを少し分析した。三谷家文書の

「留帳」は、頁が固着しているため開けない冊子もあるが、宝暦年間に遡ることができるものである。この「留帳」を読み解いていけば、三谷家の行列の分析がもっと進むと考えられる。

三谷家文書は、全目録が公開されていないため、良い史料が多いにも関わらず利用が進んでいない。今後、活用が増えることを期待している。

## 謝 辞

三谷家ご当主三谷健司様、史料の寄託先である松江歴史館の笠井今日子様には、史料の閲覧・撮影などで大変お世話になりました。

また、行列研究会の皆さまには、ご多忙のところお集まりいただき、研究成果のご報告やご意見を賜りました。

ありがとうございました。

## 注

(1) 島根県立図書館編『松江藩列士録 第6巻』

以下、三谷内蔵之助の経歷に

ついて特に記述がない場合、同書を参照した。

(2) 松江市史編纂委員会編『松江市史 通史編3 近世I』松江市、二〇一九年、三五四～三五六頁

(3) 東出雲町教育委員会編『旅役 一途』東出雲町教育委員会、一〇〇三年

原本は島根県立図書館所蔵。同書を松江城・史料調査課が再編集したものを、『旅役諸御渡物書抜』(松江市歴史史料集7)という題名で出版予定。

(4) 「駅々御本陣御間取絵図」解説(『駅々御本陣御間取絵図』松江市歴史史料集6)松江城・史料調査課編、二〇二三年

(5) 「御用頭書」(三谷家文書25-5-1・25-5-4)

弘化五年と嘉永二年は史料がないため不明

(6) 「御用頭書」(三谷家文書25-3-2・25-5-3)

(7) 「嘉永七甲寅年正月 御用頭書」(三谷家文書23-3-4)、四月十六日

(8) 千枝大志「史料紹介」三重県総合博物館所蔵『谷家文書』所収の伊勢御師道者壳券について―中世紀州の宗教的(熊野・高野山・真宗)特質と伊勢御師の活動―『同朋大学佛教文化研究所紀要』第38号、二〇一九年

(9) 前掲『松江市史 通史編3 近世I』三五八～三六〇頁

(10) 「留帳」本文中の旧字体は新字体に直して翻刻し、適宜読点を入れた(以下同)。

(11) 「文久四甲子年 御用頭書 長順」(三谷家文書25-1-3)

(12) 「御用頭書」(三谷家文書23-3-3・25-1-3)

(13) 「御直書写」(三谷家文書23-1-3)

(14) 根岸茂夫『大名列解剖する』吉川弘文館、二〇〇九年

(15) 松江市史編纂委員会編『松江市史 史料編6 近世II』松江市、二〇一三年

(16) 国立歴史民俗博物館図録『行列に見る近世―武士と異国と祭礼と―』二〇一二年

(たかはし まちこ 松江市文化スポーツ部

松江城・史料調査課歴史史料専門調査員)

松江市歴史叢書17  
松江市史研究15号

2024年（令和6年）2月29日発行

編 集 松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課

発 行 松 江 市

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印 刷 渡部印刷株式会社

〒690-0874 島根県松江市中原町192

# Historical Library of Matsue City 17

February 2024

## MATSUE SHISHI KENKYU No.15 Research of Matsue City's History

About "the Stone Pagoda Ōhaka" in Nishi Hamasada District of Matsue City .....	OKAZAKI Yujiro, INATA Makoto, TAKAYA Shigeo	(1)
Properties of Fujina ware in Official Kiln of Matsue Feudal Clan : From the Excavated Items of Tsuchiya Kiln .....	KOYAMA Taisei	(11)
The Excavation Survey of Shōbu Ruins in Yada District of Matsue City .....	OKAZAKI Yujiro, NIWANO Hiroshi	(21)
The Excavation Survey of Yada Ruins in Yada District of Matsue City : Including the Kurumi No.4 Ruins .....	OKAZAKI Yujiro, NIWANO Hiroshi	(39)
About "Hiranomae-Haiji" in Higashi Ikuma District of Matsue City : Correction and Reexamination of the Report 2023 .....	NIWANO Hiroshi	(55)
About the System of the Village Officials (Mura-yakunin) in Matsue Domain (No.2) : A Case of the Shimo-ōno Village in Mid-Edo Period .....	OKUHARA Keizo, KOYAMA Sachiko	(79)
About the Regional Survey and the Comprehensive Survey of Regional Historical Materials in Matsue .....	OMOTSUBO Kiku	(89)
Introduction of "Gyōretsu Tokusyū" (Featuring a Procession) .....	KOBAYASHI Junji	[1]
Matsudaira Family's Procession in the "Bukan" (the Book of Heraldry) : Changes and the Family Status of Processional Items of Matsue Matsudaira Family .....	KOYAMA Sachiko	[5]
Introduction of the Historical Materials : About the Violation of Shogunate Laws by Lord Matsudaira Dewanokami (Harusato) on the Way Back to Matsue in 1746 .....	KOBAYASHI Junji	[13]
About the Change of the Course of the "Daimyo's Alternate-year Residence in Edo (Sankin-Kotai) of the Matsue Feudal Clan between Fushimi and Nishinomiya .....	NISHIJIMA Taro	[19]
The Matsue Lord's Pleasure within the Domains Thinking from "Otaka" and the Use of "Honjin" .....	KASUGA Hitomi	[35]
The Journey of Mitani Kuranosuke : Introduction of the Historical Materials of Mitani Family Archives Concerning Procession "Gyōretsu" .....	TAKAHASHI Machiko	[45]
Features of Around "Onarizashiki" (Shoin) in "Honjin" (Officially Appointed Inn) : Considered from "Ekiekighonjin-onmadoriezu" .....	WADA Yoshihiro	(93)

松 江 市  
Matsue City  
Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-911264-00-3  
C3321 ¥1500E

松江市  
定価 (本体1500円【税別】)

